

令和3年度
包括外部監査の結果報告書

子ども・子育て支援に係る
事業の管理及び財務事務の執行について

令和4年1月

川越市包括外部監査人
公認会計士 佐久間仁志

「子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について」

目次

第1章 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
3 特定の事件を選定した理由	1
4 監査の対象部局	2
5 監査対象年度	2
6 外部監査の方法	2
(1) 監査の着眼点	2
(2) 主な監査手続	3
7 外部監査実施期間	3
8 外部監査従事者	3
9 利害関係	3
第2章 監査対象の概要	4
1 子ども・子育て支援に係る国の取組	4
2 川越市の状況	10
(1) 川越市の子どもを取り巻く状況	10
(2) ニーズ調査に基づく市民の意向	14
(3) 子どもの貧困対策の現状	20
3 子ども・子育て支援事業計画	24
(1) 川越市子ども・子育て支援事業計画	24
(2) 「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設	25
(3) 川越市の保育施設の概要	29
(4) 地域子ども・子育て支援事業	37
(5) 子ども・子育て支援事業計画の具体的事業	38
(6) 幼児教育・保育無償化について	54
(7) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画	55
(8) 川越市の子ども・子育て支援給付の支給規模について	62
4 監査対象項目について	64
第3章 外部監査の結果と意見	65
第1 監査の結果と意見概要	65
第2 監査の結果と意見（個別）	72
1 第1期川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況	72
(1) 第1期川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況及び決算額（総論）	72
(2) 基本目標1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	74
1) 施策目標1－(1) 子どもと親の健康の確保・増進	74
2) 施策目標1－(2) 食育・保健対策の充実	79

(3) 基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	80
1) 施策目標2- (1) 教育・保育の量的拡大・質的向上	80
2) 施策目標2- (2) 多様な保育事業の推進	84
(4) 基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	92
1) 施策目標3- (1) 学校教育の充実	92
2) 施策目標3- (2) 家庭や地域による教育力の向上	94
(5) 基本目標4 要支援児童へのきめ細かな取組の推進	97
1) 施策目標4- (1) 児童虐待防止対策の充実	97
2) 施策目標4- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	100
3) 施策目標4- (3) 障害児施策の充実	105
(6) 基本目標5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	108
1) 施策目標5- (1) 仕事と家庭の両立の推進	108
2) 施策目標5- (2) 地域における子育て支援サービスの充実	110
3) 施策目標5- (3) 子どもの健全育成の取組	115
4) 施策目標5- (4) 安全・安心なまちづくり	117
5) 施策目標5- (5) 子育て情報提供の充実	119
2 こども未来部こども政策課の事業	121
(1) 組織及び業務概要等	121
(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	123
(3) 「児童福祉総務費」関係事業	124
1) こども医療費支給	124
2) ひとり親家庭等医療費支給	127
3) こども政策課一般事務	130
4) 児童手当事務	134
5) 子ども・子育て支援新制度事務	135
6) 民間保育所等整備	140
(4) 「児童措置費」関係事業	144
1) 児童手当	144
(5) 「児童福祉施設費」関係事業	148
1) 保育所耐震化事業	148
(6) 「子育て安心施設建設費」関係事業（すくすくかわごえ）	151
1) 子育て安心施設建設	151
2) 子育て安心施設整備推進	156
(7) 「子育て世帯臨時特別給付金給付事業」関係事業	159
1) 子育て世帯臨時特別給付金給付事業	159
3 こども未来部こども育成課の事業	161

(1) 組織及び業務概要等	161
(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	162
(3) 「児童福祉総務費」関係事業	164
1) ファミリー・サポート・センター事業	164
2) 緊急サポートセンター事業	168
3) 病児・病後児保育事業	170
4) 利用者支援事業（基本型）	175
5) 放課後児童健全育成事業	178
(4) 「児童福祉施設費」関係事業	182
1) 地域子育て支援拠点事業	182
2) 児童遊園新設・整備	190
(5) 「児童センター管理費」関係事業	194
1) 児童館について	194
2) 児童センターこどもの城運営管理	195
3) 川越駅東口児童館運営管理	199
4) 高階児童館運営管理	202
(6) 「青少年対策費（社会福祉費の一部）」関係事業	203
1) 青少年自主活動の推進	203
2) 青少年育成体制の充実	204
3) 非行防止対策（川越市少年指導センター）	207
4 こども未来部こども家庭課の事業	209
(1) 組織及び業務概要等	209
(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	211
(3) 「児童福祉総務費」関係事業	212
1) 家庭児童相談	212
2) 母子家庭等自立支援	213
3) 児童福祉事務	218
4) 子育て短期支援事業	221
(4) 「母子福祉施設費」関係事業	223
1) 母子生活支援施設等入所事業	223
(5) 「母子福祉費」関係事業	224
1) 児童扶養手当	224
2) 児童扶養手当事務	225
(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付事務（繰出金・特別会計）	226
5 こども未来部保育課の事業	233
(1) 組織及び業務概要	233

(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	242
(3) 民間保育所補助等（「児童福祉総務費」）	244
(4) 私立幼稚園等助成（「幼稚園費」）	258
(5) 保育課一般事務（「児童福祉総務費」）	264
(6) 市立保育所事業	266
1) 市立保育所の固定資産の管理状況	266
2) 事故防止、非常災害等のリスク管理について	272
3) 市立保育所の保育料等収入状況	273
4) 市立保育所5年間支出状況	278
5) 市立保育所令和2年度支出状況	280
6) 会計年度任用職員採用等事務（保育所）（「児童福祉総務費」）	281
7) 保育所運営管理（「児童福祉施設費」）	286
8) 保育所耐震化及び保育所整備事業（「児童福祉施設費」）	300
(7) 施設型給付費等の支給	311
1) 総論	311
2) 施設型給付費等（保育所等）	312
3) 地域型保育給付費（小規模保育等）	314
4) 施設等利用給付費等（認可外保育施設等）	316
5) 施設型給付費等（幼稚園等）	316
6) 施設等利用給付費等（幼稚園等）	319
7) 施設型給付費等のチェックについて	323
6 保育所等の指導監督について	330
(1) 総論	330
(2) 認可保育施設の指導監査について	330
(3) 認可外保育施設の指導監査について	337
(4) 市立保育所の指導監査について	339
(5) 指導監査の結果	339
7 こども未来部療育支援課の事業	344
(1) 組織及び業務概要等	344
(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	346
(3) 障害児通所支援事業	346
(4) 児童発達支援センター事業	350
1) 児童発達支援センター運営管理	350
2) 会計年度任用職員人件費（児童発達支援センター）	355

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

令和3年5月に総務省が公表した人口推計によると、令和3年5月1日現在、日本の総人口(概算値)は1億2,536万人で、前年同月に比べ43万人減少した。平成22年に1億2,805万人でピークを迎えた日本の人口は、これ以降減少し、令和37年には9,744万人になると推定されている。年齢別人口比は、平成22年で14歳以下13.2%、15歳から64歳63.8%、65歳以上23.0%であったのに対し、令和37年には14歳以下10.4%、15歳から64歳51.6%、65歳以上38.0%と少子高齢化が顕著に進んでいると考えられる。出生数は、昭和48年の209万人(出生率19.4)をピークに減少し、平成28年には97万人と100万人を割り込み、令和元年には86万人(出生率7.0)となった。

川越市の人口は令和3年6月1日現在35万3千人で増加傾向にあるが、ここ10年間の年齢別人口比をみると、平成24年1月1日が14歳以下13.2%、15歳から64歳65.5%、65歳以上21.3%であったのに対し、令和3年1月1日には14歳以下12.2%、15歳から64歳60.9%、65歳以上26.9%と少子高齢化が進行している。今後、少子高齢化が一層進行し、近い将来人口が減少に転じることが予想される。

少子化の影響として、生産年齢人口の減少、労働力供給の減少、社会保障分野への影響などが考えられる。平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連法が成立し、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から全国の市町村で始まっている。

川越市では、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、「川越市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)」を策定し、少子化対策等として、幼児期の教育・保育の充実や待機児童の解消などに取り組んできた。5年間の計画期間の満了に伴い、令和元年10月から新たに開始された幼児教育・保育の無償化等、社会状況の変化を考慮し、川越市の実情を踏まえ子ども・子育て支援政策の総合的かつ計画的な実施を目的として「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和

6年度)」を策定し、現在、「安心して子育てができるまち川越」の実現に向けて、実施されている状況である。子ども・子育て支援の充実は、長期的観点では、生産年齢人口・労働力供給の減少を防ぎ、税収・財政健全性の確保を実現するとともに、それ故、多額の予算執行がなされている重要な施策であると考えられる。

以上を考慮すると、子ども・子育て支援に関する事業の有効性及び効率性については、市民の関心も高いものと考えられることから、子ども・子育て支援の諸施策について、合規性のみならず経済性、効率性及び有効性を第三者的な観点から総合的に検証することは、今後の川越市の子ども・子育て支援施策にとっても非常に有意義なものと考えられる。

以上の観点から本テーマを選定した。

4 監査の対象部局

福祉部	指導監査課
こども未来部	こども政策課
こども未来部	こども育成課
こども未来部	こども家庭課
こども未来部	保育課
こども未来部	療育支援課
保健医療部	健康づくり支援課
教育総務部	中央公民館
学校教育部	学校管理課

5 監査対象年度

原則として令和 2 年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に遡及する。

6 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について、関係法令や諸規則に準拠して実施されていること又は地方自治法第 2 条第 14 項の「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とする観点に基づき、行政運営の経済性、効率性及び有効性について確認するため、監査を実施した。

(2) 主な監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

- 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱などの確認を実施した。
- 制度の概要、運営に関する行政計画及び予算の執行状況などの確認を実施した。
- 上記に基づき所管部署からの聴取、担当者への質問及び関係書類の閲覧並びにデータ分析を実施した。
- 施設の使用状況、管理状況及び老朽化などを把握するため、現場視察及び質問などを実施した。
- 委託業者の管理活動の合理性を検討するため、関係資料の閲覧及び質問などを実施した。

7 外部監査実施期間

令和3年6月22日から令和4年1月26日まで

8 外部監査従事者

包括外部監査人

佐久間仁志 公認会計士

包括外部監査人補助者

大塚 健一 公認会計士

興松 敬史 公認会計士

細田 康弘 公認会計士

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人（包括外部監査人補助者を含む。）との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

なお、報告書表中の金額は、端数処理の関係でおのおのの数字合計と一致しない場合がある。また、固有名詞をアルファベットによる匿名で記載している箇所がある。

第2章 監査対象の概要

1 子ども・子育て支援に係る国の取組

子ども・子育て支援に係る約25年間の国の取組について、時系列的に記載すると、次のようになる（「少子化社会対策白書」より抜粋）。

取組	内容
1)エンゼルプラン (1995年度~1999年度)	1994年12月、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定された。また、エンゼルプランを実施するため、保育の量的拡大や低年齢児（0～2歳児）保育、延長保育等の多様な保育の充実、地域子育て支援センターの整備等を図るための「緊急保育対策等5か年事業」が策定され、1999年度を目標年次として、整備が進められることとなった。
2)新エンゼルプラン (2000年度～2004年度)	1999年12月、「少子化対策推進基本方針」と、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）が策定された。最終年度に達成すべき目標値の項目には、これまでの保育関係だけでなく、雇用、母子保健、相談、教育等の事業も加えた幅広い内容となった。
3)次世代育成支援対策推進法（2003年7月～）	家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子供を育成する家庭を社会全体で支援する観点から、2003年7月、地方公共団体及び企業における10年間の集中的・計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）が制定された。
4)少子化社会対策基本法（2003年9月～） 少子化社会対策大綱 (2004年6月～2010年1月)	2003年7月、議員立法により、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するために「少子化社会対策基本法」（平成15年法律第133号）が制定され、同年9月から施行された。

	2004年6月、少子化社会対策基本法に基づき、「少子化社会対策大綱」（以下「大綱」という。）が少子化社会対策会議を経て、閣議決定された。
5)子ども・子育て応援プラン（2005年度～2009年度）	2004年12月、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を少子化社会対策会議において決定し、国が地方公共団体や企業等とともに計画的に取り組む必要がある事項について、2005年度から2009年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を掲げた。
6)「新しい少子化対策について」（2006年6月～2007年度）	予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換を図るため、2006年6月、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定された。
7)「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（2007年12月～）	少子高齢化についての一層厳しい見通し等を踏まえ、2007年12月、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）が取りまとめられた。重点戦略では、ワーク・ライフ・バランスの実現とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとされた。また、重点戦略を踏まえ、2008年2月に、政府は「新待機児童ゼロ作戦」を発表した。
8)新たな大綱(子ども・子育てビジョン)の策定(2010年1月～2015年3月)	2010年1月、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱(子ども・子育てビジョン)を閣議決定した。
9)子ども・子育て支援新制度本格施行までの経過(2010年1月～)	2012年3月には、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を少子化社会対策会議において決定した。これに基づき、政府は、社会保障・税一体改革関連法案として、子ども・子育て支援法等の3法案を2012年通常国会(第180回国会)に提出した。国会における修正を経て成立した「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)等に基づき、政府において「子ども・子育て支援新制度」の本格施行に向けた

	準備を進め、2014年度には、消費税率8%への引上げによる財源を活用し、待機児童が多い市町村等において「保育緊急確保事業」が行われた。
10)待機児童の解消に向けた取組(2013年4月～)	都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消の取組を加速化させるため、約40万人分の保育の受け皿を確保することを目標とした「待機児童解消加速化プラン」を新たに策定し、2015年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方公共団体に対してはその取組を支援した。
11)少子化危機突破のための緊急対策(2013年6月～)	2013年6月には、少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」(以下「緊急対策」という。)を決定した。緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされた。
12)放課後子ども総合プランの策定(2014年7月～2019年3月)	文部科学省及び厚生労働省が連携して2014年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定した。このプランにおいては、2019年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指すこととした。
13)地方創生の取組(2014年9月～)	2014年11月には、「まち・ひと・しごと創生法」(平成26年法律第136号)が成立し、12月27日には、日本の人口・経済の中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、5年間(2015～2019年度)の目標や施策の基本的方向、具体的施策を定めた、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。これらを勘案し、地方公共団体において、地方版のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されている。

14)新たな大綱(第3次大綱)の策定(2015年3月～2020年5月)	「新たな少子化社会対策大綱策定のための検討会」は、2015年3月20日に第3次となる新たな「少子化社会対策大綱」を閣議決定した。第3次大綱では、従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の五つの重点課題を設けた。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとした。
15)子ども・子育て支援新制度の施行(2015年4月～)	2012年に成立した子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」について、2015年4月1日から本格施行された。
16)子ども・子育て支援法の改正(2016年4月～)	2016年通常国会において、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるなどの子ども・子育て支援法の改正を行い、同年4月に施行された。
17)「子育て安心プラン」の公表(2017年6月～2021年3月)	25歳から44歳の女性就業率が上昇し、その就業率と相関して保育の利用申込み率も伸びることが見込まれることから、2017年6月に「子育て安心プラン」を公表し、2018年度から2022年度末まで(後に2020年度末までに修正)に女性就業率80%にも対応できる32万人分の保育の受け皿を整備することとした。
18)子ども・子育て支援法の改正(2018年4月～)	2018年通常国会において、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとするなどの子ども・子育て支援法の改正を行い、同年4月に施行された。
19)新・放課後子ども総合プランの策定(2019年4月～)	2014年7月に策定された「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるた

	<p>め、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、2019年度から5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプランを文部科学省と厚生労働省が共同で策定した。</p>
<p>20)子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の成立(2019年5月～)</p>	<p>「新しい経済政策パッケージ」(2017年12月8日閣議決定)の決定に基づく教育の無償化の実施に向けて、2019年通常国会において、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」(令和元年法律第7号)及び「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年法律第8号)が成立した。これを受けて、幼児教育・保育の無償化(2019年10月～)及び低所得者世帯に対する高等教育の修学支援新制度(2020年4月～)が実施されている。なお、これらの実施にあたっては、消費税率10%への引上げ(2019年10月～)による財源を活用している。</p>
<p>21)新たな大綱(第4次大綱)の策定と推進(2020年5月～)</p>	<p>第4次となる新たな大綱の策定に向けて、2019年2月に「第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会」を発足させ、検討を進め2019年12月に提言を取りまとめた。これを受けて、政府は少子化社会対策会議を経て2020年5月29日に第4次となる新たな「少子化社会対策大綱」を閣議決定した。</p> <p>第4次大綱は、「希望出生率1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」、「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」、「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」、「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」、「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の五つの基本的な考え方にに基づき、社会情勢の変化等を踏まえた、令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくこととしている。第4次大綱では、大綱に基づく施策の効果的な推進を図り、より実効性のある少子化対策を進めるため、施策の進捗状況等を検証・評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルを適切に回していくこととしている。</p>

<p>22)新型コロナウイルス感染症への対策 (2020年1月～)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与えており、安心して子供を産み育てられる環境を整備することの重要性を改めて浮き彫りにした。こうした状況に対応するため、非常時の対応として、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(2020年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)や「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2020年4月20日閣議決定)などにに基づき、学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備、子育て世帯への臨時特別給付金の支給、妊産婦に対する感染対策の徹底や妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備、子供の見守り体制の強化、電話やオンラインも活用した妊産婦や乳幼児に対する相談支援や保健指導、テレワークの強力な推進等に取り組んできた。あわせて、新たな大綱の推進に当たっては、平常時と併せて非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、テレワークを始めとする多様で柔軟な働き方の推進、地域における子育て支援の充実、男性の家事・育児参画の促進、地方創生と連携した取組の推進等に総合的に取り組んでいく。</p>
---	---

以上、子ども・子育て支援に係る国の政策の変遷について記載した。これらを踏まえ、川越市の現状はどうか、次に記載する。

2 川越市の状況

川越市の子ども・子育ての現状については、市で調査を行っているので、その結果について記載する（「第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画 第 2 章 川越市の現状」）。

（1）川越市の子どもを取り巻く状況

1）少子高齢化（年齢 3 区分別人口の推移）

川越市の人口推移をみると、総人口は年々増加している。また、年齢 3 区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0~14 歳）は減少しているのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいる。

川越市の 10 年間の人口推移（単位：人）（各年 1 月 1 日現在）

年齢 3 区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
0~14	45,381	45,646	45,810	45,537	45,324	45,172	44,801	44,350	43,700	43,228
15~64	226,001	223,626	221,571	219,062	217,272	216,566	215,997	215,732	215,555	215,066
65~	73,518	77,467	81,214	84,779	87,627	89,916	91,635	93,033	94,046	94,966
合計	344,900	346,739	348,595	349,378	350,223	351,654	352,433	353,115	353,301	353,260
0~14	13.2%	13.2%	13.1%	13.0%	12.9%	12.8%	12.7%	12.6%	12.4%	12.2%
15~64	65.5%	64.5%	63.6%	62.7%	62.0%	61.6%	61.3%	61.1%	61.0%	60.9%
65~	21.3%	22.3%	23.3%	24.3%	25.0%	25.6%	26.0%	26.3%	26.6%	26.9%

2）児童数の推移と将来予測

川越市の児童数の推移をみると、平成 26 年以降減少傾向となっている。今後も児童数は減少することが見込まれている。

児童数の推移（推計値）（単位：人）

	R4	R5	R6	R7	R8
総人口	354,310	354,538	354,166	353,729	353,808
0 歳	2,505	2,495	2,484	2,472	2,472
1~2 歳	5,267	5,209	5,177	5,156	5,133
3~5 歳	8,299	8,142	8,016	7,916	7,848
小計	16,071	15,846	15,677	15,544	15,453
0~17 歳	52,649	52,298	51,988	51,570	51,027

3) 婚姻の状況及び合計特殊出生率の推移

①未婚率の推移

川越市の男性の未婚率は、35~39歳、40~44歳、45~49歳で増加傾向にある。女性の未婚率は、20~24歳を除き、増加傾向にある。

②平均初婚年齢の推移

平成21年(男子30.9歳、女子28.8歳)から平成29年(男子32.1歳、女子29.5歳)にかけて概ね上昇傾向となっている。

③合計特殊出生率の推移

増減を繰り返しながら、近年は横ばいで推移しており、平成29年で1.31となっている。また、全国(1.43)、埼玉県(1.36)と比較すると低い値となっている。

④出生数の推移

増減を繰り返し、平成30年で2,545人と平成21年(2,836人)と比較すると約1割減少している。

⑤第一子出産時の母親の年齢構成の推移

平成21年から平成29年にかけて29歳以下の年代は減少している(H21:52.5%、H29:46.2%)のに対し、30歳以上の割合が増加(H21:47.6%、H29:53.8%)している。

⑥婚姻件数、婚姻率

平成21年(1,843件、5.4%)から平成30年(1,546件、4.4%)にかけてともに減少傾向となっている。

4) 世帯の状況

一世帯あたりの人数は減少傾向となっている。家族タイプの推移においても、子どもがいる世帯の割合が減少し、夫婦のみ、単独世帯の割合が増加している。また、6歳未満及び18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加している。また、理想の子ども数と現実の推移をみると、ともに減少傾向となっている。

一世帯あたりの人数の推移(単位:人)

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
一世帯あたりの人数	3.09	2.92	2.76	2.64	2.45	2.37

一般世帯の家族類型の推移（単位：％）

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
夫婦のみ	12.1	15.2	17.6	19.6	20.2	20.4
夫婦と子ども	47.5	43.6	39.8	36.4	32.4	30.6
ひとり親と子ども	6.2	6.9	7.6	8.4	8.6	8.8
核家族以外の世帯	13.1	11.9	10.7	9.8	7.9	6.6
非親族を含む世帯	0.2	0.3	0.5	0.6	0.9	1.2
単独世帯	20.9	22.1	23.7	25.1	30.0	32.3

5) 就労の状況

①就業率の推移

女性は横ばいとなっているが男性は減少傾向となっている。

就業率の推移（単位：％）

	H2	H7	H12	H17	H22	H27
男性	75.7	75.5	71.5	68.6	64.4	62.7
女性	46.2	47.1	46.4	46.1	44.7	45.5

②女性の年齢別就業率の推移

出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いている。落ち込みの大きい 30~39 歳の就業率は平成 17 年に比べ平成 27 年で上昇し、近年では M 字カーブは緩やかになっている。

③女性就業者数の推移

増加傾向になっている。

女性就業者数の推移（単位：人）

	H12	H17	H22	H27
女性就業者数	65,227	65,559	66,431	69,485

6) 保育施設等の状況

①待機児童の推移

埼玉県では平成 30 年までは増加傾向になっていたが、平成 31 年では前年から 344 人減少した。平成 25 年から平成 31 年にかけて川越市は減少傾向となっている。

川越市の待機児童の推移（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
待機児童の人数	112	119	74	67	64	73	20	2	7

②保育所、幼稚園、認定こども園の園児数の推移

幼稚園では年度ごとに増減をしながら減少しているのに対し、保育所では、増加傾向となっている。また、認定こども園では幼稚園からの移行に伴い増加傾向となっている。

園児数の推移（単位：人）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
保育所	3,363	3,525	3,977	4,260	4,515	4,676	4,873	5,082
幼稚園	6,443	6,462	6,400	6,101	5,851	5,730	5,178	4,798
認定こども園	-	-	-	172	229	300	677	866

※保育所は各年 12 月 1 日時点、幼稚園・認定こども園は各年 5 月 1 日時点。保育所には地域型保育施設を含む。

③学童保育室の利用状況

利用者数、利用率ともに増加傾向となっている。

学童保育室の利用状況（各年 4 月 1 日現在）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
公立学童（人）	2,037	2,166	2,376	2,654	2,708	2,911	3,066	3,138
民間学童（人）	-	-	38	32	37	40	44	173
合計（人）	2,037	2,166	2,414	2,686	2,745	2,951	3,110	3,311
利用率（%）	11.4	12.2	13.5	14.9	15.2	16.4	17.3	18.6

※ 利用率とは、川越市の小学生総数に占める学童保育室の利用児童数の割合である。

(2) ニーズ調査に基づく市民の意向

1) 子どもと家族の状況

子育てを主に行っている人について、平成 25 年度と平成 30 年度を比べると就学前児童保護者では「父母ともに」が 55.7%から 51.7%と 4.0 ポイント減少し、「主に母親」が 42.7%から 46.7%と 4.0 ポイント増加となっている。放課後児童クラブ利用保護者では平成 25 年度と平成 30 年度を比べ大きな変化はみられない（「父母ともに」: 54.1%から 55.0%、「主に母親」: 42.5%から 42.3%）。

2) 子どもの育ちをめぐる環境

子どもをみてもらえる親族・知人の有無について、平成 30 年度では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 24.2%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 61.9%となっているものの、「いずれもない」保護者が 10.9%となっている。

3) 保護者の就労状況

①母親の就労状況

就学前児童保護者では、就労している母親の割合が、平成 30 年度で「正規雇用」「非正規雇用」あわせて 59.5% となっている。平成 25 年度と比べると、「就労していない」の割合が 54.7%から 39.2%に減少し、「正規雇用」「非正規雇用」の割合が 44.0%から 59.5%に増加している。

②現在就労していない母親の就労希望

67.5%が今後の就労を希望している（平成 30 年度時点）。

③現在就労していない母親の就労希望時期

「7 歳以上」が 32.5% と最も高くなっており、次いで「3 歳」が 23.6%、「4 歳」が 21.7%となっている（平成 30 年度時点）。

4) 教育・保育事業の利用

①定期的な教育・保育事業の利用

定期的な教育・保育事業を「利用している」が 75.3%となっている。0~2 歳（36.2%）に比べ、3~5 歳（94.2%）で「利用している」の割合が高くなっている。

②利用している事業（複数回答）

利用している事業は、「幼稚園」が 49.9%、次いで「認可保育所」が 33.4%となっている。0~2 歳では「認可保育所」の割合が 41.7%と高く、3~5 歳では「幼稚園」の割合が 58.1%と高くなっている。

利用している事業（単位：％）

	0～2歳	3～5歳	全体
幼稚園	3.2	58.1	49.9
幼稚園の預かり保育（延長預かり保育）	0.6	14.4	12.2
入園前の幼稚園の預かり保育	15.4	2.3	4.2
認定こども園（教育（1号）認定）	1.3	2.4	2.2
認定こども園の一時預かり保育	1.9	0.6	0.8
認可保育所	41.7	31.8	33.4
認定こども園（保育（2号・3号）認定）	4.5	1.3	1.7
小規模保育施設	15.4	0.0	2.5
家庭的保育	0.0	0.0	0.0
事業所内保育施設	9.6	1.4	2.6
家庭保育室	0.6	0.1	0.2
居宅訪問型保育	0.0	0.0	0.0
その他の認可外の保育施設	3.8	1.4	1.7
ファミリー・サポート・センター	1.9	0.4	0.6
児童発達支援センター・児童発達支援事業所	0.0	1.9	1.4
その他	3.8	0.9	1.2
無回答	1.3	0.4	0.5

就学前児童保護者による回答

③今後利用したい事業（複数回答）

今後利用したい事業は、「幼稚園」が65.7%、次いで「幼稚園の預かり保育」が40.4%、「認可保育所」が39.5%となっている。

今後利用したい事業（単位：％）

	調査時の利用	利用意向
幼稚園	49.9	65.7
幼稚園の預かり保育（延長預かり保育）	12.2	40.4
入園前の幼稚園の預かり保育	4.2	20.5
認定こども園（教育（1号）認定）	2.2	18.2
認定こども園の一時預かり保育	0.8	11.5
認可保育所	33.4	39.5
認定こども園（保育（2号・3号）認定）	1.7	11.4
小規模保育施設	2.5	5.6

家庭的保育	0.0	1.8
事業所内保育施設	2.6	10.0
家庭保育室	0.2	1.4
居宅訪問型保育	0.0	3.6
その他の認可外の保育施設	1.7	1.6
ファミリー・サポート・センター	0.6	12.3
児童発達支援センター・児童発達支援事業所	1.4	3.2
その他	1.2	1.3
無回答	0.5	1.8

就学前児童保護者による回答

④ 0~2歳の子どもがいる人の今後の利用したい事業（複数回答）

「幼稚園」が62.9%、「認可保育所」が48.7%、「幼稚園の預かり保育」が36.7%となっている。

今後利用したい事業（単位：%）

	調査時の利用	利用意向
幼稚園	3.2	62.9
幼稚園の預かり保育（延長預かり保育）	0.6	36.7
入園前の幼稚園の預かり保育	15.4	29.5
認定こども園（教育（1号）認定）	1.3	21.8
認定こども園の一時預かり保育	1.9	15.8
認可保育所	41.7	48.7
認定こども園（保育（2号・3号）認定）	4.5	14.4
小規模保育施設	15.4	8.8
家庭的保育	0.0	2.8
事業所内保育施設	9.6	11.1
家庭保育室	0.6	1.2
居宅訪問型保育	0.0	2.6
その他の認可外の保育施設	3.8	0.7
ファミリー・サポート・センター	1.9	12.1
児童発達支援センター・児童発達支援事業所	0.0	2.6
その他	3.8	1.2
無回答	1.3	1.9

就学前児童保護者による回答

⑤ 3~5歳の子どもがいる人の今後の利用したい事業（複数回答）

「幼稚園」が67.2%、「幼稚園の預かり保育」が43.8%、「認可保育所」が34.8%となっている。

今後利用したい事業（単位：%）

	調査時の利用	利用意向
幼稚園	58.1	67.2
幼稚園の預かり保育（延長預かり保育）	14.4	43.8
入園前の幼稚園の預かり保育	2.3	16.3
認定こども園（教育（1号）認定）	2.4	16.8
認定こども園の一時預かり保育	0.6	9.9
認可保育所	31.8	34.8
認定こども園（保育（2号・3号）認定）	1.3	10.8
小規模保育施設	0.0	4.3
家庭的保育	0.0	1.5
事業所内保育施設	1.4	10.2
家庭保育室	0.1	1.8
居宅訪問型保育	0.0	4.7
その他の認可外の保育施設	1.4	2.3
ファミリー・サポート・センター	0.4	12.9
児童発達支援センター・児童発達支援事業所	1.9	3.8
その他	0.9	1.4
無回答	0.4	1.8

就学前児童保護者による回答

⑥ 預かり保育事業の利用状況

幼稚園保護者、認定こども園1号認定保護者の預かり保育事業の利用状況は、「ほぼ毎日利用している」割合が、幼稚園保護者で12.5%、認定こども園1号認定保護者で12.8%となっており、「現在利用していない（または時折の利用のみ）かつ、他の保育事業等も利用していない」割合が、幼稚園保護者で61.7%、認定こども園1号認定保護者で68.2%となっている。

預かり保育事業の利用状況（単位：％）

	幼稚園	認定こども園
現在、ほぼ毎日預かり保育事業を利用している	12.5	12.8
現在、預かり保育事業を利用していない(または時折の利用のみ)が、他の保育事業等を利用している	5.5	2.8
現在、預かり保育事業を利用していない(または時折の利用のみ)かつ、他の保育事業等も利用していない	61.7	68.2
無回答	20.3	16.2

5) 放課後の過ごし方

①放課後の子どもの過ごし方（複数回答）

小学校就学後の希望する放課後の子どもの過ごし方は、小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」が55.9%と最も高く、次いで「習い事（注：ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が46.6%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が33.3%となっているが、小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が69.4%と最も高く、次いで「習い事」が63.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が20.6%となっている。なお、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は、低学年から高学年になると減少し、15.7%となっている。

小学校就学後の希望する放課後の子どもの過ごし方（単位：％）

	小学校 1～3 年生	小学校 4～6 年生
① 自宅	55.9	69.4
② 祖父母宅や友人・知人宅	16.2	20.6
③ 習い事	46.6	63.5
④ 放課後児童クラブ（学童保育）	33.3	15.7
⑤ 放課後子供教室	9.3	10.8
⑥ 児童館	3.9	3.7
⑦ 放課後デイサービス	1.7	1.7
⑧ ファミリー・サポート・センター	1.0	0.5
⑨ その他（公民館・公園等）	14.5	17.9
⑩ 無回答	13.5	13.5

就学前児童保護者による回答

②放課後児童クラブ（学童保育）を利用している人が希望する放課後の過ごし方
（複数回答）

小学校 1~3 年生で放課後児童クラブ（学童保育）を利用している人が、小学校 4~6 年生になったら希望する子どもの放課後の過ごし方は、「放課後児童クラブ(学童保育)」が 52.5%と最も高く、次いで「自宅」が 46.0%、「習い事」が 45.7%となっている。

放課後児童クラブ(学童保育)を利用している人が希望する放課後の過ごし方(単位:%)

		小学校 4~6 年生
①	自宅	46.0
②	祖父母宅や友人・知人宅	13.5
③	習い事	45.7
④	放課後児童クラブ（学童保育）	52.5
⑤	放課後子供教室	7.0
⑥	児童館	3.3
⑦	放課後デイサービス	1.0
⑧	ファミリー・サポート・センター	0.5
⑨	その他（公民館・公園等）	6.1
⑩	無回答	8.7

放課後児童クラブ利用保護者による回答

6) 育児休業の取得状況

①育児休業取得状況

育児休業を取得していない割合は父親が 87.6%、母親が 14.4%（但し、母親は「働いていなかった」が 48.6%）となっている（平成 30 年度時点）。

②育児休業を取得していない理由（複数回答）

育児休業を取得していない理由は、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が 33.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 23.0%となっており、父親では、「仕事が忙しかった」が 33.7%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 32.1%となっている。

育児休業を取得していない理由（単位：％）

	母親	父親
子育てや家事に専念するため退職した	33.2	1.2
職場に育児休業の制度が無かった（就業規則に定めが無かった）	23.0	10.1
仕事に戻るのが難しそうだった	17.1	4.0
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	15.0	32.1
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	7.0	0.4
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要が無かった	7.0	30.0
仕事が忙しかった	5.9	33.7
収入減となり、経済的に苦しくなる	3.2	26.1
産休後に仕事に早く復帰したかった	2.1	0.4
保育所（園）などに預けることができた	2.1	1.2
産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	2.1	0.1
育児休暇を取得できることを知らなかった	1.6	1.2
昇給・昇格などが遅れそうだった	0.5	7.8
配偶者が育児休業制度を利用した	0.0	19.8
その他	19.3	5.4
無回答	4.8	9.5

就学前児童保護者による回答

（3）子どもの貧困対策の現状

1) これまでの川越市の取り組み

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や同年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」を背景に、川越市では、ひとり親世帯や生活困窮世帯等の児童を対象にした学習支援事業、就学援助の拡充やスクールソーシャルワーカーの増員などに取り組んできた。

このような中、平成29年4月に川越市子どもの貧困対策推進検討会議を設置し総合的な対策の検討を進めるとともに、平成29年度の第1期計画の中間年改定において、

子どもの貧困対策に関する事項を位置づけ、子どもの貧困における実態把握や支援ニーズの把握を目的とする実態調査を実施し、効果の高い施策を進めることとした。

2) 子どもの生活に関する状況

【生活困難層について】

貧困の代表的な定義には、所得額が生きるために必要な最低限の生活水準を維持するのに満たない状態を示す「絶対的貧困」と、所得額が一定の国や地域における平均的な生活水準に満たない状態を示す「相対的貧困」がある。

平成 30 年度に川越市で実施した「子どもの生活に関する実態調査」(以下、「本調査」という。)では「平成 29 年国民生活基礎調査」から算出された平均的な生活水準未満の低所得世帯、経済的理由から電話、電気、ガス、水道料金を滞納するなど家計が逼迫している世帯、あるいは子どもの体験や所有物の欠如が見られる世帯のいずれかに該当する世帯を生活困難層と定義した。

なお、「平成 28 年国民生活基礎調査」で示された「子どもの貧困率」は、世帯所得の把握の方法などに違いがあるため、本調査との単純比較はできない。

本調査では、子どもの対象年齢を、小学 5 年生、中学 2 年生、及び 16~17 歳の 3 つの年代としている。以下、「すべての年代 (年齢)」とは、この 3 つの年代を指す。

①支援が必要な世帯と子ども

ア 世帯のタイプ

本調査における世帯のタイプについて、すべての年代で「ふたり親二世帯」の割合が高く、小学 5 年生で 74.8%、中学 2 年生で 73.4%、16~17 歳で 71.2%となっている。また、ひとり親の世帯の割合は子どもの年齢が上がるほど高くなっている。

イ 支援が必要と思われる世帯

生活に困窮していると思われる困窮層の家庭の割合が小学 5 年生で 8.6%、中学 2 年生で 9.6%、16~17 歳で 8.7% となっている。また、困窮しているとまではいえないものの、その状態に近いと思われる周辺層の割合が小学 5 年生で 18.6%、中学 2 年生で 18.5%、16~17 歳で 16.9%となっている。

②児童生徒についての課題

ア 自分の健康状態

すべての子どもの年齢の『困窮層』で「よい」と「まあよい」をあわせた割合が低くなっており、小学 5 年生で 58.8%、中学 2 年生で 57.4%、16~17 歳で 40.4%となっ

いる。

イ 医療機関に受診させなかった経験

すべての子どもの年齢の『困窮層』で「あった」の割合が高くなっており、小学5年生保護者で29.4%、中学2年生保護者で21.0%、16~17歳保護者で23.4%となっている。

ウ 平日に朝食をとる頻度

すべての子どもの年齢の『困窮層』で「食べないほうが多い」と「いつも食べない」をあわせた割合が高くなっており、小学5年生で7.0%、中学2年生で14.4%、16~17歳で14.9%となっている。

エ 学校の授業の理解度

すべての子どもの年齢の『困窮層』で「いつもわかる」と「だいたいわかる」をあわせた割合が低くなっており、小学5年生で65.6%、中学2年生で55.9%、16~17歳で58.6%となっている。

オ 学校の授業以外の勉強時間

すべての子どもの年齢の『困窮層』で「全くしない」の割合が高くなっており、小学5年生で9.8%、中学2年生で7.4%、16~17歳で39.1%となっている。

カ 夢がない理由

「夢がかなうのはむずかしいと思う（小学5年生・中学2年生）」と「経済的に、なりたい職業になれないと思う（16~17歳）」と回答した『困窮層』の割合は、小学5年生で27.2%、中学2年生で8.4%、16~17歳で8.7%となっている。

キ 自分の将来が楽しみかどうかについて

子どもの自己肯定感の一つとして、自分の将来が楽しみかどうかについて、「とても思う」「思う」を合わせた割合は、『困窮層』では小学5年生が72.4%、中学2年生が59.8%、16~17歳が55.3%となっており、年齢が上がるにつれ、割合が低くなっている。

③保護者についての課題

ア 自分の健康状態

すべての子どもの年齢の『困窮層』で「よい」と「まあよい」をあわせた割合が低くなっており、小学5年生保護者で37.0%、中学2年生保護者で35.1%、16~17歳保護

者で 34.1%となっている。

イ 子どもの病気や用事するときなどに頼れる親族や友人の有無

それぞれの子どもの年齢の『困窮層』で「いる」の割合が低くなっており、小学 5 年生保護者で 66.0%、中学 2 年生保護者で 73.5%となっている。

ウ 「困ったときや悩みがある時の相談相手」が「いない」割合

すべての子どもの年齢の『困窮層』で「困ったときや悩みがある時の相談相手」が「いない」の割合が高くなっており、小学 5 年生保護者で 14.9%、中学 2 年生保護者で 12.1%、16~17 歳保護者で 14.9%となっている。

エ 相談窓口を利用しなかった理由

(i) 市役所の窓口

市役所の相談窓口を利用したことがある人は 18.8%となっている。一方で、利用しなかった理由について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「相談したかったが、抵抗感があった」「相談時間や場所などが使いづらかった」「相談する窓口や方法がわからなかった」の割合は、小学 5 年生保護者でそれぞれ 11.4%、7.3%、9.3%、中学 2 年生保護者でそれぞれ 11.6%、2.4%、15.0%、16~17 歳保護者でそれぞれ 6.4%、6.4%、2.1%となっている。

(ii) 子育て支援センター

子育て支援センターの相談窓口を利用した人は 16.7%となっている。一方で、利用しなかった理由について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「相談したかったが、抵抗感があった」「相談時間や場所などが使いづらかった」「相談する窓口や方法がわからなかった」の割合は、小学 5 年生保護者でそれぞれ 13.1%、4.5%、13.1%、中学 2 年生保護者でそれぞれ 9.1%、2.3%、16.5%、16~17 歳保護者でそれぞれ 4.3%、8.5%、6.4%となっている。

(iii) 学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど

利用した人は 30.2%となっている。一方で、利用しなかった理由について、すべての子どもの年齢の『困窮層』で「相談したかったが、抵抗感があった」「相談時間や場所などが使いづらかった」「相談する窓口や方法がわからなかった」の割合は、小学 5 年生保護者でそれぞれ 14.1%、1.3%、9.1%、中学 2 年生保護者でそれぞれ 10.8%、2.1%、11.0%、16~17 歳保護者でそれぞれ 10.6%、0.0%、6.4%となっている。

3 子ども・子育て支援事業計画

(1) 川越市子ども・子育て支援事業計画

川越市では、第二次川越市総合計画のもと、安心して子育てができる地域社会の構築を目指して、「川越市児童育成計画」を策定し、保育対策の充実、児童育成の充実、母子保健・医療の充実を図ってきた。その後、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「川越市次世代育成支援対策行動計画（かわごえ子育てプラン）」（以下、「かわごえ子育てプラン」という。）を策定し、平成17年度から平成26年度の10年間に渡って実施し、川越市における子育て支援施策の充実を図ってきた。

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が実施された。

（注）「子ども・子育て関連3法」とは、次の3法である。

- ・「子ども・子育て支援法」
- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（認定こども園法）
- ・「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係整備法）

新制度の主なポイントは、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の子ども・子育て支援の充実となっている。

新制度の実施にあたり、子ども・子育て支援の取組をより一層推進するために、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法第61条）を策定することとなった。

川越市において、この計画は、これ以前に取り組みされてきた「かわごえ子育てプラン」を継承したものである。幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に対する提供体制の確保方策等を定め、川越市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目指すものであり、おおむね18歳未満の子どもとその家庭を対象とし、計画期間は、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの5年間である。

「安心して子育てができるまち川越」を基本理念に掲げ、以下の5つの基本目標、14の施策目標を策定している。

基本目標	施策目標
1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	1－（１）子どもと親の健康の確保・増進 1－（２）食育・保健対策の充実
2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	2－（１）教育・保育の量的拡大・質的向上 2－（２）多様な保育事業の推進
3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	3－（１）学校教育の充実 3－（２）家庭や地域による教育力の向上
4 要支援児童へのきめ細かな取組の推進	4－（１）児童虐待防止対策の充実 4－（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進 4－（３）障害児施策の充実
5 安心して子どもを生き、育てることができる環境づくり	5－（１）仕事と家庭の両立の推進 5－（２）地域における子育て支援サービスの充実 5－（３）子どもの健全育成の取組 5－（４）安全・安心なまちづくり 5－（５）子育て情報提供の充実

さらに、施策目標を達成するために、118事業を策定したが、内閣府より示された「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、策定時以降の状況の変化に合わせ、量の見込み等を適宜見直すこととなっており、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」に基づき、平成29年度に見直し作業を行った結果、13事業が新たに追加され、平成30年度及び平成31年度において131事業となっている。

（２）「施設型給付」及び「地域型保育給付」の創設

1) 子ども・子育て支援給付の種類

「子ども・子育て支援法」では、子ども・子育て支援給付は、①子どものための現金給付、②子どものための教育・保育給付及び③子育てのための施設等利用給付の3つとしている（子ども・子育て支援法第8条）。

子ども・子育て支援給付の種類	具体的名称	根拠法令
①子どものための現金給付	児童手当の支給	児童手当法
②子どものための教育・保育給付	施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給	子ども・子育て支援法第 27 条、28 条、29 条、30 条
③子育てのための施設等利用給付	施設等利用費の支給	子ども・子育て支援法第 30 条の 11

2) 教育・保育認定について

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育を利用する子どもについて、次の 1 号～3 号の 3 つの認定区分に従って、居住地市町村が認定（区分、事由、保育必要量）を行い、利用施設・事業者が施設型給付費等を法定代理受領する。

認定区分		子の年齢	保育の必要性	給付を受けることとなる施設・事業	利用時間 (保育必要量)
教育標準 時間認定	1号	3～5歳	なし	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
	2号	3～5歳	あり ※学校 教育を希望	幼稚園 認定こども園	教育標準時間
保育認定	2号	3～5歳	あり	保育所 認定こども園	保育標準時間 保育短時間
	3号	0歳 1・2歳	あり	保育所、認定こども園 地域型保育事業	保育標準時間 保育短時間

1号～3号認定の子どもとは、次のように定義されている（同法第 19 条）。

名称	内容
1号認定子ども (第 19 条第 1 項第 1 号)	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの
2号認定子ども (第 19 条第 1 項第 2 号)	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定子ども (第 19 条第 1 項第 3 号)	満 3 歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

利用時間（保育必要量）は、次のように定められている。

利用時間の種類	意味
教育標準時間	1日4時間程度の幼児教育
保育標準時間	1日最大11時間の保育。主にフルタイムの就労を想定
保育短時間	1日最大8時間の保育。主にパートタイムの就労を想定

就労を理由とする保育の場合は、保護者の月の就労時間に応じて、利用時間が変わる。川越市では保育の必要性に係る就労時間の下限を1か月あたり64時間としている。

保育を必要とする理由は、次のような条件を満たすことが必要となる。

- ・就労
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、傷害
- ・同居又は長期入院している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動（起業準備含む）
- ・就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ・虐待やDVのおそれがあること
- ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ・その他市町村で認める場合

3) 教育・保育施設について

子ども・子育て支援新制度の対象施設（1号～3号認定子どもの受入れ施設）として市の確認を受ける教育・保育施設を「特定教育・保育施設」、3号認定子どもの受入れ先として市の確認を受ける地域型保育事業を「特定地域型保育事業」といい、それぞれ「施設型給付費」の給付、「地域型保育給付費」の給付の対象となっている（子ども・子育て支援法第27条、第29条）。

教育・保育施設、地域型保育事業は次のように定められている（同法第7条第5項～第9項）

施設		子の年齢	保育の必要性
教育・保育施設	認定こども園	0～5歳	保護者の就労に関わらず利用でき、幼児期の教育と保育を一体的に行う施設
	幼稚園	3～5歳	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設
	保育所	0～5歳	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
地域型保育事業	家庭的保育	0～2歳	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）で保育を行う事業
	小規模保育	0～2歳	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、保育を行う事業
	事業所内保育	0～2歳	会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業
	居宅訪問型保育	0～2歳	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育する事業

4) 教育・保育提供区域の設定

認定区分	施設等	区域
1号	幼稚園、認定こども園	市全域
2号（学校教育を希望）	幼稚園、認定こども園	市全域
2号	保育所、認定こども園	4区域
3号	保育所、認定こども園、地域型保育事業	4区域

区域	該当地区
A地区	本庁、山田、芳野、古谷
B地区	南古谷、高階
C地区	福原、大東
D地区	霞ヶ関、霞ヶ関北、川鶴、名細

(3) 川越市の保育施設の概要

1) 保育施設の分類

「認可保育所」とは、児童福祉法に基づき都道府県または政令指定都市または中核市が設置を認可した施設をいう。認可保育所には、区市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（法人保育所）がある。

児童福祉法上の保育所に該当するが認可を受けていない保育施設を総称して「認可外保育施設」と呼ばれ、設置は届出制である。

「認定こども園」は、幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子供に対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県または政令指定都市または中核市が条例に基づき認定する。保護者が働いている・いないに関わらず利用可能である。

「地域型保育事業」とは、平成 27 年度施行の「子ども・子育て支援新制度」に基づき、多様な施設や事業者を市が新たに認可をする保育事業である。主に待機児童の多い 0～2 歳児が対象となり、少人数の単位で保育を行う。保育環境や運営、給食の提供など一定の基準を満たす事業所を認可している。地域型保育事業には、家庭的保育施設、小規模保育施設、事業所内保育施設及び居宅訪問型保育事業の 4 タイプの事業があるが、川越市では地域型保育事業としては小規模保育施設と事業所内保育施設がある。

「小規模保育施設」とは、少人数（定員 6 人から 19 人）を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、個々にあったきめ細やかな保育を行う保育施設である。現在、川越市では、小規模保育事業 A 型（必要保育従事者のうち全員が有資格者）のみがある。

「事業所内保育施設」とは、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する施設である。平成 29 年 4 月より保育所型（定員が 20 人以上で必要保育従事者のうち全員が有資格者）施設が、認可外保育施設より移行した。

また、川越市では、認可外保育施設として、事業所内保育施設（病院内保育施設、その他の事業所内保育施設、企業主導型保育事業）、ベビーホテル、その他の認定外保育施設、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）がある。

2)川越市の保育施設の現状

川越市の認可保育施設及び認可外保育施設の園数は次に示すとおりである。

<認可保育施設>

区分	施設名	園数 (園)	子ども・子育て支援法 認定		
			1号認定 (第19条 第1号)	2号認定 (第19条 第2号)	3号認定 (第19条 第3号)
教育・保育施設	私立幼稚園	25	○	-	-
	公立保育所	20	-	○	○
	法人保育所(注)	41	-	○	○
	認定こども園	7	○	○	○
地域型保育施設	小規模保育施設	21	-	-	○
	事業所内保育施設	10	-	-	○

※令和3年4月1日現在(川越市ホームページより)

(注)法人保育所の園数41は、分園を含んだ園数である。

<認可外保育施設>

区分	施設名等	数	
認可外保育施設	病院内保育施設	16	
	事業所内保育施設・企業 主導型保育事業	9	
	ベビーホテル	3	
	その他の認定外保育施設	18	
	居宅訪問型保育事業(ベ ビーシッター)	35	届出がある者の み

※令和3年4月1日現在(川越市ホームページより)

次に保育施設各々の施設名を記載する。

a) 市立保育所

こども未来部保育課は、次に示す公立保育所 20 園を管理・運営している。

	保育所名	所在地	定員（人）	入園年齢
1	中央保育園	小仙波町 2 丁目 49 番地 11	90	8 ヶ月から
2	仙波町保育園	仙波町 2 丁目 21 番地 19	90	8 ヶ月から
3	神明町保育園	神明町 64 番地 4	120	8 ヶ月から
4	小室保育園	小室 309 番地 2	80	8 ヶ月から
5	脇田新町保育園	脇田新町 18 番地 9	100	8 ヶ月から
6	今成保育園	今成 2 丁目 5 番地 10	90	8 ヶ月から
7	新宿町保育園	新宿町 2 丁目 12 番地 13	120	8 ヶ月から
8	古谷保育園	古谷上 4009 番地 13	60	2 歳から
9	古谷第二保育園	古谷上 6083 番地 5	60	8 ヶ月から
10	南古谷保育園	並木新町 16 番地 15	70	8 ヶ月から
11	南古谷第二保育園	牛子 167 番地 3	90	8 ヶ月から
12	高階保育園	藤原町 27 番地 6	90	8 ヶ月から
13	高階第二保育園	寺尾 190 番地 1	120	8 ヶ月から
14	高階第三保育園	砂新田 1 丁目 19 番地 2	90	8 ヶ月から
15	大東保育園	豊田本 5 丁目 23 番地 1	90	8 ヶ月から
16	霞ヶ関保育園	笠幡 4036 番地 4	80	8 ヶ月から
17	霞ヶ関第二保育園	かすみ野 2 丁目 10 番地 1	90	8 ヶ月から
18	川鶴保育園	川鶴 2 丁目 12 番地 2	120	8 ヶ月から
19	名細保育園	鯨井 1590 番地 1	90	8 ヶ月から
20	名細第二保育園	小堤 662 番地 1	90	8 ヶ月から

b) 私立保育所（法人保育所）

私立保育所（法人保育所）は、次に示すように分園を含め 41 園存在する。

	保育所名	所在地	定員（人）	入園年齢
1	下田保育園	的場北2丁目12番地8	100	3ヶ月から
2	むさしの保育園	的場420番地1	60	3ヶ月から
3	増美保育園	岸町3丁目28番地1	120	8ヶ月から
4	まきば保育園	藤倉1丁目17番地26	90	3ヶ月から
5	おおぞら保育園	大塚新町41番地18	90	1歳から
6	バンビ保育園	吉田1029番地	80	2ヶ月から
7	貴精保育園	今福1334番地1	80	3ヶ月から
8	高の葉保育園	砂90番地2	100	6ヶ月から
9	マーガレット保育園	天沼新田54番地6	60	8ヶ月から
10	芳野保育園	谷中32番地5	60	2ヶ月から
11	風の子保育園	松郷715番地1	60	6ヶ月から
12	笠幡菜の花保育園	笠幡731番地1	60	6ヶ月から
13	はるかぜ保育園	大中居571番地5	60	8ヶ月から
14	風の子第二保育園	松郷701番地3	60	6ヶ月から
15	伊佐沼すまいる保育園	古谷上2237番地1	60	3ヶ月から
16	さくらんぼ保育園	砂新田6丁目12番地8	90	3ヶ月から
17	あゆみ保育園	豊田本1丁目22番地3	90	2ヶ月から
18	おがやの里しもだ保育園	小ケ谷366番地1	60	3ヶ月から
19	ねむの木保育園	菅原町7番地14	60	2ヶ月から
20	かつらの木保育園	小室40番地1	116	2ヶ月から
21	慶櫻南台保育園	南台2丁目12番地11	60	6ヶ月から
22	ともいき保育園	笠幡1645番地125	60	6ヶ月から
23	増美保育園田町	田町17番地53	90	8ヶ月から
24	レイモンド川越保育園	新宿町1丁目17番地1 ユニクス川越1F	90	3ヶ月から
25	星の子みのり保育園	木野目1526番地	90	2ヶ月から
26	音羽の森保育園	藤間130番地2	90	6ヶ月から
27	増美保育園本川越分園	新富町2丁目32番地3	16	8ヶ月から
28	川越七歩保育園	新宿町3丁目20番地1	100	6ヶ月から
29	紀秀会川越やまだ保育園	山田516番地9	100	2ヶ月から
30	マーガレット保育園いなほ分園	小堤900番地7	22	8ヶ月から

31	増美保育園川越駅前分園	脇田本町 16 番地 13 脇田マスダビル 1 階 101	7	8 ヶ月から
32	さくらんぼ第二保育園	笠幡 237 番地 6	100	3 ヶ月から
33	かつらの木第 2 保育園	野田町 1 丁目 23 番地 1	46	2 ヶ月から
34	音羽の森第二保育園	鯨井 1862 番地 1	100	6 ヶ月から
35	どんぐりの森保育園	小中居 296 番地 2	100	3 ヶ月から
36	おひさま保育園川越富士見町	富士見町 24 番地 14	60	2 ヶ月から
37	高階すまいる保育園	諏訪町 20 番地 10	80	3 ヶ月から
38	紀秀会川越南やまだ保育園	山田 2025 番地 5	100	2 ヶ月から
39	増美保育園川越	脇田本町 22 番地 1	60	8 ヶ月から
40	分園星の子第 2 保育園	並木 31 番地 6	29	2 ヶ月から
41	まーぶるきり保育園	砂 909 番地 11	60	6 ヶ月から

c) 認定こども園

認定こども園は、次のように 7 園存在する。

	認定こども園名	所在地	定員 (人)	入園年齢
1	ひかりの子認定こども園	藤倉 2 丁目 15 番地 16	69	1 歳から
2	認定こども園のぞみ幼稚園	笠幡 2764 番地 1	57	8 ヶ月から
3	認定こども園泉の森川越	久下戸 1880 番地	70	6 ヶ月から
4	芳野台こども園	下老袋 423 番地	100	2 ヶ月から
5	認定こども園ふじま幼稚園	熊野町 13 番地 10	57	1 歳から
6	認定こども園初雁幼稚園	大手町 8 番地 5	30	1 歳から
7	認定こども園岡田幼稚園	古谷上 5440 番地	60	1 歳から

(注) 入所定員は 1 号認定の児童を除いた人数である。

d) 幼稚園

幼稚園は、次に示すように 25 園存在する。

	幼稚園名	所在地
1	あおば幼稚園	下新河岸 65 番地 2
2	あそか幼稚園	小仙波町 5 丁目 4 番地 2
3	かすみ幼稚園	安比奈新田 6 番地 1
4	霞ヶ関幼稚園	霞ヶ関北 6 丁目 3 番地 1
5	川越幼稚園	中原町 1 丁目 5 番地 6
6	川越あさひ幼稚園	旭町 3 丁目 20 番地 6
7	川越白ゆり幼稚園	上戸 189 番地 9
8	川越第二ひばり幼稚園	笠幡 1600 番地 3
9	川越なかよし幼稚園	中台元町 1 丁目 13 番地 1
10	川越ひばり幼稚園	寺山 466 番地 1
11	川越双葉幼稚園	幸町 5 番地 11
12	川鶴ひばり幼稚園	川鶴 3 番地 10
13	新河岸幼稚園	砂 665 番地 2
14	第二ひつじ幼稚園	今成 2 丁目 10 番地 9
15	高階幼稚園	砂新田 4 丁目 1 番地 1
16	ながさわ幼稚園	鴨田 856 番地 2
17	ひつじ幼稚園	仙波町 3 丁目 6 番地 1
18	ひまわり幼稚園	三久保町 16 番地 6
19	ひまわり東幼稚園	郭町 2 丁目 18 番地 7
20	ひまわり南幼稚園	寿町 1 丁目 2288 番地
21	ふくはら幼稚園	今福 1780 番地 5
22	藤原白百合幼稚園	藤原町 22 番地 10
23	南双葉幼稚園	むさし野 1 番地 6
24	みよしの幼稚園	的場 1904 番地 11
25	ルンビニ幼稚園	宮元町 1 番地 14

e)地域型保育事業

地域型保育事業の事業所名は次に示すとおりである。

e-1)小規模保育事業所 (A型)

	事業所名	所在地	定員 (人)	入園年齢
1	たむら保育園	六軒町 2 丁目 13 番地 15	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
2	すみれ保育園	宮元町 80 番地 7	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
3	つぼみ保育園	連雀町 12 番地 10	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
4	なのはな第二保育園	並木 67 番地 1 千代田サンライズ A 棟 106	11	2 ヶ月から 2 歳児まで
5	あそびのてんさい 新河岸第二保育園	砂新田 48 番地 2	17	2 ヶ月から 2 歳児まで
6	並木あすなる保育園	並木 101 番地 1	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
7	やしのみ保育園	岸町 2 丁目 8 番地 1 三澤管財川越ビル 1 階	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
8	まーぶる保育園 しんがし園	砂 949 番地 8 井上ビル 101	12	2 ヶ月から 2 歳児まで
9	ぽっかぽか保育園	南台 3 丁目 2 番地 2 プランニングビル 1 階	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
10	ちゅうりっぷ園川越	中原町 2 丁目 2 番地 1 NHK 文化センタービル 1 階	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
11	上戸保育園	上戸 277 番地 21	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
12	おひさま保育園川越	南通町 6 番地 3	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
13	あそびのてんさい 新河岸保育園	砂新田 48 番地 1 MO ビル 2 階	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
14	ありす保育園	南台 3 丁目 12 番地 10 ベルク南台 1FA	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
15	めだか保育園	仲町 16 番地 1	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
16	川越ベビーホーム	天沼新田 269 番地 1	15	2 ヶ月から 2 歳児まで
17	あしたばこども園乳児 舎	豊田町 1 丁目 31 番地 9	13	2 ヶ月から 2 歳児まで
18	なのはな保育園	並木新町 8 番地 10	19	2 ヶ月から 2 歳児まで

19	星の子乳児保育園	並木 208 番地 1	19	2 ヶ月から 2 歳児まで
20	あかり保育園	南大塚 3 丁目 10 番地 22	15	2 ヶ月から 2 歳児まで
21	さくらんぼ第三保育園	的場 2244 番地 2	19	3 ヶ月から 2 歳児まで

e-2)事業所内保育施設

	事業所名	所在地	定員 (人)	入園年齢
1	ミルキーホーム川越園	菅原町 20 番地 2 朝森ビル 2 階	27	2 ヶ月から 2 歳児まで
2	埼玉ヤクルト保育園かわもぐ保育ルーム	小仙波町 1 丁目 5 番地 3 ヤクルト川越センター2 階	10	2 ヶ月から 2 歳児まで
3	秀学会川越クレアモール保育園	脇田町 12 番地 3 アーバン S1 階	27	2 ヶ月から 2 歳児まで
4	かつらの木ハート保育園	三光町 38 番地 2	15	2 ヶ月から 2 歳児まで
5	ベビーかろーれ川越	吉田 100 番地 4	21	3 ヶ月から 2 歳児まで
6	くっきいず保育園	元町 2 丁目 6 番地 1	17	2 ヶ月から 2 歳児まで
7	ヤオコー川越保育園	新宿町 1 丁目 10 番地 1	5	2 ヶ月から 2 歳児まで
8	陽だまり保育園	大手町 7 番地 8 スペース桜 102	4	2 ヶ月から 2 歳児まで
9	希望 (のぞみ) 保育園第 2	南田島 615 番地 6	5	3 ヶ月から 2 歳児まで
10	あそびのてんさい新河岸第三保育園	砂新田 2 丁目 7 番地 2	24	2 ヶ月から 2 歳児まで

(4) 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第 59 条では、子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として 13 事業を行うものとし、川越市子ども・子育て支援事業計画においては、その事業及びその提供区域を次のように定めている。

	事業	区域
①	利用者支援事業	市全域
②	時間外保育事業（延長保育事業）	4 区域
③	放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	32 区域（小学校区）
④	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業、ショートステイ事業）	市全域
⑤	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業、産婦・新生児訪問指導）	市全域
⑥	養育支援訪問事業その他要支援児童の支援に資する事業	市全域
⑦	地域子育て支援拠点事業	12 区域（本庁及び市民センター管内）
⑧	一時預かり事業	市全域
⑨	病児保育事業等	市全域
⑩	ファミリー・サポート・センター事業	市全域
⑪	妊婦健康診査	市全域
⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域

(5) 子ども・子育て支援事業計画の具体的事業

川越市子ども・子育て支援事業計画は、具体的には次に示す 131 事業である。

なお、以下の表に記載の「事業名」の右側の記号は、次の内容である。

◎教育・保育、地域型保育事業

★子ども・子育て支援法第 59 条に定める事業（①～⑬は、37 ページに示した事業）

※平成 29 年度中間年見直しによる追加事業

1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1- (1) 子どもと親の健康の確保・増進

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 乳幼児健診	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図る。	—	健康づくり支援課
2 産婦・新生児訪問指導★⑤	概ね出産後 2 か月までの乳児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、母乳育児を推進していく。こんにちは赤ちゃん事業を同時に実施する。	—	健康づくり支援課
3 こんにちは赤ちゃん事業★⑤	生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。	—	健康づくり支援課
4 乳幼児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師等が訪問指導を実施する。	—	健康づくり支援課
5 幼児のむし歯予防推進事業	口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図るため、歯科保健事業に係る関係機関等との連携強化を図り、フッ化物を応用したむし歯予防活動を実施する。また、むし歯予防に関する啓発活動についても、検討・実施する。	—	健康づくり支援課

6	歯科健診・歯科保健指導等の実施	乳幼児等を対象に月齢に応じた歯科健診・歯科保健指導等の事業を実施する。	—	健康づくり支援課
7	妊産婦歯科健診	妊婦及び産後1年未満の産婦を対象に、妊娠中等に起こりやすい歯科疾患を予防するための健診と歯みがき指導を実施する。	—	健康づくり支援課
8	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付、小冊子の配付による妊娠・出産に関する情報提供を行い、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進を図り、親になる心構え、準備についての一助とする。	—	健康づくり支援課
9	こども医療費の助成	子どもの保健の向上と、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、子どもに対する医療費の一部を支給する。	こども政策課	—
10	夜間休日診療事業（小児）	小児の初期救急医療を確保するため、休日及び夜間に小児科の診療を行う川越市医師会夜間休日診療所に対し、財政的な支援を行う。	—	保健医療推進課
11	乳幼児相談	乳幼児を対象とした相談の場を設け、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換の場として活用してもらう。また、公民館・サークル等の依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等による出前相談を行う。	—	健康づくり支援課
12	不妊に対する支援	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に要する治療費の助成、不妊専門相談センターの開設、電話健康相談での相談を実施する。	—	健康づくり支援課⇒H28から健康管理課
13	妊婦健康診査★⑩	妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査助成券を交付し、定期的な妊婦健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進を図る。	—	健康づくり支援課
14	マタニティスクール	妊婦やその夫を対象とした教室で、育児・栄養・歯科についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また、父親の育児参加を支援する。	—	健康づくり支援課
15	離乳食教室	4か月児健診時及び4～6か月児・6～8か月児を対象とした離乳食の教室を開催し、離乳食についての指導を行う。	—	健康づくり支援課
16	赤ちゃん広場	概ね5か月くらいまでの子を持つ母を対象に、仲間作り・情報交換の場を提供する。	—	健康づくり支援課

17	産後ケア事業 ※	産後4か月未満の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児サポート等の支援を実施する。	—	健康づくり支援課
18	産前・産後サポート事業※	妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者が訪問や集団形式により相談支援を行う。	—	健康づくり支援課
19	子育て世代包括支援センターの整備※	子育て世代包括支援センター設置に関して、利用者支援事業を中心とした支援施策を行う施設の設置について検討する。	—	健康づくり支援課

1 - (2) 食育・保健対策の充実

事業名		事業の概要	所管課	
			こども未来部	その他の部
1	未就学児に対する食育の推進	乳幼児期の健全な成長発達を目指し、食習慣の形成、衛生習慣の確立を図るとともに、食事の楽しさ、大切さについて推進を図るため、乳幼児健診及び就学時健診において啓発を行う。	保育課	健康づくり支援課
2	小・中学校における食育の推進	児童生徒が生涯にわたり、健全な食生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、「食」に関する指導の推進を図る。	—	教育指導課、学校給食課、教育センター
3	子育て体験学習	学校との連携により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	こども育成課	教育指導課
4	薬物乱用防止啓発	薬物乱用が身体及び精神の健康に及ぼす弊害について、広報・ポスター・リーフレット等による啓発活動を実施する。	—	保健総務課
		全市立学校で薬物乱用防止教室を開催し、児童生徒に啓発を行う。	—	教育指導課
5	性感染症対策	エイズを含む性感染症の対策として、月3回の血液検査及び相談を実施するとともに、パンフレットの配布、講演会、広報川越等により予防啓発を行う。	—	保健予防課

2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

2- (1) 教育・保育の量的拡大・質的向上

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 通常保育事業 ◎	保育を必要とする児童を保護者に代わり保育所で保育する。	保育課	—
2 時間外保育事業（延長保育事業）★②	保育所の開所時間を延長し、保育ニーズへの対応を図る。	保育課	—
3 保育所等における一時預かり・一時的保育事業★⑧	保護者の傷病、冠婚葬祭、育児リフレッシュ等により緊急・一時的に保育を必要とする場合に児童を預かる。	保育課	—
4 産休明け保育事業	生後8週間の乳児の保育を実施する。	保育課	—
5 幼稚園事業の推進◎	幼稚園の施設型給付対象施設への移行支援を行うとともに、幼稚園入園希望者に対する情報提供等を行う。	こども政策課	—
6 幼稚園就園奨励費	満3歳から5歳までの幼児を特定教育施設以外の幼稚園に通園させている保護者に、国の基準に基づいて保育料等の補助を行う。	こども政策課⇒R1から保育課	—
7 幼稚園等における一時預かり・預かり保育事業★⑧	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園等で行う一時預かり・預かり保育事業の支援を行う。	こども政策課⇒R1から保育課	—
8 幼稚園・法人立保育所の耐震化の推進	小学校就学前の子どもに安全な教育・保育環境を整備するため、耐震補強工事を行う幼稚園、法人立保育所に対し補助する。	幼稚園:こども政策課⇒R1から保育課、 法人立保育所:保育課⇒R1からこども政策課	—
9 認定こども園の推進◎	保育所と幼稚園の制度の枠組みを超えて、小学校就学前の子どもに対し、保育・幼児教育を一体的に提	保育課⇒R1からこども政策課	—

		供するとともに、地域における子育て支援の取り組みを充実させる。		
10	認可外保育施設等の認可化支援	認可を希望する認可外保育施設等の認可の支援を行う。	保育課⇒R1 からこども政策課	—
11	保育士研修	保育の質を高めるため、公立・法人立保育所、小規模保育施設等に勤務する保育士等を対象に研修を行う。	保育課	—
12	学童保育事業 (放課後児童健全育成事業)★③	保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を学童保育室で保育する。また、保育時間の延長など学童保育に対する保護者ニーズの的確な把握と対応に努める。障害児が入室している保育室については、巡回指導の充実を図る。	こども育成課 (民間放課後児童クラブ)	教育財務課
13	幼保小連絡懇談会の実施	幼稚園・保育所・小学校の連絡懇談会を実施する。	—	教育指導課
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業★⑩	支給認定を受けた子どもの保護者の世帯所得状況などを勘案し、市が定める基準に該当した場合、給付対象の教育・保育サービスで必要となる日用品・文房具・その他物品等について、保護者が支払うべき費用を市が定める範囲で助成を行う。	1号支給保護者:こども政策課 ⇒R1から保育課、 2号・3号支給保護者:保育課	—

2 - (2) 多様な保育事業の推進

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 統合保育事業	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育所において保育する。	保育課	—
2 土曜保育事業	土曜日の保育を平日と同様に実施し、保育ニーズへの対応を図る。	保育課	—
3 家庭的保育事業(保育ママ)◎	保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う。	保育課⇒R1 からこども政策課	—
4 小規模保育事業◎	少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。	保育課⇒R1 からこども政策課	—

5	事業所内保育事業◎	会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する。	保育課⇒R1 からこども政策課	—
6	居宅訪問型保育事業◎	障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う。	保育課⇒R1 からこども政策課	—
7	病児保育事業★⑨	保育所・病院等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行う。	こども育成課	—
8	ファミリー・サポート・センター事業★⑩	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	こども育成課	—
9	トワイライトステイ事業★④	保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて平日の夜間に養育を行う事業。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
10	ショートステイ事業★④	保護者の疾病や仕事などのやむをえない理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う養育を行う事業。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
11	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業★⑬	給付対象施設・事業所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した給付対象施設・事業所等の設置や運営を促進する。	保育課・こども政策課⇒R1 からは保育課	—
12	送迎保育事業※	多様化する保育需要に対応すると共に、通勤等による公共交通機関の利用者を中心とした子育て世代の利便性を高めるため、市内保育所に送迎を行う。平成33年度(令和3年度)からの事業実施について検討する。	保育課	—
13	夜間保育事業※	開所時間を11時間とし概ね夜10時までの夜間の保育を実施し、保育ニーズへの対応を図る。平成31年度(令和元年度)からの事業実施について検討する。	保育課	—
14	休日保育事業※	休日の保育を平日と同様に実施し、保育ニーズへの対応を図る。	保育課	—

3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

3- (1) 学校教育の充実

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 オールマイティーチャーター配置事業	積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育、学力向上、いじめの未然防止、少人数学級編制等、各学校における様々な課題を解決するため市費による教員を配置する。	—	学校管理課
2 少人数指導の充実	確かな学力の定着を目指し、少人数指導等、指導方法を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を行う。	—	教育指導課
3 いきいき登校サポートプラン	不登校児童生徒への対応のため、地域や専門家の力を活用して、相談体制の充実を図り、学校復帰に向け指導や援助を行う。	—	教育センター
4 教育相談・就学相談事業	幼児から高校生までの教育に関わる様々な悩みなどについて、相談を行う。また、ことばなどの障害や就学に関わる相談に応じる。	—	教育センター
5 川越市教職員研修事業	教職員の資質向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施する。	—	教育センター

3- (2) 家庭や地域による教育力の向上

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 家庭教育講座	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	—	中央公民館
2 中学生社会体験事業	全市立中学校において、地域の事業所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	—	教育指導課
3 社会体験学習及び交流活動	社会体験学習及び交流活動をすることで、保育園での子どもたちの様子や保育園での職業体験を通し豊かな心身の育成を図る。	保育課	—

4	地域人材活用事業	各学校が特色のある学校づくりを推進していくため地域の人材を活用する。道徳、学級活動、総合的な学習の時間、中学校部活動等において多様な学習機会を提供する。	—	学校管理課
5	生きがい活動支援通所事業	霞ヶ関東小学校の空き教室を利用したデイサービスセンターで、利用者と在校生が授業、学校行事等を通じて交流を図る。	—	高齢者いきがい課

4 要支援児童へのきめ細かな取組の推進

4-1 (1) 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 養育支援訪問事業★⑥	相談や「こんにちは赤ちゃん事業」により把握した養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を専門の相談員等が実施する。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
2 家庭児童相談	保護者や関係機関から、児童の心身の発達、子育ての不安、家族関係、集団生活等の児童に関するあらゆる相談に応じる。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
3 要保護児童対策地域協議会	川越市要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・早期対応に努めるとともに、要保護児童等及びその家族への迅速かつ適切な支援を図る。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
4 ふれあい親子支援事業	育児不安が強く支援が必要な保護者のグループで保護者等が自分の悩みや考えを語ることで心理的安定を図る。	—	健康づくり支援課
5 保健師による訪問指導	保健師が育児困難等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携しながら個別的な関わりを持ち、虐待の発生を防止する。	—	健康づくり支援課
6 周産期からの虐待予防強化事業	高度専門医療機関と連携し、周産期の段階から支援が必要であると判断される家庭を早期に把握し、訪問等により支援していく。	—	健康づくり支援課

7	児童虐待防止の啓発活動	子どもの虐待の防止のため啓発活動を年間通して実施する。特に11月の「児童虐待防止推進月間」において重点的に実施する。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
8	CSP研修事業 ひだまり教室 ～どならないですむ子育て～	子育てに悩みを抱えている保護者にCSPの手法を用いてペアレントトレーニングを行い、暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を伝え、虐待の予防や回復を目指す。 ※CSP (Common Sense Parenting)とは、アメリカで開発された「被虐待児の保護者支援」のペアレントトレーニングのプログラム。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を保護者に伝える。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—

4- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じる。また、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関を紹介する。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
2 ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親が、傷病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行う。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
4 母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭等の就労による自立をサポートするため、そのニーズ把握に努め、母子家庭の母等が就労により自立することをサポートするため、就業相談、就業情報の提供等を行うとともに、就業支援講演会を開催する。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
5 ひとり親家庭生活向上事業	子育てと生計維持の両立支援のため、ひとり親家庭の母等が定期的に集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場を提供する。また、児童の学習意欲の向上のため、その支援を行う。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—

6	自立支援給付金事業	<p>高等職業訓練促進給付金：ひとり親家庭の母及び父（児童扶養手当受給資格者）が一定資格を取得するために修業する場合、2年間を上限として高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に高等職業訓練修了支援給付金を支給する。</p> <p>自立支援教育訓練給付金：ひとり親家庭の母及び父（児童扶養手当受給資格者）が自主的に行う能力開発を推進するため、指定された講座を受講した場合に受講費用の一部を支給する。</p>	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
7	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立（就労）に向けた支援を行う。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
8	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等に医療費の一部を支給する。（支給要件あり）	こども政策課	—
9	児童扶養手当	<p>父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもを育てている方や、子どもを育てている父又は母に一定の障害があるときに支給する。</p> <p>（児童が18歳になる年の年度末まで、児童に一定の障害のある場合は20歳まで）（所得制限あり）</p>	こども政策課→ H28からこども家庭課	—
10	川越市遺児手当	父母のいない（父母が児童と別居し、扶養していない場合も含む）義務教育修了前の児童の保護者に、手当を支給する。	こども政策課	—
11	ひとり親家庭等学習支援事業※	ひとり親家庭の中学生を対象に、学習習慣の定着や基礎的な学力向上を図るほか、進路相談等に応じるため、無料の学習塾による支援を行う。	こども家庭課	—

4－（3）障害児施策の充実

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 生活サポート事業	在宅の障害児及びその家族の必要に応じて、一時預かり、送迎などのサービスを身近な場所で迅速、柔軟に提供する登録民間団体のサービス提供を受けた場合、その利用料の一部を負担することにより地域生活を支援する。	—	障害者福祉課

2	特別児童扶養手当	児童の心身の健やかな成長に資するため、在宅の障害児を育てている方に手当を支給する。（支給要件あり）	こども政策課	—
3	障害児福祉手当	重度の障害児に対して、経済的及び精神的負担の軽減を図るため手当を支給する。（支給要件あり）	—	障害者福祉課
4	障害者等相談支援事業	在宅の障害児とその家族に対し、より身近な相談先として、常設の川越市障害者相談支援センターに身体・知的・精神の専門の相談員を配置し、無料で、総合的な相談に応じる。（相談支援委託事業所においても実施）	—	障害者福祉課
5	グループ指導会	発達に心配のある概ね3歳児を対象に、将来の集団参加に備えて、小グループにおいてプレイセラピーを中心とした発達支援を行う。	こども家庭課 (旧こども安全課)	—
6	障害のある子どもに対する教職員研修事業	発達障害の理解と指導法研修会、難聴・言語障害研修会、特別支援教育支援員研修会等により、障害のある子どもに対する指導のあり方について研修する。	—	教育センター
7	障害児通園施設の運営	障害のある子どもを児童の特性に応じて日常生活及び社会適応のため、あけぼの児童園及びひかり児童園において支援する。	保育課⇒R1から療育支援課	—
8	ひかり児童園等施設整備事業	あけぼの児童園及びひかり児童園の移転改築について検討する。	保育課⇒R1から療育支援課	—
9	未熟児・長期療養児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師等が訪問指導を実施する。	—	健康づくり支援課
10	ダウン症等のある子どもを持つ親の会	ダウン症のある子どもや、小さく生まれた子ども・食物アレルギーのある子どもを持つ保護者が情報交換を通じ、互いに助け合えるよう支援する。	—	健康づくり支援課
11	発育・発達相談	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達検査・相談を実施する。	—	健康づくり支援課
12	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、養育のため指定養育医療機関に入院が必要な場合、その養育に必要な医療給付を行う。	—	健康づくり支援課⇒H28から健康管理課

13	自立支援医療 (育成医療) 給付	心臓障害、内臓障害などの障害に対し、必要な医療を給付する。	—	健康づくり支援課⇒H28 から健康管理課
14	小児慢性特定 疾病医療給付	小児慢性疾病にかかっている児童に対し、必要な医療の給付を行う。	—	健康づくり支援課⇒H28 から健康管理課
15	こどもの発達 支援巡回事業 ※	発達障害の専門的な知識を有する者が市内の私立保育園等の求めに応じて巡回し、保育士等に対して必要な助言・指導を行う。	—	障害者福祉課
16	放課後等デイ サービスの利 用促進※	障害のある児童の放課後や夏休み等における居場所となる放課後等デイサービスの利用を促進する。	保育課⇒R1 から療育支援課	—
17	特別支援教育 の理解促進※	小・中学校の児童及び保護者向けの啓発資料の作成や特別支援学級の授業公開を通して、特別支援教育や特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室についての理解と啓発を図る。	—	教育センター
18	通常学級にお ける支援の推 進※	通常学級に在籍する LD・ADHD・ASD 等の児童生徒及び難聴・言語障害や発達障害・情緒障害の児童生徒に対し、自立支援サポーターや通教による指導・支援等を行う。	—	教育センター

5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

5- (1) 仕事と家庭の両立の推進

事業名	事業の概要	所管課		
		こども未来部	その他の部	
1	結婚支援事業	結婚したい男女の出会いの場を提供する。	—	広聴課
2	結婚相談	結婚を希望する方に配偶者を紹介する。	—	広聴課
3	ワークライフ バランスの推 進・啓発	ワークライフバランス推進のため事業主や従業員に対し啓発やセミナーを開催する。	こども政策課	雇用支援課、 男女共同参画 課
4	両立支援に係 る好事例の情 報提供	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しに取り組む企業等の好事例の情報を収集し、提供する。	—	雇用支援課

5	女性の就労支援事業	資格取得や再就職のための知識や技能を取得するための講座等を実施する。	—	男女共同参画課
6	家庭における男性の参画促進	男性の家事・育児等家庭生活への参画を促進するため、情報紙による意識啓発や男女共同参画に関する講座を実施する。	—	男女共同参画課

5- (2) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業の概要	所管課		
		こども未来部	その他の部	
1	地域子育て支援拠点事業★⑦	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	こども育成課	—
2	子育てサロン事業	公民館を会場に子育ての悩みや情報を分かち合うサロンを各地域の実情に合わせて開設する。	—	中央公民館
3	赤ちゃんの駅事業	授乳及びおむつ替え等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、市民にわかりやすく標示するとともに広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る赤ちゃんの駅事業を埼玉県と共同して実施する。	こども育成課	—
4	パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭を応援するため、店舗等で割引などのサービスが受けられる応援ショップ事業を埼玉県と共同して実施する。	こども育成課	—
5	子育てサポーター養成講座	子育てサロンや託児を必要とする講座開設に際して協力依頼できる子育てサポーターを養成する。	—	中央公民館
6	育児サークル支援	公民館等で活動するサークルに対し、自主的な活動を支援していく。(サークル一元化に当たっての話し合いの場の提供及び助言・要望による子育て出前講座の実施等)	こども育成課	—
7	多子世帯応援クーポン事業※	第三子以降の育児の負担軽減を図るため、埼玉県事業と連携し、育児サービス等に利用できるクーポンを発行する。	こども政策課	—

8	第三子及び多胎児産前産後ヘルパー派遣事業※	第三子以降の子又は多胎児の産前産後に、家事又は育児の援助を行うヘルパーを無料で派遣することで多子世帯及び多胎児の妊娠出産期における母親の負担軽減を図る。	こども家庭課	—
---	-----------------------	--	--------	---

5- (3) 子どもの健全育成の取組

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前までの子どもを養育している者に対し、手当を支給する。	こども政策課	—
2 児童遊園の整備	幼児・児童を交通禍から守り、異年齢児交流及び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を踏まえ、整備する。	こども育成課	—
3 児童館機能の整備	各児童館の特性を活かし、地域の高齢者と連携した異世代間交流や、外国籍市民との交流を深め、国際理解を促進し、豊かな感性・情操をはぐくむ児童館事業を推進していく。	こども育成課	—
4 都市公園の整備	老朽化した公園施設の改修及びユニバーサルデザイン化の推進、暗がりの解消等を行うことにより、子どもから大人まで世代を問わず誰もが利用しやすく、安心して利用できる公園を整備する。	—	公園整備課
5 人権保育	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進する。	保育課	—
6 青少年を育てる市民会議	家庭、学校、関係機関、団体、地域が連携して青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進する「川越市青少年を育てる市民会議」の支援を行う。市民会議は、市内青少年育成関係 62 機関・団体から構成され、組織内に 22 の地区会議を有し、各種啓発活動や地域の実情に合った青少年健全育成活動を展開している。	こども育成課	—
7 こども 110 番の家	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「こども 110 番の家」に対する支援を行う。	こども育成課	—

8	地域子どもサポート推進事業（学校応援団推進事業（学校支援地域本部事業）、放課後子供教室事業を含む）	子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むために、学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となって、さまざまな子どもたちの体験や学習活動をサポートする。また、学校応援団推進事業（学校支援地域本部事業）にサポート委員会が関わり、地域の学校の学習支援・環境整備・安全の見守り・行事支援等を行う。学校教育、社会教育の担当が連携を強め、事業が円滑に行われるよう努めていく。更に、土・日曜日や放課後等にも学習支援や体験活動、交流活動が幅広く実施できるよう検討していく。	—	地域教育支援課
9	民生委員・児童委員研修会	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に子育て支援などに関する研修会を実施する。	—	福祉推進課

5 - (4) 安全・安心なまちづくり

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 交通安全教育	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう交通安全教育を行う。	—	防犯・交通安全課
2 児童の登校時の交通の安全確保	交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所に着目して小学校児童の登校時の安全を確保する。	—	防犯・交通安全課
3 安全・安心な通学路の確保	通学路の危険箇所を排除するため、毎年度、各小中学校長から提出される通学路安全点検票や地元自治会等から随時提出される通学路安全対策要望を受けて、通学路に対して路面標示や看板等により交通安全対策を図る。	—	通学路の点検：教育指導課、路面標示等による対策：防犯・交通安全課

4	防犯推進体制の整備	警察との緊密な連携の下、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を展開するため、川越市防犯推進庁内会議の関係部署を中心に、行政における防犯推進体制の整備を図る。また、地域、事業所及び関係団体等と協働で、「地域の安全は地域で守る」という認識の下、自治会を中心とした地域における防犯推進体制の整備を促進する。	—	防犯・交通安全課
5	犯罪情報・防犯情報の提供	警察等関係機関と緊密な連携を図り、きめ細かな犯罪情報や防犯に関する情報を収集するとともに、広報川越をはじめ、様々なメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を行う。※小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービスの充実	—	防犯・交通安全課
6	公営住宅における優先入居	市営住宅への入居に際し18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯、母子世帯等居住の安定を図る必要がある世帯に対する優先的な取扱いを実施する。	—	建築住宅課

5-（5）子育て情報提供の充実

事業名	事業の概要	所管課	
		こども未来部	その他の部
1 利用者支援事業★①	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うと共に、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行う。	基本型：こども育成課、特定型：保育課	母子保健型：健康づくり支援課
2 子育て情報発信活動	子育てに関する市の情報や関係機関の協力をもとに集めた子育て関連情報、外出先で役立つ情報、保育所や幼稚園等の情報、イベント等を子育て情報誌・市ホームページ等を活用して情報発信を行う。	こども政策課	—
3 子育て情報メール配信事業	あらかじめ登録いただいた方の携帯電話やパソコンに川越市の子育て支援関連情報をメールで配信する。	こども政策課	—

(6) 幼児教育・保育無償化について

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年10月から施行された。この法改正に基づき、子育てのための施設等利用給付認定を受け、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料が無償化された。また、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性があると認定された子どもについては認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる。

幼児教育・保育の無償化の概要（令和2年3月現在）

No.	利用施設・事業		利用料
1	確認を受けない幼稚園		月額 25,700 円まで無償
2	特定教育・保育施設	(幼稚園、保育所、認定こども園)	無償
	特定地域型保育事業	(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)	
	就学前の障害児の発達支援	(児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設)	
3	幼稚園・認定こども園の預かり保育・一時預かり事業		幼稚園、認定こども園の無償分に加え月額 11,300 円まで無償（上限額は利用日数に応じて変動） （満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもで住民税非課税世帯は月額 16,300 円まで無償）
4	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		複数利用でも月額 37,000 円まで無償（利用幼稚園等において預かり保育の実施時間等が少ない場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる） （0歳～2歳は月額 42,000 円まで無償）
5	幼稚園、保育所、認定こども園とともに就学前の障害児の発達支援を利用		ともに無償 幼稚園は月額 25,700 円まで

(7) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画

川越市では、上述した「川越市子ども・子育て支援事業計画」の5年間の計画期間満了に伴い、平成30年9月に放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図る「新・放課後子ども総合プラン」の策定、令和元年10月から新たに開始された幼児教育・保育の無償化、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画の努力義務化など、計画期間中の社会状況の変化を考慮するとともに、子育ての不安や孤立感を和らげ、子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指して「第2期川越市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。以降、前事業計画である「川越市子ども・子育て支援事業計画」を「第1期川越市子ども・子育て支援事業計画」と称する。新事業計画は、18歳未満の子どもとその家庭を対象とし、計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間である。

新計画では、基本理念は「安心して子育てができるまち川越」で継続しているが、基本計画の実現に向けて次の3つの視点を明確にした。

- 1 ライフステージに応じた子どもの利益の尊重と生きる力の獲得
- 2 地域社会全体による子育て・親育ちへの支援
- 3 すべての子どもが夢や希望を持ち成長できるための支援

注) 新計画では、保護者が子育ての第一義的責任を有するという認識のもと、子どもが自ら成長することを「子育て」、親自身が周囲のさまざまな支援を受けながら、実際の子育てを通じて成長していくことを「親育ち」としている。

基本理念を実現するため、3つの視点を踏まえ、以下の5つの基本目標、17の施策目標を策定している。

基本目標	施策目標
1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実	1- (1) 切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進 1- (2) 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実
2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	2- (1) 教育・保育の充実と質的向上 2- (2) 多様な保育事業の推進 2- (3) 子育て支援サービスの充実

3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	3－（１）学校教育の充実 3－（２）健やかな成長のための保健対策の推進 3－（３）家庭や地域による教育力の向上 3－（４）放課後の子どもの居場所づくり
4 地域と社会で子育てを支える環境づくり	4－（１）少子化対策の推進と次代の親の育成 4－（２）子どもの健全育成の取組と若者への支援 4－（３）安全・安心なまちづくり 4－（４）多文化共生の推進
5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進	5－（１）子育て家庭の自立等への支援 5－（２）子どもの可能性を支える取組の推進 5－（３）子どもを虐待から守る取組の推進 5－（４）障害児施策の充実と支援体制整備の推進

事業の提供区域については、①教育・保育施設、地域型保育事業、②地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なることから、子どもの認定区分ごと、または事業ごとに区域を設定している。この区域は第1期川越市子ども・子育て支援事業計画と同じである。

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の基本目標、施策目標及び事業名を記載すると次の表のようになる。

基本目標	施策目標	事業 No	事業名
			(このうち★の事業=子ども・子育て支援法第59条に定める事業)
1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実	(1) 切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進	1	乳幼児健診
		2	乳児家庭全戸訪問事業★⑤
		3	乳幼児訪問指導
		4	産後ケア事業
		5	子育て世代包括支援センター
		6	利用者支援事業（母子保健型）★①
		7	母子健康手帳の交付
		8	妊婦健康診査★⑩
		9	マタニティスクール
		10	離乳食教室
		11	乳幼児相談
		12	発育・発達相談
		13	家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）
		14	こども医療費の助成
		15	夜間休日診療事業（小児）
		16	子どもの予防接種
		17	妊娠を希望する女性等への風しん予防接種
		18	幼児のむし歯予防推進事業
		19	歯科健診・歯科保健指導等の実施
		20	妊産婦歯科健診
	(2) 愛情を育む親子のふれあいの機会の充実	1	地域子育て支援拠点事業★⑦
		2	子育てサロン事業
		3	子育てサポーター養成講座
		4	ブックスタート事業
		5	長期療養児等育児支援
		6	産前・産後サポート事業
		1	通常保育事業

2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	(1) 教育・保育の充実と質的向上	2	認可外保育施設等の認可化支援
		3	保育士研修
		4	認定こども園の推進
		5	幼稚園事業の推進
		6	幼稚園の耐震化の推進
		7	地域型保育事業
		8	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業★⑬
		9	未就学児に対する食育の推進
		10	人権保育の推進
		11	こどもの発達支援巡回事業
		12	認可外保育施設等への施設等利用給付
		13	幼稚園等への施設等利用給付
		14	幼保小連絡懇談会の実施
		2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	(2) 多様な保育事業の推進
2	産休明け保育事業		
3	保育所等における一時預かり事業★⑧		
4	幼稚園等における一時預かり・預かり保育事業★⑧		
5	統合保育事業		
6	病児保育事業★⑨		
7	ファミリー・サポート・センター事業★⑩		
8	子育て短期支援事業★④		
9	川越市保育ステーション事業		
10	休日・夜間保育事業		
2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	(3) 子育て支援サービスの充実	1	利用者支援事業（基本型・特定型）★①
		2	子育て情報の発信
		3	パパ・ママ応援ショップ事業
		4	赤ちゃんの駅事業
		5	育児サークル支援
		6	家庭教育講座
		7	子育て安心施設整備事業
3 心身の健やかな成長に資	(1) 学校教育の充実	1	オールマイティーチャーター配置事業
		2	教育相談・就学相談事業

する教育環境 の整備		3	少人数指導の充実
		4	不登校対策の推進
		5	川越市教職員研修事業
		6	一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実
	(2) 健やかな成長のための保健対策の推進	1	小・中学校における食育の推進
		2	薬物乱用防止啓発
		3	性感染症対策
	(3) 家庭や地域による教育力の向上	1	中学生社会体験事業
		2	社会体験学習及び交流活動
		3	地域人材活用事業
		4	PTA 家庭教育学級
		5	親の学習講座
		6	コミュニティ・スクール
		7	地域子どもサポート推進事業
	(4) 放課後の子どもの居場所づくり	1	放課後児童健全育成事業★③
		2	児童館機能の整備
		3	放課後子供教室の推進事業
		4	子どもの居場所づくりの推進
		5	児童遊園の整備
		6	都市公園の整備
4 地域と社会 で子育てを支える環境づくり	(1) 少子化対策の推進と次代の親の育成	1	不妊に対する支援
		2	子育て体験学習
		3	結婚支援事業
		4	結婚相談
		5	ワーク・ライフ・バランス推進事業
		6	女性の就労支援事業
		7	家庭における男性の参画促進
		8	多子世帯応援クーポン
		9	多胎児産前産後ヘルパー派遣事業
		10	多世代同居・近居の促進
		11	若者のライフデザインの支援の検討
	(2) 子どもの健全育成の	1	青少年を育てる市民会議
		2	民生委員・児童委員研修会

	取組と若者への支援	3	高校生のための労働法セミナー	
		4	ネットパトロール事業	
		5	青少年悩みごと相談事業	
		6	非行防止活動	
	(3) 安全・安心なまちづくり	1	こども 110 番の家	
		2	交通安全教室	
		3	児童の登校時の交通安全指導	
		4	安全・安心な通学路等の確保	
		5	防犯情報等の提供	
	(4) 多文化共生の推進	1	日本語教室	
		2	国際理解講座	
		3	姉妹・友好都市交流の充実	
	5 すべての子どもの未来をつくる取組の推進	(1) 子育て家庭の自立等への支援	1	児童手当
			2	児童扶養手当
			3	ひとり親家庭等医療費の助成
4			川越市遺児手当	
5			ひとり親家庭相談	
6			ひとり親家庭等日常生活支援事業	
7			母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
8			母子家庭等就業・自立支援センター事業	
9			ひとり親家庭等生活向上事業	
10			自立支援給付金事業	
11			母子・父子自立支援プログラム策定等事業	
12			公営住宅における優遇登録	
13			母子家庭等地域生活支援事業	
14			生活困窮者自立支援事業	
15			生活保護事業	
(2) 子どもの可能性を支える取組の推進		1	ひとり親家庭等学習支援事業	
		2	川越市生活困窮者学習・生活支援事業	
		3	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	
		4	高等教育機関等における修学への支援	
		5	準要保護児童生徒に対する就学援助	

		6	実費徴収に係る補足給付を行う事業★⑫
		7	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業
	(3) 子どもを虐待から守る取組の推進	1	要保護児童対策地域協議会
		2	児童虐待防止の啓発活動
		3	児童虐待防止 SOS センター事業
		4	養育支援訪問事業★⑥
		5	子ども家庭総合支援拠点の整備・運営
		6	家庭児童相談
		7	ふれあい親子支援事業
		8	保健師等による訪問指導
		9	乳幼児健診未受診等育児支援訪問事業
		10	妊娠期からの虐待予防強化事業
		11	どならない子育て練習法講座
	(4) 障害児施策の充実と支援体制整備の推進	1	児童発達支援センターの運営
		2	障害児通所支援事業の充実
		3	生活サポート事業
		4	特別児童扶養手当
		5	障害児福祉手当
		6	障害者等相談支援事業
		7	グループ指導会
8		障害のある子どもに対する教職員研修事業	
9		未熟児・長期療養児訪問指導	
10		未熟児養育医療給付	
11		自立支援医療（育成医療）給付	
12		小児慢性特定疾病医療給付	
13		特別支援教育の理解促進	

(8) 川越市の子ども・子育て支援給付の支給規模について

川越市の令和2年度の子ども・子育て支援給付の金額は以下のとおりである。
 なお、表中、「給付の現況」の、○は実施、×は未実施である。

子ども・子育て支援給付の種類	具体的名称	根拠法令	所管課	給付の現況			R2年度(単位:千円)				
①子どものための現金給付	児童手当の支給	児童手当法	こども政策課	児童手当			○ 5,198,210				
②子どものための教育・保育給付	施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給	子ども・子育て支援法第27条、28条、29条、30条	保育課	施設型給付費	特定教育・保育施設	認定こども園	○	780,636			
						保育所	○	3,664,120			
						幼稚園	○	1,159			
				施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給	子ども・子育て支援法第27条、28条、29条、30条	保育課	地域型保育給付費	特定地域型保育事業者	家庭的保育事業	×	0
									小規模保育事業	○	720,991
									事業所内保育事業	○	336,389
									居宅訪問型保育事業	×	0

③子育てのための施設等利用給付	施設等利用費の支給	子ども・子育て支援法第30条の11	保育課	施設等利用費	特定子ども・子育て支援施設等	認定こども園	○	3,773
						幼稚園又は特別支援学校	○	1,525,761
						認可外保育施設等	○	53,779
合計								12,284,821

4 監査対象項目について

以上、監査対象に関連する計画や制度について記載したが、監査に当たっては具体的には次のようにこども未来部の事業を中心に対象を分類して実施した。

1) 第1期川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

基本目標1「子どもと親の豊かな健康づくりの推進」、基本目標2「幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援」、基本目標3「心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進」、基本目標4「要支援児童へのきめ細かな取組の推進」、基本目標5「安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり」

2) こども未来部こども政策課の事業

こども医療費支給、ひとり親家庭等医療費支給、こども政策課一般事務、児童手当事務、子ども・子育て支援新制度事務、民間保育所等整備、児童手当、保育所耐震化事業、子育て安心施設建設、子育て安心施設整備推進、子育て世帯臨時特別給付金給付事業

3) こども未来部こども育成課の事業

ファミリー・サポート・センター事業、緊急サポートセンター事業、病児・病後児保育事業、利用者支援事業（基本型）、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、児童遊園新設・整備、児童センターこどもの城運営管理、川越駅東口児童館運営管理、高階児童館運営管理、青少年自主活動の推進、青少年育成体制の充実、非行防止対策（川越市少年指導センター）

4) こども未来部こども家庭課の事業

家庭児童相談、母子家庭等自立支援、児童福祉事務、子育て短期支援事業、母子生活支援施設等入所事業、児童扶養手当、児童扶養手当事務、母子父子寡婦福祉資金貸付事務

5) こども未来部保育課の事業

民間保育所補助等、私立幼稚園等助成、保育課一般事務、市立保育所事業、施設型給付費等の支給事務

6) 保育所等の指導監督

認可保育施設の指導監査、認可外保育施設の指導監査、市立保育所の指導監査

7) こども未来部療育支援課の事業

障害児通所支援事業、児童発達支援センター事業

第3章 外部監査の結果と意見

第1 監査の結果と意見概要

監査の着眼点に留意し、監査を行った結果、監査項目別の結果と意見の数は、次のとおりである。

「結果」とは、地方自治法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」であり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものである。

「意見」とは、地方自治法第252条の38第2項に規定する「監査の結果に関する報告に添える意見」であり、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたものである。結果は無く、意見が31項目記載されている。

監査項目	対象担当部	対象担当課	結果	意見
1 第1期川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況				
(1) 第1期川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況及び決算額（総論）	こども未来部	こども政策課	—	—
(2) 基本目標1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	こども未来部	こども政策課		
1) 施策目標1－(1) 子どもと親の健康の確保・増進	こども未来部 保健医療部	こども政策課 健康づくり支援課	— —	— 【意見1】
2) 施策目標1－(2) 食育・保健対策の充実	こども未来部	こども政策課	—	—
(3) 基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	こども未来部	こども政策課		
1) 施策目標2－(1) 教育・保育の量的拡大・質的向上	こども未来部	こども政策課	—	
2) 施策目標2－(2) 多様な保育事業の推進	こども未来部 こども未来部 こども未来部	こども政策課 保育課 こども育成課	— — —	【意見2】 【意見3】【意見4】 【意見5】【意見6】
(4) 基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	こども未来部	こども政策課		
1) 施策目標3－(1) 学校教育の充実	こども未来部 学校教育部	こども政策課 学校管理課	— —	— 【意見7】

2) 施策目標3-(2) 家庭や地域による教育力の向上	こども未来部 学校教育部	こども政策課 学校管理課	- -	- 【意見 8】
(5) 基本目標4 要支援児童へのきめ細かな取組の推進				
1) 施策目標4-(1) 児童虐待防止対策の充実	こども未来部 保健医療部	こども政策課 健康づくり支援課	- -	- 【意見 9】
2) 施策目標4-(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	こども未来部 こども未来部	こども政策課 こども家庭課	- -	- 【意見 10】 【意見 11】
3) 施策目標4-(3) 障害児施策の充実	こども未来部	こども政策課	-	-
(6) 基本目標5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり	こども未来部	こども政策課		
1) 施策目標5-(1) 仕事と家庭の両立の推進	こども未来部	こども政策課	-	-
2) 施策目標5-(2) 地域における子育て支援サービスの充実	こども未来部 教育総務部	こども政策課 中央公民館	- -	- 【意見 12】
3) 施策目標5-(3) 子どもの健全育成の取組	こども未来部	こども政策課	-	-
4) 施策目標5-(4) 安全・安心なまちづくり	こども未来部	こども政策課	-	-
5) 施策目標5-(5) 子育て情報提供の充実	こども未来部	こども政策課	-	-
2 こども未来部こども政策課の事業				
(1) 組織及び業務概要等	こども未来部	こども政策課		
(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	こども未来部	こども政策課	-	【意見 13】 【意見 14】
(3) 「児童福祉総務費」関係事業	こども未来部	こども政策課		
1) こども医療費支給	こども未来部	こども政策課	-	-
2) ひとり親家庭等医療費支給	こども未来部	こども政策課	-	-
3) こども政策課一般事務	こども未来部	こども政策課	-	-
4) 児童手当事務	こども未来部	こども政策課	-	-
5) 子ども・子育て支援新制度事務	こども未来部	こども政策課	-	【意見 15】

6) 民間保育所等整備	こども未来部	こども政策課	—	—
(4) 「児童措置費」関係事業	こども未来部	こども政策課		
1) 児童手当	こども未来部	こども政策課	—	—
(5) 「児童福祉施設費」関係事業	こども未来部	こども政策課		
1) 保育所耐震化事業	こども未来部	こども政策課	—	—
(6) 「子育て安心施設建設費」関係事業(すくすくかわごえ)	こども未来部	こども政策課		
1) 子育て安心施設建設	こども未来部	こども政策課	—	—
2) 子育て安心施設整備推進	こども未来部	こども政策課	—	—
(7) 「子育て世帯臨時特別給付金給付事業」関係事業	こども未来部	こども政策課		
1) 子育て世帯臨時特別給付金給付事業	こども未来部	こども政策課	—	—
3 こども未来部こども育成課の事業				
(1) 組織及び業務概要等	こども未来部	こども育成課		
(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	こども未来部	こども育成課	—	—
(3) 「児童福祉総務費」関係事業	こども未来部	こども育成課		
1) ファミリー・サポート・センター事業	こども未来部	こども育成課	—	【意見 16】 【意見 17】
2) 緊急サポートセンター事業	こども未来部	こども育成課	—	【意見 18】
3) 病児・病後児保育事業	こども未来部	こども育成課	—	【意見 19】
4) 利用者支援事業(基本型)	こども未来部	こども育成課	—	—
5) 放課後児童健全育成事業	こども未来部	こども育成課	—	【意見 20】
(4) 「児童福祉施設費」関係事業	こども未来部	こども育成課		
1) 地域子育て支援拠点事業	こども未来部	こども育成課	—	【意見 21】
2) 児童遊園新設・整備	こども未来部	こども育成課	—	【意見 22】 【意見 23】
(5) 「児童センター管理費」関係事業	こども未来部	こども育成課		
1) 児童館について	こども未来部	こども育成課	—	—
2) 児童センターこどもの城運営管理	こども未来部	こども育成課	—	【意見 24】 【意見 25】
3) 川越駅東口児童館運営管理	こども未来部	こども育成課	—	
4) 高階児童館運営管理	こども未来部	こども育成課	—	
(6) 「青少年対策費(社会福祉費の一部)」関係事業	こども未来部	こども育成課		

1) 青少年自主活動の推進	こども未来部	こども育成課	—	—
2) 青少年育成体制の充実	こども未来部	こども育成課	—	—
3) 非行防止対策（川越市少年指導センター）	こども未来部	こども育成課	—	—
4 こども未来部こども家庭課の事業				
(1) 組織及び業務概要等	こども未来部	こども家庭課		
(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	こども未来部	こども家庭課	—	—
(3) 「児童福祉総務費」関係事業	こども未来部	こども家庭課		
1) 家庭児童相談	こども未来部	こども家庭課	—	—
2) 母子家庭等自立支援	こども未来部	こども家庭課	—	【意見 26】
3) 児童福祉事務	こども未来部	こども家庭課	—	—
4) 子育て短期支援事業	こども未来部	こども家庭課	—	—
(4) 「母子福祉施設費」関係事業	こども未来部	こども家庭課		
1) 母子生活支援施設等入所事業	こども未来部	こども家庭課	—	—
(5) 「母子福祉費」関係事業	こども未来部	こども家庭課		
1) 児童扶養手当	こども未来部	こども家庭課	—	—
2) 児童扶養手当事務	こども未来部	こども家庭課	—	—
(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付事務（繰出金・特別会計）	こども未来部	こども家庭課	—	【意見 27】
5 こども未来部保育課の事業				
(1) 組織及び業務概要等	こども未来部	保育課		
(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	こども未来部	保育課	—	—
(3) 民間保育所補助等（「児童福祉総務費」）	こども未来部	保育課	—	【意見 28】
(4) 私立幼稚園等助成（「幼稚園費」）	こども未来部	保育課	—	—
(5) 保育課一般事務（「児童福祉総務費」）	こども未来部	保育課	—	—
(6) 市立保育所事業	こども未来部	保育課		
1) 市立保育所の固定資産の管理状況	こども未来部	保育課	—	—
2) 事故防止、非常災害等のリスク管理について	こども未来部	保育課	—	—
3) 市立保育所の保育料等収入状況	こども未来部	保育課	—	—
4) 市立保育所5年間支出状況	こども未来部	保育課	—	—
5) 市立保育所令和2年度支出状況	こども未来部	保育課	—	—
6) 会計年度任用職員採用等事務（保育所）（「児童福祉総務費」）	こども未来部	保育課	—	—

7) 保育所運営管理（「児童福祉施設費」）	こども未来部	保育課	—	—
8) 保育所耐震化及び保育所整備事業（「児童福祉施設費」）	こども未来部	こども政策課	—	【意見 29】
	こども未来部	保育課	—	【意見 30】 —
(7) 施設型給付費等の支給	こども未来部	保育課		
1) 総論	こども未来部	保育課	—	—
2) 施設型給付費等（保育所等）	こども未来部	保育課	—	—
3) 地域型保育給付費（小規模保育等）	こども未来部	保育課	—	—
4) 施設等利用給付費等（認可外保育施設等）	こども未来部	保育課	—	—
5) 施設型給付費等（幼稚園等）	こども未来部	保育課	—	—
6) 施設等利用給付費等（幼稚園等）	こども未来部	保育課	—	—
7) 施設型給付費等のチェックについて	こども未来部	保育課	—	—
6 保育所等の指導監督について				
(1) 総論	福祉部	指導監査課	—	—
(2) 認可保育施設の指導監査について	福祉部	指導監査課	—	—
(3) 認可外保育施設の指導監査について	福祉部	指導監査課	—	—
(4) 市立保育所の指導監査について	福祉部	指導監査課	—	—
(5) 指導監査の結果	福祉部	指導監査課	—	—
7 こども未来部療育支援課の事業				
(1) 組織及び業務概要等	こども未来部	療育支援課		
(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係	こども未来部	療育支援課	—	—
(3) 障害児通所支援事業	こども未来部	療育支援課	—	—
(4) 児童発達支援センター事業	こども未来部	療育支援課		
1) 児童発達支援センター運営管理	こども未来部	療育支援課	—	【意見 31】
2) 会計年度任用職員人件費（児童発達支援センター）	こども未来部	療育支援課	—	—

意見の表題及び掲載頁数は次のとおりである。個々の内容については、後述するそれぞれの監査項目で記載しているので、参照されたい。

意見	表題	頁数
【意見 1】	幼児のむし歯予防推進事業の達成状況の改善について	76
【意見 2】	家庭的保育事業（保育ママ）及び居宅訪問型保育事業の周知方法の検討について	87
【意見 3】	「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」に対する周知方法の検討について	88
【意見 4】	夜間保育事業の実施について	88
【意見 5】	病児保育事業について	89
【意見 6】	ファミリー・サポート・センター事業について	90
【意見 7】	オールマイティーチャーターの一律配置について	93
【意見 8】	地域人材活用事業については、地域人材の発掘等の努力も必要	97
【意見 9】	ふれあい親子支援事業については達成状況の判断を客観的に行うべき	99
【意見 10】	ひとり親家庭等日常生活支援事業について周知方法等について十分検討すべき	102
【意見 11】	母子家庭等就業・自立支援センター事業の周知方法等の再検討を	103
【意見 12】	インターネット等を使用したリモート子育てサポーター養成講座の実現を	114
【意見 13】	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実績について	124
【意見 14】	休日・夜間保育事業の実施について	124
【意見 15】	公募型プロポーザルの募集について	140
【意見 16】	ファミリー・サポート・センター事業に係る業務委託料の積算に際し、積算項目の名称を明瞭にすべき	165
【意見 17】	ファミリー・サポート・センター事業の契約に係る定期的な確認について	165
【意見 18】	緊急サポートセンター事業の契約に係る定期的な確認について	169
【意見 19】	病児・病後児保育事業に従事する職員に対して研修の受講機会の確保に努めるべき	171
【意見 20】	民間放課後児童クラブの周知に努めるべき	181
【意見 21】	地域子育て支援拠点の利用人数の分析を行い、周知等に努めるべき	189

【意見 22】	修繕が勧められている遊具については早急に修繕による対応をしていくべき	192
【意見 23】	遊具の修繕は、少額の案件をまとめて発注し効率を上げることを検討すべき	193
【意見 24】	児童センターこどもの城のプラネタリウム利用者の増加に努めるべき	197
【意見 25】	児童センターこどもの城及び川越駅東口児童館の業務委託の趣旨を検討すべき	203
【意見 26】	公募型プロポーザル方式による業者選考の際に財務安定性の評価を行うべき	217
【意見 27】	母子父子寡婦福祉資金貸付の延滞債権に係る手続について	232
【意見 28】	補助金交付申請受付時の確認手続きを十分に行うべき	256
【意見 29】	支出命令に係る事務手続きは迅速に行うべき	301
【意見 30】	古谷保育園の建替えの検討も必要	305
【意見 31】	川越市児童発達支援センターの給食用物資の納入業者の業者選定ルールについて	354

第2 監査の結果と意見（個別）

1 第1期川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況

（1）第1期川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況及び決算額（総論）

第1期川越市子ども・子育て支援事業計画は、5つの基本目標と14の施策目標を掲げ、平成27年度から令和元年度において実施されたが、その達成状況と決算額は次のようになった。事業の達成状況は、達成がa評価、一部達成がb評価、未達成がc評価、該当事業なしがd評価、事業終了がe評価としている。事業数は、全部で131あるが、a評価が116、b評価が7、c評価が8、d評価及びe評価は0となっている。

基本目標	施策目標	事業数	事業の達成状況			決算額（単位：千円）				
			a	b	c	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進	1－（1）子どもと親の健康の確保・増進	19	18	0	1	1,548,662	1,603,885	1,573,114	1,575,206	1,534,361
	1－（2）食育・保健対策の充実	5	5	0	0	1,362	1,470	1,555	1,786	2,528
	合計	24	23	0	1	1,550,024	1,605,355	1,574,669	1,576,992	1,536,889
2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	2－（1）教育・保育の量的拡大・質的向上	14	14	0	0	2,017,342	2,352,650	2,447,582	2,369,405	2,781,685
	2－（2）多様な保育事業の推進	14	8	2	4	360,045	585,660	780,331	944,354	59,215
	合計	28	22	2	4	2,377,387	2,938,310	3,227,913	3,313,759	2,840,900

3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	3- (1) 学校教育の充実	5	5	0	0	101,950	102,315	123,049	128,605	184,578
	3- (2) 家庭や地域による教育力の向上	5	4	0	1	3,104	3,191	3,104	2,689	2,484
	合計	10	9	0	1	105,054	105,506	126,153	131,294	187,062
4 要支援児童へのきめ細かな取組の推進	4- (1) 児童虐待防止対策の充実	8	8	0	0	11,932	13,429	13,440	12,438	11,517
	4- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	11	7	3	1	1,252,483	1,249,847	1,252,315	1,220,609	1,473,092
	4- (3) 障害児施策の充実	18	18	0	0	656,596	934,640	1,155,461	1,997,392	1,423,844
	合計	37	33	3	1	1,921,011	2,197,916	2,421,216	3,230,439	2,908,453
5 安心して子どもを育てることができる環境づくり	5- (1) 仕事と家庭の両立の推進	6	6	0	0	5,774	5,874	5,879	5,857	5,770
	5- (2) 地域における子育て支援サービスの充実	8	7	0	1	125,204	144,892	158,074	168,543	169,088
	5- (3) 子どもの健全育成の取組	9	8	1	0	5,877,949	5,799,890	5,656,301	5,538,140	5,435,766
	5- (4) 安全・安心	6	5	1	0	29,250	30,403	29,370	32,316	28,190

	なまちづくり									
	5-(5) 子育て情報 提供の充実	3	3	0	0	88	6,329	8,101	11,665	12,045
	合計	32	29	2	1	6,038,265	5,987,388	5,857,725	5,756,521	5,650,859
	総計	131	116	7	8	11,991,741	12,834,475	13,207,676	14,009,005	13,124,163
		予算額(単位:千円)				12,776,181	13,531,328	13,668,293	14,505,097	15,145,699

<監査手続>

この第1期川越市子ども・子育て支援事業計画の達成状況に関して、基本目標・施策目標ごとに検討した。本章のこれ以降の文章は、基本目標・施策目標ごとにその検討結果をまとめたものである。

(2) 基本目標1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1) 施策目標1-(1) 子どもと親の健康の確保・増進

「施策目標1-(1) 子どもと親の健康の確保・増進」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

なお、この表の「事業名」に記載された記号の意味は、次のとおりである。

★……子ども・子育て支援法第59条に定める事業(事業名に付した丸数字は、37ページに示した事業の数字である。)

※……平成29年度中間年見直しによる追加事業

事業No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額(単位:千円)				
		こども未 来部	その他の 部		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1	乳幼児健診	-	健康づくり 支援課	a	24,687	25,672	26,039	30,364	29,183
2	産婦・新生児訪 問指導★⑤	-	健康づくり 支援課	a	9,647	10,818	10,615	9,723	10,126
3	こんにちは赤ち ゃん事業★⑤	-	健康づくり 支援課	a					

4	乳幼児訪問指導	-	健康づくり支援課	a	120	120	120	120	120
5	幼児のむし歯予防推進事業	-	健康づくり支援課	c	4,800	4,878	5,252	5,287	5,290
6	歯科健診・歯科保健指導等の実施	-	健康づくり支援課	a	1,245	1,250	1,120	1,120	1,017
7	妊産婦歯科健診	-	健康づくり支援課	a	600	600	564	502	486
8	母子健康手帳の交付	-	健康づくり支援課	a	294	305	331	341	283
9	こども医療費の助成	こども政策課		a	1,152,907	1,195,590	1,176,912	1,186,313	1,161,310
10	夜間休日診療事業（小児）	-	保健医療推進課	a	35,000	35,000	35,000	35,000	26,500
11	乳幼児相談	-	健康づくり支援課	a	913	1,153	1,034	980	1,112
12	不妊に対する支援	-	健康づくり支援課 ⇒H28 から健康管理課	a	68,659	83,726	74,573	75,104	75,739
13	妊婦健康診査★ ⑩	-	健康づくり支援課	a	249,591	243,980	237,704	226,050	219,329
14	マタニティスクール	-	健康づくり支援課	a	19	85	100	63	61
15	離乳食教室	-	健康づくり支援課	a	150	150	150	196	176
16	赤ちゃん広場	-	健康づくり支援課	a	30	30	30	30	27
17	産後ケア事業※	-	健康づくり支援課	a	-	528	1,052	1,624	1,214
18	産前・産後サポート事業※	-	健康づくり支援課	a	-	-	2,518	2,389	2,388

19	子育て世代包括 支援センターの 整備※	-	健康づく り支援課	a	-	-	-	0	0
合計					1,548,662	1,603,885	1,573,114	1,575,206	1,534,361

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 未達成 (c 評価) の事業について

< 幼児のむし歯予防推進事業 >

① 所管課：健康づくり支援課

② 目標事業量を、「保育施設等でのフッ化物洗口事業実施率 100%」に設定した。

平成 26 年度より事業対象施設を拡大し、むし歯予防の啓発、歯と口の健康づくりの推進を図ることができたが、「フッ化物洗口事業実施率 H27: 54.5%、H28: 54.9%、H29: 59.7%、H30: 55.3%、R1: 59.3%」に留まった。実施率が低くなったのは、保育施設等でのフッ化物洗口事業実施率 100% を目標に設定し、各施設へ事業の参加を働きかけているが、賛同する施設が 100% に達しないため未達成となったものである、ということであった。

令和 2 年度以降は、市内の希望する保育園・幼稚園の 5 歳児クラスを対象にフッ化物洗口・健康教育を実施し、啓発事業として、研修会、リーフレット、絵本等を配布し、未実施施設に対して説明を行い、周知を図り、また未実施施設への対応について協議するため、検討会議等を実施する、ということである。なお、検討会議は令和元年度に 10 回、令和 2 年度に 6 回実施している。

【意見 1】 幼児のむし歯予防推進事業の達成状況の改善について

幼児のむし歯予防推進事業は、保育施設等でのフッ化物洗口事業実施率 100% に設定したが、実施率が 50% 台に留まり、計画達成状況は c 評価となった。低水準となった理由は、各施設へ事業の参加を働きかけているが、賛同する施設が 100% に達しないため未達成となったもの、ということである。この事業は、第 2 期計画に含まれているので、未実施施設に対して説明を行い、周知を図り、また未実施施設への対応について協議するため、検討会議等を頻繁に実施して、目標を達成していただきたい。

ii) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<乳幼児健診>

- ①所管課：健康づくり支援課
- ②目標事業量は「受診率 100%」と設定している。

実績は、次の表のとおりであり、「4 か月、1 歳 6 か月、3 歳 3 か月児を対象に身体発育・精神発達面の健診を行うことで、必要な支援を行うことができた。また、保健センターで実施する集団健診の未受診者に対し、乳幼児健診未受診等育児支援訪問を行い医療機関等の受診状況、乳幼児の発育・発達の支援、虐待予防に努めている。」と評価している。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
4 か月児健診受診率	95.9%	94.0%	96.1%	95.7%	95.9%
1 歳 6 か月児健診受診率	93.4%	93.5%	95.2%	98.3%	96.6%
3 歳児健診受診率	91.1%	91.9%	92.5%	96.1%	93.7%

しかし、目標値が受診率 100%となっているので、各年の評価は、a 評価ではなく、b 評価ではないかと考えたが、「評価について、基本的な考え方として目標事業量を設定している場合には概ね達成率 90%以上で a 評価としている。」という回答を得ている。なお、この評価の考え方は以後記載する事業についても同様である。

<乳幼児訪問指導>

- ①所管課：健康づくり支援課
- ②目標事業量は設定していない。

実績は、次の表のとおりであり、「支援が必要な家庭を訪問することで、家庭の状況に応じた支援を実施することができた。」と評価している。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
妊産婦	279 件	448 件	514 件	625 件	550 件
乳幼児	446 件	649 件	690 件	800 件	714 件

しかし、達成状況が a 評価である根拠が不明である。その根拠について質問したところ、目標事業量の設定はないが、計画期間内で件数が増加傾向にあり、継続的な支援が着実に行えているということで a 評価としている、という回答を得ている。

また、訪問による指導が必要な母子はどのように把握するのかを質問したところ、訪問による指導が必要な母子は、産科医療機関等からの連絡票や妊娠届出時の面談やアンケート、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等から把握している、という回答を得ている。

< 歯科健診・歯科保健指導等の実施 >

- ①所管課：健康づくり支援課
- ②目標事業量は設定していない。

実績は、次の表のとおりであり、「子どもと一緒に保護者の歯科健診を実施することにより、歯科健診受診率の低い世代に対する予防、啓発等が図れた。」と評価している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
歯科健診・歯科保健指導回数	10回	10回	9回	9回	8回
2歳～2歳6か月児	267人	248人	217人	236人	165人
保護者	203人	151人	153人	103人	108人

しかし、達成状況が a 評価である根拠が不明であるため、その根拠を質問したところ、次のような回答を得た。

「歯科健診や歯科保健指導を実施することは、子どものむし歯を予防することが大きな目的であり、現在の川越市のむし歯一人当たりの本数は、県内自治体と比較してかなり低い数値となってきている。このことから、事業の成果としてむし歯の罹患率が減少していることを踏まえると、達成状況は a 評価であると考えている。なお、実施状況については、法定健診である 1 歳 6 か月児健診や 3 歳児健診において、9 割以上の児童が歯科健診を受診しており、健診と併せて歯科保健指導等を実施している。また、市独自に 2 歳児親子歯科健診を実施している。」

< 産後ケア事業 >

- ①所管課：健康づくり支援課
- ②この事業は中間年見直しにより追加された事業である。事業目標量は「40 件/年」と設定している。

実績は、次の表のとおりであり、40 件に届いた年は無い。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
延べ支援件数	-	8件	18件	37件	29件
延べ支援日数	-	24日	52日	81日	60日

しかし達成状況は a 評価となっているが、その根拠については、「申請に対して適切に案内し利用を促せたため a 評価としている。」という回答を得ている。つまり申請が少なかったということであった。そうであれば、目標値の年 40 件は目標が高いように感じるが、「目標設定については、平成 30 年度の実績が 37 件あったということもあり、概ね適切であるものと認識している。」という回答を得ている。

<子育て世代包括支援センターの整備>

- ①所管課：平成 29 年度見直しによる中間年改定時は「こども政策課」で整備を検討することとしていたが、検討が進み、健康づくり支援課を中心として子育て世代包括支援センターの整備が行われたことから、所管課を「健康づくり支援課」に変更している。
- ②目標事業量は「1 箇所」と設定した。

令和 2 年 6 月には、新たに市民サービスステーション内に 3 類型（母子保健型、基本型及び特定型）を揃えた子育て世代包括支援センターを開設している。達成状況は a 評価で問題無い。

2) 施策目標 1 - (2) 食育・保健対策の充実

「施策目標 1 - (2) 食育・保健対策の充実」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額（単位：千円）				
		こども未 来部	その他の 部		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
1	未就学児に対する食育の推進	保育課	-	a	-	-	-	-	-
		-	健康づくり支援課	a	6	12	-	-	-
2	小・中学校における食育の推進	-	教育指導課	a	286	285	281	286	279
		-	学校給食課	a	-	-	-	-	-
		-	教育センター	a	0	12	0	20	20
3	子育て体験学習	こども育成課	教育指導課	a	650	660	820	844	860

4	薬物乱用防止啓 発	-	保健総務 課	a	53	81	28	47	31
		-	教育指導 課	a	-	-	-	-	-
5	性感染症対策	-	保健予防 課	a	367	420	426	589	1,338
合計					1,362	1,470	1,555	1,786	2,528

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特にコメントは無い。

(3) 基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

1) 施策目標2－(1) 教育・保育の量的拡大・質的向上

「施策目標2－(1) 教育・保育の量的拡大・質的向上」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

なお、この表の「事業名」に記載された記号の意味は、次のとおりである。

◎……教育・保育、地域型保育事業

★……子ども・子育て支援法第59条に定める事業(事業名に付した丸数字は、37ページに示した事業の数字である。)

※……平成29年度中間年見直しによる追加事業

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額(単位:千円)				
		子ども未 来部	その他 の部		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1	通常保育事業◎	保育課	-	a	418,802	357,421	446,407	586,899	955,032
2	時間外保育事業 (延長保育事業) ★②	保育課	-	a	22,515	26,816	30,693	31,962	36,983
3	保育所等における 一時預かり・一時 的保育事業★⑧	保育課	-	a	61,477	68,662	72,278	73,073	72,675
4	産休明け保育事業	保育課	-	a	-	-	-	-	-

5	幼稚園事業の推進 ◎		こども 政策課	-	a	-	-	-	-	-
6	幼稚園就園奨励費		こども 政策課 ⇒R1 か ら保育 課	-	a	731,574	748,944	728,482	708,615	315,429
7	幼稚園等 における 一時預か り・預か り保育事 業★⑧	一時 預か り事 業 (幼 稚園 型)	こども 政策課 ⇒R1 か ら保育 課	-	a	2,086	3,952	5,982	10,405	14,820
		預か り保 育事 業		-	a	130,890	127,510	127,239	135,918	132,778
8	幼稚園・ 法人立保 育所の耐 震化の推 進	私立 幼稚 園	こども 政策課 ⇒R1 か ら保育 課	-	a	0	-	0	-	4,727
		民間 保育 所	保育課 ⇒R1 か らこど も政策 課	-	a	51,223	267,483	69,291	0	349,515
9	認定こども園の推 進◎		保育課 ⇒R1 か らこど も政策 課	-	a	70,339	131,596	297,668	130,962	125,561
10	認可外保育施設等 の認可化支援		保育課 ⇒R1 か らこど	-	a	-	-	-	-	-

		も政策課							
11	保育士研修	保育課	-	a	2,003	2,050	1,995	1,978	1,709
12	学童保育事業(放課後児童健全育成事業)★③	こども育成課 (民間放課後児童クラブ)	教育財務課	a	526,270	618,016	667,290	689,406	772,195
13	幼保小連絡懇談会の実施	-	教育指導課	a	163	135	142	56	135
14	実費徴収に係る補給を行う事業★⑫	1号支給保護者	こども政策課 ⇒R1から保育課	-	-	0	0	0	0
		2号・3号支給保護者	保育課	-	-	65	115	131	126
合計					2,017,342	2,352,650	2,447,582	2,369,405	2,781,685

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<通常保育事業>

①所管課：保育課

②目標事業量は当初 4,305 人で設定されていたが、中間年見直しで 5,418 人に変更になっている。

実績は、次の表のとおりであり、「新規保育所の開設等により、定員の拡大が図れた。

目標事業量に対し、90%以上達成できた。」と評価している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
保育定員	3,950人	4,298人	4,648人	4,871人	5,336人

「目標事業量に対し、90%以上達成」ということでa評価となっている。

<幼稚園事業の推進>

- ①所管課：こども政策課
- ②目標事業量は設定していない。

実績は、次の表のとおりであり、計画期間で計5園となった。「幼稚園の施設型給付対象施設への移行を支援した。計画期間に計5園を幼保連携認定こども園に移行してきた。」と評価している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
新制度移行の園数	事業なし	1園	1園	1園	2園

達成状況がa評価である根拠が不明であったが、「施設型給付対象施設移行を希望する幼稚園について、適切に案内を行い移行への支援を行った」ことから、a評価としているということである。

<幼稚園・法人立保育所の耐震化の推進>

小学校就学前の子どもに安全な教育・保育環境を整備するため、耐震補強工事を行う幼稚園、法人保育所に対し補助を行うもので、幼稚園と法人保育所とに分けて計画されている。

(幼稚園の耐震化推進)

- ①所管課：当初、こども政策課であったが、令和元年度から保育課に移管されている。
- ②目標事業量の設定は無し。

実績は次の表のとおりである。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
耐震化の園数	0園	0園	0園	0園	1園

実績評価には「市内の私立幼稚園園舎に係る耐震補強工事等に対して補助を行う。当該事業の対象となる市内幼稚園 3 園に対する園舎の耐震化に関するアンケート（現状調査）に基づき、計画的に耐震化を進めている。」と記載がある。

民間幼稚園の計画に沿ったもので問題無いと考えられるが、令和 2 年度末時点において 2 施設が耐震化未実施となっている。予算の問題も含め、埼玉県主導で計画通りに耐震化を行っていくことを期待する。

（民間保育所（法人保育所）の耐震化推進）

- ①所管課：当初、保育課であったが、令和元年度からこども政策課に移管されている。
- ②目標事業量の設定は無し。

実績は次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
耐震化の園数	0 園	1 園	1 園	0 園	1 園

実績評価には「計画期間に 3 園を整備してきた。令和元年度中に完了しなかった民間保育所の 1 園が令和 2 年度中に完了するため、市内全ての保育所の耐震化が完了する。」と記載されている。民間保育所の計画に沿ったもので問題無く、令和 2 年度で全ての民間保育所の耐震化が完了する予定であり計画達成といえる。実際、川越市では令和 2 年度をもって全ての民間保育所の耐震化が完了したことを確認している。

2) 施策目標 2 - (2) 多様な保育事業の推進

「施策目標 2 - (2) 多様な保育事業の推進」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

なお、この表の「事業名」に記載された記号の意味は、次のとおりである。

◎……教育・保育、地域型保育事業

★……子ども・子育て支援法第 59 条に定める事業（事業名に付した丸数字は、37 ページに示した事業の数字である。）

※……平成 29 年度中間年見直しによる追加事業

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額（単位：千円）				
		こども未来 部	その他の 部		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1	統合保育事業	保育課	-	a	2,316	2,022	2,310	2,157	2,079
2	土曜保育事業	保育課	-	a	-	-	-	-	-
3	家庭的保育事業（保育ママ）◎	保育課→ R1 からこ ども政策 課	-	c	-	-	-	-	-
4	小規模保育事業◎	保育課→ R1 からこ ども政策 課	-	a	308,634	526,968	720,742	888,701	-
5	事業所内保育事業◎	保育課→ R1 からこ ども政策 課	-	a	-	-	-	-	-
6	居宅訪問型保育事業◎	保育課→ R1 からこ ども政策 課	-	c	-	-	-	-	-
7	病児保育事業 ★◎	こども育 成課	-	b	28,228	37,205	37,811	33,816	35,961
8	ファミリー・ サポート・セ ンター事業★ ⑩	こども育 成課	-	b	16,686	13,168	13,282	13,202	13,124
9	トワイライト ステイ事業★ ④	こども家 庭課（旧 こども安 全課）	-	a	4,181	6,297	6,186	6,478	8,051
10	ショートステ イ事業★④	こども家 庭課（旧 こども安 全課）	-	a					

11	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業★⑬	保育課・こども政策課⇒R1からは保育課	-	c	-	-	-	-	-
12	送迎保育事業※	保育課	-	a	-	-	-	-	-
13	夜間保育事業※	保育課	-	c	-	-	-	-	-
14	休日保育事業※	保育課	-	a	-	-	-	-	-
合計					360,045	585,660	780,331	944,354	59,215

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 未達成 (c 評価) の事業について

<家庭的保育事業 (保育ママ) 及び居宅訪問型保育事業>

- ①所管課：こども政策課 (当初は保育課 ⇒ 令和元年度からこども政策課)
 ②「家庭的保育事業 (保育ママ)」及び「居宅訪問型保育事業」は、5年間実施無しで終わっている。しかし、これらの事業は、「小規模保育事業」及び「事業所内保育事業」とを合わせ、これら4事業を「特定地域型保育事業」として一体的に捉え、目標事業量を4事業全体で「577人」と設定している。

この4事業の実績は、次の表のとおりである。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
家庭的保育事業 (保育ママ)	-	-	-	-	-
小規模保育事業	10園 173人	15園 264人	18園 311人	19園 330人	19園 330人
事業所内保育事業	事業なし	2園 42人	3園 78人	8園 166人	10園 204人
居宅訪問型保育事業	-	-	-	-	-

※ 園数及び人数は累計である。

令和元年度では合計 534 人となり、概ね目標値を達成し、家庭的保育事業（保育ママ）及び居宅訪問型保育事業の必要量は「小規模保育事業」と「事業所内保育事業」で補完してきたとしている。

この「家庭的保育事業（保育ママ）」及び「居宅訪問型保育事業」の事業方針は今後どのように考えていくべきかについて質問したところ、「第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画では、家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業の 4 類型を合わせた地域型保育事業の実施を施策としている。今後は、待機児童数の推移を考慮し、整備量を調整することとしており、家庭的保育事業と居宅訪問型保育事業はニーズを捉えて実施の検討を行う。」という回答を得ている。

【意見 2】家庭的保育事業（保育ママ）及び居宅訪問型保育事業の周知方法の検討について

「家庭的保育事業（保育ママ）」及び「居宅訪問型保育事業」は、5 年間実施無しで終わっている。しかし、第 1 期川越市子ども・子育て支援事業計画の中では、これらの 2 事業に「小規模保育事業」及び「事業所内保育事業」を合わせ、4 事業を「特定地域型保育事業」として一体的に捉えて目標事業量を設定している。第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画でもこの 4 類型を合わせた地域型保育事業の実施を施策としている。家庭的保育事業と居宅訪問型保育事業が不要事業とならないように、待機児童数も考慮して、2 事業の周知方法の検討等を行っていただきたい。

<多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業>

①所管課：当初は保育課及びこども政策課であったが、令和元年度からは保育課のみに変更されている。

②目標事業量は設定されていない。

実績は、計画期間で実施事業者無しで終わっている。

しかし、この点に関して、「本事業は、①保育事業の新規参入法人への巡回支援と、②認定こども園での特別支援教育・保育に係る一部補助の 2 つがあるが、新規参入施設等への巡回支援は、保育コンシェルジュによる巡回支援を行っており、新規開設した施設等を巡回している。聞き取りの内容としては、環境、はじまり保育期間、延長利用、土曜利用、乳児の保育、幼児の保育、アレルギー対応、発達気になる子の支援等多岐にわたる。直近の新規参入施設への訪問は、令和元年度 8 件（以降、令和 2 年度 6 件、令和 3 年度 2 件）となっている。」という説明を受けた。

【意見 3】「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」に対する周知方法の検討について

「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」は、①保育事業の新規参入法人への巡回支援と、②認定こども園での特別支援教育・保育に係る一部補助の2つの事業で成り立っている。この事業は、第1期子ども・子育て支援事業計画において、保育事業の新規参入法人への巡回支援については、保育課に担当が移管された計画期間最後の年から実施されるようになった。

子ども・子育て支援法第59条に定める事業であり、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画に引き継がれているので、さらに新規事業者が円滑に事業を実施できるよう保育コンシェルジュの役割に期待するとともに、この支援について十分に認識されるよう周知方法を検討していく必要がある。

<夜間保育事業>

①所管課：保育課

②この事業は、平成29年度計画見直し時に追加された事業であるが、目標事業量は「1箇所（民間）」と設定した。

実績は、事業実施を希望していた事業者において、夜間の保育体制が整わない等の事情により実施には至らなかった。この点について、「住民のニーズは一定程度あると思われるが、現在は認可外の施設等を利用して頂いているものと考えている。今後も住民のニーズの把握や受け皿としての民間保育所等の事業実施について、情報提供等を行っていきたいと考えている。」という説明を受けた。

【意見 4】夜間保育事業の実施について

男女雇用機会均等法の施行や週休2日制の普及に伴い、男女ともに残業や転勤を伴う職種や、三交代制勤務を伴う職場に進出し、夜間や深夜に及ぶ長時間労働を余儀なくされる実態も見られるところという。こうした中で子育て中の親の就労形態の多様化に対応するという観点から夜間保育に対するニーズも一層高まっていることが指摘されている。夜間保育の場合、昼間の保育所での保育以上に、より個別的、かつ臨機応変な対応が重視され、養護と教育を一体とする保育所保育の特性を基本としながらも、家庭におけるのと同様の生活環境や密接な保護者との関係づくりなどのウエイトが大きくなる。夜間保育事業は、夜間就労する保護者と児童に家庭生活を保障する重要な役割を担うと考えられる。

一方で、夜間保育所の設置状況は、厚生労働省の調査結果「令和2年度 夜間保育所の設置状況（令和2年4月1日時点）」によれば、都道府県、指定都市及び中核市全体

で、公営で 4 箇所、民営で 72 箇所、計 76 箇所と、全国的に見ても少ないと考えられる。

夜間保育施設が存在すれば利用できたかもしれない潜在的な需要者のニーズに対応するために、夜間保育事業に関して早期に市民のニーズ調査を実施し、ニーズを見極めたうえで、効率的かつ効果的な事業の実施に向けて準備していただきたい。

ii) 一部達成 (b 評価) の事業について

<病児保育事業>

①所管課：こども育成課

②目標事業量を「1,200 人日」と設定した。

実績は、次の表のとおりであった。

(なお、ファミリー・サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業) については後述する。)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実施箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
定員	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
利用者数	925 人	1,081 人	1,091 人	967 人	965 人

今後の方向性としては、「保護者の仕事と子育ての両立を支援できるよう、利用状況等を注視しながら、引き続き、事業の充実に努める。計画達成に向け、周知媒体や周知先を見直すなど、周知活動の強化に努め、潜在的利用者の利用を促す」としている。

【意見 5】病児保育事業について

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行うものである。目標事業量 1,200 人日に対して、5 年平均で達成率が 84%となっている。この事業は、子ども・子育て支援法第 59 条に定める事業であり、第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画に引き継がれているので、より一層の周知活動の強化に努めてニーズを掘り起こしていただきたい。

<ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業含む）>

①事業の概要：育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。また、病児・緊急対応強化事業（緊急サポートセンター事業）は、病児保育室が満室の際や、利用時間外等に緊急対応が可能なセーフティネットとして平成 26 年 4 月から特定非営利活動法人（1 箇所）への委託により開始した。

②所管課：こども育成課

③目標事業量を当初、「活動人日数 6,650 人日」と設定したが、平成 29 年度計画見直しにより「活動人日数 9,620 人日」に引き上げられた。また、「病児・緊急対応強化事業」については当初「活動人日数 100 人日」と設定したが、平成 29 年度計画見直しにより「活動人日数 470 人日」に引き上げられた。

実績は、次の表のとおりであった。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
依頼会員	1,867 人	1,744 人	1,810 人	1,886 人	1,962 人
提供会員	681 人	582 人	551 人	579 人	548 人
依頼提供会員	85 人	80 人	71 人	63 人	60 人
活動人日数	8,342 人日	9,184 人日	9,333 人日	9,417 人日	8,043 人日

※ファミリー・サポート・センター事業と緊急サポートセンター事業との合計

今後の方向性は、「会員の適正管理に努めるとともに、活動回数の増加につながるよう利用者ニーズに則した事業の推進を図っていく。令和 2 年度以降も、引き続き事業周知に努め、計画達成に向け、提供会員数の増加や稼働率の向上を図るものとする」ということである。

【意見 6】ファミリー・サポート・センター事業について

ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業含む）については、目標事業量の引き上げのあった平成 29 年度から 3 年間の目標達成率は 88%であった。この事業は、子ども・子育て支援法第 59 条に定める事業であり、第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画に引き継がれているので、事業周知の徹底を図り会員数の増加につなげていただきたい。

iii) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<土曜保育事業>

①所管課：保育課

②目標事業量は、当初「14 施設 (保育所)」であったが、中間年見直しにより、「私立全園 (保育所)」に変更になっている。

実績は、次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実施公立保育所	10 園	10 園	10 園	10 園	10 園
実施民間保育所	8 園	8 園	8 園	8 園	32 園

令和元年度時点においては、民間保育所は 33 園 (分園の 3 園を除いた数) であった。令和元年より民間保育所 32 園で土曜保育が実施され、残る 1 園についても令和 2 年度に実施の見込みということであり、計画通り実施されている。

<休日保育事業>

①所管課：保育課

②中間年見直しにより追加された事業であり、目標事業量は、「事業所内保育事業所 1 箇所」となっている。

実績は次の表のとおりであり、平成 30 年度及び令和元年度の実績は、事業所内保育事業所 1 園となっている。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
事業所内保育事業所	—	—	—	1 園	1 園
延べ利用人数	—	—	—	207 人	221 人

休日保育を実施している事業所は、令和元年度では「ミルキーホーム川越園」の 1 園となっている。1 園で休日保育のニーズを充足するものか否かについて質問したところ、次の回答を得た。

「市民のニーズについては、市民の働き方が多様となっていることから、一定の需要があるものと考えているが、なかなか通常保育をしながら休日保育の実施に協力頂ける民間保育所等も少ない状況となっている。そのため、川越市として令和 3 年 7 月にオープンした保育ステーションにおける一時預かりを休日も実施することでそのニーズを

補完している。休日保育（一時預かりを含めた）の手続きについては、保育課で保育の認定をした後、実施園で面接等の手続きを行うこととなる。」

保育ステーションの乳幼児一時預かり事業は、年末年始を除く毎日 8 時 30 分から 17 時まで実施されている。

（４）基本目標 3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

1) 施策目標 3 - (1) 学校教育の充実

「施策目標 3 - (1) 学校教育の充実」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額（単位：千円）				
		こども未来 部	その他 の部		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
1	オールマイ ティーチャ ー配置事業	-	学校管 理課	a	48,284	48,720	50,326	48,220	48,307
2	少人数指導 の充実	-	教育指 導課	a	-	-	-	-	-
3	いきいき登 校サポート プラン	-	教育セ ンター	a	22,655	23,584	34,683	38,210	41,280
4	教育相談・ 就学相談事 業	-	教育セ ンター	a	28,860	28,081	36,353	40,117	93,140
5	川越市教職 員研修事業	-	教育セ ンター	a	2,151	1,930	1,687	2,058	1,851
合計					101,950	102,315	123,049	128,605	184,578

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<オールマイティーチャーター配置事業>

- ①所管課：学校管理課
- ②目標事業量は設定していない。

実績は、次の表のとおりであり、「この 5 年間、校長の要請をもとに、臨時講師を配置することで、生徒指導や学力向上の課題解決に成果を上げてきた。」と評価している。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
臨時講師配置校数	13 校	14 校	14 校	16 校	14 校

この実績で評価 a となっている。しかし、市内の公立小学校は 32 校、公立中学校は 22 校あり、この中の 14 校、16 校では配置校数は少ないように思われる。校長の要請により配置するという方法では、学校の教育環境に格差が生まれるのではないのか。一律配置すべきではないのか。この点について質問したところ、「達成状況 a の根拠は、オールマイティーチャーター事業の本来の目標である、生徒指導面・学習面での充実が図られたからである。具体的には、生徒指導面において、教員が一人増えたことにより、生徒指導主任や教育相談主任に機動力が生まれ、生徒指導の充実、いじめの未然防止や早期発見が図れたからである。学習面において各学校が設定した目標を 90%が達成した。着実に成果を上げている事業のため、オールマイティーチャーター一律配置を目指している。」という回答を得た。

【意見 7】 オールマイティーチャーターの一律配置について

オールマイティーチャーター配置事業については、目標事業量は設定していないが、過去 5 年間で 13 校から 16 校の公立学校においてオールマイティーチャーターが配置されている。しかし、市内の公立小学校は 32 校、公立中学校は 22 校あり、この中の 14 校、16 校では配置校数は少ないように思われる。評価 a の理由は、オールマイティーチャーター配置校については、生徒指導面・学習面での充実が図られたからということである。しかし、第 3 次川越市教育振興基本計画の「施策 4 多様なニーズに対応した教育の推進」に関する指標・目標値の 1 項目に記載されている「臨時講師（オールマイティーチャーター）配置の効果調査において「向上」と回答した割合」は令和元年度末で 64.8%となっており、主観的には約 6 割達成と考えられる。

現在、オールマイティーチャーターの配置は校長の要請（企画書）により行われており、要請した学校と要請しない学校との間に学校の教育環境に格差が生まれるのではないのかという疑問が残る。事業 No2「少人数指導の充実」事業では県費による加配教員が

公立小学校・中学校全校に配置されている。オールマイティーチャーター配置事業についても、全校に配置すべきではないかと考える。この点、学校管理課でもオールマイティーチャーター一律配置を目指しているようであるので、一律配置を実現してもらいたい。

＜川越市教職員研修事業＞

①所管課：教育センター

②目標事業量は、「118 講座/年」と設定している。

実績は次の表のとおりであり、「今日的な教育課題に対応するため、研修体系や内容の見直しを行い、研修内容の整理と細分化を図った。その結果、様々なニーズに対応できる講座が増え、高い評価を得ることができた。」と評価しているが、計画期間 5 年間全てにおいて、年間の講座開催数が目標を下回っている。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
講座数	116 講座	117 講座	97 講座	95 講座	94 講座
延べ参加者人数	7,996 人	8,496 人	8,257 人	8,495 人	6,486 人

直近の 3 年間の講座数は目標値の 80%となっており、a 評価ではなく b 評価であると考えられるが、この点については、「目標事業量を満たしていないが、研修内容について改善を図り、参加しやすい体制を整えたことによる適切な開催数としたものであり、教職員の資質向上を図るとい研修の目的は達成できたものとする。」という回答を得ている。この事業は、第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画に引き継がれているが、第 2 期計画では目標事業量が記載されなくなった。参考までに、令和 3 年度から実施される第 3 次川越市教育振興基本計画に記載のある教職員の研修の部分にも目標値の記載がない。目標は量から質へ変更されている。

2) 施策目標 3 - (2) 家庭や地域による教育力の向上

「施策目標 3 - (2) 家庭や地域による教育力の向上」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額（単位：千円）				
		こども未来 部	その他の 部		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
1	家庭教育講座	-	中央公民館	a	1,193	1,464	1,330	1,278	1,022
2	中学生社会体験事業	-	教育指導課	a	738	803	778	709	787
3	社会体験学習及び交流活動	保育課	-	a	-	-	-	-	-
4	地域人材活用事業	-	学校管理課	a	1,173	924	996	702	675
5	生きがい活動支援通所事業	-	高齢者いきがい課	c	-	-	-	-	-
合計					3,104	3,191	3,104	2,689	2,484

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 未達成（c 評価）の事業について

<生きがい活動支援通所事業>

①所管課：高齢者いきがい課

②目標事業量は「各クラス年1回ずつの交流会」である。

実績は、次の表のとおりである。令和元年度は日程調整が難しく実施しなかった。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
交流会	各クラス1回	4年生（2クラス）1回	4年生（2クラス）1回	4年生（2クラス）5日間	—
福祉体験	4年生2回	—	4年生1回	4年生1回	—

実績に対して「小学校の空き教室（余裕教室）という立地を生かし、生徒との交流を有効に実施できたと考える。高齢者にとっては良い刺激となり、また小学生にとっても

高齢者と接する良い機会となった。」と評価している。令和元年度が未実施となった理由については、コロナ禍のほか、学校の学習カリキュラムの都合により交流会が開催されなかった、ということであった。なお、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画には掲載されなかった。参考までに、令和元年度、2年度ともに、卒業生にデイサービスセンターの利用者が作製したペン立てを贈っているそうである。

ii) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<家庭教育講座>

- ①所管課：中央公民館
- ②目標事業量は「全館実施」である。

実績は、次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実施公民館数	17 館	17 館	17 館	17 館	15 館
実施講座数	27 講座	37 講座	33 講座	32 講座	29 講座
延べ参加者数	2,293 人	3,369 人	3,069 人	2,161 人	2,256 人

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため6事業中止

市内の公民館は現在 20 館存在する。目標事業量が全館実施であるが、前述のとおり、90%評価方針に則っており、「令和元年度はコロナ禍により実施できなかった公民館があったが、5年間の実績を踏まえて a 評価としている。なお、霞ヶ関西公民館は令和元年度に新規整備されたものである。」との回答を得ている。計画策定時は公民館数は 19 館と考えると、90%で 17 館ということになり、他の年度は達成していることになる。

<地域人材活用事業>

- ①所管課：学校管理課
- ②目標事業量は、「各校 5 回/年」である。

実績は、実施率(実施回数/予算回数)、つまり「実施回数 5 回/予算回数 5 回=100%」と考えて、次の表のようになった。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
実施率	142.2%	110.9%	120.7%	84.7%	81.8%

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校が臨時休校となり、計画していた事業が実施できなかつたこともあり例年を下回る結果となっているが、平成 30 年度は、一部の学校で地域人材活用事業の要請がなかつたこともあり実施率が 100%を下回る結果となっている。地域人材活用事業の要請が無かつたのはどうしてなのかについて質問したところ、「地域人材を活用した教育活動を実施できていない場合や教育活動に対して求める地域人材が不足している場合等が考えられる。今後は、各学校に対して事業の周知に努めるとともに、コロナ禍における感染防止策を講じながら実施していく。」との回答を得ている。

【意見 8】 地域人材活用事業については、地域人材の発掘等の努力も必要

平成 30 年度は、一部の学校で地域人材活用事業の要請がなかつたこともあり実施率が 100%を下回る結果となった。その原因として、地域人材を活用した教育活動を実施できていない場合や教育活動に対して求める地域人材が不足している場合が考えられるということであった。この事業は第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画に引き継がれているので、地域人材の発掘等も考慮に入れ、学校に対して十分周知を行って目標を達成していただきたい。

(5) 基本目標 4 要支援児童へのきめ細かな取組の推進

1) 施策目標 4 - (1) 児童虐待防止対策の充実

「施策目標 4 - (1) 児童虐待防止対策の充実」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

なお、この表の「事業名」に記載された記号の意味は、次のとおりである。

★……子ども・子育て支援法第 59 条に定める事業(事業名に付した丸数字は、37 ページに示した事業の数字である。)

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額 (単位: 千円)				
		こども未来部	その他の部		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
1	養育支援訪問事業★⑥	こども家庭課 (旧こども安全課)	-	a	1,392	2,299	2,110	1,110	292

2	家庭児童相談	こども家庭課（旧こども安全課）	-	a	8,700	9,372	9,559	9,567	9,552
3	要保護児童対策地域協議会	こども家庭課（旧こども安全課）	-	a	407	339	335	328	252
4	ふれあい親子支援事業	-	健康づくり支援課	a	257	262	205	286	256
5	保健師による訪問指導	-	健康づくり支援課	a	120	120	120	120	120
6	周産期からの虐待予防強化事業（注）	-	健康づくり支援課	a	-	6	9	10	16
7	児童虐待防止の啓発活動	こども家庭課（旧こども安全課）	-	a	1,042	1,014	1,088	1,003	1,012
8	CSP 研修事業 ひだまり教室～どならないですむ子育て～	こども家庭課（旧こども安全課）	-	a	14	17	14	14	17
合計					11,932	13,429	13,440	12,438	11,517

（注）事業 No6「周産期からの虐待予防強化事業」は平成 28 年 4 月から「妊娠期からの虐待予防強化事業」へ名称を変更している。

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<ふれあい親子支援事業>

- ①所管課：健康づくり支援課
- ②目標事業量は設定無し。

実績は次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
コアラの会開催数	11 回	11 回	9 回	12 回	11 回
延べ参加人数	34 組	29 組	18 組	43 組	26 組

※ 「コアラの会」とは、育児不安が強く支援が必要な保護者のグループの名称である。

実績評価では「コアラの会を開催し、グループミーティングを実施することで育児不安の解消が図れた。」とあるが、評価 a である根拠は主観的なものである。また、令和 2 年度以降の方向性として「計画達成に向け引き続きグループミーティングを実施する」と記載があるが、この事業は目標事業量を設定していないので、計画とは何を指すのかわからない。この点に関して、担当課は「計画」とは「第 1 期川越市子ども・子育て支援事業計画」を指しており、目標事業量は設定していないが、事業の実施による施策の達成という意図で記載したということである。

【意見 9】ふれあい親子支援事業については達成状況の判断を客観的に行うべき

ふれあい親子支援事業は、評価 a となっているが、その判断は主観的なものであると考えられる。この事業は第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画に引き継がれているので、会の参加者に対し、内容を十分吟味したうえでアンケートを実施し、会の参加者のうち 90%程度の人が、気持ちが楽になったとか、育児不安が少し解消された、というような肯定的な回答が得られれば a 評価、といったような、客観的な目標値による実績評価を行うことも検討すべきであると考えられる。

<保健師による訪問指導>

- ①所管課：健康づくり支援課
- ②目標事業量は設定されていない。

実績は、「児童虐待予防のため、訪問による支援が必要な母子に対し、保健師等による訪問指導を実施した。」として、延べ訪問件数は、次の表のようになり、達成状況は a 評価となっている。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
延べ訪問件数	869 件	1,303 件	1,430 件	1,666 件	1,476 件

支援が必要な母子は、産科医療機関等からの連絡票や妊娠届出時の面談やアンケート、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等から把握しているということである。

2) 施策目標 4 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

「施策目標 4 - (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

なお、この表の「事業名」に記載された記号の意味は、次のとおりである。

※……平成 29 年度中間年見直しによる追加事業

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額 (単位: 千円)				
		こども未来 部	その他 の部		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
1	ひとり親 家庭相談	こども家 庭課 (旧 こども安 全課)	-	a	6,844	6,875	6,289	6,860	6,447
2	ひとり親 家庭等日 常生活支 援事業	こども家 庭課 (旧 こども安 全課)	-	c	8	0	0	0	0
3	母子父子 寡婦福祉 資金貸付 事業	こども家 庭課 (旧 こども安 全課)	-	a	94,684	86,883	81,356	79,419	73,663

4	母子家庭等就業・自立支援センター事業	こども家庭課（旧こども安全課）	-	b	3,043	1,377	958	1,235	980
5	ひとり親家庭生活向上事業	こども家庭課（旧こども安全課）	-	b	67	79	80	50	28
6	自立支援給付金事業	こども家庭課（旧こども安全課）	-	a	12,796	19,836	28,998	28,733	35,589
7	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	こども家庭課（旧こども安全課）	-	b	-	-	-	-	-
8	ひとり親家庭等医療費	こども政策課	-	a	56,384	58,376	60,400	61,461	61,264
9	児童扶養手当	こども政策課⇒H28からこども家庭課	-	a	1,077,016	1,068,489	1,063,091	1,031,554	1,283,827
10	川越市遺児手当	こども政策課	-	a	1,641	1,590	1,122	1,250	1,122
11	ひとり親家庭等学習支援事業※	こども家庭課（旧こども安全課）	-	a	-	6,342	10,021	10,047	10,172
合計					1,252,483	1,249,847	1,252,315	1,220,609	1,473,092

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 未達成 (c 評価) の事業について

<ひとり親家庭等日常生活支援事業>

- ①所管課：こども家庭課 (旧こども安全課)
- ②目標事業量の設定は無い。

実績は、計画期間で利用実績は1世帯だった。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
家庭生活支援員派遣世帯	1世帯	0世帯	0世帯	0世帯	0世帯

今後の方針は、「ニーズの把握と制度の周知を図り、セーフティネットとしての役割を考慮した上で、事業の見直しを行っていく」ということである。

【意見 10】ひとり親家庭等日常生活支援事業について周知方法等について十分検討すべき

ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭等の親が、傷病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う事業であり、セーフティネットとして重要な役割を担っていると考えられる。しかし、5年間で利用実績は僅か1世帯だった。利用ニーズが無いのか、それとも制度を知らず利用機会を逃しているのかは不明であるが、この事業は第2期川越市子ども・子育て支援事業計画に引き継がれているので、周知方法に問題が無いのか、申請に障害が無いかなど、十分検討してみる必要はある。

ii) 一部達成 (b 評価) の事業について

<母子家庭等就業・自立支援センター事業>

- ①所管課：こども家庭課 (旧こども安全課)
- ②目標事業量を「延べ利用者数300人/年」と設定した。

実績は、次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
セミナー参加者数	4 人	3 人	—	—	—
パソコン講座参加者数	18 人	13 人	10 人	4 人	5 人
就労相談人数	213 人	92 人	76 人	205 人	161 人
合計	235 人	108 人	86 人	209 人	166 人

令和 2 年度以降の方向性としては、「引き続き、託児付き講座等の開催、就労相談の実施により、就労面から母子家庭等の自立を支援していき、就労相談からハローワークとの連携や自立支援プログラムの策定につなげていく。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した講座等については、実施方法を検討していく。」ということである。

【意見 11】母子家庭等就業・自立支援センター事業の周知方法等の再検討を

母子家庭等就業・自立支援センター事業については、目標事業量を年間利用者数 300 人としているが、この 5 年間の就労相談人数を見ると、相談人数 100 人超の年度を順番に並べると、平成 27 年度が 213 人、平成 30 年度が 205 人、令和元年度が 161 人となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により講座が中止したものもあるが、そもそも講座に参加する人数は少ないのが現状である。新型コロナウイルス感染症の影響で、自立できる環境が一層悪化していると考えられ、この事業の重要性は一層高まると考えられる。この事業は第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画に引き継がれているので、効果的な周知方法や容易な申請手続き等について十分検討して事業を実施していただきたい。

<ひとり親家庭生活向上事業>

- ①所管課：こども家庭課（旧こども安全課）
- ②目標事業量を「延べ利用者数 80 人/年」と設定した。

「ひとり親家庭の母などを対象に、情報交換や悩みの相談の場を定期的に提供することや、専門家による講習会を開くことで、自立に向け前向きな姿勢で取り組むことを支援することができた。」と評価したが次の表のような実績値に留まった。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
1) 交流会回数	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
1) 延べ参加人数①	56 人	63 人	43 人	30 人	33 人
2) 家計管理・生活支援 講習会回数	-	-	1 回	1 回	1 回
2) 延べ参加人数②	-	-	5 人	5 人	3 人
延べ人数合計 (①+②)	56 人	63 人	48 人	35 人	38 人

なお、平成 29 年度までは平成 28 年から実施の学習支援事業の成果を含めているが、平成 30 年度からは 4-(2)-11 で個別評価している。

今後の方向性は、「引き続き、母子家庭等の母などを対象に情報交換及び悩み相談の場を定期的に提供し、生活支援につながる企画内容等を検討していく。」ということである。

<母子・父子自立支援プログラム策定等事業>

①所管課：こども家庭課（旧こども安全課）

②目標事業量を「プログラム策定件数 40 件/年」と設定した。

実績は次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
プログラム策定件数	10 件	7 件	2 件	10 件	14 件
ハローワークとの就 労支援の連携による 就職者数※	—	—	38 人	32 人	48 人

※ 平成 29 年度末以降の達成状況はハローワークとの就労支援の連携による成果を含めて評価

実績評価として、「児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラム策定事業を実施し、自立促進のための就労支援を効果的に実施することができた。またハローワークとの連携により就労支援を行った。」と記載がある。今後の方向性としては、「引き続き、児童扶養手当受給者の自立を支援するために自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら継続的な就労支援を行っていく。また、児童扶養手当現況届の際にハローワークによる集中相談を実施する。」ということである。

3) 施策目標4-(3) 障害児施策の充実

「施策目標4-(3) 障害児施策の充実」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

なお、この表の「事業名」に記載された記号の意味は、次のとおりである。

※……平成29年度中間年見直しによる追加事業

事業No	事業名	所管課		計画達成状況	決算額(単位:千円)				
		こども未来部	その他の部		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1	生活サポート事業	-	障害者福祉課	a	5,610	5,065	5,239	4,626	4,611
2	特別児童扶養手当	こども政策課	-	a	-	-	-	-	-
3	障害児福祉手当	-	障害者福祉課	a	29,746	29,467	29,152	29,700	31,586
4	障害者等相談支援事業	-	障害者福祉課	a	56,320	59,190	61,610	63,339	63,925
5	グループ指導会	こども家庭課(旧こども安全課)	-	a	56	52	74	88	66
6	障害のある子どもに対する教職員研修事業	-	教育センター	a	55	35	32	32	36
7	障害児通園施設の運営	保育課⇒R1から療育支援課	-	a	81,613	92,239	90,665	92,477	112,063
8	ひかり児童園等施設整備事業	保育課⇒R1から療育支援課	-	a	21,496	71,934	116,400	771,122	-

9	未熟児・長期療養児訪問指導	-	健康づくり支援課	a	-	-	-	-	-
10	ダウン症等のある子どもを持つ親の会	-	健康づくり支援課	a	-	-	-	-	-
11	発育・発達相談	-	健康づくり支援課	a	1,962	2,028	2,311	2,417	2,419
12	未熟児養育医療給付	-	健康づくり支援課⇒H28から健康管理課	a	24,622	16,952	18,612	21,602	34,975
13	自立支援医療（育成医療）給付	-	健康づくり支援課⇒H28から健康管理課	a	9,637	11,922	7,053	8,237	7,357
14	小児慢性特定疾病医療給付	-	健康づくり支援課⇒H28から健康管理課	a	72,327	68,553	73,757	92,236	103,161
15	こどもの発達支援巡回事業※	-	障害者福祉課	a	2,008	5,670	6,026	6,026	6,082
16	放課後等デイサービスの利用促進※	保育課⇒R1から療育支援課	-	a	340,364	559,621	732,608	894,120	1,045,875

17	特別支援教育の理解促進※	-	教育センター	a	-	-	-	-	-
18	通常学級における支援の推進※	-	教育センター	a	10,780	11,912	11,922	11,370	11,688
合計					656,596	934,640	1,155,461	1,997,392	1,423,844

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<グループ指導会>

- ①所管課：こども家庭課（旧こども安全課）
- ②目標事業量は、「延べ受入人数 620 人/年」である。

実績は次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
指導会開催数	31 回	32 回	31 回	32 回	30 回
延べ受入人数	602 人	731 人	658 人	843 人	439 人

担当課では、「最終年度の人数の減少が顕著だったため、会のあり方について検討を行いたい。」というコメントをしている。令和元年度の参加者減少について質問したところ、「令和元年度の参加者減少について新型コロナウイルス感染防止の影響も考えられるが、平成 31 年 4 月 1 日に開設された川越市児童発達支援センターの影響が大きいと考えており、その影響は今後も続くものと考えている。新たにできた施設をより多くの親子が利用できるようになったことを前向きに捉え、会のあり方について検討したい」という回答を得ている。

今後は、第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画では川越市児童発達支援センターの運営が重点事業となっており、グループ指導会は年 32 回という目標設定をして実施されている。

＜未熟児・長期療養児訪問指導＞

- ①所管課：健康づくり支援課
- ②目標事業量は設定していない。

実績は次の表のとおりである。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
未熟児等訪問指導	92件	71件	59件	55件	56件

訪問が必要な未熟児・長期療養児の把握方法及び訪問後の手続であるが、訪問が必要な未熟児・長期療養児は、産科医療機関や小児科から健康づくり支援課への連絡票等の送付により把握し、訪問結果については、「訪問結果報告票」にて産科医療機関へ報告している、ということであった。

(6) 基本目標5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

1) 施策目標5－(1) 仕事と家庭の両立の推進

「施策目標5－(1) 仕事と家庭の両立の推進」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

事業No	事業名	所管課		計画達成状況	決算額(単位：千円)				
		こども未来部	その他の部		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1	結婚支援事業	-	広聴課	a	43	43	43	57	57
2	結婚相談	-	広聴課	a	2,009	2,059	2,116	2,130	2,172
3	ワークライフバランスの推進・啓発	こども政策課	雇用支援課、男女共同参画課	a	2	52	0	72	15
4	両立支援に係る好事例の情報提供	-	雇用支援課	a	-	-	-	-	-
5	女性の就労支援事業	-	男女共同参画課	a	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120

6	家庭における男性の参画促進	-	男女共同参画課	a	600	600	600	478	406
合計					5,774	5,874	5,879	5,857	5,770

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<両立支援に係る好事例の情報提供>

- ①所管課：雇用支援課
- ②目標事業量の設定は無い。

掲載企業の実績は次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
プラチナ	—	6 社	9 社	12 社	14 社
ゴールド	—	49 社	50 社	61 社	77 社
シルバー	—	76 社	75 社	66 社	59 社

実績評価としては「ホームページにて、埼玉県多様な働き方実践企業(プラチナ企業、ゴールド企業及びシルバー企業) の情報を提供」とあり、令和 2 年度以降の方向性として「ホームページにて、埼玉県多様な働き方実践企業の情報を提供」と記載されている。

川越市のホームページは以下のとおりである。

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/jigyoshamuke/chushokigyonushi/kigyoichiran.htm>

↓

([多様な働き方実践企業 川越市内企業一覧](#))

(参考：「多様な働き方実践企業」掲載について)

埼玉県では、仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務など多様な働き方を実践している企業等を認定し、働きやすい会社として、ホームページ等で広く紹介している。この「多様な働き方実践企業」認定制度は、平成 24 年度に開始され、次の認定基準に該当する数に応じて、プラチナ、ゴールド、シルバーの 3 区分に認定されている。川越市ホームページでは川越市内の「多様な働き方実践企業」を掲載している。令和 3 年 5 月 13 日更新情報では、プラチナ 33 社 (団体)、ゴールド 81 社 (団体)、

シルバー51社（団体）が掲載されている。

（認定基準（旧））

- 1 女性が多様な働き方を選べる企業（短時間勤務制度、フレックスタイム、託児施設の設置運営など）
- 2 法定義務を上回る短時間勤務制度が職場に定着している企業
- 3 出産した女性が現に働き続けている企業
- 4 女性管理職が活躍している企業
- 5 男性社員の子育て支援等を積極的に行っている企業（男性も子育てや介護に参加できるような制度を複数導入）
- 6 取り組み姿勢を明確にしている企業

（認定基準（新））

- 1 男女が共に仕事と育児・介護を両立できる（育児休業、介護休業、育児・介護のための短時間勤務など）
- 2 テレワークやフレックスタイムなど独自の取り組みを導入している
- 3 出産した女性等が現に働き続けている
- 4 女性管理職が活躍している
- 5 働きやすい職場環境づくりをしている
- 6 働き方に対する取組を表明している
- 7 男性従業員の育児休業等の取得が定着している
- 8 働き方改革を積極的に進めている
- 9 従業員が長く働き続けている

2) 施策目標5－(2) 地域における子育て支援サービスの充実

「施策目標5－(2) 地域における子育て支援サービスの充実」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

なお、この表の「事業名」に記載された記号の意味は、次のとおりである。

★……子ども・子育て支援法第59条に定める事業(事業名に付した丸数字は、37ページに示した事業の数字である。)

※……平成29年度中間年見直しによる追加事業

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額（単位：千円）				
		こども未来 部	その他の 部		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
1	地域子育て 支援拠点事 業★⑦	こども育 成課	-	a	115,482	132,012	137,763	139,668	143,680
2	子育てサロ ン事業	-	中央公民 館	a	2,201	2,199	2,236	2,275	2,092
3	赤ちゃんの 駅事業	こども育 成課	-	a	-	-	-	-	-
4	パパ・ママ 応援ショッ プ事業	こども育 成課	-	a	-	-	-	-	-
5	子育てサポ ーター養成 講座	-	中央公民 館	a	153	145	102	198	121
6	育児サーク ル支援	こども育 成課	-	c	-	-	-	-	-
7	多子世帯応 援クーポン 事業※	こども政 策課	-	a	-	-	4,051	11,960	13,331
8	第三子及び 多胎児産前 産後ヘルパ ー派遣事業 ※	こども家 庭課	-	a	7,368	10,536	13,922	14,442	9,864
合計					125,204	144,892	158,074	168,543	169,088

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 未達成（c 評価）の事業について

<育児サークル支援>

①所管課：こども育成課

②目標事業量を「サークル交流会 1 回/年 サークルへの支援 45 回/年」と設定した。

実績は、次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
サークル交流会回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
サークル出張支援回数	31 回	34 回	33 回	22 回	15 回
支援人数	611 人	844 人	622 人	370 人	260 人

実績評価については、「サークル間の活動内容等の情報交換の場を提供し、交流の促進を図ることで、サークルが活性化し、子育てをする保護者達の悩みや不安の解消と喜びを共有することのできる貴重な場となる。毎年サークル交流会を開催することができており、順調に推移していると考える。出張支援を実施することで、育児に関する知識の普及の他、活動の取組のヒントを提供することにより、サークル活動の継続と活性化、育児力の向上につながった。」と記載されている。

令和 2 年度以降の方向性は、「育児サークル数の減少などから支援回数が減少している。出張支援等を通じて、サークルの活性化を図るが、新型コロナウイルス感染症拡大の防止のためサークル交流会の開催は現在未定となっている。」とのことである。

ii) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<地域子育て支援拠点事業>

①所管課：こども育成課

②目標事業量は、「実施施設数 25 箇所」と設定している。

実績は次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
子育て支援センター (公立のみ)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
つどいの広場 (公立)	20 箇所 (3 箇所)	22 箇所 (3 箇所)	23 箇所 (3 箇所)	23 箇所 (3 箇所)	23 箇所 (3 箇所)
(法人)	(17 箇所)	(19 箇所)	(20 箇所)	(20 箇所)	(20 箇所)
計	21 箇所	23 箇所	24 箇所	24 箇所	24 箇所

目標事業量は 25 箇所であるが、評価の基本的な考え方として、目標事業量を設定している場合には概ね達成率 90%以上ならば a 評価と判断している、ということである。

<パパ・ママ応援ショップ事業>

- ①事業の概要：中学生までの子ども（平成 29 年 8 月 1 日からは、満 18 歳に達して次の 3 月 31 日を迎えるまでの子ども）または妊娠中の方がいる家庭を応援するため、店舗等で割引などのサービスが受けられるパパ・ママ応援ショップ事業を埼玉県と共同して実施する。
- ②所管課：こども育成課
- ③目標事業量は、「900 箇所」と設定している。

実績は次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
市内協賛店舗・施設数	911 箇所	936 箇所	847 箇所	858 箇所	868 箇所

令和 2 年度以降の方向性としては「平成 31 年 3 月より、スマートフォンアプリでもパパ・ママ応援ショップを利用できるようになった。また、市内協賛店舗・施設数が目標に至らないため、協賛店として協力していただけるようにホームページ等で事業の周知を図り、目標達成に努める。」としている。

この事業は、平成 27 年度から令和元年度は目標事業量 900 箇所であるが、実績は達成率 90%以上なので a 評価となっている。

<子育てサポーター養成講座>

- ①所管課：中央公民館
- ②目標事業量の設定は無い。

実績は次の表のとおりである。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
公民館数	2 館	2 館	3 館	4 館	3 館
講座数	2 講座	2 講座	3 講座	4 講座	3 講座
講座開催回数	9 回	9 回	7 回	14 回	10 回
参加者延べ人数	122 人	148 人	109 人	133 人	86 人

令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 1 事業中止となった。令和 2 年度以降の方向性として、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予定している

全ての実施は難しい状況である」ということであるが、リモート講座も含め実施の工夫を考えることも必要である。

リモート講座の実施などは考えているか否か、担当者に質問したところ、次のような回答を得た。

「リモートでの講座の開催は実施する準備がある。ボランティア養成講座なので、座学だけでなく、実際に子育てサロンを体験していただく実技内容が含まれている。しかし、今現在、子どもたちに直接触れ合うことができる状況ではなく、さらに体験する子育てサロン自体が中止となってしまうている。また、リモート受講ができる環境が整っている市民ばかりではないので、それらをどのように補っていくかが課題となっている。」

【意見 12】 インターネット等を使用したリモート子育てサポーター養成講座の実現を

子育てサポーター養成講座について、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1事業中止となった。令和2年度以降の方向性として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予定している全ての講座の実施は難しい状況であるということであったが、リモート講座も含め実施の工夫を考えることも必要である。

<第三子及び多胎児産前産後ヘルパー派遣事業>

- ①所管課：こども家庭課
- ②目標事業量の設定は無い。

実績は次の表のとおりであり、「多子世帯及び多胎児世帯の妊娠出産期における母の負担軽減を図り、子育てを支援する為に、家事又は育児の援助を行うヘルパーを派遣し母の負担軽減を図ることができた。」と評価している。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
派遣世帯数	53 世帯	78 世帯	102 世帯	106 世帯	99 世帯
利用時間数	2,388.5 時間	3,483 時間	4,600.5 時間	4,759 時間	3,321 時間

令和2年度以降の方向性としては、「利用希望者は多いが、受託するヘルパー事業所の数が限られていることから、財政面のバランスも考慮しながら、見直しを行っていく。」ということである。

そこで、利用希望者で利用できなかった人がいるのか質問したところ、「親族から協力が得られるなどの理由から、サービスを利用せずに辞退する利用希望者はいたが、ヘルパーを派遣することができないためサービスを利用できなかった利用者はいなかった。しかしながら、申請受理後、事業所との調整が難航したことにより、希望する時期

に開始できなかったことはあった（利用者了承済み）。」という回答を得た。

3) 施策目標5－(3)子どもの健全育成の取組

「施策目標5－(3)子どもの健全育成の取組」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額（単位：千円）				
		こども未来 部	その他の 部		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1	児童手当	こども政策課	-	a	5,581,055	5,522,885	5,502,620	5,387,957	5,297,035
2	児童遊園の整備	こども育成課	-	a	9,457	11,464	11,954	11,876	7,727
3	児童館機能の整備	こども育成課	-	a	61,536	57,439	59,508	59,243	54,164
4	都市公園の整備	-	公園整備課	b	218,418	200,896	74,658	71,851	69,100
5	人権保育	保育課	-	a	720	450	720	450	720
6	青少年を育てる市民会議	こども育成課	-	a	2,906	2,906	3,026	3,074	3,002
7	こども110番の家	こども育成課	-	a	-	-	-	-	-
8	地域子どもサポート推進事業（学校応援団推進事業（学校支援地域本部事業）、放課後子供教室事業を含む）	-	地域教育支援課	a	3,790	3,690	3,754	3,626	3,844
9	民生委員・児童委員研修会	-	福祉推進課	a	67	160	61	63	174
合計					5,877,949	5,799,890	5,656,301	5,538,140	5,435,766

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 一部達成 (b 評価) の事業について

<都市公園の整備>

①所管課：公園整備課

②目標事業量を「改修数 20 箇所/年」に設定した。

実績は、次の表のとおりであり、「市民へ安全に公園を提供するため、遊具等の保守点検や砂場浄化などの維持管理に努め、予算の範囲内で適切に改修等を行った。保守点検の結果、改修・補修が未着手な箇所については使用禁止等の必要な措置を行った。」と評価している。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
公園の整備及び改修・補修箇所 (延べ)	16 箇所	28 箇所	6 箇所	7 箇所	14 箇所

令和 2 年度以降の方向性は、「限られた予算を効率良く活用するため、緊急性のある公園施設の改修・補修を優先的に行うとともに、保守点検の結果を参考に、改修・補修が必要な箇所の整備に努め、また、公園の新規開設に向け整備を進める。」ということである。

ii) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<児童遊園の整備>

①所管課：こども育成課

②目標事業量の設定は無い。

実績は次の表のとおりであり、「市内 145 箇所 (令和 3 年 4 月 1 日現在 144 箇所：監査人注)の児童遊園について、保守点検の結果等に基づき、適切に遊具等の修繕を行い、児童遊園施設の安全性の確保に努めた。」と評価している。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
遊具等の修繕箇所(延べ)	35 箇所	45 箇所	33 箇所	31 箇所	30 箇所

令和 2 年度以降の方向性としては「児童遊園は設置から 30～40 年経過した所が多く、年々点検で指摘を受ける遊具が増加している状況であるが、予算の範囲内で可能な限り修繕を実施し、遊具の安全性の確保を進めていく。」とある。

遊具の修繕状況については、「3 こども未来部こども育成課の事業 (4)「児童福祉施設費」関係事業 児童遊園新設・整備」の項で詳細に分析しているが、遊具の老朽化が進み、保守点検の結果、修繕の必要性の指摘を受けているものが多数存在することが判明している。これに関する意見は、【意見 22】で記載している。

<こども 110 番の家>

- ①所管課：こども育成課
- ②目標事業量の設定は無い。

実績としては「こども 110 番の家看板の市内統一を図るため、平成 25 年度及び 26 年度で看板の作製・交換を行った。平成 27 年度は、登録情報を把握し、地域・学校・PTA における協力者名簿の共有化を図り、平成 28 年度～令和元年度は、地域・PTA の要望に応じて、看板の配付を行った。」と評価している。

令和 2 年度以降の方向性は「協力者名簿の更新を各実施者に依頼し、看板について追加作製し、新規掛け替え等に対応する体制を整える予定である。」とある。

川越市の調査によると、こども 110 番の家は平成 27 年度 (調査月不明) : 4,095 件
平成 30 年度 (平成 31 年 1 月) : 3,920 件 令和 2 年度 (令和 2 年 5 月) : 3,867 件と減少傾向にある。

4) 施策目標 5 - (4) 安全・安心なまちづくり

「施策目標 5 - (4) 安全・安心なまちづくり」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

事業 No	事業名	所管課		計画 達成 状況	決算額（単位：千円）				
		こども 未来部	その他の 部		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1	交通安全教育	-	防犯・交 通安全課	a	2,951	4,190	3,155	2,975	3,197
2	児童の登校時の交 通の安全確保	-	防犯・交 通安全課	a	11,443	10,189	10,999	11,545	11,072
3	安全・安 心な通学 路の確保	通学路 の点検	-	教育指導 課	a	-	-	-	-
		路面標 示等 による対 策	-	防犯・交 通安全課	a	13,171	14,339	13,531	13,443
4	防犯推進体制の整 備	-	防犯・交 通安全課	a	-	-	-	-	-
5	犯罪情報・防犯情 報の提供	-	防犯・交 通安全課	b	1,685	1,685	1,685	4,353	2,224
6	公営住宅における 優先入居	-	建築住宅 課	a	-	-	-	-	-
合計					29,250	30,403	29,370	32,316	28,190

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特筆すべきものは次のとおりである。

i) 一部達成 (b 評価) の事業について

<犯罪情報・防犯情報の提供>

①所管課：防犯・交通安全課

②目標事業量を「メール配信サービスの登録数 11,000 件」に設定した。

実績は、次の表のとおりであり、「各種イベント、防犯のまちづくり出前講座等あらゆる機会を通じて呼びかけた結果、登録件数は増加したものの、目標事業量には達しなかった。」と評価している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
メール配信サービスの登録状況	5,567 件	5,987 件	6,748 件	7,811 件	8,741 件

令和2年度以降の方向性は、「メール配信サービスの周知を引き続き行うことにより計画期間中の達成を目指す」ということである。

ii) 達成 (a 評価) の事業に関して特筆すべきもの

<交通安全教育>

①所管課：防犯・交通安全課

②目標事業量は「180回/年 21,000人」と設定した。

実績は、次の表のとおりである。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
安全教育回数	178回	192回	195回	187回	169回
参加者人数	16,805人	17,197人	19,267人	19,174人	19,375人

前述のとおり、達成率90%以上でa評価としている。

5) 施策目標5－(5) 子育て情報提供の充実

「施策目標5－(5) 子育て情報提供の充実」の事業ごとの達成状況及び決算額は、次の表のとおりである。

なお、この表の「事業名」に記載された記号の意味は、次のとおりである。

★……子ども・子育て支援法第59条に定める事業(事業名に付した丸数字は、37ページに示した事業の数字である。)

事業No	事業名		所管課		計画達成状況	決算額(単位:千円)				
			子ども未 来部	その他の 部		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
1	利用者 支援事 業★①	基本型	子ども 育成課	-	a	-	309	118	243	134
		特定型	保育課			-	0	0	1,752	1,856
		母子保 健型	-	健康づ くり支 援課		-	5,901	7,855	9,543	9,919

2	子育て情報発信活動	こども政策課	-	a	88	119	128	127	136
3	子育て情報メール配信事業	こども政策課	-	a	-	-	-	-	-
合計					88	6,329	8,101	11,665	12,045

この施策目標の達成状況について、監査人が検討した結果、特にコメントは無い。

2 こども未来部こども政策課の事業

(1) 組織及び業務概要等

1) 組織及び業務概要

こども政策課の担当業務及び令和3年4月1日現在の職員数は以下のとおりである。

こども政策担当

1. 子育て支援策に係る調査、研究及び企画立案に関する事
2. 子育て支援に係る計画及び総合調整に関する事
3. 保育施策の調査、研究及び企画立案に関する事
4. 部内の連絡調整に関する事

こども給付担当

1. 児童手当に関する事
2. 特別児童扶養手当に関する事
3. 遺児手当に関する事
4. こども医療費の支給に関する事
5. ひとり親家庭等医療費の支給に関する事

認可・指導担当

1. 児童福祉施設等の設置の認可及び整備に関する事

職員数

課長、副課長、こども政策担当4名、こども給付担当7名、認可・指導担当3名

2) 予算・決算（歳入・歳出）

こども政策課の平成28年度から令和2年度までの歳入歳出決算と令和2年度の歳入歳出予算は次のとおりである。

【歳入】

(単位：千円)

項目	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
民生使用料	-	-	-	0	1	-
民生費国庫負担金	3,842,712	3,831,287	3,761,317	3,688,903	3,619,073	3,649,540
教育費国庫負担金	13,227	23,989	28,517	-	-	-
民生費国庫補助金	2,512	1,512	-	768,860	715,038	740,444
教育費国庫補助金	225,411	225,020	414,957	-	-	-
民生費委託金	1,020	1,088	1,117	1,153	1,171	1,117
民生費県負担金	834,438	831,771	816,606	803,430	792,220	792,324
教育費県負担金	6,808	11,994	14,258	-	-	-
民生費県補助金	184,340	177,705	177,776	208,174	144,153	182,576
教育費県補助金	12,956	15,798	21,237	-	-	-
延滞金	-	-	-	-	3	-
雑入	301	187	497	7,342	520	1
民生債	-	-	-	1,257,700	639,700	764,700
教育債	-	-	72,600	-	-	-
合計	5,123,730	5,120,355	5,308,886	6,735,565	5,911,882	6,130,702

【歳出】

(単位：千円)

項目	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
児童福祉総務費	1,327,955	1,315,322	1,321,345	2,284,745	1,190,239	1,384,348
児童措置費	5,522,885	5,502,620	5,387,975	5,297,035	5,198,210	5,230,870
児童福祉施設費※1	-	-	-	354,513	595	596
子育て安心施設 建設費	-	-	-	776,576	781,117	939,089
子育て世帯臨時特別 給付金給付事業費	-	-	-	-	432,535	437,520
幼稚園費	1,023,853	1,012,494	1,305,040	-	-	-
合計	7,874,694	7,830,437	8,014,360	8,712,871	7,602,698	7,992,423

※1 児童福祉施設費は保育所耐震化事業に係るものである。平成 30 年度以前の歳出は保育課を参照。

(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係

1. こども政策課の関わり

こども政策課は、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の策定及び進捗管理を行う。

また、計画に位置づけられたこども政策課の事業の実施に努めている。

2. こども政策課の関連事業の一覧

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画の事業のうちこども政策課に関連する事業とその事業の令和2年度の達成状況は以下のとおりである。

【達成状況】

A:順調 B:やや遅れている C:遅れている D:事業実績なし E:事業終了

基本 目標	施策 目標	NO.	事業名	達成 状況
1	(1)	14	こども医療費の助成	A
2	(1)	1	通常保育事業	A
2	(1)	2	認可外保育施設等の認可化支援	A
2	(1)	4	認定こども園の推進	A
2	(1)	5	幼稚園事業の推進	A
2	(1)	7	地域型保育事業	A
2	(1)	8	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	D
2	(2)	10	休日・夜間保育事業	B
2	(3)	2	子育て情報の発信	A
2	(3)	7	子育て安心施設整備事業	A
4	(1)	8	多子世帯応援クーポン	A
4	(1)	10	多世代同居・近居の促進	A
4	(1)	11	若者のライフデザインの支援の検討	A
5	(1)	1	児童手当	A
5	(1)	3	ひとり親家庭等医療費の助成	A
5	(1)	4	川越市遺児手当	A
5	(2)	7	子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業	A
5	(4)	4	特別児童扶養手当	A

【意見 13】 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の実績について

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業について令和 2 年度は本事業の対象となる新規事業者等がなかったため、実施に至らなかったが、第 1 期川越市子ども・子育て支援事業計画においても、一度も実施されることはなかった。子ども・子育て支援事業計画に事業名として掲げている以上は、事業の成果を上げる工夫をもっと検討するべきである。

なお、【意見 3】を参照されたい。

【意見 14】 休日・夜間保育事業の実施について

休日保育事業については 1 園の実施施設があり、夜間保育事業については実施施設がなかった。第 1 期川越市子ども・子育て支援事業計画においても、同様の結果となっている。多様化する保育ニーズに対応するためには、休日保育や夜間保育体制を整える必要があり、市としても積極的に関わっていくべきである。

なお、【意見 4】を参照されたい。

(3) 「児童福祉総務費」関係事業

1) こども医療費支給

1. 目的

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、子どもに対する医療費の一部を支給することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図り、子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的とする。

2. 事業内容

川越市に住所があり、健康保険に加入している中学校 3 年生（15 歳に達する日以降最初の 3 月末日）までにある子どもの保護者に対して、通院・入院に係る費用につき、保険診療の一部負担金を支給する。

3. 根拠法令等

川越市こども医療費支給に関する条例

川越市こども医療費支給に関する条例施行規則

埼玉県乳幼児医療費支給事業補助金交付要綱

4. 登録

こども医療費の支給を受けるにあたっては、こども医療費受給資格登録申請書を提出して、受給資格の登録をする必要がある。

5. 受給資格証

受給資格証は、誕生日（転入の場合は転入日）から中学校3年生（15歳に達する日以後最初の3月末日）までの有効期間のものを渡している。

市外へ転出の場合は、転出日以降は使用できない。

6. 支給の方法

(1) 窓口無料扱い（現物給付）

川越市内の医療機関等で受診するとき、健康保険証と川越市こども医療費受給資格証を提示すれば、窓口無料扱いとなる場合があり、保険診療分の支払いはない。ただし、1か月の一部負担金が21,000円以上のときは、(2)の償還払いとなる。

窓口無料扱いとなった診療に関して、加入健康保険より高額療養費・家族療養附加金等の支給を受けた場合は市に返還する。

(2) 償還払い

医療機関等に一部負担金を一旦支払い、川越市こども医療費支給申請書により市へ請求し、支給を受ける方法である。

申請時期	診療を受けた月の翌月以降 (一部負担金を支払ってから5年で時効)
支給時期	目安としてこども医療費支給申請書を提出した月の翌々月 (ただし、高額療養費に該当する可能性のあるものについては、その決定後になることがある。)
支給額	加入している健康保険組合等より高額療養費・家族療養附加金が適用される場合には、その金額を除いた額。審査を行い、高額療養費の確認ができない場合は、支給決定通知書（不支給決定通知書を含む）等の提出が必要となることもある。

【こども医療費支給申請書の審査手続】

審査手続について資料とヒアリングからその内容を確認した。

- ① 受給者からこども医療費支給申請書が提出される。

- ② ①の申請書に添付された領収書の内容を申請書領収書欄にデータ書きする。
 ※領収書欄に医療機関等が直接記入する場合もある
 このとき、不明点があれば医療機関等に照会する。
 (例：領収書に氏名がない、未収金の保険適用内外、等)
- ③ 申請書のデータ一覧表を情報統計課に依頼し、印刷する。
- ④ ②で記入したデータをシステム反映後、エラーチェックをする。
 パンチ処理によるデータ反映後、過去に同じ医療機関コード、同じ診療年月の支給があった場合、二重支給のエラー及び過去に支給のあった給付番号が印字される。その給付番号を基に該当の支給申請書に添付の領収書を目視して二重支給か否かを確認する。
 他にも、「診療年月に資格が無い」等のエラーメッセージが状況に応じて表示される。その都度、登録情報を確認する。
- ⑤ ③の一覧表を審査する。
 一覧表と支給申請書を照らし合わせ、②で正しく領収書の内容がデータ書きされ、④で正しく入力されているかを確認する。
- ⑥ ③の口座情報の照会を会計室に依頼する。
 5 営業日後に結果がわかるので、振込手続き前に振込エラー情報を修正する。
- ⑦ システムから支給データを作成し、決裁を経て受給者へ支給する。
 ※②、④、⑤は原則としてそれぞれ別の職員が担当する。

7. 年平均受給資格者数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
46,054 人	45,843 人	45,362 人	44,807 人	44,203 人

8. 歳出 (単位：千円)

年度	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
扶助費 (県補助金)	155,463	145,834	141,437	134,508	97,464	1,077,072
扶助費 (市単独分)	1,040,126	1,031,077	1,044,876	1,026,801	821,922	
事務費	44,958	41,439	40,066	37,589	27,970	35,714
合計	1,240,548	1,218,351	1,226,380	1,198,900	947,357	1,112,786

令和2年度決算の減少要因について担当者へヒアリングを実施したところ、主な減少要因としては、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、医療機関への受診を控える動きがあったと思われるほか、感染防止対策として行われたマスクの着用、手洗い・うがい等により、病気になるリスクが減少したこと、年少人口の減少などにより医療費が抑制されたと思われる。

検出事項は特になかった。

2) ひとり親家庭等医療費支給

1. 目的

ひとり親家庭等に対し医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2. 事業内容

「父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童」、「父又は母に一定の障害のある児童」及び「その児童を育てている方」に保険診療の一部負担金を支給する。(児童が18歳になる年の年度末まで、一定の障害のある場合は20歳になるまで。所得制限あり。生活保護受給者等は除く。)

医療保険の適用される医療費のうち、その保険適用後の一部負担金(医療費の3割等)及び入院時食事療養標準負担額を対象とし、高額療養費、附加給付及び他法負担分、自己負担金等を控除した金額を支給する。

(所得制限簡易表)

扶養人数	本人	配偶者・扶養義務者・ 孤児等の養育者
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人以上の場合 1人につき所得額に38万円ずつ加算する。		

3. 根拠法令等

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則
 埼玉県ひとり親家庭等医療費支給事業補助金交付要綱
 埼玉県ひとり親家庭等医療費支給事業実施要綱

4. 受給者証の交付申請

ひとり親家庭等医療費の支給を受けるに当たっては、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書を提出して、受給者証の交付を受ける必要がある。

5. 支給の方法

医療機関等に一部負担金を一旦支払い、ひとり親家庭等医療費支給申請書により市へ請求し、支給を受ける。

申請時期	診療を受けた月の翌月以降 (一部負担金を支払ってから5年で時効)
支給時期	目安としてひとり親家庭等医療費支給申請書を提出した月の翌月 (ただし、高額療養費等に該当する可能性のあるものについては、その決定後になる。)
支給額	ひとり親家庭等医療費支給申請書一枚につき下記に定める受給者負担額を超えた部分の額。 【1 医療機関あたりの受給者負担額 (調剤薬局を除く)】 入院 1日 1,200円 通院 1月 1,000円 ※令和2年度市民税非課税 令和2年6月～令和3年5月診療分の受給者負担額は0円 ひとり親家庭等医療費の受給者負担額は、市民税の課税状況によって異なるため、所得が未申告の場合は支給を受けられない。

【ひとり親家庭等医療費支給申請書の審査手続】

審査手続について資料とヒアリングからその内容を確認した。

- ① 受給者からひとり親家庭等医療費支給申請書が提出される。
- ② ①の申請書に添付された領収書の内容を申請書領収書欄にデータ書きする。
 ※領収書欄に医療機関等が直接記入する場合もある。
 このとき、不明点があれば医療機関等に照会する。
 (例：領収書に氏名がない、未収金の保険適用内外、等)

③ ②をひとり親家庭等医療費助成システムに入力する。

このとき、過去に同じ医療機関コード、同じ診療年月の支給があった場合、二重支給のエラーメッセージ及び過去に支給のあった給付番号が表示される。その給付番号を基に該当の支給申請書に添付の領収書を目視して二重支給か否かを確認する。

他にも「診療年月に資格が無い」「(所得制限により資格が) 現在停止中」「こども医療該当年齢」等のエラーメッセージが状況に応じて表示される。その都度、登録情報を確認する。

④ 口座情報の照会を会計室に依頼する。

5 営業日後に結果がわかるので、振込手続き前に振込エラー情報を修正する。

⑤ ③の一覧表を印刷し、審査する。

一覧表と支給申請書を照らし合わせ、②で正しく領収書の内容がデータ書きされ、③で正しく入力されているか確認する。

⑥ システムから支給データを作成し、決裁を経て受給者へ支給する。

※②、③、⑤は原則としてそれぞれ別の職員が担当する。

6. 歳出 (単位：千円)

年度	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
扶助費	58,376	60,399	61,460	61,263	57,969	65,000
事務費	860	835	850	772	910	984
合計	59,236	61,235	62,311	62,036	58,879	65,984

7. 支給状況

年度		H28	H29	H30	R1	R2
支給件数 (件)	父母等	18,928	19,355	19,237	19,459	18,135
	児童	3,493	3,590	3,909	3,900	3,586
	計	22,421	22,945	23,146	23,359	21,721
支給額 (千円)	父母等	50,305	52,521	52,457	52,971	49,966
	児童	8,070	7,877	9,002	8,292	8,003
	計	58,376	60,399	61,460	61,263	57,969

検出事項は特になかった。

3) こども政策課一般事務

1. 目的

課内一般事務を円滑に行うことを目的とする。

2. 事業内容

主な事業内容は以下のとおりである。

①多子世帯応援クーポン

(目的)

3人目以降の子どもが生まれた世帯に対して、子育てサービス等に利用できるチケットを配布し利用してもらうことにより、多子世帯の育児にかかる経済的・身体的負担を軽減し、子育てしやすい環境を提供することを目的とする。

(事業内容)

埼玉県は3子以降の子どもが生まれた世帯に対して、子育て支援サービス等に利用できるチケット5万円分を配布する事業を実施している。川越市はそこに3万円分のチケットを上乗せした「川越市3キュー子育てチケット」を申請により配布する。

②川越市遺児手当

(目的)

遺児の保護者に遺児手当を支給することにより、これらの遺児の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業内容)

父母のいない義務教育修了前(中学3年生)の遺児の保護者に支給する。

「遺児」とは父母がともに欠ける児童(父母がともに児童と同居せず、かつ、扶養しない場合を含み、養護施設に入所している者を除く)で、義務教育修了前の者(外国人については、日本の義務教育の例による。)をいい、「保護者」とは、未成年後見人その他の者で、現に遺児と同居し、かつ、監護している者をいう。

(支給要件等)

手当の支給を受けることができる者は、市内に住所を有する保護者

(手当の額)

遺児1人につき 月額8,500円

過去 5 年間の歳出額

年度	H28	H29	H30	R1	R2
対象児童数	15 人	11 人	13 人	11 人	12 人
延人数	187 人	132 人	147 人	132 人	136 人
扶助費	1,589 千円	1,122 千円	1,249 千円	1,122 千円	1,156 千円

③特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある 20 歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持する方が申請することにより国から支給される。川越市は事務手続きを実施している。

④認可外保育施設登園自粛分保育料補助金

(目的)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年 4 月 8 日から令和 2 年 5 月 31 日までの期間に登園自粛を行った場合、支払った保育料に対して一定条件に基づき補助する。

(補助対象者)

以下の条件すべてに当てはまる方

ア. 令和 2 年 4 月 8 日から令和 2 年 5 月 31 日までの期間に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための登園自粛を行い、その日の保育料も含めて既に支払っていること

イ. 下表に該当する世帯であること（登園自粛日時時点で生活保護世帯は、下表にかかわらず補助対象となる。）

市民税の世帯課税状況	保育認定の有無
非課税世帯	有無は問わない
課税世帯	有り

ウ. 幼児教育・保育の無償化で登園自粛を行った月の還付される額を差し引いても自己負担額のある方

(補助金額)

補助金額は、登園自粛を行った 4 月または 5 月の保育料（月額）を 25 で割った金額に、登園自粛日数を掛けた金額となる。詳しくは、申請時に提出する保育料確認書にて計算する。

補助の対象となる保育料（月額）の上限額は次のとおりである。

園児の生年月日	保育料（月額）上限額
平成 29 年 4 月 2 日以降に生まれた園児	56,000 円
平成 26 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日の間に生まれた園児	51,000 円

⑤認可外保育施設新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る備品費等補助

（目的）

認可外保育施設において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、感染防止用の備品等購入に対して一定金額を補助する。

（補助対象）

こども用マスク、消毒液、感染防止用の備品等、保育所等の消毒経費

（補助上限額）

50 万円か実費のいずれか低い額

3. 歳出

（単位：千円）

年度	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
普通旅費	93	14	77	14	-	102
交際費	13	15	11	12	-	19
消耗品費	64	45	47	33	221	560
印刷製本費	-	-	-	-	6	13
通信運搬費	106	133	62	139	140	168
業務委託料	6	4,031	11,957	13,337	13,333	13,340
扶助費	1,589	1,122	1,249	1,122	1,156	1,156
補助金	-	-	-	-	21,858	42,497
補償金	-	-	-	-	34	35
合計	1,874	5,362	13,405	14,658	36,750	57,890

4. 業務委託状況

平成 29 年度から令和 2 年度までの業務委託状況のうち主要なものについて確認した。

平成 29 年度

委託名	発注先	契約方法	契約額 (円)
川越市多子世帯応援クーポン事業業務委託	A	1 者随契 (2 号)	4,026,697

平成 30 年度

委託名	発注先	契約方法	契約額 (円)
川越市多子世帯応援クーポン事業業務委託	A	1 者随契 (2 号)	11,951,519

令和元年度

委託名	発注先	契約方法	契約額 (円)
川越市多子世帯応援クーポン事業業務委託	B	1 者随契 (2 号)	13,330,978

令和 2 年度

委託名	発注先	契約方法	契約額 (円)
川越市多子世帯応援クーポン事業業務委託	B	1 者随契 (2 号)	13,333,278

業務委託料の大半は川越市多子世帯応援クーポン事業業務委託である。当該事業は、埼玉県が実施する多子世帯応援クーポン事業において県が配布するクーポンの金額に上乗せして川越市のクーポンを配布するものであり、申請受付、クーポンの郵送や換金などの事務手続きにおいて、埼玉県と合わせた運用が必要となる。そのため、県が業務委託により構築したシステムを川越市の仕様に合わせ修正して利用することが必須となり、県が契約を締結した上記の業者に業務を委託している。(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。)

なお、発注先は平成 30 年 10 月 1 日に社名を変更しているため、A と B は同一事業者である。

検出事項は特になかった。

4) 児童手当事務

1. 目的

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

2. 事業内容

児童手当に係る事務

※児童手当の説明は(4)「児童措置費」関係事業の1)児童手当(こども給付担当)を参照。

3. 歳出

(単位：千円)

年度	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
普通旅費	7	21	1	1	-	2
消耗品費	77	72	58	52	63	64
印刷製本費	29	29	29	29	29	31
修繕費	-	-	-	52	-	-
通信運搬費	5,834	6,314	6,362	6,050	5,707	6,065
業務委託料	913	1,016	1,015	616	837	853
合計	6,862	7,455	7,467	6,802	6,638	7,015

4. 業務委託状況

平成28年度から令和2年度までの業務委託状況について確認した。

平成28年度

委託名	発注先	契約方法	契約額(円)
児童手当現況届封入作業業務委託	C	1者随契(3号)	913,000

平成29年度

委託名	発注先	契約方法	契約額(円)
児童手当現況届封入作業業務委託	C	1者随契(3号)	1,016,928

平成30年度

委託名	発注先	契約方法	契約額(円)
児童手当現況届封入作業業務委託	C	1者随契(3号)	1,015,956

令和元年度

委託名	発注先	契約方法	契約額（円）
児童手当現況届封入作業業務委託	D	1者随契（3号）	616,319

令和2年度

委託名	発注先	契約方法	契約額（円）
児童手当現況届封入作業業務委託	D	1者随契（3号）	837,375

児童手当現況届封入作業業務委託の選考業者を1者とする理由

- ① 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当
- ② 上記業者については、地方自治法施行令で随意契約とすることが認められた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき設置された障害者施設であり、契約することにより障害者等に対し、良質で安定的な仕事の確保が図れるため。

検出事項は特になかった。

5) 子ども・子育て支援新制度事務

1. 目的

「安心して子育てができるまち川越」を基本理念とした川越市子ども・子育て支援事業計画の進行管理を行うとともに、計画に基づいた子ども・子育て支援策の推進を図る。

2. 事業内容

川越市子ども・子育て支援事業計画の施策の実施

計画達成状況の評価

子育て情報誌の作成

子ども・子育て支援新制度事務

地方版子ども・子育て会議の開催

川越市子ども・子育て支援システムの維持管理

【子ども・子育て支援新制度について】

平成24年8月に成立したいわゆる「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が実施されている。

新制度は、「①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「②保育の量的拡大・

確保、教育・保育の質的改善」「③地域の子ども・子育て支援の充実」等を主な内容としており、新制度の実施にあたって「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を計画的に実施する。

【幼児教育・保育無償化について】

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年 10 月から施行された。この法改正に基づき、子育てのための施設等利用給付認定を受け、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する 3 歳から 5 歳までの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳までの子どもの利用料が無償化された。また、保育の必要性があると認定された子どもについては、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となる。

【子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正】

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正が令和元年 6 月に公布、同年 9 月から施行されたことにより、市町村計画の策定が努力義務とされた。

市町村計画の策定にあたり、子ども・子育て支援事業計画など、内容が重複する他の法律による計画と一体のものとして策定して差し支えないとの通知が国からあったことから、川越市においても第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画に包含して策定を行った。

3. 根拠法令等

児童福祉法

次世代育成支援対策推進法

子ども・子育て支援法

就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子どもの貧困対策の推進に関する法律

川越市社会福祉審議会条例

川越市社会福祉審議会規程

川越市子ども・子育て支援推進委員会要領

川越市子ども・子育て支援新制度庁内検討会議設置要綱

4. 歳出

(単位：千円)

年度	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
報償金	10	-	10	-	-	-
普通旅費	8	5	14	2	-	17
消耗品費	7	23	21	30	24	30
食糧費	6	7	9	8	-	11
印刷製本費	-	171	-	-	-	-
通信運搬費	42	43	352	40	40	41
保険料	1	-	1	1	-	-
業務委託料	12,430	18,911	11,369	41,755	8,105	8,107
使用料及び賃借料	-	-	-	165	660	684
庁用器具費	14	-	-	-	-	-
償還金	-	3,754	-	-	-	-
合計	12,521	22,918	11,779	42,003	8,830	8,890

5. 業務委託状況

平成 28 年度から令和 2 年度までの業務委託状況について確認した。

平成 28 年度

委託名	発注先	契約方法	契約額 (円)
平成 28 年度川越市子ども・子育て支援システム維持管理業務委託	E	1 者随契 (2 号)	6,264,000
協働委託事業 子育て情報誌作成事業業務委託	F	1 者随契 (2 号)	118,800
平成 28 年度番号制度に伴う川越市子ども・子育て支援システム改修業務委託	E	1 者随契 (2 号)	6,048,000

平成 29 年度

委託名	発注先	契約方法	契約額 (円)
平成 29 年度川越市子ども・子育て支援システム維持管理業務委託	E	1 者随契 (2 号)	7,992,000
文書保管集配業務委託 (単価契約)	G	一般競争入札 長期継続契約 (H28.9~R3.8)	4,341

平成 29 年度住民税マスタレイアウト 変更に伴う川越市子ども・子育て支援 システム改修業務委託	E	1 者随契 (2 号)	907,200
協働委託事業 子育て情報誌作成事 業業務委託	F	1 者随契 (2 号)	127,930
平成 29 年度幼児無償化対応に伴う川 越市子ども・子育て支援システム改修 業務委託	E	1 者随契 (2 号)	3,942,000
平成 29 年度処遇改善等加算の変更に 伴う川越市子ども・子育て支援システ ム改修業務委託	E	1 者随契 (2 号)	1,512,000
平成 29 年度番号制度に伴う川越市子 ども・子育て支援システム改修業務委 託	E	1 者随契 (2 号)	4,428,000

平成 30 年度

委託名	発注先	契約方法	契約額 (円)
平成 30 年度川越市子ども・子育て支援 システム維持管理業務委託	E	1 者随契 (2 号)	7,992,000
文書保管集配業務委託 (単価契約)	G	一般競争入札 長期継続契約 (H28.9~R3.8)	4,342
平成 30 年度住民税連携ファイルレイ アウト変更に伴う川越市子ども・子育 て支援システム改修業務委託	E	1 者随契 (2 号)	563,760
協働委託事業 子育て情報誌作成事業 業務委託	F	1 者随契 (2 号)	127,000
第 2 期川越市子ども・子育て支援事業 計画策定に係るニーズ調査業務委託	H	一般競争入札 5 者	2,683,800

令和元年度 (平成 31 年度)

委託名	発注先	契約方法	契約額 (円)
平成 31 年度川越市子ども・子育て支援 システム維持管理業務委託	E	1 者随契 (2 号)	8,140,000
平成 31 年度川越市子ども・子育て支援 システム元号変更対応作業業務委託	E	1 者随契 (2 号)	432,000

文書保管集配業務委託（単価契約）	G	一般競争入札 長期継続契約 (H28.9~R3.8)	5,616
第2期川越市子ども・子育て支援事業 計画策定支援業務委託	I	1者随契（2号） 公募型プロポーザル 応募者1者	3,936,900
令和元年度税法改正に伴う川越市子ども・子育て支援システム課税情報連携 対応業務委託	E	1者随契（2号）	553,824
令和元年度川越市子ども・子育て支援 システム幼児教育無償化対応作業業務 委託	E	1者随契（2号）	23,903,000
住民税データの情報連携構築に係る業 務委託	E	1者随契（2号）	1,540,000
協働委託事業 子ども情報誌作成事業 業務委託	F	1者随契（2号）	136,000
福祉総合システム端末キitting作 業業務委託	J	1者随契（2号）	774,400
川越市子ども・子育て支援システム端 末キitting作業業務委託	E	1者随契（2号）	2,333,540

令和2年度

委託名	発注先	契約方法	契約額（円）
令和2年度川越市子ども・子育て支援 システム維持管理業務委託	E	1者随契（2号）	7,844,100
文書保管集配業務委託（単価契約）	G	一般競争入札 長期継続契約 (H28.9~R3.8)	6,191
協働委託事業 子ども情報誌作成事業 業務委託	F	1者随契（2号）	142,000
児童福祉業務系パソコン端末等の廃棄 処分・再資源化に係る業務委託	E	1者随契（2号）	113,740

子ども・子育て支援システムは E 社のシステムを使用しているため、そのシステムに関わる業務委託については E 社に発注している。

【意見 15】 公募型プロポーザルの募集について

第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託の業者選定にあたっては、公募型プロポーザルにより募集したが、参加者は 1 者のみであった。公募型プロポーザルは市があらかじめ仕様を確定することが難しい業務について、複数の業者からの企画提案を競わせて決めることにより、市にとって最も有利な業者を選定することを目的として実施するものである。よって、複数の業者が参加するようにより一層の働きかけをしていくことが望ましいと思われる。

6) 民間保育所等整備

1. 目的

待機児童の解消を図るため、「子育て安心プラン」の取り組みを強力に進め、保育所等の施設整備等により受入児童数の拡大を図る。

2. 事業内容

民間保育施設整備を対象とする補助金等を交付する。

【保育所等整備費交付金】

保育所等の新設、改造等に要する経費の一部を補助するもの

【保育対策総合支援事業費補助金】

地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、賃貸物件の内装改修等を対象とした補助金

【認定こども園施設整備交付金】

認定こども園の設置促進のため、幼稚園機能部分の新設、修理等の施設整備に要する費用の一部を補助するもの

3. 根拠法令等

川越市保育所等整備費補助金交付要綱

川越市民間保育所補助金交付要綱

川越市民間社会福祉施設整備促進事業実施要綱

4. 事業実績

平成30年度から令和2年度までの民間保育施設整備を対象としている補助金等の交付状況について保育所等整備費補助金交付申請書、交付決定通知書等を確認した。

平成30年度

事業者	AA	施設名		BA 保育園
交付決定額	200,583,000 円	内 訳	国庫補助金	152,826,000 円
			法定負担額	19,103,000 円
			市単独補助	28,654,000 円
財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

事業者	AB	施設名		BB 保育園
交付決定額	182,955,000 円	内 訳	国庫補助金	139,395,000 円
			法定負担額	17,424,000 円
			市単独補助	26,136,000 円
財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

事業者	AC	施設名		BC 保育園
交付決定額	147,508,000 円	内 訳	国庫補助金	112,388,000 円
			法定負担額	14,048,000 円
			市単独補助	21,072,000 円
財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

事業者	AD	施設名		BD 幼稚園
交付決定額	104,311,000 円	内 訳	国庫補助金	79,476,000 円
			法定負担額	9,934,000 円
			市単独補助	14,901,000 円

財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源		
----	---	--	--

事業者	AE	施設名		BE
交付決定額	37,299,000 円	内 訳	国庫補助金	28,419,000 円
			法定負担額	3,552,000 円
			市単独補助	5,328,000 円
財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

事業者	AF	施設名		BF 保育園
交付決定額	18,554,000 円	内 訳	国庫補助金	16,493,000 円
			法定負担額	2,061,000 円
			市単独補助	-
財源	民生費国庫補助金：保育対策総合支援事業費補助金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

令和元年度

事業者	AG	施設名		BG 保育園
交付決定額	232,015,000 円	内 訳	国庫補助金	176,774,000 円
			法定負担額	22,096,000 円
			市単独補助	33,145,000 円
財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

事業者	AH	施設名		BH 幼稚園
交付決定額	125,561,000 円	内 訳	国庫補助金	95,666,000 円
			法定負担額	11,958,000 円
			市単独補助	17,937,000 円

財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源		
----	---	--	--

事業者	AI	施設名		BI 保育園
交付決定額	212,081,000 円	内 訳	国庫補助金	161,586,000 円
			法定負担額	20,198,000 円
			市単独補助	30,297,000 円
財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

事業者	AJ	施設名		BJ 保育園
交付決定額	247,941,000 円	内 訳	国庫補助金	188,908,000 円
			法定負担額	23,613,000 円
			市単独補助	35,420,000 円
財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

事業者	AK	施設名		BK 保育園
交付決定額	137,434,000 円	内 訳	国庫補助金	104,712,000 円
			法定負担額	13,089,000 円
			市単独補助	19,633,000 円
財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

令和 2 年度

事業者	AK	施設名		BK 保育園
交付決定額	60,387,000 円	内 訳	国庫補助金	46,010,000 円
			法定負担額	5,751,000 円
			市単独補助	8,626,000 円

財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源
----	---

事業者	AI	施設名		BI 保育園
交付決定額	24,146,000 円	内 訳	国庫補助金	18,398,000 円
			法定負担額	2,299,000 円
			市単独補助	3,449,000 円
財源	民生費国庫補助金：保育所等整備交付金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

事業者	AL	施設名		BL 保育園
交付決定額	47,250,000 円	内 訳	国庫補助金	42,000,000 円
			法定負担額	5,250,000 円
			市単独補助	-
財源	民生費国庫補助金：保育対策総合支援事業費補助金 民生費：民間保育施設整備事業債 一般財源			

上記の補助金については、川越市保育所等整備費補助金交付要綱に基づき、保育所等整備費補助金交付申請書により補助金の交付申請がなされ、交付条件を満たしており、保育所等整備費補助金交付決定通知書が申請者に通知されていた。

検出事項は特になかった。

(4) 「児童措置費」関係事業

1) 児童手当

1. 目的（児童手当法第1条）

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的と

する。

児童手当法に基づく法定受託業務であり、費用の負担は国、県、市で負担することになっている。

2. 事業内容

中学校修了前の児童を養育している者に手当を支給する。

ただし、所得制限があり、所得制限を超えた場合は手当額が児童一人当たり一律 5,000 円となる。

【手当の金額】（児童手当法第 6 条 児童手当の額）

児童の年齢	月額／人	所得超過の場合
0 歳から 3 歳になる月まで	15,000 円	一律 5,000 円
3 歳から小学校修了まで（第 1 子・第 2 子）※	10,000 円	
3 歳から小学校修了まで（第 3 子以降）※	15,000 円	
中学生	10,000 円	

※18 歳の年度末までの児童から順に数える。

【所得制限】（児童手当法施行令第 1 条 児童手当法第 5 条第 1 項の政令で定める額）

扶養親族等の数	所得額	収入額（所得が給与のみである場合の収入額の目安）
0 人	630.0 万円	833.3 万円
1 人	668.0 万円	875.6 万円
2 人	706.0 万円	917.8 万円
3 人	744.0 万円	960.0 万円
4 人	782.0 万円	1,002.1 万円
5 人以上の場合は、1 人につき所得額に 38 万円ずつ加算する		

【支給要件】（児童手当法第 4 条 支給要件）

- ・受給者と児童は国内に居住していること（留学等一定の要件を満たす場合を除く）
- ・児童養護施設に入所している児童等についても、施設の設置者等へ支給
- ・未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合に日本で児童を養育しているもの）に対して支給
- ・監護生計同一要件を満たすものが複数いる場合は、児童と同居しているものに支給（実子ではない子どもを養育している場合等）

【支給月】（児童手当法第 8 条）

支給月	6月	10月	2月
手当の対象月	2月から5月分	6月から9月分	10月から1月分

※定期支払日 15日（川越市児童手当法施行細則第6条）

運用により毎月末にも支払いをしている（随時払い）

3. 根拠法令等

児童手当法

児童手当法施行令

児童手当法施行規則

川越市児童手当法施行細則

川越市児童手当等事務処理要領

4. 申請方法

こども政策課または各市民センター、川越駅西口連絡所に認定請求書を提出する。申請の際は、児童を養育している父母等のうち所得が高い方（生計中心者）を請求者とし、請求者の健康保険証と通帳を持参する。認定請求書には請求者等のマイナンバーの記載が必要である。

【認定請求書の内部審査手続き】

① 認定請求受付

窓口で受付する場合は、その場で記載事項及び添付書類の漏れ、誤りがないか点検する。添付書類がそろわない等の不備があっても認定請求書は受付し、後日不足書類を提出してもらう。

② 1回目審査

窓口、郵送等で提出された認定請求書を取りまとめ、審査を行い、受付記録を残す。不備があればその旨を認定請求書の所定欄に記載する。

③ 2回目審査

1回目の審査が終わった認定請求書を別の職員が審査する。不備があれば請求者へ連絡する。転入等の場合は二重支給防止のため他市町村等へ照会する。

④ システム入力

認定請求の内容をシステムに入力する。受給者及び児童の住基情報（住所、氏名、生年月日、性別等）、受給者及び配偶者の所得は自動入力となる。手入力するものは、被用区分、職業、電話番号、口座情報、配偶者情報、課税台帳が川越市にない場合の所得

情報。

⑤ システム入力内容確認

請求（審査）内容とシステム入力された内容に間違いがないか、二人一組でチェックする。請求（審査）内容を読み上げる職員と、入力内容をチェックする職員に分かれる。

⑥ 決裁

受給資格があると認められる者について、受給資格を認定する旨の決裁を取る。

⑦ システム入力内容確定

システム入力内容を確定する。

⑧ 全受給資格者の住基異動等を確認

月に 3~5 回確認する。転出等により受給資格が消滅するもので届出がない場合は職権で手続きを行う。

⑨ 全受給資格者の所得構成を確認

月に 1~2 回確認する。支給額が変わる場合は職権で手続きを行う。

⑩ 保留となっている請求書の再確認

不備により保留となっている認定請求書について、補完されているものがないか確認する。

⑪ 支給手続きを行う

システムにより算定を行い、会計室を通じて銀行へ振込依頼をする。

5. 歳出

(単位：千円)

項目	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
扶助費（国負担金）	3,842,712	3,831,287	3,761,317	3,688,903	3,669,540	3,669,540
扶助費（県負担金）	834,438	831,771	816,606	803,430	797,324	797,324
扶助費（市負担金）	845,733	839,561	810,051	804,700	731,346	797,326
合計	5,522,885	5,502,620	5,387,975	5,297,035	5,198,210	5,264,190

検出事項は特になかった。

(5) 「児童福祉施設費」関係事業

1) 保育所耐震化事業

1. 目的

南古谷保育園について耐震診断の結果、耐震強度が基準以下であり、コンクリート強度に問題があったため、耐震補強工事は行わず、仮園舎の整備・移転を行い、元の園舎の場所に新園舎の建て替えを行う。

2. 歳出 (単位：千円)

項目	R1 決算	R2 決算
消耗品費	1,117	-
通信運搬費	496	-
手数料	1,110	-
業務委託料	399	-
設計監理委託料	-	-
使用料及び賃借料	40,688	595
工事請負費	303,206	-
工事材料費	19	-
庁用器具費	4,874	-
負担金	1,689	-
補償金	909	-
合計	354,513	595

南古谷保育園の総建物取得価格 (単位：円)

建築工事	146,232,922
電気設備工事	35,980,200
給排水等設備工事	72,876,420
家具その他工事	14,572,800
合計	269,662,342

3. 事業の状況

新園舎の建築にかかる業務委託契約及び工事契約の内容について確認した。

令和元年度

川越市立南古谷保育園境界復元測量業務委託			
委託内容	川越市立南古谷保育園の境界復元測量 敷地面積 906.95 m ² 境界杭設置数 2 か所		
委託業者	K		
契約方法	随意契約 3 者見積		
契約額	399,600 円	設計金額	475,200 円
委託期間	令和元年 5 月 27 日から令和元年 8 月 9 日まで		

川越市立南古谷保育園新築工事			
工事概要	主要用途：保育園 構造：鉄骨造 2 階建て 規模：建築面積 301.40 m ² 延べ面積 538.62 m ² 建築工事一式		
請負業者	L		
契約方法	一般競争入札 2 者入札		
契約額	(契約時) 141,480,000 円 (最終) 146,232,922 円	設計金額 予定価格 最低制限価格	144,072,000 円 144,072,000 円 129,664,800 円
工期	平成 31 年 3 月 19 日から令和 2 年 1 月 31 日まで		

川越市立南古谷保育園新築電気設備工事			
工事概要	幹線設備工事、電灯設備工事、コンセント設備工事、動力設備工事、太陽光発電設備工事、構内交換設備工事、拡声設備工事、インターホン設備工事、トイレ等呼出設備工事、自動火災報知設備工事、ガス漏れ火災警報設備工事		
請負業者	M		
契約方法	一般競争入札 7 者入札		
契約額	(契約時) 34,495,200 円 (最終) 35,980,200 円	設計金額 予定価格 最低制限価格	36,385,200 円 36,385,200 円 32,746,680 円
工期	平成 31 年 3 月 26 日から令和 2 年 3 月 16 日まで		

川越市立南古谷保育園新築給排水その他設備工事	
工事概要	空気調和設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、厨房設備工事、ガス設備工事、雨水利用設備工事、発生土処理

請負業者	N		
契約方法	一般競争入札 4者入札		
契約額	(契約時) 69,361,920 円 (最終) 72,876,420 円	設計金額 予定価格 最低制限価格	77,068,800 円 77,068,800 円 69,361,920 円
工期	平成 31 年 3 月 26 日から令和 2 年 3 月 16 日まで		

川越市立南古谷保育園新築外構工事			
工事概要	外構整備工事		
請負業者	O		
契約方法	一般競争入札 2者入札 総合評価方式		
契約額	33,214,500 円	設計金額 予定価格 調査基準価格 失格基準価格	36,905,000 円 36,905,000 円 33,214,500 円 26,485,800 円
工期	令和元年 10 月 11 日から令和 2 年 3 月 16 日まで		

川越市立南古谷保育園新築家具その他工事			
工事概要	家具その他工事		
請負業者	P		
契約方法	一般競争入札 3者入札		
契約額	14,572,800 円	設計金額 予定価格 最低制限価格	16,137,000 円 16,137,000 円 14,523,300 円
工期	令和元年 10 月 15 日から令和 2 年 3 月 5 日まで		

川越市立南古谷保育園門扉設置工事			
工事概要	門扉設置工事		
請負業者	O		
契約方法	随意契約 3者見積		
契約額	330,000 円	設計金額	332,200 円
工期	令和 2 年 3 月 23 日から令和 2 年 3 月 31 日まで		

一般競争入札の予定価格、最低制限価格の計算方法について確認した結果、特に問題点は見当たらなかった。

(6)「子育て安心施設建設費」関係事業(すくすくかわごえ)

1) 子育て安心施設建設

1. 目的

川越市まち・ひと・しごと創生総合戦略における事業として、通勤等で電車を利用する子育て世代の利便性を高め、安心して子育てができるよう、「子育て安心施設」を本川越駅周辺に整備する。

2. 概要

子育て安心施設の各階概要は以下のとおりである。

【1階】 エントランス、事務室、駐車場

【2階】 保育ステーション

保育の利用に係る送迎に困難を抱える家庭に対し、朝は保育ステーションから指定の保育所等へ、夕方は指定の保育所等から保育ステーションへ送迎し、保護者が迎えに来るまで子どもを預かる送迎保育事業を行っている。

また、家庭での保育が一時的に困難な方などのために、日中は乳幼児一時預かり事業を行っている。

(開室日・開館時間)

送迎保育事業：月曜日から土曜日(祝・休日、年末年始除く)

7時から8時30分まで、17時から20時まで

乳幼児一時預かり事業：毎日(年末年始は除く)

8時30分から17時まで

【3階】 子育て支援センター

子育て中の親子が交流できる広場の提供や、子育てに関する相談に対応する。

(開室日・開館時間)

日曜日から金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時30分から正午まで、午後1時から午後4時30分まで

【3階】 子育て世代包括支援センター

子育て支援コーディネーターが、子育てに関する情報提供やさまざまな相談に対応する。

(開室日・開館時間)

日曜日から金曜日 (祝・休日、年末年始を除く)

午前 9 時から午後 4 時まで

【4 階】 地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者の保健・医療・介護・福祉等をさまざまな面から総合的に支える窓口である。

(開室日・開館時間)

月曜日から土曜日 (祝・休日、年末年始を除く)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

【4 階】 在宅医療拠点センター

医療と介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、地域の高齢者の在宅医療についての相談を受ける。

(開室日・開館時間)

月曜日から金曜日 (祝・休日、年末年始を除く)

午前 10 時から正午まで、午後 1 時から 4 時まで

【4 階】 【5 階】 多目的室・相談室

子育てや健康づくり事業をはじめ、子どもの居場所づくり事業や世代間交流事業などを行っている。

3. 事業の状況

子育て安心施設に関する請負工事契約及び業務委託契約の内容を確認した。

《工事契約内訳》

子育て安心施設新築工事	
工事概要	主要用途：子育て支援・地域包括支援等を含む多機能複合施設 構造：鉄骨造 5 階建て 規模：建築面積 385.41 m ² 延べ面積 1822.76 m ² 建築工事、昇降機設備工事
請負業者	Q

契約方法	一般競争入札 総合評価方式 2者入札 評価値が最上位となった Q の入札額が調査基準価格を下回ったため、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定		
契約額	511,500,000 円	設計金額	592,460,000 円
		予定価格	592,460,000 円
		調査基準価格	533,214,000 円
		失格基準価格	429,701,800 円
工期	令和元年 12 月 24 日から令和 3 年 2 月 26 日まで		

川越市では、建設工事における総合評価方式による競争入札について、平成 30 年度から低入札価格調査制度を導入している。

低入札価格調査制度とは、あらかじめ調査基準価格を設定しておき、その価格を下回る入札があったときに、内容の合理性を調査し、もし不合理であると判定した場合には、次順位の者を落札者とするもの。ただし、失格基準価格を下回ると自動失格となる。

子育て安心施設新築工事において、調査基準価格を下回る入札となったため、低入札価格調査が行われていたため、その内容と妥当性を確認したところ、特に問題はなかった。

子育て安心施設新築電気設備工事			
工事概要	電灯設備工事、動力設備工事、雷保護設備工事、受変電設備工事、発電設備工事、構内情報通信網工事、構内交換設備工事、拡声設備工事、誘導支援設備工事、テレビ共同受信設備工事、監視カメラ設備工事、機械警備設備工事、火災報知設備工事、構内配電線路工事、構内通信路工事		
請負業者	R		
契約方法	一般競争入札 7者入札		
契約額	105,072,000 円	設計金額	113,850,000 円
		予定価格	113,850,000 円
		最低制限価格	103,877,400 円
工期	令和 2 年 1 月 22 日から令和 3 年 3 月 12 日まで		

子育て安心施設新築空調設備工事			
工事概要	冷暖房設備工事、換気設備工事、計装設備工事、床暖房設備工事、都市ガス設備工事、LP ガス設備工事		
請負業者	S		
契約方法	一般競争入札 4者入札		
契約額	99,093,500 円	設計金額	108,383,000 円

		予定価格	108,383,000 円
		最低制限価格	98,506,100 円
工期	令和 2 年 1 月 22 日から令和 3 年 3 月 12 日まで		

子育て安心施設新築給排水その他設備工事			
工事概要	衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、消火設備工事、厨房機器設備工事、上下水道本管取出し工事		
請負業者	S		
契約方法	一般競争入札 4 者入札		
契約額	61,050,000 円	設計金額	67,001,000 円
		予定価格	67,001,000 円
		最低制限価格	60,844,300 円
工期	令和 2 年 1 月 22 日から令和 3 年 3 月 12 日まで		

子育て安心施設新築太陽光発電設備工事			
工事概要	太陽光発電設備工事		
請負業者	T		
契約方法	一般競争入札 4 者入札		
契約額	5,071,000 円	設計金額	5,544,000 円
		予定価格	5,544,000 円
		最低制限価格	5,016,000 円
工期	令和 2 年 10 月 13 日から令和 3 年 3 月 12 日まで		

子育て安心施設新築サインその他工事			
工事概要	サイン工事、建具工事、仕上ユニット工事		
請負業者	U		
契約方法	一般競争入札 2 者入札		
契約額	(契約時) 6,648,840 円	設計金額	7,387,600 円
	(最終) 7,083,340 円	予定価格	7,387,600 円
		最低制限価格	6,640,700 円
工期	令和 2 年 12 月 15 日から令和 3 年 4 月 23 日まで		

子育て安心施設新築外構整備工事			
工事概要	外構整備工事		
請負業者	V		

契約方法	一般競争入札 4者入札		
契約額	(契約時) 17,378,900 円	設計金額	17,930,000 円
	(最終) 17,877,200 円	予定価格	17,930,000 円
		最低制限価格	16,226,100 円
工期	令和3年2月9日から令和3年6月25日まで		

以上、一般競争入札による業者選定について特に問題はなかった。

子育て安心施設新築情報通信網設備工事	
工事概要	情報通信網設備工事
請負業者	R
契約方法	随意契約 1者（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）
契約額	4,950,000 円
工期	令和3年2月22日から令和3年3月31日まで

子育て安心施設新築情報通信網設備工事を1者随意契約とする理由について、「子育て安心施設新築電気設備工事を実施しているから」となっている。随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方式の例外方式であり、随意契約を行おうとする場合でも原則として2者以上の見積書を徴さなければならない(川越市契約規則第18条の3第1項)が、この契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当し、1者見積徴収できる「契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。」(川越市契約規則第18条の3第2項第5号)に該当するものと考えられる。

(参考) 川越市契約規則 (見積書の徴収)

第十八条の三 随意契約を行う場合においては、契約の相手方から見積書を徴さなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。

- 一 郵便切手、郵便はがき、収入印紙その他見積書を徴することが適当でないものを購入するとき。
 - 二 購入価格について協定が締結された物品を購入するとき。
 - 三 その他市長が見積書を徴することが適当でないとした契約を締結するとき。
- 2 前項に規定する見積書は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き原則として二人以上の相手方から徴さなければならない。
- 一 物件の売買又は印刷で、契約金額が三万円未満のとき。
 - 二 修繕で契約金額が十万円未満のとき。
 - 三 動物、機械、商工見本品、美術品等で他に求め難い特殊な物件を購入するとき。

四 特殊な修繕をするとき。

五 契約の内容の特殊性により、契約の相手方が特定されるとき。

《業務委託契約内訳》

子育て安心施設新築工事構造監理業務委託			
概要	子育て安心施設新築工事に伴う構造監理業務委託である。		
委託業者	W		
契約方法	随意契約 1者（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） 当該工事に係る構造設計業務を実施し、一貫した技術的判断のもと、構造的設計意図を適正かつ的確に工事監理業務に反映させることができる上記業者と随意契約するもの。		
契約額	2,948,000 円	設計金額	2,972,200 円
委託期間	令和2年3月2日から令和2年8月31日まで		

子育て安心施設新築工事に伴う発生土処理業務委託			
概要	子育て安心施設新築工事に伴う発生土をふるい分けのうえ整地し、残土を霞ヶ関東緑地に搬出するものである。		
委託業者	L		
契約方法	随意契約 1者（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号） 現在工事中の子育て安心施設にて業務を受注しており、同施設の土地の掘削、残土の運搬等を行った受注者が業務を熟知していること、また現在土砂を仮置きしている入間大橋緑地では降水による増水の可能性があり、早急に分別、搬出する必要があるため。		
契約額	(契約時) 14,300,000 円 (最終) 13,299,000 円	設計金額	15,673,570 円
委託期間	令和2年5月15日から令和2年7月31日まで		

2) 子育て安心施設整備推進

1. 目的

1) 子育て安心施設建設と同じ

2. 事業の状況

子育て安心施設の整備に係る主な事業内容について確認した。

平成 29 年度

子育て安心施設新築工事基本設計業務委託			
概要	建築総合基本設計・建築構造基本設計 一式 電気設備基本設計・給排水設備基本設計・空調設備基本設計 一式		
委託業者	W		
契約方法	一般競争入札 10 者入札		
契約額	10,778,400 円	設計金額	11,464,200 円
		予定価格	11,464,200 円
		最低制限価格	8,812,800 円
委託期間	平成 29 年 7 月 26 日から平成 30 年 3 月 16 日まで		

平成 30 年度

子育て安心施設新築工事实施設計業務委託			
概要	建築工事の実施設計一式 設備工事（電気・空調・給排水・太陽光発電等）の実施設計一式 外構整備工事の実施設計一式 計画通知申請業務・省エネルギー法届出業務・外観パース作成業務等		
委託業者	W		
契約方法	一般競争入札 11 者入札		
契約額	37,584,000 円	設計金額	40,793,760 円
		予定価格	40,793,760 円
		最低制限価格	31,628,880 円
委託期間	平成 30 年 6 月 5 日から平成 31 年 3 月 28 日まで		

子育て安心施設新築工事地質調査業務委託			
概要	子育て安心施設新築工事建設用地の地質調査 地質調査業務（機械ボーリング、標準貫入試験、土質試験等） 土壌分析業務（溶出試験及び含有量試験）		
委託業者	X		
契約方法	一般競争入札 8 者入札		
契約額	6,372,000 円	設計金額	6,897,960 円
		予定価格	6,897,960 円
		最低制限価格	5,691,600 円
委託期間	平成 30 年 7 月 25 日から平成 30 年 9 月 28 日まで		

令和元年度

子育て安心施設事業用地取得		
対象地	川越市中原町2丁目1番9 宅地 264.64 m ² 川越市中原町2丁目1番19 宅地 305.67 m ² 計2筆 570.31 m ²	
相手方	Y (平成7年9月18日取得)	
取得年月日	令和元年11月8日	
取得価格	747,921,411 円	(内訳) 土地購入費 655,571,345 円 (1,149,500 円/m ²) 事業諸経費 706,580 円 借入金利息 91,643,486 円

※平成31年4月1日時点での鑑定評価額は213,295,940円(374,000円/m²)である。

子育て安心施設敷地周囲環境事前調査業務委託			
概要	子育て安心施設新築工事の環境事前調査 調査対象 一般住宅5棟(木造または軽量鉄骨造)、複合建物(鉄骨造)1棟、工作物1式		
委託業者	L		
契約方法	随意契約 1者(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) 本業務委託による調査は、「子育て安心施設新築工事」の施工による周辺建物の補償調査を目的とした附帯的な調査であり、このような工事の施工前調査については「川越市建設工事損害補償要綱」第10条第1項の規定により、市費により工事の請負者が行うものとされているため、工事請負者の代表構成員である上記業者と契約した。		
契約額	1,408,000 円	設計金額	1,438,800 円
委託期間	令和2年1月15日から令和2年2月28日まで		

令和2年度

子育て安心施設新築工事環境事後調査業務委託			
概要	子育て安心施設新築工事の環境事後調査 調査対象 木造住宅4棟、鉄骨造住宅1棟、鉄骨造複合建物1棟		
委託業者	L		
契約方法	随意契約 1者(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) 本業務委託による調査は、「子育て安心施設新築工事」の施工による影響として周辺建物の補償調査を目的とした附帯的な調査であることから、工事請		

	負者の代表構成員であり、工事着手前に周囲環境事前調査を請け負った実績のある上記業者と契約した。		
契約額	(契約時) 2,497,000 円 (最終) 1,721,880 円	設計金額	2,512,400 円
委託期間	令和3年3月5日から令和3年3月31日まで		

水道利用加入金 2,371,600 円

子育て安心施設における給水装置の設置に際し、川越市上下水道事業管理者に対して支払ったもの。

検出事項は特になかった。

(7) 「子育て世帯臨時特別給付金給付事業」関係事業

1) 子育て世帯臨時特別給付金給付事業

1. 目的

小学校等の臨時休業等により新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた子育て世帯を支援すること

2. 事業内容

児童手当(本則給付)受給世帯に児童1人当たり1万円を支給する。児童手当の所得制限を超過している世帯(特例給付受給世帯)は対象外。

対象児童は平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子ども。

【児童手当所得制限】

(児童手当法施行令第1条 児童手当法第5条第1項の政令で定める額)

扶養親族等の数	所得額	収入額(所得が給与のみである場合の収入額の目安)
0人	630.0万円	833.3万円
1人	668.0万円	875.6万円
2人	706.0万円	917.8万円
3人	744.0万円	960.0万円
4人	782.0万円	1,002.1万円
5人以上の場合 1人につき所得額に38万円ずつ加算する		

3. 根拠法令

令和2年度川越市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

4. 費用負担

全額国費（子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金）

5. 歳出

令和2年度の歳出について内容を確認した。

(単位：千円)

	細節	予算額	決算額
事業費	補助金	425,590	425,580
	小計	425,590	425,580
事務費	非常勤職員報酬	597	596
	時間外勤務手当	1,169	849
	休日勤務手当	-	36
	期末手当	361	227
	共済組合等負担金	131	115
	費用弁償	69	57
	普通旅費	50	-
	消耗品費	350	102
	印刷製本費	1,259	130
	通信運搬費	4,082	1,866
	手数料	3,089	2,858
	業務委託費	773	114
	小計	11,930	6,955
	合計	437,520	432,535

令和2年度川越市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱に基づいて補助金が交付されていることを資料とヒアリングにより確認した結果、検出事項は特になかった。

3 こども未来部こども育成課の事業

(1) 組織及び業務概要等

1) 組織及び業務概要

こども育成課は、こども未来部を構成する5課のうちの1課であり、子育て支援サービスの提供に関すること、子どもの遊び場・居場所の提供、青少年健全育成について担当している。

こども育成課の中では、こども支援担当、青少年育成担当、児童館（児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館）、子育て支援センター（子育て支援担当）に分けられ業務が行われている。

子育て支援サービスの提供に関することでは、保護者の就労と子育ての両立等育児支援の観点から、幼児・児童の一時的な預かり等を支援するファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業の実施や放課後児童健全育成事業として共働き家庭等における小学校就学児童に、放課後等の適切な遊び場及び生活の場を提供する民間放課後児童クラブへの補助を実施している。また、子育て支援の観点から、育児を行う家庭や保護者における子育ての不安感・孤立感の解消を目的として、相談・助言を行う利用者支援事業（基本型）、交流の場等を提供する地域子育て支援拠点事業を実施している。

子どもの遊び場・居場所の提供では、地域の幼児・児童の遊びや交流の場として児童遊園を整備し、川越市と自治会の協同で維持管理を実施している。また、市内3ヵ所の児童館の運営管理を行っており、各種教室等の開催を通して幼児・児童への健全な遊びを提供し、情操を豊かにするための取り組みに努めている。

青少年健全育成に関する事業としては、市内中学生を対象にいのちの講座等を行い、自己と他者を大切に思う心を養う子育て体験学習の実施や、青少年の育成に関する活動を行う青少年を育てる市民会議に対して補助金を交付している。また、少年補導員の補導活動による子どもたちへの声掛けを実施することで、青少年非行の未然防止、早期発見・早期指導に努めている。

2) 予算・決算（歳入・歳出）

①歳入

（単位：千円）

項目	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
使用料及び手数料	414	409	1,495	3,582	1,851	2,146
使用料	414	409	1,495	3,582	1,851	2,146
民生使用料	414	409	1,495	3,582	1,851	2,146

国庫支出金	67,058	68,879	69,842	71,003	92,919	90,747
国庫補助金	67,058	68,879	69,842	71,003	92,919	90,747
民生費国庫補助金	67,058	68,879	69,842	71,003	92,919	90,747
県支出金	65,834	68,262	67,375	69,870	87,079	93,747
県補助金	65,834	68,262	67,375	69,870	87,079	93,747
民生費県補助金	65,834	68,262	67,375	69,870	87,079	93,747
寄附金	150	350	150	50	100	100
寄附金	150	350	150	50	100	100
民生費寄附金	150	350	150	50	100	100
雑収入	1,986	2,120	1,868	1,790	322	1
雑入	1,986	2,120	1,868	1,790	322	1
雑入	1,986	2,120	1,868	1,790	322	1
総計	135,442	140,020	140,730	146,295	182,271	186,741

②歳出

(単位：千円)

項目	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
民生費	281,984	294,489	290,563	289,098	285,915	316,052
社会福祉費	15,636	16,972	17,139	19,376	4,166	10,569
青少年対策費	15,636	16,972	17,139	19,376	4,166	10,569
児童福祉費	266,348	277,517	273,424	269,722	281,749	305,483
児童福祉総務費	55,291	55,752	51,566	55,384	63,572	69,715
児童福祉施設費	153,619	162,257	162,615	160,174	164,196	176,339
児童センター管理費	57,438	59,508	59,243	54,164	53,981	59,429
総計	281,984	294,489	290,563	289,098	285,915	316,052

(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係

令和2年度から令和6年度の第2期川越市子ども・子育て支援事業計画における子ども育成課の担当業務の位置づけは【表1】のようになっている。

基本目標1「妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実」については、施策目標(1)「切れ目ない支援による子どもと親の健康の確保・増進」の事業No.13として「家庭訪問型子育て支援事業(ホームスタート)」が位置づけられている。また、施策目標(2)「愛情を育む親子のふれあいの機会の充実」の事業No.1が「地域

子育て支援拠点事業」となっている。

基本目標 2「幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援」については、施策目標(2)「多様な保育事業の推進」において、事業 No.6「病児保育事業」及び事業 No.7「ファミリー・サポート・センター事業」が位置づけられている。また、施策目標(3)「子育て支援サービスの充実」においては、事業 No.1「利用者支援事業（基本型）」、事業 No.3「パパ・ママ応援ショップ事業」、事業 No.4「赤ちゃんの駅事業」、事業 No.5「育児サークル支援」が組み入れられている。「パパ・ママ応援ショップ事業」、「赤ちゃんの駅事業」については、埼玉県主体の事業となっているため、本稿においては記載をしていない。また「育児サークル支援」は、地域子育て支援拠点事業の一部として行われているため、そこで記載をしている。

基本目標 3「心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」には、施策目標(4)「放課後の子どもの居場所づくり」に、事業 No.1「放課後児童健全育成事業」、事業 No.2「児童館機能の整備」、事業 No.4「子どもの居場所づくりの推進」、事業 No.5「児童遊園の整備」が入っている。「子どもの居場所づくりの推進」は様々な事業にかかわっているため、適宜記載をしている。

基本目標 4「地域と社会で子育てを支える環境づくり」では、施策目標(1)「少子化対策の推進と次代の親の育成」に事業 No.2「子育て体験学習」が入っている。そして、施策目標(2)「子どもの健全育成の取組と若者への支援」には、事業 No.1「青少年を育てる市民会議」、事業 No.5「青少年悩みごと相談事業」、事業 No.6「非行防止活動」が位置づけられている。さらに「こども 110 番の家」が施策目標(3)「安全・安心なまちづくり」の事業 No.1 となっている。基本目標 4 に関する事業は、「青少年対策費」関係事業として実施されているため、そこで記載している。

【表 1】 こども育成課の事業

基本目標 1 妊娠期からの切れ目ない支援と親子のふれあいの機会の充実		
施策目標 (1)	13	家庭訪問型子育て支援事業（ホームスタート）
施策目標 (2)	1	地域子育て支援拠点事業
基本目標 2 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援		
施策目標 (2)	6	病児保育事業
施策目標 (2)	7	ファミリー・サポート・センター事業
施策目標 (3)	1	利用者支援事業（基本型）
施策目標 (3)	3	パパ・ママ応援ショップ事業
施策目標 (3)	4	赤ちゃんの駅事業
施策目標 (3)	5	育児サークル支援
基本目標 3 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		
施策目標 (4)	1	放課後児童健全育成事業

施策目標 (4)	2	児童館機能の整備
施策目標 (4)	4	子どもの居場所づくりの推進
施策目標 (4)	5	児童遊園の整備
基本目標 4 地域と社会で子育てを支える環境づくり		
施策目標 (1)	2	子育て体験学習
施策目標 (2)	1	青少年を育てる市民会議
施策目標 (2)	5	青少年悩みごと相談事業
施策目標 (2)	6	非行防止活動
施策目標 (3)	1	こども 110 番の家

(3) 「児童福祉総務費」関係事業

1) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業の目的

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の人や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進することを目的としている。

② 事業の概要

ファミリー・サポート・センター事業は、川越市ファミリー・サポート・センターを設置して、会員の募集、登録その他の会員組織業務、相互援助活動の調整・把握、会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催、会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催、子育て支援関連施設・事業との連絡調整を主な事業内容としている。相互援助活動は、保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり、学校の放課後の子どもの預かり、冠婚葬祭や兄弟姉妹の学校行事の際の子どもの預かり、買い物等外出の際の子どもの預かり、保育施設や学校、習い事等への送迎を主な内容としている。

③ 事業実施状況

a. 業務委託先の選定

ファミリー・サポート・センター事業は随意契約により川越市社会福祉協議会に業務委託されている。随意契約とされている理由の一つは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」とされている。また、「当該事業は、会員間の地域における育児の相互援助活動を目的としており、こうした活動を実施できる事業者は、川越市の地域福祉の推進を図ることを目的として設置されている、川越市社会福祉協議会に限定されるため、引き続き当該事業者と随意契約

をしようとするものである」とされている。本事業の川越市社会福祉協議会への業務委託は平成 14 年度から 19 年間随意契約で行われている。

委託金額の決定については担当課に質問したところ、「川越市社会福祉協議会から徴取した積算資料について、市から事業者の内容確認の上設計を行い、契約手続きにおいて事業者へ正式な見積書をご提出していただき委託料を決定する」とのことであった。川越市社会福祉協議会から提出された積算資料は、人件費支出、事業費支出、事務費支出に拠点区分間繰入金支出を加えた、16,222,000 円であった。これに対して川越市が設計した金額は、同額の 16,222,000 円となっている。川越市社会福祉協議会の積算項目に拠点区分間繰入金が入っていたため、これについて担当課に質問したところ、ファミリー・サポート・センター事業従事者の「退職給与繰入金」（退職給与引当金）が計上されているとのことであった。令和 2 年 4 月 1 日に契約が結ばれ、契約金額は 16,222,000 円であった。

委託金額の最終的な確定は、実績報告書により決定する。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、ファミリー・サポート・センター事業にかかった費用は 13,667,133 円との報告があったため、委託金額は 13,667,133 円とされ、既に支払われていた契約金額との差額 2,554,867 円については、返還が求められ、令和 3 年 5 月 27 日に川越市社会福祉協議会から川越市に返還されている。

【意見 16】ファミリー・サポート・センター事業に係る業務委託料の積算に際し、積算項目の名称を明瞭にすべき

ファミリー・サポート・センター事業に係る業務委託料の積算に際し、川越市社会福祉協議会から提出された積算資料は、人件費支出、事業費支出、事務費支出に拠点区分間繰入金支出を加えた金額となっていた。拠点区分間繰入金は川越市社会福祉協議会における拠点区分間での資金のやり取りが行われたときに使用する科目であり、事業に関連する経費なのかわかりにくい。そのため、こうした科目を積算項目とするよりは、退職給与引当金といった具体的な名称で委託金額の積算を行う方が望ましい。

【意見 17】ファミリー・サポート・センター事業の契約に係る定期的な確認について

ファミリー・サポート・センター事業の川越市社会福祉協議会への業務委託は平成 14 年度から続いており、過去 5 年分の随意契約の理由を見てもほぼ同じ理由となっている。川越市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱では、「実施主体は、川越市とする。ただし、市長は、事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業の全部又は一部を社会福祉法人等に委託することができる」とされている。川越市には川越市社会福祉協議会のほかにも社会福祉法人は存在することから、事業の実施主体になりうるのは川越市社会福祉協議会だけとは限らない。業務の性質上、随意契約になるのは問題ないと思われるが、同じ相手と長期に契約が続く場合、数年に一度程度は業務

委託先が他にもないかについて検討を行うことが望ましい。

b. 川越市ファミリー・サポート・センターの会員数

ファミリー・サポート・センター事業は会員間の相互援助の事業であることから、会員数、特に提供会員の確保が重要である。川越市ファミリー・サポート・センター会則によると、会員になるには、川越市ファミリー・サポート・センターに入会申込書を提出し、承認を受けなければならない。そして、提供会員になるには、入会に際して川越市ファミリー・サポート・センターの実施する講習会を受講しなければならないとされている。令和 2 年度に行われた提供会員養成講習会においては、10 時から 15 時まで（12 時から 13 時まで休憩、最終日は 14 時 30 分終了）の講習が 3 日間あり、9 人申し込みがあったが、4 人が欠席し、1 人が途中で辞退したため、最終的に講習を終えたのは 4 人であった。

川越市ファミリー・サポート・センターの会員数についてみると、年度末における会員数は、平成 30 年度から令和 2 年度は【表 1】のようになっている。援助を受ける側である依頼会員は、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少しているが、1,500 人弱で推移している。それに対して提供会員は 500 人程度であり、提供会員が 1 人に対して依頼会員が 3 人程度となっている。依頼会員、提供会員の両方に登録している会員がいることを考えると、さらに提供会員は増えることとなり、現状においては、業務に必要となる登録会員の人数は確保できていると考えられる。しかし、提供会員を継続的に募集していくことは必要となるであろう。

【表 1】平成 30 年度から令和 2 年度の会員数（単位：人）

	依頼会員	提供会員	両方会員	合計
H30 年度	1,458	522	63	2,043
R1 年度	1,458	491	60	2,009
R2 年度	1,356	496	54	1,906

そこで、もう少し会員の状況についてみると、男女別の状況は以下のようになっている。【表 2】からもわかるように現状においては、女性が圧倒的に多くなっている。

【表 2】令和 2 年度会員の男女別内訳（単位：人）

	会員総数	女性	男性
依頼会員	1,356	1,221	135
提供会員	496	474	22
両方会員	54	53	1
合計	1,906	1,748	158

c. 川越市ファミリー・サポート・センターの利用状況

川越市ファミリー・サポート・センターの利用状況については、令和2年度における活動回数は6,248回で、1月当たりに直すと、500件を超える活動が行われている。どのような理由で川越市ファミリー・サポート・センターが利用されているかをまとめたものが【表3】である。子どもの習い事等の場合の援助、放課後児童クラブの迎え、保育所・幼稚園の迎えが1,000回を超えており、利用が多くなっている。

【表3】令和2年度における川越市ファミリー・サポート・センターの活動状況

内容	回数（回）
保育所・幼稚園の登園前の預かり	35
保育所・幼稚園の送り	278
保育所・幼稚園の迎え	1,183
保育所・幼稚園の帰宅後の預かり	214
学童の放課後の預かり	62
放課後児童クラブの迎え	1,382
放課後児童クラブの終了後の預かり	241
子どもの習い事の場合の援助	1,438
保育所・学校等休み時の援助	30
保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助	118
保護者等の外出の場合の援助	60
他施設への送り	26
学童の留守宅送り	640
学童の朝の送り	395
在宅保育の援助	135
その他	11
合計	6,248

d. 川越市ファミリー・サポート・センターの利用料金

川越市ファミリー・サポート・センターの利用料金は、月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く）の午前7時から午後7時までは1時間700円であり、1時間を超える場合には30分ごとに350円である。それ以外の時間は1時間800円であり、1時間を超える場合は30分ごとに400円の料金がかかる。

子どもの送迎に要した交通費（バス代等）、提供会員が用意した飲食物、おむつ代等は依頼会員の負担となっている。兄弟姉妹を預ける場合は、2人目から半額となる。

そして、川越市ファミリー・サポート・センターが保険料を負担し万一の事故に備え、会員は「地域子育て支援補償保険」に加入することとなっている。

e.事業の管理体制

ファミリー・サポート・センター事業の実施状況については、提供会員は援助活動の日時、報酬、実費等を記入したその月の援助活動に係る援助活動報告書を翌月 5 日までに川越市ファミリー・サポート・センターへ提出しなければならない。そして、川越市ファミリー・サポート・センターは、会員数の状況、活動状況、キャンセルの状況等とともに委託業務実施報告書を川越市に毎月提出することとなる。川越市では提出された委託業務実施報告書をもとに検査を行い、委託業務検査報告書を作成し、検査結果を委託業者に通知する。令和 3 年 3 月 31 日に業務委託実績報告書により年間の収支状況が提出され、同日業務委託確定通知書が委託業者に通知されており、特に問題はなかった。

2) 緊急サポートセンター事業

① 事業の目的

緊急サポートセンター事業は、ファミリー・サポート・センター事業を補完する事業であり、病児・病後児の預かりや宿泊を伴う預かり、送迎に対応することで、地域における育児の相互援助活動を推進することを目的としている。

② 事業の概要

児童の状態によっては医師の判断等により利用できない場合もあるが、緊急時や病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、送迎等の援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方の相互援助活動に関する連絡調整を行うものである。会員同士の預かり等の援助活動という内容はファミリー・サポート・センター事業と同じだが、保護者の急な用事や仕事、児童が病気の場合や宿泊が必要な時に対応できるのが緊急サポートセンター事業となっている。

平成 26 年度から AM への業務委託により実施されている。

③ 事業実施状況

a. 業務委託先の選定

緊急サポートセンター事業は随意契約により AM に業務委託されている。随意契約とされている理由の一つは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号である「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当することとされている。また、「当該事業は、会員間の地域における育児の相互援助活動としての、病児・病後児、早朝・夜間等の緊急時及び宿泊を伴う預かりの実施を目的としており、この事業を安全かつ的確

に実施できる事業者は、現在上記法人以外にないため」とされている。本事業の AM への業務委託は平成 26 年度から 7 年間随意契約で行われている。

委託金額の決定について担当課に質問したところ、「AM から徴取した積算資料について、市から事業者に内容を確認の上設計を行い、契約手続きにおいて事業者から正式な見積書をご提出していただき委託料を決定する」とのことである。AM から提出された積算資料は、人件費・法定福利費、通勤交通費、周知広報にかかわる費用、通信費、一般管理費などの別に積算されており、1,980,000 円となっている。これに対して川越市が設計した金額は、同額の 1,980,000 円とされており、令和 2 年 4 月 1 日に契約が結ばれ、契約金額は 1,980,000 円であった。

緊急サポートセンターの委託業務の実施状況については、AM から川越市に対して埼玉県の各市町村についての状況とともに川越市の活動状況及び会員数が委託業務実施報告書により毎月報告されている。これをもとに検査が行われ、委託業務検査報告書を作成し、検査結果が通知されている。令和 3 年 3 月 31 日に業務委託実績報告書により年間の収支状況が提出され、同日業務委託確定通知書が通知されており、特に問題はなかった。

【意見 18】 緊急サポートセンター事業の契約に係る定期的な確認について

緊急サポートセンター事業の AM への業務委託は平成 26 年度から続いており、過去 5 年分の随意契約の理由を見てもほぼ同じ理由となっている。川越市緊急サポートセンター事業実施要綱では、「事業の実施主体は、川越市とする。市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができる法人等に委託することができる」とされている。業務の性質上、随意契約になるのは問題ないと思われるが、同じ相手と長期間にわたって契約が続く場合、適切な事業運営を行うことができる法人が AM 以外にないのかについて、数年に一度程度は検討を行うことが望ましい。

b. 緊急サポートセンターのサポート会員数

緊急サポートセンター事業は会員間の相互援助の事業であり、緊急サポートセンターの実施する講習会を受講した者をサポート会員として組織することが求められており、サポート会員を充実させることが重要である。令和 3 年 3 月 31 日時点における川越市のサポート会員は 61 人となっており、令和 2 年度の利用会員 547 人に対して 9 分の 1 程度となっている。ちなみに令和 2 年 3 月 31 日時点におけるサポート会員の人数は 57 人であったため、若干増加している。

c. 緊急サポートセンターの利用状況

令和 2 年度における緊急サポートセンターの延べ利用人数は、187 人となっている。令和元年度が 100 人、平成 30 年度が 146 人であったことから、令和 2 年度は増加して

いる（【表 1】 緊急サポートセンター利用状況参照）。

【表 1】 緊急サポートセンター利用状況（単位：人）

	病児	預かり	送迎	宿泊	合計
H30 年度	15	60	69	2	146
R1 年度	14	51	35	0	100
R2 年度	5	100	82	0	187

d. 緊急サポートセンターの利用料金

緊急サポートセンターの利用料金は、午前 8 時から午後 8 時までについては、1 時間 1,000 円であり、1 時間を超える場合 15 分ごとに 250 円の料金が加算される。午後 8 時から午前 8 時まででは、1 時間 1,200 円であり、1 時間を超える場合 15 分ごとに 300 円加算される。

子どもの送迎に要した交通費（バス代等）、サポート会員が用意した飲食物、おむつ代等は利用会員の負担となっている。宿泊を伴う場合については午後 6 時から翌朝午前 9 時までであり、1 泊 10,000 円となっている。料金については、活動終了後、直接利用会員からサポート会員に支払うことになっている。

3) 病児・病後児保育事業

① 事業の目的

保護者が就労している場合において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気または病気の回復期の児童を保護者に代わって一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的としている。

② 事業の概要

市内に住所を有する生後 2 か月から小学 3 年生までの児童を対象とし、子どもが病気または病気回復期にあつて、保護者の就労等により児童を家庭で保育できない期間、保育所や医療機関に付設された専用スペースにおいて看護師、保育士等が一時的に預かる事業である。川越市においては、児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において一時的に保育する病児対応型と児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において一時的に保育をする病後児対応型を実施している。

現在川越市には、川越市が業務委託をして病児・病後児保育事業を行っている病院ま

たは保育所が 4 ヶ所あり、川越市の委託事業ではないが川越市に届出を行って病児・病後児保育事業を行っている認可外保育施設が 1 ヶ所ある。病院に付設されているものは、AN、AO、AP であり、すべて病児保育室となっている。

保育所に併設されているものは AQ であり、病後児保育室となっている。川越市に届出を出して事業を実施している認可外保育施設は AR であり、これは病児保育室である。

③ 事業実施状況

a. 施設及び人員

川越市の業務委託により病児保育事業を実施するには、国の病児保育事業実施要綱及び川越市病児・病後児保育事業実施要綱に従う必要がある。実施場所には専用の場所があり、観察室（安静室）を有する、調理室を有する等の条件があり、これについては、実施場所の図面によって確認している。また、職員の配置には利用児童の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね 10 人につき 1 人以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね 3 人につき 1 人以上配置するといった条件が設けられており、川越市が委託している 4 施設については、業務従事者名簿により確認している。

また、国の病児保育事業実施要綱には事業に従事する職員の研修について規定されており、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めることとされている。研修の状況について担当課に質問したところ、「研修の実施主体は都道府県または市町村とされているが埼玉県においても研修が開催されていない」とのことで研修の受講実績はないとのことであった。

【意見 19】病児・病後児保育事業に従事する職員に対して研修の受講機会の確保に努めるべき

国の病児保育事業実施要綱では、病児保育事業に従事する職員については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めることとされている。しかし、県においても当該研修が開催されていないため、当該研修の受講実績がないとのことであったので、病児・病後児保育事業従事者向けの他の研修の受講について案内をする等、様々な方法により従事者の資質向上に努めるべきである。

b. 委託金額

委託金額の設計については、子ども・子育て支援交付金交付要綱において定められている補助基準額を参考として算出している。

病児対応型については、令和元年度は、基本分として 1 ヶ所あたり 5,007,000 円であり、このうち改善分 2,538,000 円については、利用の少ない日等において、地域の保育

所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、減算することとされている。このほか、年間の延べ利用児童数に応じた加算が加えられる。

病後児対応型は、基本分が 1 ヶ所あたり 4,166,000 円であり、このうち改善分は 2,225,000 円となっている。病児対応型と同様この基本分に、年間の延べ利用児童数に応じた加算が加えられる。加算額は【表 1】のとおりである。

【表 1】令和元年度子ども・子育て支援交付金交付要綱における補助基準額(単位:円)

		病児対応型	病後児対応型
基本分		5,007,000	4,166,000
(基本分のうち改善分)		2,538,000	2,225,000
加 算 分	10人以上50人未満	522,000	416,000
	50人以上200人未満	2,609,000	2,290,000
	200人以上400人未満	4,434,000	3,225,000
	400人以上600人未満	6,520,000	5,202,000
	600人以上800人未満	8,084,000	7,074,000

川越市による委託金額の設計は、子ども・子育て支援交付金交付要綱の補助基準額に基づく額と、生活保護世帯、住民税非課税世帯の免除利用者を考慮して決められている。免除利用者分の加算は、一日の利用料金 2,000 円に見込み免除利用者数をかけた金額となっている。

AN、AO、AP、AQ におけるそれぞれの年間見込み延べ利用児童数、生活保護世帯、住民税非課税世帯の免除利用者を考慮した委託設計金額は【表 2】のとおりである。

【表 2】川越市による令和 2 年度設計金額

施設名	年間見込み延べ利用児童数	免除利用者分の加算	設計金額(免除利用者分の加算を含む)
AN	430 人	74,000 円	11,601,000 円
AO	280 人	30,000 円	9,471,000 円
AP	340 人	30,000 円	9,471,000 円
AQ	50 人	10,000 円	6,466,000 円

令和 2 年度の契約委託料については、各施設に新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る経費として 500,000 円が増額されており、AN 12,043,000 円、AO9,951,000 円、AP9,941,000 円、AQ6,956,000 円となっている。

次にそれぞれの施設の令和 2 年度の利用状況については、【表 3】のとおりである。

【表 3】 令和 2 年度の病児・病後児保育事業延べ利用児童数（単位：人）

	AN	AO	AP	AQ
4 月	8	4	4	0
5 月	1	0	2	0
6 月	8	2	3	1
7 月	10	3	2	3
8 月	13	8	3	1
9 月	11	16	14	0
10 月	17	2	9	2
11 月	16	7	8	1
12 月	14	6	8	6
1 月	5	5	3	0
2 月	7	1	5	2
3 月	16	0	6	0
合計	126	54	67	16

令和 2 年度については、見込み延べ利用児童数と実際に利用した児童数は、【表 4】のとおりである。委託金額における加算分は、年間の延べ利用児童数の実績に応じて決定するとのことであるが、見込みと実績が大きく異なっており、この場合、委託料の支出についてはどのように対応するのかを担当課に質問したところ、事業者から提出された事業実施報告書・収支報告書の内容から、利用実績及び事業の収支実績に基づき最終的な委託料を確定し、委託料確定額がすでに支出した契約委託料を下回る場合は差額を市へ返還いただくとのことであった。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、地域において病児保育事業の提供体制を維持するため、子ども・子育て支援交付金における加算額について、令和元年度の利用実績を上限に算出して差し支えない旨の国の通知がなされていることから、川越市においても、令和元年度の利用実績に基づいて加算額を算出した上で委託料を確定しており、AN について委託料が 9,957,000 円に減額されたため、当初の契約委託料との差額である 2,086,000 円については返還が行われている。

【表 4】 令和 2 年度見込み延べ利用児童数と延べ利用児童数の実績

施設名	見込み延べ利用児童数	延べ利用児童数実績	令和元年度延べ利用児童数
AN	430 人	126 人	376 人
AO	280 人	54 人	242 人
AP	340 人	67 人	284 人
AQ	50 人	16 人	63 人

c. 委託業務の管理

病児・病後児保育事業の利用を希望する場合、利用希望者は、児童の生年月日、体重、既往歴、アレルギー、前日の様子、普段の様子等を記入した病児・病後児保育利用申込書と、医療機関（かかりつけ医）を受診の上取得する病名、症状、投薬処方等が記載された診療情報提供書を提出する。その後病児・病後児保育利用承諾通知書が発行され、利用が認められることになる。

利用については、児童 1 人につき連続する 7 日（土日祝日含む）までを利用限度とし、利用料金は、1 人日額 2,000 円となっている。生活保護世帯、住民税非課税世帯の方には利用料金を免除する措置もある。

病児・病後児保育利用申込書は、こども育成課において月ごと施設ごとにまとめられており、適切に保管されている。病児・病後児保育実施後は、毎月 10 日までに施設から前月分の病児・病後児保育利用状況報告書とともに委託業務実施報告書が提出され、1 ヶ月間の利用状況が報告される。なお、利用がない場合も報告されている。これに対して川越市では、提出された報告書をもとに検査を行い、委託業務検査報告書を作成し、各施設に検査結果を通知している。

また年度が終了した時点で、委託先である 4 施設からは、月ごとの利用日数、利用児童数、延べ利用日数が記載された病児・病後児保育事業実施報告書及び病児・病後児保育事業の収支状況を記載した病児・病後児保育事業収支報告書が令和 3 年 3 月 31 日付けで川越市長あてに提出されている。

これらの資料を確認したところ、特に問題となる点は認められなかった。

d. AR の病児保育室について

業務委託している病児・病後児保育施設については、前述したように適切に業務の確認が行われている。しかし、届出をしているが、業務委託はしていない AR の事業の実施内容の確認について担当課に質問をしたところ、「児童福祉法に基づく届出が必要となることから、AR から川越市へ開始届が提出されており、届出の際に事業の実施要件を満たしているかを確認している」とのことであった。また、AR については、川越市の福祉部指導監査課において指導監査を行うことになるとのことであった。

4) 利用者支援事業（基本型）

① 事業の目的

利用者支援事業（基本型）は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊婦が、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としている事業である。

② 事業の概要

子育て中の保護者の不安や悩み、育児相談を中心に、子育てに関することであれば何でも、一人ひとりに寄り添いながら専門の子育て支援コーディネーターが子育て支援施設やサービス、制度等の必要な情報の提供を行い、専門窓口につなぐ手伝いを行っている。

利用者支援事業には、基本型、特定型、母子保健型があるが、こども育成課では基本型のみを担当している。

現在川越市には、川越市子育て支援センター（子育て安心施設 すくすくかわごえ 3階）、川越市子育て世代包括支援センター（U-PLACE3階 川越市民サービスステーション内）の2カ所に設置されており、両施設ともに川越市の直営で運営されており、川越市に住んでいる妊婦や、小学校就学前及び学童期、特別な支援を必要とする子どもの保護者を対象として支援が実施されている。

③ 事業実施状況

a. 利用時間

令和3年10月時点における川越市子育て支援センター、川越市子育て世代包括支援センターにおいて相談が行われている曜日及び時間は、【表1】のとおりである。

【表1】利用者支援事業の実施時間

	実施曜日	実施時間
川越市子育て支援センター	日曜日から金曜日	9:00～16:00
川越市子育て世代包括支援センター	月曜日から土曜日	9:30～18:15

b. 相談人数

川越市子育て支援センターでは厚生労働省の定める子育て支援員専門研修を修了した保育士2人、川越市子育て世代包括支援センターでは同様の研修を修了した社会福祉士1人が業務を担当している。

令和2年度における相談人数は、川越市子育て支援センターでは612人、川越市子

育て世代包括支援センター（令和 2 年 6 月から）では 441 人となっており、月別の内訳は【表 2】のとおりである。令和 2 年度の相談人数は、川越市子育て支援センター、川越市子育て世代包括支援センターを合わせて 1,053 人であるが、令和元年度は 966 人、平成 30 年度は 976 人であり、若干増加している。川越市ではホームページで情報を周知するとともに、公民館等でチラシを配布するなど行っており、相談窓口があることを知ってもらう活動も行っている。

【表 2】令和 2 年度の相談人数（単位：人）

	川越市子育て支援センター	川越市子育て世代包括支援センター
R2 年 4 月	45	-
R2 年 5 月	37	-
R2 年 6 月	45	18
R2 年 7 月	52	30
R2 年 8 月	40	41
R2 年 9 月	53	65
R2 年 10 月	57	62
R2 年 11 月	69	41
R2 年 12 月	54	34
R3 年 1 月	46	54
R3 年 2 月	59	44
R3 年 3 月	55	52
R2 年度合計	612	441

相談者は母親が一番多く、その次に父親となっており、川越市子育て世代包括支援センターではサービス事業者、学校関係者、市各関係課からの相談も多くなっている。

c. 相談方法

令和 2 年度の相談方法についてみると、相談方法には、利用者が相談に訪れる「来所」、利用者が専用の回線に電話して相談を行う「電話」、川越市子育て支援センターの広場を利用し相談も行う「広場」、担当者が利用者のもとに出向く「訪問」があり、他課からの質問や情報提供については「その他」となっている。令和 2 年度における相談件数は、川越市子育て支援センターが 681 件、川越市子育て世代包括支援センターが 442 件となっており、その内訳は【表 3】のとおりである。

【表 3】 相談方法（単位：件）

	川越市子育て支援センター	川越市子育て世代包括支援センター
来所	24	225
電話	446	195
広場	207	0
訪問	0	20
その他	4	2
合計	681	442

d. 相談内容

相談内容であるが、川越市子育て支援センターでは、育児に関するものが多く、川越市子育て世代包括支援センターでは育児に関するものに限らず様々な相談が寄せられている（【表 4】参照）。これは、川越市子育て支援センター広場が概ね3歳未満の親子が利用する場であるため子育てに特化した相談が多くなること、川越市子育て世代包括支援センターでは社会福祉士が担当しており、高齢者や障害者にも幅広く対応する福祉総合相談窓口の中に利用者支援事業（基本型）が置かれているためとのことである。

【表 4】 相談内容（単位：件）

	川越市子育て支援センター	川越市子育て世代包括支援センター
育児	465	84
発育・発達	51	2
子育て施設・活動	47	9
保育サービス	90	133
制度・サービス・手続き	15	100
支援依頼・報告	3	75
その他	10	50
合計	681	453

e. 業務の管理

川越市子育て支援センター及び川越市子育て世代包括支援センターの業務については、毎月、川越市利用者支援事業利用状況報告書にまとめられている。この利用状況報告書では相談者の内訳、相談対象者の年齢、相談方法、相談内容、支援内容等が報告さ

れている。そして、相談内容については、その概要も添付されており、川越市子育て支援センターと川越市子育て世代包括支援センターとの間で情報共有も行われている。その他には、月に一度ケース会議が行われており、詳細な相談記録をもとに、利用者支援事業の基本型、特定型、母子保健型の3類型がケースの申し送り・報告・検討を行っている。

5) 放課後児童健全育成事業

① 事業の目的

近年における共働き世帯の増加や核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的としている。

② 事業の概要

こども育成課が担当している放課後児童健全育成事業は、民設民営の事業である。保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を支援するため、民間放課後児童クラブに対し、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付している。

③ 事業実施状況

a.川越市における民間放課後児童クラブ

令和3年10月時点において川越市が運営している学童保育室は市内に32カ所ある。開設時間は月曜日から金曜日の学校授業日は、授業終了後から18時30分までであり、学校休業日は7時30分から18時30分までとなっている。土曜日に開設しているところは5カ所となっている。

民間放課後児童クラブは、国の放課後児童健全育成事業実施要綱において、「本事業の対象となるために、国、都道府県及び市町村以外の者が放課後児童健全育成事業を行う場合は、あらかじめ、定める事項を市町村に届け出る必要がある」とされており、令和3年10月時点において、川越市へ届出をして事業をしている施設は、市内に4カ所存在している。一つは、川越市から補助金を交付されて運営を行っているASである。ASでは、月曜日から金曜日は14時から21時まで開設されており、保護者が仕事等で遅くなる児童が利用できるようになっている。土曜日も開設されており、開設時間は7時から18時までとなっている。なお、夏休み等の学校休業日は7時から21時までとなっている。

残りの3カ所はATが運営している学童クラブAU川越本部校、川越西口校、南古谷校である。AUは川越市の補助金交付要綱の要件を満たさないことから補助金は交付されていないが、川越市に対して放課後児童健全育成事業開始届を提出して、民間放課後児童クラブとして運営を行っている。

b. 利用料金

川越市の学童保育室、AS、AUそれぞれの放課後児童クラブの利用料金の基本的なところをまとめたものが【表1】である。川越市が運営している学童保育室については、児童1人につき月額8,000円であり、特に利用日数の制限は設けられていない。それに対して川越市が補助金を交付しているASは、特に利用日数の制限は設けられていないが、時間により料金に差が設けられており、21時まで登録児童については月額15,000円、19時まで登録児童は月額13,000円となっている。19時まで登録児童については延長料金が設定されており、30分150円（月最大6,000円）となっている。AUについては、利用料の他に入会金及び登録料も必要となっており、利用料についても利用日数に応じた料金体系となっている。週1日の利用で9,000円、週2日の利用で15,500円となり、そして利用日数が週3日、4日、5日と増加するにつれ、料金は上昇していく。AUの開設時間は、午後2時から7時までとなっている。

【表1】令和3年4月時点の基本的な利用料金

	川越市の学童保育室	AS	AU
入会金／年	0円	0円	16,500円
登録料／年	0円	0円	11,000円
保険料／年	500円	2,000円	800円
週1日利用／月	8,000円	15,000円（21時まで） 13,000円（19時まで） 延長30分150円（月最大6,000円）	9,000円
週2日利用／月			15,500円
週3日利用／月			22,500円
週4日利用／月			30,000円
週5日利用／月			36,500円

c. 補助金の交付

ASについては川越市から補助金の交付が行われている。

補助金の交付については、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付要綱に従い交付される。補助金申請は、毎年4月10日までに、川越市民間放課後児童クラブ事業補助金交付申請書に、事業計画書、収支予算書、従事者名簿、児童名簿、運営規程、事業

者概要、所在地の案内図及び施設平面図を添付し、提出する必要がある。令和 2 年度については、令和 2 年 4 月 9 日に 6,505,040 円の補助金の申請を行っている。そして令和 2 年 4 月 20 日に川越市は 6,505,040 円の補助金交付決定通知を行っている。

令和 3 年 3 月 31 日には、事業実績報告書、収支実績報告書、利用児童数実績表、従事者名簿とともに、川越市民間放課後児童クラブ事業実績報告書を受領し、事業が適切に行われていることの確認を行っている。新型コロナウイルス感染症の影響により小学校の長期休業期間が短縮されたことに伴い補助基準額が減額となったため、補助金の確定額は 6,422,320 円となり、交付決定額との差額 82,720 円が返還されている。補助金交付の過程には特に問題は認められなかった。

d. AS の利用状況

令和 2 年度における AS の利用状況は、【表 2】のとおり、延べ利用人数は 6,975 人となっている。令和元年度は 6,781 人、平成 30 年度が 6,895 人と比較してもあまり変わっておらず、新型コロナウイルス感染症の影響はあまりなかったと思われる。19 時以降の開設日数が 243 日であったのに対して、利用者は 254 人となっておりほぼ毎日利用されているが、利用者は 1 人程度しかいない。場所等の問題もあるが、川越市には 21 時まで利用できる場所は AS しかないため、他の民間放課後児童クラブと併せて周知に力を入れてもよいであろう。

【表 2】令和 2 年度における AS の利用状況

	開設日数	延べ利用人数	19 時以降 開設日数	19 時以降 利用人数
4 月	25 日	420 人	21 日	13 人
5 月	23 日	259 人	18 日	18 人
6 月	26 日	686 人	22 日	24 人
7 月	25 日	762 人	21 日	13 人
8 月	25 日	498 人	20 日	15 人
9 月	24 日	660 人	20 日	26 人
10 月	27 日	686 人	22 日	37 人
11 月	23 日	607 人	19 日	19 人
12 月	24 日	582 人	20 日	23 人
1 月	23 日	554 人	19 日	25 人
2 月	22 日	550 人	18 日	17 人
3 月	26 日	711 人	23 日	24 人
合計	293 日	6,975 人	243 日	254 人

また、【表 3】からわかるように利用登録を行っている児童は年度の合計で延べ 485 人となっており、そのうち週 6 日の利用登録を行っている児童が延べ 191 人、週 5 日の利用登録を行っている児童が延べ 281 人と大多数を占めている。

【表 3】令和 2 年度における AS の利用登録を行っている児童の日数別内訳

(単位：人)

	利用登録 児童数	週 6 日 登録	週 5 日 登録	週 1 日 登録
4 月	44	17	27	0
5 月	42	17	25	0
6 月	41	17	24	0
7 月	42	17	25	0
8 月	42	17	25	0
9 月	40	16	23	1
10 月	39	15	22	2
11 月	39	15	22	2
12 月	39	15	22	2
1 月	39	15	22	2
2 月	39	15	22	2
3 月	39	15	22	2
合計	485	191	281	13

【意見 20】民間放課後児童クラブの周知に努めるべき

AS の 19 時以降の利用人数は 254 人となっており、年間開設日が 243 日であることを考えると、実質的な利用は 1 日 1 人程度となっている。川越市において 21 時まで開設している学童保育室・民間放課後児童クラブは AS のみであり、補助金も投入されていることを考えると、より多くの方に知っていただくように他の民間放課後児童クラブと併せて周知を行うことが望ましい。

e. AU

AU は、令和 3 年 4 月 1 日から事業を開始しており、法人の定款、放課後児童健全育成事業の運営規程、従事者名簿、建物その他設備の図面、収支予算書、事業計画書等を放課後児童健全育成事業開始届に添付して令和 3 年 3 月 23 日に提出している。定款は、事業目的に放課後児童健全育成事業の経営が追加され、川越本部校、川越西口校、南古

谷校の3校分が同時に提出され受理されている。

令和3年度から放課後児童健全育成事業を実施するAUについては、今後は市の福祉部指導監査課による指導監査により業務の実施状況を確認していくことになるとのことであった。

(4) 「児童福祉施設費」関係事業

1) 地域子育て支援拠点事業

① 事業の目的

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。また、家庭が抱える子育てに関する悩み等について、研修を受けた子育て経験者が相談しやすい「話し相手」として相談支援を行い、家庭や地域での孤立感や子育てについての不安感等の解消を図ることを目的としている。

② 事業の概要

概ね3歳未満の子とその保護者が気軽に集う広場の開設の他、子育て情報の提供、育児の悩みに関する電話相談・面接相談、子育て講座の開催、公民館主催事業「子育てサロン」の支援、地域の子育てサークルの支援等を行う。また、身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される6歳以下の未就学児を持つ家庭を対象として、研修を受けた家庭訪問ボランティアが週に1回2時間程度訪問し、子育て支援を行う。

③ 事業実施状況

川越市には令和3年10月時点において、子育て支援の拠点となる施設が31ヵ所存在している。その内訳は、地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業を統括する子育て安心施設(すくすくかわごえ)内にある川越市子育て支援センターが1ヵ所(直営)、川越市子育て支援センター以外の地域子育て支援拠点施設が23ヵ所(直営3ヵ所、委託20ヵ所)、地域子育て支援拠点事業には入っていないが市の直営事業として運営しているわくわく広場が7ヵ所である。事業内容は基本的に同じであるが、わくわく広場では開設時間が短くなっている。各施設の開設日及び開設時間は【表1】、【表2】のとおりである。

【表 1】川越市における地域子育て支援拠点（つどいの広場）

施設名称	開設日	開設時間
川越市子育て支援センター広場	日～金	午前 9 時半～正午、午後 1 時～午後 4 時半
今成保育園つどいの広場	月・水・金	午前 9 時～正午、午後 2 時 45 分～午後 4 時 45 分
名細保育園つどいの広場	月・火・木	午前 9 時～正午、午後 1 時半～午後 4 時半
大東市民センターつどいの広場	火・木・金	午前 9 時～正午、午後 1 時半～午後 4 時半
風の子保育園つどいの広場	月～金	午前 9 時半～午後 2 時半
増美保育園つどいの広場	月～金	午前 9 時半～午後 2 時半
バンビ保育園つどいの広場	月・火・木・ 第三水	午前 9 時半～午後 2 時半
笠幡菜の花保育園つどいの広場	月～金	午前 8 時～午後 1 時
むさしの保育園つどいの広場	月～金	午前 9 時半～午後 1 時、午後 2 時半～午後 4 時
マーガレット保育園つどいの広場	火・木・金	午前 9 時半～午後 2 時半
芳野保育園つどいの広場	月～金	午前 10 時半～午後 3 時半
風の子第二保育園つどいの広場	月～金	午前 8 時～午後 1 時
さくらんぼ保育園つどいの広場	月～金	午前 9 時～午後 0 時半、午後 1 時半～午後 3 時
伊佐沼すまいる保育園つどいの広場	月～金	午前 9 時半～午後 0 時半、午後 1 時半～午後 3 時
おがやの里しもだ保育園つどいの広場	火・木・金	午前 10 時～午後 3 時
ともいき保育園つどいの広場	月～金	午前 8 時～午後 1 時
慶櫻南台保育園つどいの広場	火・水・木	午前 9 時半～午後 2 時半
音羽の森保育園つどいの広場	月～金	午前 9 時半～午後 0 時半、午後 1 時半～午後 3 時半
星の子みのり保育園つどいの広場	月～金	午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時
紀秀会川越やまだ保育園つどいの広場	月～金	午前 10 時～午後 3 時
七歩保育園つどいの広場	火・水・木	午前 9 時～午後 2 時
川越なかよし幼稚園つどいの広場	月・火・木	午前 9 時半～午後 2 時半
貴精保育園つどいの広場	月～金	午前 9 時半～午後 2 時半

ウェスタ川越つどいの広場	月～土	午前 9 時半～正午、午後 1 時～午後 4 時半
--------------	-----	---------------------------

【表 2】川越市独自に実施しているわくわく広場

施設名称	開設日	開設時間
児童センターこどもの城わくわく広場	火	午前 9 時半～午前 11 時半
神明町保育園わくわく広場	火	午前 9 時半～午前 11 時半
東口児童館わくわく広場	水	午前 9 時半～午前 11 時半
南古谷第二保育園わくわく広場	月	午前 9 時半～午前 11 時半
高階児童館わくわく広場	木	午前 9 時半～午前 11 時半
高階保育園わくわく広場	金	午前 9 時半～午前 11 時半
名細公民館わくわく広場	月・水	午前 9 時半～午前 11 時半

a) 直営の地域子育て支援拠点施設（4 ヲ所）

a.事業内容

川越市子育て支援センターは、川越市が直接運営を行っており、平成 27 年 4 月 1 日に開設された。川越駅西口の川越市・埼玉県・民間事業者が整備する複合拠点施設であるウェスタ川越の 2 階にあったが、令和 3 年 7 月 5 日より本川越駅から徒歩 2 分の場所に新しくオープンした子育て安心施設（すくすくかわごえ）の 3 階に移転した。川越市子育て支援センターが入っていたウェスタ川越には、ウェスタ川越つどいの広場が入り、引き続き子育て支援の拠点となっている。

主な事業内容は、面談及び電話による育児相談、子育て講座・講演会の開催、育児情報の提供、子育てサークルの支援、子育てサークル交流会の開催などである。川越市子育て支援センターは、直営の今成保育園つどいの広場、名細保育園つどいの広場、大東市民センターつどいの広場の運営も行っている。また、地域子育て支援拠点にはなっていないが川越市が独自に実施しているわくわく広場の運営も行っている。

b.利用状況

令和 2 年度における直営の地域子育て支援拠点施設 4 ヲ所の利用状況は、【表 3】のとおりである。この利用人数は子どもと保護者の合計数であり、すべての施設において子どもの利用者は 0 歳、1 歳、2 歳が 9 割以上を占めている。令和 2 年 4 月、令和 2 年 5 月、令和 3 年 1 月、令和 3 年 2 月は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令に伴い閉室となっている。令和 2 年度の子どもと保護者を合わせた利用人数は、川越市子育て支援センター広場 3,720 人、今成保育園つどいの広場 1,479 人、名細保育園つどいの広場 1,338 人、大東市民センターつどいの広場 3,335 人となっている。

【表 3】 令和 2 年度における直営の地域子育て支援拠点施設 4 ヲ所の利用人数
(単位：人)

	川越市子育て支援センター 広場	今成保育園 つどいの広 場	名細保育園つ どいの広場	大東市民セン ターつどいの 広場
4 月	0	0	0	0
5 月	0	0	0	0
6 月	489	130	152	239
7 月	447	216	183	380
8 月	470	168	211	413
9 月	514	211	194	407
10 月	571	241	156	527
11 月	428	202	147	426
12 月	395	164	154	478
1 月	0	0	0	0
2 月	0	0	0	0
3 月	406	147	141	465
合計	3,720	1,479	1,338	3,335

令和 2 年度の利用人数は、令和元年度が 34,843 人、平成 30 年度 41,998 人であったことから激減していることがわかる（【表 4】参照）。このことから令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったことがうかがえるが、相談件数は電話での相談も可能であることから、利用人数に比べて影響が小さかったことがうかがえる。

【表 4】 過去 3 年間の直営の地域子育て支援拠点施設 4 ヲ所の利用人数等の合計

年度	延べ開設日数	利用人数	相談件数
H30 年度	872 日	41,998 人	3,266 件
R1 年度	787 日	34,843 人	2,630 件
R2 年度	573 日	9,872 人	2,341 件

b) 委託における地域子育て支援拠点施設（20 ヲ所）

a. 委託金額

川越市の直営である 4 施設を除いた地域子育て支援拠点 20 施設については、業務委託により事業が実施されている。委託金額の設計については、子ども・子育て支援交付金交付要綱において定められている補助基準額を参考として算出している（【表 5】参

照)。

川越市において加算対象となっている事業を実施しているのは、AV つどいの広場と AW つどいの広場、AX つどいの広場の 3 ヶ所であり、AV つどいの広場と AW つどいの広場は地域支援にかかる加算が行われ、AX つどいの広場は子育て支援活動の展開を図る取組（ホームスタート）にかかる加算が行われている。

【表 5】令和元年度子ども・子育て支援交付金交付要綱における補助基準額（単位：円）

基本分	開設日数	職員	金額
	3～4 日型	3 人以上	5,423,000 円
		2 人	4,011,000 円
	5 日型	常勤職員	8,152,000 円
		非常勤職員のみ	4,916,000 円
	6～7 日型	常勤職員	8,703,000 円
		非常勤職員のみ	5,820,000 円
加算分	地域支援		1,450,000 円
	子育て支援活動の展開を図る取組		3,290,000 円

関連書類の状況について 20 施設の中から任意の一件を抽出し、確認を行った。AY つどいの広場についての資料を確認したところ、令和 2 年 3 月 10 日、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいた積算金額の 8,152,000 円で予定価格書が作成され、令和 2 年 3 月 19 日に正式な見積書が提出されている。そして、令和 2 年 4 月 1 日に、見積価格と同額の 8,152,000 円で令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までを契約期間とする業務委託契約が締結されており、特に問題となる点はなかった。

b. 業務委託先の管理

委託後の業務管理については、適宜施設を訪問して現場の確認やヒアリングを行うとともに、毎月、委託業務実施報告書と併せて地域子育て支援拠点事業利用状況報告書により利用人数、相談内容等について報告を受けている。川越市では報告に基づき検査を行い、委託業務検査報告書が作成され、検査結果が通知されている。施設の訪問では、施設訪問記録を作成し、下記の項目について評価を行い適宜改善に努めている。

- ・仕様書で定められている職員の配置
- ・親子の交流の場所の確認
- ・子育てに関する相談及び支援
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施
- ・授乳コーナー、ベビーベッド等の設備

- ・乳児及び3歳未満の子どもが遊ぶおもちゃの準備
- ・関係施設との連携
- ・プライバシーの保護（相談記録の管理）
- ・不審者の侵入防止
- ・衛生管理の徹底（おもちゃの消毒・感染防止）
- ・事故マニュアルの作成・避難訓練の実施
- ・質を向上させるための取り組みの実施
- ・年間計画及び月間計画・日々業務記録の作成
- ・業務チェックリストの活用
- ・実施施設が利用者にわかる表示

事業年度終了後は、地域子育て支援拠点事業実施報告書及び事業の収支報告書が提出され、内容確認の上、最終的な委託料を確定している。

c. 利用状況

地域子育て支援拠点事業における委託料は、開設日数と職員の配置によって積算しているため、開設日数と職員の状況が同様な施設ごとに分けて、川越市における各拠点の利用状況をみる必要がある。週5日5時間開設し、常勤職員を配置する拠点は川越市に11施設あり、令和2年度におけるその開設日数、利用者がいなかった日数、母親等と子どもを含む利用者を示したものが、【表6】である。なお、令和2年4月、令和2年5月、令和3年1月、令和3年2月は新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令に伴い閉室となっている。

次に利用人数であるが、240人から1,852人までかなりのばらつきがある。

【表6】令和2年度の週5日・常勤職員ありの地域子育て支援拠点における利用状況

施設名称	開設日数	利用者なし	利用人数
AY つどいの広場	155日	50日	688人
AZ つどいの広場	156日	60日	380人
BM つどいの広場	156日	8日	1,202人
BN つどいの広場	155日	69日	683人
BO つどいの広場	155日	25日	861人
BP つどいの広場	157日	8日	1,852人
BQ つどいの広場	158日	49日	470人
BR つどいの広場	158日	1日	1,385人
BS つどいの広場	159日	41日	558人
AV つどいの広場	155日	5日	1,513人
AW つどいの広場	161日	76日	240人

次に、週 5 日開設し、非常勤職員のみを配置する拠点は 3 ヶ所であり、【表 7】のようになっている。ここでも、利用人数は、675 人から 2,566 人までかなりのばらつきがある。

【表 7】令和 2 年度の週 5 日・非常勤職員のみ地域子育て支援拠点における利用状況

施設名称	開設日数	利用者なし	利用人数
AX つどいの広場	159 日	0 日	2,566 人
BT つどいの広場	159 日	6 日	1,470 人
BU つどいの広場	157 日	14 日	675 人

同様に、週 3 日開設し、職員 3 人以上配置する拠点が【表 8】であり、週 3 日開設し、職員 2 人の子育て支援拠点の結果が【表 9】である。週 3 日・職員 3 人以上の拠点よりも週 3 日・職員 2 人の拠点の方が利用人数が多いところもある。

【表 8】令和 2 年度の週 3 日・職員 3 人以上配置する地域子育て支援拠点における利用状況

施設名称	開設日数	利用者なし	利用人数
BV つどいの広場	101 日	4 日	811 人
BW つどいの広場	93 日	3 日	458 人
BX つどいの広場	94 日	19 日	421 人

【表 9】令和 2 年度の週 3 日・職員 2 人の地域子育て支援拠点における利用状況

施設名称	開設日数	利用者なし	利用人数
BY つどいの広場	93 日	3 日	1,062 人
BZ つどいの広場	95 日	2 日	866 人
CA つどいの広場	97 日	10 日	450 人

【意見 21】 地域子育て支援拠点の利用人数の分析を行い、周知等に努めるべき

地域子育て支援拠点に対する委託料は、子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいて積算しており、開設日数、職員数及び雇用形態により算定されている。しかし、同一の開設日数、職員状況であるにもかかわらず、利用人数にはばらつきが大きく、委託料が同一であることを考えると、公平性に欠けているように思われる。ある程度地域によって利用者数に差が出るのは理解できるが、利用人数の差はかなり大きいと考えられるため、なぜこれほど差が大きくなっているのかを分析し、地域子育て支援拠点が有効に活用されるように周知等に努めるべきである。

d. ホームスタート事業

ホームスタート事業は、家庭が抱える子育てに関する悩み等について、研修を受けた子育て経験者が相談しやすい「話し相手」として相談支援を行い、家庭や地域での孤立感や子育てについての不安感の解消を図ることにより、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする事業であり、令和 2 年度から実施されている。

令和 2 年度のホームスタート事業は、川越市家庭訪問型子育て支援事業実施要領に基づいて実施され、CB に地域子育て支援拠点事業と併せて業務委託されている。本業務委託は、随意契約となっており、その理由の一つは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」となっている。また、川越市地域子育て支援拠点事業実施要綱の規定に基づき、子育て家庭の親とその子どもが集う場所として適した場所であり、かつ同要綱において上記のものが事業の相手方として定められていることも理由の一つとされている。

委託金額は、令和 2 年 3 月 10 日に川越市の設計額 7,383,248 円で予定価格書が作成され、令和 2 年 3 月 19 日に CB から正式な見積書が提出されている。そして、令和 2 年 4 月 1 日に、見積価格と同額の 7,140,548 円で令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日を契約期間とする業務委託契約が締結されている。

事業年度終了後、CB から、ホームスタート事業活動実績が報告され、令和 2 年度の利用家庭は 29 件であり、対象となっている子どもの数は 49 人となっている。子どもの年齢は 0 歳が 18 人で最も多く、次いで 1 歳となっている。

ホームスタート事業は令和 2 年度から実施されている事業であり、研修を受けたボランティアが利用者宅を訪問することになるため、新型コロナウイルス感染症が収束していない現状においては、どのくらいの需要があるのかを図ることは困難であると思われる。そのため、今後の推移を見守る必要があるであろう。

2) 児童遊園新設・整備

① 事業の目的

児童遊園は、地域の身近な遊び場として、幼児及び児童を交通災害から守るとともに、様々な年齢の幼児及び児童の交流の場を提供することにより、遊びを通してその健康及び体力を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにするなど、地域の幼児及び児童の健全な育成を助ける拠点としての機能を果たすことを目的として設置されているものである。

② 事業の概要

川越市における児童遊園は、「川越市児童遊園の設置等に関する要綱」（平成 24 年 12 月 3 日施行）及び「川越市児童遊園に係る管理基準」に基づいて、川越市と地元自治会が協同で維持管理を行っており、日常の遊具等の点検、樹木剪定、除草、清掃等は自治会が行い、児童遊園の遊具等の修繕、増設及び保守点検、砂場の消毒・砂の補充等は川越市が行っている。川越市には、令和 3 年 3 月現在で 144 カ所の児童遊園がある。

③ 事業実施状況

a. 新設

児童遊園を設置する場合、川越市児童遊園の設置等に関する要綱では、設置を希望する自治会長は、児童遊園設置申請書、児童遊園設置同意書に案内図、公図の写し、土地の現況を撮影した写真、土地の登記簿謄本を添えて市長に提出しなければならないとされている。そして市長は現地を確認し適当と認めたときは児童遊園設置決定書により自治会長に通知するものとされている。監査対象となる令和 2 年度については設置がなかったため、直近に設置（平成 28 年度）された上野児童遊園について、平成 28 年 12 月 22 日に児童遊園設置申請書、上野児童遊園新設地案内図等が提出されていることを確認した。そして、児童遊園設置決定書により児童遊園の設置の決定が行われていることを確認した。

b. 廃止

次に、児童遊園の廃止についてであるが、これも前述の要綱において、やむを得ず児童遊園を廃止する場合は、自治会長は児童遊園廃止届を市長に提出し、市長は土地を返還する場合は土地返還決定書により所有者に通知し、原状に復する等の措置を行うとされている。監査対象となる令和 2 年度については廃止がなかったため、平成 30 年度に廃止された大塚新田第 2 児童遊園について、平成 30 年 8 月 13 日に児童遊園廃止届が提出されており、平成 31 年 2 月 1 日に土地返還決定書が作成され、土地の返還が行われていることを確認した。

c. 遊具の管理

遊具の管理については、自治会の日常点検については毎年川越市から「児童遊園の遊具等 日常点検の手引き」が配布され、その手引きに則って自治会において児童遊園の遊具の日常点検が実施されることになる。そして、日常点検を行った結果、不具合等がみられた場合、児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書が提出される。しかし予算の関係からすべての修繕が行われることはなく、令和 2 年度に行われた修繕は、【表 1】のとおりである。修繕要望はたくさんあるが、保守点検の結果、劣化がみられる遊具が修繕され、令和 2 年度は 17 の児童遊園でフェンス及びブロック塀を含めて 19 件の修繕が行われている。

【表 1】令和 2 年度の遊具の修繕状況

児童遊園名	遊具	契約額 (円)	施工業者
上久下戸	雲梯	1,100,000	CC
平岡	スプリング遊具		
砂久保第 1	雲梯		
砂久保第 2	複合遊具		
鏡神社	雲梯		
氷川神社 (砂)	シーソー	79,750	CD
氷川神社 (仙波町)	シーソー	27,830	CD
野田町 2 丁目	2 連ブランコ	154,825	CD
上野	フェンス	184,800	CF
氷川神社 (小室)	滑り台	22,330	CD
三変土田稻荷	2 連ブランコ・動物遊具	95,920	CD
団地内	三連鉄棒・滑り台	99,000	CD
本町	フェンス	47,300	CF
霞町	シーソー	440,000	CC
鯨井第 1	シーソー	440,000	CC
氷川神社 (仙波町)	雲梯	418,000	CC
角栄団地第 1	ブロック塀	1,727,000	CF
合計金額		4,836,755	

令和 2 年度に自治会から提出された児童遊園遊具等増設・修理・撤去申請書を査閲したところ、修繕以外にも増設、撤去、移転等の要請もあるため、修繕のみを取ってみてもすべての要請に応えられていない状況にあった。

令和 2 年度に実施した専門技術者による遊具・設備等保守点検の結果によると、すべ

での児童遊園にある遊具 514 基のうち、総合評価 C「重要な箇所に部分的な異常あり、修繕計画の策定をお勧めします」とされているものが 167 件存在していた（【表 2】参照）。

そして総合評価 C のうち、遊具の配置や形状、施工の状況等の安全性の観点であるハザードの状態に着目をする、と、傷害が発生する可能性がありうるもの存在していたことから、当該遊具の取り扱いについて、担当課に質問したところ、予算の範囲内で優先的に修繕を行っていくものと位置付けており、計画的に対応している、とのことであった。なお、総合評価 D となった遊具については、使用禁止にした後、できるだけ間を置かず修繕等を行っている、とのことである。そこで、修繕計画書の作成状況を質問したところ、遊具の状態は随時変化するものであり、その時々で必要な対応を行うべきものもあることから、修繕計画書は特に策定していないが、毎年度実施する遊具等保守点検の結果を基に、点検業者からの意見も参考にしながら、修繕箇所を選定し計画的に修繕を行っている、とのことであった。

【表 2】 児童遊園の遊具の総合評価の結果

総合評価	件数 (件)
A (健全であり、修繕の必要がない)	6
B (部分的に異常があり、部分修繕を推奨)	341
C (重要な箇所に部分的な異常あり、修繕計画の策定をお勧めします)	167
D (最重要部材等に異常があり、大規模な修繕または破棄し更新が必要)	0
合計	514

【意見 22】 修繕が勧められている遊具については早急に修繕による対応をしていくべき

遊具・設備等保守点検の結果、修繕計画の策定を勧めるものに分類されているものが 167 件あった。これについては、予算の範囲内で優先的に修繕を行っていくものと位置付けており、計画的に対応している、とのことであった。基本的に児童が使用するものであることを考えると、事故を未然に防ぐためにも、早急に修繕による対応をしていくべきである。

d. 業務委託先の決定

修繕に参加する業者の選定は、少額のものを除いて、入札等により行われている。あまり金額が大きくないものが多いことから、霞町児童遊園シーソー修繕及び遊具・設備等保守点検業務委託について確認した。

本修繕は、その名前のおり、霞町児童遊園における老朽化したシーソーを修繕する

ものである。川越市の本修繕に対する設計額は、455,400円（税込）であり、この金額が予定価格となっている。見積執行は令和3年3月9日に行われており、見積執行に参加したのはCG、CC及びCHの3者であった。それぞれの見積価格は、CG 433,000円、CC 400,000円、CH 426,000円（すべて税抜）であったため、一番低い価格であったCCに決定している。契約過程には特に問題は認められなかった。

また、児童遊園の遊具は老朽化しているものも多いため、川越市は実態を確認するために、毎年、遊具・設備等保守点検業務委託を実施し、遊具の状況を把握している。

本業務委託は、川越市にある144カ所の児童遊園のうち、遊具が設置されている138カ所の児童遊園の遊具や設備などの安全性を確保するために点検を行うものである。本業務の予定価格は1,609,300円（税込）である。最低制限価格も設定されており、その金額は1,126,510円（税込）となっている。入札は令和2年7月17日に行われており、入札に参加したのはCI、CC、CJ、CK及びCLの5者であった。それぞれの入札価格は、CI 1,800,000円、CC 1,400,000円、CJ 2,516,000円、CK 2,350,000円、CL 1,910,000円（すべて税抜）であった。落札者は一番低い価格を提示したCCである。令和2年7月20日に契約が締結され、その委託期間は令和2年7月20日から令和2年10月16日までとされており、入札過程には特に問題は認められなかった。

【意見 23】 遊具の修繕は、少額の案件をまとめて発注し効率を上げることを検討すべき

遊具の修繕の発注は、まとめて行われているものもあるが、少額のものが多い存在している。修繕が必要とされている遊具の数も多いことから、修繕を早急に完了する必要性を考えると、ある程度まとめて発注することで効率を上げ、同じ予算であっても修繕することのできる遊具を増やす方法を検討することが望ましい。

(5) 「児童センター管理費」関係事業

1) 児童館について

① 児童館の目的

児童館とは、児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の一つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設である。

② 児童館の概要

川越市における児童館は、川越市児童館条例及び国の児童館の設置運営要綱などに基づいて運営されている。現在川越市には児童センターこどもの城、川越駅東口児童館、高階児童館の 3 館があり高階児童館は川越市が直接運営管理も行っているが、児童センターこどもの城、川越駅東口児童館については、児童館の運営業務は公益財団法人川越市施設管理公社へ業務委託されている。各児童館の概要は【表 1】のとおりである。

【表 1】川越市における児童館の概要

	児童センターこどもの城	川越駅東口児童館	高階児童館
所在地	川越市石原町 1 丁目 41 番地 2	川越市菅原町 23 番地 10 クラッセ川越 4 階	川越市藤間 27 番地 1 高階市民センター内
設置年月日	昭和 58 年 4 月 17 日	平成 14 年 7 月 21 日	平成 20 年 5 月 1 日
職員数※	9 人	6 人	5 人
延べ床面積	1,148.1 m ²	388.11 m ²	349.77 m ²

※職員数は、正規職員と委託職員の合計である。

③ 児童館の事業内容

川越市児童館条例によると、児童館の事業内容は次のとおりである。

1. 個別的及び集団的な指導を通じ、児童の健康の増進と情操のかん養に関すること
2. 児童に関係する団体の育成に関すること
3. その他児童の健全な育成に必要な事業に関すること

未就学児は保護者の同伴が必要であるが、乳幼児から 17 歳までの児童が児童館を訪れ、おもちゃを使用した遊びや職員等との交流などを行い、時間を過ごしている。その他、年齢別や季節ごとの講座の企画に参加することができる。

各児童館の平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年の入館者数は【表 2】のとおりである。3 館の中では児童センターこどもの城の入館者数が多くなっているが、駐車場が広いという利点もあって乳幼児の利用者数は高階児童館が多いとのことである。新型

コロナウイルスの感染症拡大による休校措置に伴い、令和2年3月3日から3館とも休館したため、各館とも令和元年度の入館者数は平成30年度よりも減少している。令和2年度にいたっては、令和2年4月、5月、令和3年1月、2月と4か月間休館となったため、入館者数が激減している。

【表2】各児童館の利用状況（単位：人）

施設名称	H30年度	R1年度	R2年度
児童センターこどもの城※	64,639	50,102	10,210
川越駅東口児童館	38,143	34,526	4,980
高階児童館	51,888	46,938	8,357

※児童センターこどもの城の利用者数は、入館者数とプラネタリウム等利用者数の合計である。

このほか3館に共通することとして、各児童館で情報の共有を行うため、児童館三館会議が実施されている。令和2年度は、5月21日、5月23日、6月12日、6月24日、12月10日、1月21日の6回実施され、各館の状況報告等の話し合いが行われている。また、川越市児童館条例にもとづき、児童の育成団体の代表者、行政機関等の代表者及び学識経験者を委員とする、川越市児童館運営委員会により、児童館運営に関する審議が行われている。令和2年度は2回（うち1回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面による会議）、運営委員会が開催された。

2) 児童センターこどもの城運営管理

a.入館者数

児童センターこどもの城は、川越市にある3つの児童館のなかで、最も大きい児童館であり、プラネタリウム、天体観測室がある。通常の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分で原則として月曜日休館となっている。しかし、現在は新型コロナウイルス感染症の対策として、一度に入館できる人数を25人とし、午前9時30分から正午、午後1時から3時、午後3時から5時の3つの時間に分けて、正午から午後1時に消毒を行う等をして、運営している。

令和2年度の児童センターこどもの城の入館者数は【表3】のとおりである。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、令和3年度も状況はそれほど変わっていないため、今後の状況を注視する必要がある。

【表 3】 令和 2 年度児童センターこどもの城入館者数（単位：人）

	開館日数	個人任意	団体	集団指導	合計
4 月	-	-	-	-	-
5 月	-	-	-	-	-
6 月	25	549	-	214	763
7 月	27	1,219	-	557	1,776
8 月	26	968	-	430	1,398
9 月	26	1,229	-	626	1,855
10 月	27	980	11	441	1,432
11 月	25	734	-	408	1,142
12 月	24	643	-	365	1,008
1 月	-	-	-	-	-
2 月	-	-	-	-	-
3 月	8	258	-	211	469
合計	188	6,580	11	3,252	9,843

b. プラネタリウム及び天体観測室

プラネタリウムは毎日午後 3 時 30 分から投影されることとなっており、観覧者がいる場合は実施される。観覧料は一人 100 円となっており、通常、児童館は利用者を 18 歳未満に限定しているが、プラネタリウム及び天体観測室については、成人のみの観覧も可能となっている。また、天体観測室に関しては月 1 回程度の天体観望会時の開催となっている。

令和 2 年度のプラネタリウムの利用者数は個人、団体を含めて 349 人、天体観測室は 18 人となっている。平成 30 年度から令和 2 年度までのプラネタリウム及び天体観測室の利用者の推移は、【表 4】のとおりである。令和 2 年度は激減しているが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと思われるため、利用者数については、今後の推移を注視する必要がある。

プラネタリウムについては年 4 回、天体観測機器については年 1 回の点検が行われるとのことである。

【表 4】プラネタリウム及び天体観測室の利用者数（単位：人）

年度	プラネタリウム		天体観測室	
	個人	団体	個人	団体
H30	2,431	1,550	166	69
R1	1,839	922	195	33
R2	242	107	18	0

c.プラネタリウムの収入及び支出

プラネタリウムに関する収入及び支出の状況は【表 5】のようになっている。

【表 5】児童センターこどもの城のプラネタリウムの収入及び支出の状況（単位：円）

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
収入（観覧料）		326,000	322,500	321,700	232,700	32,900
支出合計		1,284,261	2,326,191	1,380,820	1,269,199	1,305,631
支 出 内 訳	消耗品費	30,381	10,671	2,092	5,959	28,531
	修繕料	0	1,061,640	87,480	0	0
	手数料	0	0	37,368	0	0
	施設・備品管理 委託料	1,253,880	1,253,880	1,253,880	1,263,240	1,277,100

【意見 24】児童センターこどもの城のプラネタリウム利用者の増加に努めるべき

プラネタリウムは、維持費の大部分が実質的に固定費となっており、観覧者がいてもいなくても発生するものである。そのため、周辺の小学校にプラネタリウムの広報を行う、子どもだけでなく大人も楽しめるようなイベントを企画し利用者を増加させるなど、なるべく遊休状態を少なくするような対策をすべきである。

d.業務委託先の選定

児童センターこどもの城の管理運営業務は公益財団法人川越市施設管理公社への随意契約により委託業者が決定している。平成 22 年度から同一業者に対して随意契約が行われているため、平成 28 年度から、令和 3 年度までの随意契約とされている理由を整理したものが【表 6】である。各年度ともに、理由の一つは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であり、もう一つの理由は、「地域の実情及び児童特有の事情やニーズを熟知した児童厚生員を継続的に配置することができる事業者は、公益財団法人川越市施設管理公社以外にはないため」とされている。

【表 6】 児童センターこどもの城の管理運營業務を随意契約とする理由

H28 年度	<p>① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>② 平成 22 年 1 月 12 日付、市長決裁「市内 3 児童館の児童厚生委託業務について」において当該法人への委託の許可を得ている経緯があります。平成 24 年 10 月 4 日付、市長決裁において、児童センターこどもの城及び、川越駅東口児童館については、引き続き当該法人への委託の許可を得ております。</p>
H29 年度	<p>① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>② 児童が抱える様々なケースに対して、継続的な個別指導を実施するには、地域の実情及び児童特有の事情やニーズを熟知した児童厚生員が必要であり、その配置ができるのは上記業者以外にはないため。</p>
H30 年度	<p>① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>② 児童が抱える様々なケースに対して、継続的な個別指導を実施するには、地域の実情及び児童特有の事情やニーズを熟知した児童厚生員が必要であり、その配置ができるのは上記業者以外にはないため。</p>
R1 年度	<p>① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>② 当該業務は、児童が抱える様々なケースに対して個別指導を実施するものであることから、地域の実情及び児童特有の事情やニーズを熟知した児童厚生員が継続的に配置されることが効果的であると考えられるため引き続き上記業者と随意契約とするものである。</p>
R2 年度	<p>① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>② 当該業務は、児童が抱える様々なケースに対して個別指導を実施するものであることから、地域の実情及び児童特有の事情やニーズを熟知した児童厚生員が継続的に配置されることが効果的であると考えられるため引き続き上記業者と随意契約とするものである。</p>

委託金額の決定については、公益財団法人川越市施設管理公社から事業費の積算資料を徴し、川越市が設計を行い、その後正式な見積もり合わせを行い契約するとのことであった。公益財団法人川越市施設管理公社の事業費の積算額は、給与手当支出、福利厚生費支出等の 10 種類の支出に分けて算出されている。これについて、長期にわたって継続している随意契約であることから、平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度の公益財団法人川越市施設管理公社の事業費の積算額と、川越市の設計金額を対比したものが【表 7】である。公益財団法人川越市施設管理公社の事業費の積算額について、毎年金額が増加しているのは、主に人件費の増加によるものである。

またこの 3 年間については、公益財団法人川越市施設管理公社の事業費の積算額と川

越市の設計金額の差額は、川越市の設計金額が管理費を含めた額であるために生じているものである。この管理費について質問したところ、委託先である公益財団法人川越市施設管理公社事務局の人件費等を含んだ運営費とのことであった。令和2年度については、令和2年4月1日に契約が結ばれ、契約金額は19,448,000円であった。

【表 7】 児童センターこどもの城の事業費の積算額と川越市の設計金額（単位：円）

年度	川越市施設管理公社 の事業費の積算額	川越市の設計金額
H30 年度	16,637,000	17,952,000
R1 年度	16,869,000	18,128,000
R2 年度	18,008,000	19,448,000

e.委託業務の管理

令和2年度について、業務委託先では毎日業務日報が作成されており、毎月この業務日報とともに委託業務実施報告書が提出されている。川越市では提出された委託業務実施報告書をもとに検査を行い、委託業務検査報告書を作成し、検査結果を公益財団法人川越市施設管理公社に通知している。

3) 川越駅東口児童館運営管理

a.入館者数

川越駅東口児童館は、川越駅東口から徒歩3分の場所にあるクラッセ川越の中にある児童館である。通常の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分で原則として火曜日休館となっている。しかし、現在は新型コロナウイルス感染症の対策として、一度に入館できる人数を20人とし、午前9時30分から正午、午後1時から3時、午後3時から5時の3つの時間に分けており、正午から午後1時には消毒等を行い、運営している。

令和2年度の川越駅東口児童館の入館者数は【表 8】のとおりである。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、令和3年度も状況はそれほど変わっていないため、今後の推移を注視する必要がある。

【表 8】 令和 2 年度 川越駅東口児童館入館者数（単位：人）

	開館日数	個人任意	団体	集団指導	合計
4 月	-	-	-	-	-
5 月	-	-	-	-	-
6 月	25	528	-	58	586
7 月	27	662	5	83	750
8 月	27	759	5	73	837
9 月	25	744	-	114	858
10 月	27	635	-	109	744
11 月	26	483	-	95	578
12 月	23	342	-	101	443
1 月	-	-	-	-	-
2 月	-	-	-	-	-
3 月	8	155	-	29	184
合計	188	4,308	10	662	4,980

b.業務委託先の選定

川越駅東口児童館の管理運営業務は、児童センターこどもの城と同じく随意契約により公益財団法人川越市施設管理公社に委託している。平成 22 年度から同一業者と随意契約をしているため、平成 28 年度から令和 2 年度までの随意契約の理由を整理したものが、【表 9】である。川越駅東口児童館においても、随意契約の理由は各年度ともに、児童センターこどもの城の場合と同じであった。

【表 9】 川越駅東口児童館の管理運営業務を随意契約とする理由

H28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。 ② 平成 22 年 1 月 12 日付、市長決裁「市内 3 児童館の児童厚生委託業務について」において当該法人への委託の許可を得ている経緯があります。 ③ 平成 24 年 10 月 4 日付、市長決裁において、児童センターこどもの城及び、川越駅東口児童館については、引き続き当該法人への委託の許可を得ております。
H29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。 ② 児童が抱える様々なケースに対して、継続的な個別指導を実施するには、地域の実情及び児童特有の事情やニーズを熟知した児童厚生員が必要であり、その配置ができるのは上記業者以外にはないため。

H30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。 ② 児童が抱える様々なケースに対して、継続的な個別指導を実施するには、地域の実情及び児童特有の事情やニーズを熟知した児童厚生員が必要であり、その配置ができるのは上記業者以外にはないため。
R1 年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ② 当該業務は、児童が抱える様々なケースに対して個別指導を実施することから、地域の実情及び児童特有の事情やニーズを熟知した児童厚生員が継続的に配置されることが効果的であると考えられるため引き続き上記業者と随意契約とするものである。
R2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 ② 当該業務は、児童が抱える様々なケースに対して個別指導を実施することから、地域の実情及び児童特有の事情やニーズを熟知した児童厚生員が継続的に配置されることが効果的であると考えられるため引き続き上記業者と随意契約とするものである。

委託金額の決定については、公益財団法人川越市施設管理公社から事業費の積算資料を徴し、川越市が設計を行い、その後正式な見積り合わせを行い契約するとのことであった。公益財団法人川越市施設管理公社の事業費の積算額は、給与手当支出、福利厚生費支出等の 10 種類の支出に分けて算出されている。これについて、長期にわたって継続している随意契約であることから、平成 30 年度、令和元年度及び令和 2 年度の公益財団法人川越市施設管理公社の事業費の積算額と、川越市の設計金額を対比したものが【表 10】である。令和元年で両方の金額が減少しているが、公益財団法人川越市施設管理公社の事業費の積算額と川越市の設計金額の差額は、川越市の設計金額が管理費を含めた額であるために生じているものである。この管理費について質問したところ、児童センターこどもの城の場合と同じく委託先である公益財団法人川越市施設管理公社事務局の人件費等を含んだ運営費とのことであった。令和 2 年度については、令和 2 年 4 月 1 日に契約が結ばれ、契約金額は 16,900,000 円であった。

【表 10】川越駅東口児童館の事業費の積算額と川越市の設計金額（単位：円）

年度	川越市施設管理公社の 事業費の積算額	川越市の設計金額
H30 年度	18,406,000	19,860,000
R1 年度	14,894,000	16,265,000
R2 年度	15,648,000	16,900,000

4) 高階児童館運営管理

a.利用人数

高階児童館は、川越市の南南東に位置し、ふじみ野市に隣接し、東武東上線や国道 254 号を介して東京方面に結びつく地域にあり、川越市高階市民センターの中にある児童館である。通常の開館時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分で原則として月曜日休館となっている。しかし、現在は新型コロナウイルス感染症の対策として、一度に入館できる人数を 20 人とし、午前 9 時 30 分から正午、午後 1 時から 3 時、午後 3 時から 5 時の 3 つの時間に分けており、正午から午後 1 時に消毒を行う等をして、運営している。

令和 2 年度の高階児童館の入館者数は【表 11】のとおりである。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、令和 3 年度も状況はそれほど変わっていないため、今後の推移を注視する必要がある。

【表 11】 令和 2 年度高階児童館の入館者数（単位：人）

	開館日数	個人任意	団体	集団指導	合計
4 月	-	-	-	-	-
5 月	-	-	-	-	-
6 月	25	866	-	-	866
7 月	27	1,264	-	73	1,337
8 月	26	1,055	-	80	1,135
9 月	26	1,101	-	142	1,243
10 月	27	1,004	8	198	1,210
11 月	25	874	11	244	1,129
12 月	24	886	22	139	1,047
1 月	-	-	-	-	-
2 月	-	-	-	-	-
3 月	8	369	-	21	390
合計	188	7,419	41	897	8,357

高階児童館は、平成 25 年度までは、他の 2 館と同様に公益財団法人川越市施設管理公社に管理運営業務を委託していたが、公社職員の定年退職に伴い人材不足が生じたため直営になったとのことである。

以上、児童館の運営管理について検討したが、運営管理業務の委託については、課題があると考えられる。

【意見 25】 児童センターこどもの城及び川越駅東口児童館の業務委託の趣旨を検討すべき

児童センターこどもの城及び川越駅東口児童館の運営管理業務については、公益財団法人川越市施設管理公社への委託が平成 22 年度から続いており、過去 5 年分の随意契約の理由を見てもほぼ同じ理由となっている。委託金額は、主に公益財団法人川越市施設管理公社の人件費の増加により上昇しているようであり、また高階児童館は他の 2 館と同様に公益財団法人川越市施設管理公社に委託を行っていたが、公社職員の定年退職に伴い人材不足が生じたため川越市の直営になったということを考えると、児童館の運営管理業務が委託先である公益財団法人川越市施設管理公社の人事の状況によって影響を受けていると考えることができる。児童館の運営管理業務を委託できるところが公益財団法人川越市施設管理公社の 1 者のみなのか等を数年に一度程度は検討すべきである。

(6) 「青少年対策費（社会福祉費の一部）」関係事業

1) 青少年自主活動の推進

① 事業の目的

将来を担う青少年が自ら考え、青少年健全育成活動を円滑に行えるようにすることを目的とする事業である。

② 事業の概要

青少年の自主的な活動を支援するため、川越市青少年団体連絡協議会の加入団体に対し、補助金を交付している。川越市青少年団体連絡協議会に加入しているのは、川越市青少年相談員協議会、ボーイスカウト西部初雁地区川越協議会、ガールスカウト川越地区協議会、川越市吹奏楽団、川越市少年少女合唱団、川越市少年の船・翼修了者の会、川越ジュニアオーケストラの 7 団体である。

③ 事業実施状況

a. 補助金の交付

補助金の交付については、川越市青少年相談員協議会活動事業補助金交付要綱及び川越市青少年団体自主活動補助金交付要綱に従い、補助金の交付を希望する団体が補助事業の目的及び内容、補助金の額、補助事業の計画、収支状況を記載した補助事業に係る予算書を川越市長あてに提出し、川越市ではそれをもとに審査を行い、補助金の交付金額を決定することとされている。なお、川越市青少年相談員協議会活動事業補助金につ

いては市長が定める額を、川越市青少年団体自主活動補助金については補助の対象となる経費の2分の1の額を、それぞれ予算の範囲内で決定することとなる。そして、事業年度終了後に補助事業の成果、収支状況を記載した補助事業に係る決算書、年間事業報告書を添付した事業実績報告書を交付団体が川越市に提出し、それを受けて補助金の額が最終的に決定されることになる。

令和2年度の川越市青少年団体連絡協議会の加入団体への補助金の支給状況は、【表1】のとおりである。

【表1】 令和2年度の川越市青少年団体連絡協議会の加入団体への補助金支給状況

交付団体	申請額	決定額
CM	100,000 円	87,400 円
CN	50,000 円	35,000 円
CO	30,000 円	30,000 円
CP	100,000 円	100,000 円
合計	280,000 円	252,400 円

補助金の交付について、関係資料を閲覧したところ、上記の補助金のすべてにおいて、申請団体から補助事業の計画、収支状況を記載した補助事業に係る予算書が川越市長あてに提出されていることを確認した。また年度終了後には活動実績報告書及び事業決算書等が提出されており、問題がないことを確認した。

令和2年度においては、CQ、CR、CSからは、申請がなかったため補助金は交付されていない。

2) 青少年育成体制の充実

a) 子育て体験学習

① 事業の目的

乳児及びその保護者との交流を通じて、思春期をむかえる中学生が、「命の力」、「命のつながり」を感じるにより、自己肯定感を高め、自己と他者を大切に思う心を養うことを目的とするものである。

② 事業の概要

川越市内の中学校を対象に、各校を開催場所として、赤ちゃんや親との交流、妊婦体験、私たちがどのようにして生まれてきたのか、出生についての講義を行う「いのちの講座」等の子育て体験学習の場を提供し、母性、父性を養うことにより、青少年健全育成に寄与する事業である。

③ 事業実施状況

a. 業務委託先の選定

子育て体験学習は、CBに業務委託されている。本業務委託は、随意契約となっており、その理由の一つは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によるその性質又は目的が競争入札に適しないものをするときとされている。また、子育て体験学習は、自己肯定感の高揚や、自己と他者を大切に思う心を養うために、赤ちゃんや親との交流、妊婦体験、妊娠経過等の正しい知識やライフプランの設計に関する講義が必要で、こうした事業ができる事業者は、日頃から市内在住の妊産婦向けの事業を展開している委託業者以外にはないことも理由の一つとされている。

委託金額の決定は、令和元年9月18日にCBから積算資料が提出され、川越市内の中学校22校分に対する金額として1,074,480円であった。それに対して、川越市では各学校に実施希望の意向調査をし、18校が実施を希望したため、18校分の金額の積算を行い、902,000円を委託金額として設計し、令和2年7月15日に見積執行を実施し、7月16日に898,480円で業務委託契約が締結されている。しかし、その後新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施する学校が17校となったことから、委託金額を45,980円減額する変更契約書が令和3年1月28日に締結されている。

業務には、いのちの講座実施後のアンケート調査及び分析も含まれており、「命をつなぐことは大切だと思います」及び「いつか親になってみたいと思います」という質問に対して「そう思う」と回答した割合は、女子生徒、男子生徒ともにいのちの講座の実施前より実施後の方が数値は上昇しており、効果があったことがうかがえる結果となっている。業務実施後は、受託業者から川越市長あてに委託業務実施報告書が提出され、それを受けて、川越市では検査を実施し、委託業務検査報告書を作成して業務の確認を行っている。

b) 川越市青少年健全育成事業補助金（青少年を育てる市民会議への助成）

① 事業の概要

国、県及び市の青少年の育成に関する施策に呼応して青少年育成活動を行っている市民会議に対してその活動を助成することにより、青少年を育てる市民会議及び青少年を育てる地区会議において青少年健全育成に関する各種の事業を展開することを目的としている。

② 事業の内容

川越市青少年を育てる市民会議は、次代を担う青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進することを目的に、昭和59年7月21日に発足したものである。市民会議を構成するのは、川越市をはじめとした40の各種機関や団体に22の地区会議を加えた62機

関・団体である。

川越市青少年を育てる市民会議では、以下のような事業を実施している。

- ・青少年を育てる地区会議に対し、予算の範囲内において費用の一部を助成
- ・地域で実践活動を行うリーダーとして、青少年育成推進員を委嘱
- ・子どもが「誘拐や暴力、痴漢」などの犯罪に遭いそうになった時の駆け込み先として地域ぐるみで子どもたちの安全を守る「こども 110 番の家」の支援
- ・市民会議の運営に尽力した方々などへの感謝状贈呈、青少年健全育成に対する功績の顕著な成人や健全な地域活動に励む善行少年の表彰
- ・川越市立中学校 22 校から推薦された代表生徒に研修を行う川越市の委託事業である少年の翼事業
- ・川越市少年の主張作文の選考
- ・青少年健全育成関係者が一堂に会し、総意を結集して育成活動の一層の推進を図ることを目的とする、青少年健全育成川越市民大会の開催

川越市青少年健全育成事業補助金事業においては、こうした活動を行っている川越市青少年を育てる市民会議に対して、補助金を交付している。

③ 事業実施状況

a. 補助金の交付

青少年を育てる市民会議の事務所は、青少年を育てる市民会議規約により、川越市こども未来部こども育成課に置くこととされている。令和 3 年度に書面会議により実施された総会資料における事業報告において、令和 2 年度に青少年を育てる市民会議が実施した事業は、青少年を育てる市民会議活動費補助事業、少年の主張作文事業、こども 110 番の家事業、健全育成啓発立て看板用ポスターの作製・配布、市民会議の広報啓発活動等とされている。

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの事業が中止されており、川越市少年の翼事業も中止されている。

青少年を育てる市民会議の収入のほとんどを占める川越市青少年健全育成事業補助金は、川越市青少年健全育成事業補助金交付要綱に従って交付される。補助金の交付の対象となる経費は、市民会議の運営費とし、当該経費に係る補助の額は、毎年市長が定めるものとされている。

補助金の申請書は、毎会計年度開始後、速やかに提出をしなければならないとされており、総会による予算案の承認を経て、事業計画書、収支予算書、役員名簿とともに令和 2 年 6 月 25 日に川越市に提出されている。令和 2 年度の補助金の申請額は 2,980,000 円であった。また、年度の終了後速やかに、成果報告書、事業報告書、収支決算書を記載した報告書を提出しなければならないとされている。これについては成果報告書、事

業報告書、収支決算書とともに令和3年3月31日に川越市青少年健全育成事業令和2年度実績報告書が提出されている。新型コロナウイルス感染症の影響により多くの事業が中止されたため、1,499,075円補助金返還金が発生しており、最終的な交付確定額は1,480,925円となっている。

3) 非行防止対策（川越市少年指導センター）

① 事業の目的

街頭補導や少年相談により青少年の問題行動などの早期発見・早期指導を行い、また、広報活動により青少年非行の未然防止や規範意識の啓発に寄与し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としている。

② 事業の概要

本事業では、街頭補導及び少年相談等の業務を担う川越市少年指導センターの運営を主としている。少年指導センターでは、その業務を審議する運営委員会の開催、青少年の問題行動の早期発見・早期指導のための少年補導員による街頭補導、指導員による青少年悩みごと相談、少年指導センターだより及び青少年問題シリーズの発行による広報啓発活動等を行っている。これらの活動により、青少年の健全な育成を図る事業である。

③ 事業実施状況

少年指導センターの業務の中心である街頭補導活動は、川越市少年補導員140人を委嘱（令和2年6月時、前年比2人増）し、薄暮の時間帯に活動をする22班と、夜間に活動する4班の計26班で行っている。川越駅、本川越駅周辺の繁華街で活動する「中央補導」、各地区内を巡回する「地区補導」、青色回転灯装備車両にて市内各所を巡回する「夜間補導」により、青少年へ声をかけ、問題行動等の早期発見及び早期指導を行うものである。活動状況については、令和2年度の街頭補導の回数は178回、延べ従事者数は564人であった。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の街頭補導の回数576回、延べ従事者数2,356人と比べて大きく減少している。

平成30年度から令和2年度の街頭補導の実施回数及び延べ従事者数については、【表2】のとおりである。

【表 2】街頭補導活動実施状況

	街頭補導 実施回数	業務従事補導員数（延べ人数）				声かけ 件数
		一般	教員	職員	計	
H30 年度	634 回	1,820 人	548 人	55 人	2,423 人	3,015
R1 年度	576 回	1,902 人	384 人	70 人	2,356 人	2,260
R2 年度	178 回	483 人	2 人	75 人	560 人	564

少年相談は、教員経験を有する指導員 1 人が、火曜日から木曜日に電話や面談、メールにより少年相談を実施するものである。相談者は本人の場合もあるが、家族からのものが大多数であり、令和 2 年度の相談件数は 23 件となっている。相談件数も新型コロナウイルス感染症の影響もあって、令和元年度の 40 件と比較すると大きく減少している（【表 3】参照）。相談内容は多岐にわたっており、不登校、家庭問題、交友関係についてのものが多くなっている。

【表 3】相談件数（その他は通信高校関係者、知人等）

	家族	本人	その他	合計
H30 年度	24 件	3 件	2 件	29 件
R1 年度	32 件	5 件	3 件	40 件
R2 年度	18 件	5 件	0 件	23 件

また、川越市少年指導センター運営委員会は、川越市少年指導センターの運営を審議する諮問機関であり、行政機関の代表者 5 人、育成団体の代表者 5 人の 10 人の委員によって構成される委員会である。令和 2 年度にも 1 回実施されており、令和 2 年度川越市少年指導センター活動状況等について、令和 3 年度川越市少年指導センター活動方針（案）についてといった議題について、新型コロナウイルス感染症の影響がある中、どのように活動を実施してきたのか、これからどのように活動をしていくのかといったことについての審議が行われている。

4 こども未来部こども家庭課の事業

(1) 組織及び業務概要等

1) 組織及び業務概要

こども家庭課は業務的に「こども相談担当」と「ひとり親支援担当」に区分される。それぞれの業務は以下のとおりである。

こども相談担当	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の養育に係る相談、指導及び援助に関する事。 ・児童に係る措置等に関する事。 ・要保護児童対策地域協議会に関する事。 ・児童虐待防止 SOS センター事業に関する事。 ・母子生活支援施設への入所措置に関する事。
ひとり親支援担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の相談に関する事。 ・ひとり親家庭等の自立支援に関する事。 ・児童扶養手当に関する事。 ・母子父子寡婦福祉資金に関する事。 ・父子家庭貸付資金の償還に関する事。 ・子育て短期支援事業に関する事。

なお、同課の名称は平成 27 年度までは「こども安全課」であった。子育て家庭やひとり親家庭への支援といった業務内容をよりイメージしやすくするため、平成 28 年 4 月 1 日付けで、課の名称を「こども安全課」から「こども家庭課」に変更した。

2) 予算・決算（歳入・歳出）

こども家庭課の歳入・歳出の推移は以下のとおりであった。

<歳入>

(単位：千円)

年度	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
一般会計	383,423	488,458	657,097	492,844	867,426	771,716
分担金及び負担金	-	-	-	2	3	52
負担金	-	-	-	2	3	52
民生費負担金	-	-	-	2	3	52
使用料及び手数料	4	180	4	4	4	4
使用料	4	180	4	4	4	4
民生使用料	4	180	4	4	4	4

国庫支出金	380,682	441,118	520,856	489,552	860,435	768,680
国庫負担金	358,115	356,531	356,403	447,605	356,751	356,047
民生費国庫負担金	358,115	356,531	356,403	447,605	356,751	356,047
国庫補助金	22,567	84,587	164,453	41,947	503,684	412,633
民生費国庫補助金	22,567	84,587	164,453	41,947	503,684	412,633
県支出金	1,394	1,308	959	1,041	1,214	2,264
県補助金	1,315	1,308	959	1,041	1,214	2,264
民生費県補助金	1,315	1,308	959	1,041	1,214	2,264
委託金	79	-	-	-	-	-
民生費委託金	79	-	-	-	-	-
諸収入	1,342	1,650	2,177	2,243	5,769	716
貸付金元利収入	554	710	854	326	279	350
父子家庭貸付資金収入	554	710	854	326	279	350
雑入	787	940	1,322	1,917	5,489	366
雑入	787	940	1,322	1,917	5,489	366
市債	-	44,200	133,100	-	-	-
市債	-	44,200	133,100	-	-	-
民生債	-	44,200	133,100	-	-	-
財産収入	-	-	-	-	-	-
財産運用収入	-	-	-	-	-	-
財産貸付収入	-	-	-	-	-	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	117,237	135,912	122,150	112,374	116,461	91,100
繰入金	4,232	10,295	196	208	308	308
他会計繰入金	4,232	10,295	196	208	308	308
一般会計繰入金	4,232	10,295	196	208	308	308
繰越金	42,622	30,354	54,557	42,731	38,712	24,099
繰越金	42,622	30,354	54,557	42,731	38,712	24,099
繰越金	42,622	30,354	54,557	42,731	38,712	24,099
諸収入	62,383	75,263	67,397	69,435	77,440	66,693
市預金利子	0	0	0	0	0	1
市預金利子	0	0	0	0	0	1
貸付金元利収入	62,335	75,204	67,362	69,407	77,170	66,630
貸付金元利収入	62,335	75,204	67,362	69,407	77,170	66,630
雑入	47	58	34	27	270	62

雑入	47	58	34	27	270	62
市債	8,000	20,000	-	-	-	-
市債	8,000	20,000	-	-	-	-
母子父子寡婦福祉資金貸付事業債	8,000	20,000	-	-	-	-

<歳出>

(単位：千円)

年度	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R2 予算
一般会計	1,146,311	1,272,448	1,414,424	1,424,033	1,548,575	1,571,400
民生費	1,146,311	1,272,448	1,414,424	1,424,033	1,548,575	1,571,400
児童福祉費	1,146,311	1,272,448	1,414,424	1,424,033	1,548,575	1,571,400
児童福祉総務費	67,776	83,170	88,923	87,169	500,787	522,711
母子福祉施設費	4,598	114,954	292,760	52,040	47,926	48,085
母子福祉費	1,073,935	1,074,324	1,032,740	1,284,822	999,861	1,000,604
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	86,882	81,355	79,419	73,662	51,036	91,100
母子父子寡婦福祉資金貸付費	86,882	81,355	79,419	73,662	51,036	91,100
総務費	86,882	81,355	79,419	73,662	51,036	91,100
総務管理費	86,882	81,355	79,419	73,662	51,036	91,100

(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)においてこども家庭課は、基本目標5の「すべての子どもの未来をつくる取組の推進」の事業を多く実施している。特に施策目標(1)「子育て家庭の自立等への支援」や施策目標(3)「子どもを虐待から守る取組の推進」に該当する事業が多い。

主な事業としては、施策目標(1)「子育て家庭の自立等への支援」については事業10「自立支援給付金事業」が該当する。施策目標(2)「子どもの可能性を支える取組の推進」については事業1「ひとり親家庭等学習支援事業」が該当する。施策目標(3)「子どもを虐待から守る取組の推進」については事業3「児童虐待防止支援 SOS センター事業」や事業1「要保護児童対策地域協議会」が該当する。

また、子ども・子育て支援法第59条で実施が定められている「地域子ども・子育て支援事業」については、基本目標2「幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援」の施策目標(2)「多様な保育事業の推進」の事業8「子育て短期支援事業」と基本目標5の施策目標(3)の事業4「養育支援訪問事業」が本課の事業に該当する。

上記のほか、基本目標 5 の施策目標(1)においては、ひとり親家庭等の様々な悩み等の相談に応じる事業 5「ひとり親家庭相談」、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じているひとり親家庭等に対して家庭生活支援員を派遣して必要な生活援助を提供する事業 6「ひとり親家庭等日常生活支援事業」、ひとり親家庭の保護者が定期的に集う場を設けるとともに家計管理等の専門家に相談する機会を設ける事業 9「ひとり親家庭等生活向上事業」、自立支援プログラムを策定し公共職業安定所等と緊密に連携することでひとり親家庭等の経済的な自立を図る事業 11「母子・父子自立支援プログラム策定等事業」なども行っている。

(3)「児童福祉総務費」関係事業

1) 家庭児童相談

a)概要

家庭における児童の養育と教育等に関連して発生する種々の問題の解決を図るため、家庭児童相談室を設置し、保護者や関係機関からの相談に応じる事業である。対象は心身の障害や養育上の問題を抱える児童、保護者等である。

事業内容は、「①家庭児童相談及び支援」「②1歳6か月・3歳児健診事後フォロー」「③グループ指導会」「④養育支援訪問事業」「⑤どならない子育て練習法講座」「⑥要保護児童対策地域協議会への参加等」「⑦就学支援委員会への参加」「⑧児童虐待防止SOSセンターの一部」である。

住民に一番身近な家庭児童相談員が、相談を受ける段階から保護や支援を必要とする児童の状況を的確に把握し支援していくことで、すべての児童が心身ともに健やかに育ち、持てる力を発揮できるようになる事業効果が期待される。

<相談件数実績（令和2年度）>

種別	件数（件）	主な内容
性格・生活習慣	289	児童の性格、生活習慣、習癖に関する事。
知能・言語	265	児童の知能、言語の発達に関する事。
学校生活等	508	保育所、幼稚園、学校等児童の集団生活における生活行動上の問題に関する事。
非行	2	窃盗、傷害、恐喝、放火等の不法行為、触法行為があったか若しくはその恐れのある児童に関する事。
家族関係	9,132	児童に係る家族内の人間関係（親子関係等）に関する事（虐待含む）。
環境福祉	2,245	児童の養育についての経済的問題、養育に欠ける問題、不

		良な地域環境、マスコミ等児童をめぐる環境条件に関する こと。
心身障害	190	知的障害、肢体不自由等明らかに心身の機能上の障害のあ る児童の家庭における養育に関すること。
その他	215	上記のいずれにも該当しないこと。
計	12,846	

なお、本事業のうち以下について、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画において目標事業量の設定がなされている。

<どならない子育て練習法講座（基本目標5施策目標(3)事業11）>

目標事業量	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
開催回数	5回	5回

<グループ指導会（基本目標5施策目標(4)事業7）>

目標事業量	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
開催回数	32回	32回

b)実施した手続

本事業に関する簿冊・関連資料の査閲及び担当者ヒアリングを実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

2) 母子家庭等自立支援

2-1)自立支援給付金事業

a)概要

母子家庭の母及び父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得の促進を図ることや、主体的な能力開発の取組みを支援することを目的とし、修業期間中の生活負担や受講費用の負担を軽減するため、自立支援給付金を支援する事業である。資格及び技能の取得を促し、もってひとり親家庭の自立を促進することができる。

事業の内容は以下の2種類の給付金の給付である。

高等職業訓練促進給付金

看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・准看護師等の資格取得のため1年以上養成機関で修業する場合に、その修業期間中に4年間を上限とし、高等職業訓練促進給付金（月額 非課税世帯 100,000円、課税世帯 70,500円 ※養成機関の最終年度には 40,000

円を加算)を支給する。また、修業期間終了後に修了支援給付金(非課税世帯 50,000 円、課税世帯 25,000 円)を支給する。

自立支援教育訓練給付金

事業実施主体が指定した職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の6割相当額を自立支援教育給付金として支給する。

<事業実績(令和2年度)>

	支給人数	給付額	内訳対象資格(人)
高等職業訓練促進給付金	35人	36,148千円	看護師11、准看護師18、美容師3、理学療法士3
自立支援教育訓練給付金	7人	346千円	介護5、医療事務1、設計(CAD)1

<給付額推移(平成27年度～令和元年度)>

(単位:千円)

	H27	H28	H29	H30	R1
高等職業訓練促進給付金	12,795	19,735	28,680	28,317	35,347
自立支援教育訓練給付金	-	100	317	414	240

b)実施した手続

高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金について、「相談記録票」「申請書」「自立計画書」「支給決定通知書」等を閲覧するとともにヒアリングを実施し、業務フローの内容を確かめた。その結果、特段の疑義は見られなかった。

その他、本事業に関する簿冊・関連資料の査閲及び担当者ヒアリングを実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

2-2)学習支援事業

a)概要

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の中学生を対象に、平成28年7月から実施している。事業内容は、①対象児童の学習習慣を定着させ、基礎的な学力向上を図るための学習指導、②高校進学を目的とした対象児童及びその保護者への進路相談等である。

本事業の目的は、母子家庭及び父子家庭並びに養育者家庭の児童の学習を支援し、学習の習得に不安を感じる保護者の負担を軽減することであり、これによってひとり親家庭及び養育者家庭の生活の安定及び福祉の向上に資する効果がある。

会場となる3か所の公共施設(高階南公民館、霞ヶ関北公民館、U PLACE 内会議

室)へ対象児童が通い、本事業の業務委託先である受託業者が確保した大学生や教員免許取得者が学習支援員として、学習指導や進路相談に応じる。授業は週1回で各回とも1時間30分である。対象児童には火曜日から土曜日までのいずれかの日に受講してもらう。本監査時点においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に影響がない範囲で、児童の希望により指定日時以外の自習についても受け入れている。

本事業では受講開始時(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により延期となったため、令和2年6月に実施)と、年度終了時(3月)に、それぞれ事業者が作成した同レベルの内容の学力テストを実施し、学年及び教科別で平均点の増減を測定しているが、100点満点で4点から14点程度平均点が向上している。

<利用実績の推移>

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
授業回数(回)	187	187	167	197
利用児童数(人)	89	95	91	91
延べ利用児童数(人)	2,851	3,173	2,451	1,641
業務委託料(千円)	9,948	9,948	9,999	13,792

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、受講の開始が6月となったことに加え、公民館会場が2班隔週制での実施となったため、延利用児童数が減少している。

<令和2年度の学力測定の平均点の変化>

学年	科目	年度初め	年度末
中1	国語	61.6点	72.0点
	数学	77.6点	85.6点
中2	国語	55.9点	65.9点
	数学	75.3点	80.7点
	英語	74.9点	79.8点
中3	国語	70.3点	77.8点
	数学	76.7点	90.9点
	英語	73.5点	82.5点

令和2年度の本事業の業務委託先の選定にあたって、川越市は公募型プロポーザル方式による業者選考を実施した。本事業の公募型プロポーザル実施要領によれば委託期間は令和2年度の1年間であるが、「契約が誠実に履行され、かつ、業務実績が良好な場合であって、さらに、高い水準での専門性及び事業の特殊性による継続支援の必要性が認められた場合は、原契約を含め最大3年間継続して単年度契約を締結することができる」とされている。

なお、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画において本事業の目標事業量の設定が以下のとおりになされている(基本目標5施策目標(2)事業1「ひとり親家庭等学習支援事業」)。

目標事業量	現状値（平成 30 年度）	目標値（令和 6 年度）
利用人数	95 人	110 人

b)実施した手続

本事業の業務委託契約の締結手続に際して採用した公募型プロポーザル方式による業者選考について、その手続の内容を検討した。

令和 2 年度の本事業の業務委託先は、公募型プロポーザル方式による業者選考の結果、応募 2 者のうち CT が契約予定事業者に選定され、その後業務委託契約を締結するに至った。

公募型プロポーザルは 6 名の委員により審査委員会を組織し、各委員の採点結果等をもとに契約予定事業者を選定した。各委員が採点を行うために使用した「公募型プロポーザル配点・評価表」の評価項目等は以下のとおりであった。

	評価項目	評価の観点	配点
1 業 務 遂 行 能 力 等	①業務工程	事前準備も含めたスケジュールの適切性	5
	②受託実績	本市・他市での同事業若しくは類似事業の受託実績	5
	③実施体制	各支援員の資格要件及び経験及び資質、休暇時・繁忙時の応援体制、内部研修等の育成体制	5
	④安全対策危機管理	個人情報の取扱い、守秘義務に関する取組み、各種帳票・情報端末等の管理方法 業務におけるミス・トラブルの未然防止策、トラブル発生時・訴訟の対応策	5
2 実 施 方 法	⑤学力の向上	年間カリキュラム・学習支援プログラム 使用教材 指導方法 進学・進路等への個別相談・対応方法	15
	⑥居場所づくり	子どもとスタッフの信頼関係の構築のための工夫・手法 子ども同士の交流のための工夫・手法 福祉的な対応が必要な子どもへの支援 学習教室における物理的な配慮	15
	⑦居場所づくりと学習向上の両立	参加目的が異なる参加者の両者の目的を達成できるような工夫 学習向上を主目的とした参加者から不満が出た場合の対応策	10
	⑧効果測定(1)	測定項目、測定手法 目標設定及び実践方法	10

	⑨効果測定(2)	測定項目、測定手法 目標設定及び実践方法	10
	⑩関係機関との連携	連携先 連携内容、連携方法	5
	⑪その他	その他の効果的な事業実施に繋がるような取組み等	5
3 事業 経費	⑫事業経費	価格が適正であるか 積算根拠が明確に示されているか	10
合計			100

【意見 26】 公募型プロポーザル方式による業者選考の際に財務安定性の評価を行うべき

令和 2 年度の本事業の業務委託先は公募型プロポーザル方式による業者選考の結果、応募 2 者のうち CT が契約予定事業者に選定され、その後業務委託契約を締結するに至った。公募型プロポーザルは 6 名の委員により審査委員会を組織し、各委員の採点結果等をもとに契約予定事業者を選定した。

各委員が採点を行うために使用した「公募型プロポーザル配点・評価表」には財務安定性に関する評価項目が見られない。また、公募型プロポーザルへの参加申込みにあたっての提出書類は「公募型プロポーザル参加申込書」「業務経歴書」「誓約書」「納税証明書（国税及び市税）」の 4 点であり、本件実施要領において応募者の決算書は提出書類とされていない。

委託業者が安定的な業務遂行を行うためには、委託業者の財務安定性も重要な判断要素の一つにすべきと考える。委託業者が資金ショート等の財務安定性に欠ける状態になった場合に、本事業の運営に支障が出ることが考えられるからである。特に本事業は業務委託期間が 1 年間であるものの、一定の条件下で最大 3 年間の単年度契約の継続の可能性が示唆されている。そのため、安定的・継続的な業務遂行がなされるかについての判断を行う必要性はなおさら高いものとする。

この点、当公募型プロポーザルの参加資格として平成 31・32 年度川越市競争入札参加資格者名簿に登載してあることが要求されており、この入札参加資格の申請にあたっては決算書の提出が求められている。そのため、川越市として公募型プロポーザルの選考対象業者の決算書自体の入手がなされていないわけではない。しかし、入手した決算書が公募型プロポーザル実施の直近の決算書であるとは限らない。また、入手したとはいってもそれは入札参加資格の申請のためであって、それをもって公募型プロポーザル

の目的に合致した財務内容であることの確認がなされたと結論付けることはできないであろう。

以上より、公募型プロポーザルへの参加申込みにあたっての提出書類に直近の決算書を含めるとともに、評価項目に財務安定性を加えることが望ましいと考える。

3) 児童福祉事務

a) 概要

要保護児童の適切な保護又は要支援児童やその保護者若しくは特定妊婦への適切な支援を図ることを目的とした事業である。関係機関で連携を図り、児童虐待対応力を向上させることにより、児童虐待の予防、早期発見、早期対応が可能となる。

事業内容は、次のとおりである。

- ・ 児童虐待防止 SOS センター
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営
- ・ 児童虐待対応力向上研修の開催
- ・ 養育支援訪問事業の実施
- ・ 児童総合相談の実施
- ・ 多胎児産前産後ヘルパー派遣事業の実施 等

< 事業実績（令和 2 年度） >

事業名	実績
児童虐待防止 SOS センター	相談受付件数 564 件、相談受付児童数 765 人
要保護児童対策地域協議会	代表者会議 1 回、実務者会議 18 回、個別ケース検討会議 13 回
児童虐待対応力向上研修（民生委員、学校等向け）	3 回実施、参加者計 133 名
養育支援訪問事業（家事育児支援）	派遣世帯数 5 世帯、利用時間数 183 時間
児童総合相談事業	相談件数 103 件
多胎児産前産後ヘルパー派遣事業	派遣世帯数 21 世帯、利用時間数 327 時間
川越市プレミアム付商品券の送付（児童扶養手当受給者分）	929 世帯

川越市は上表のうち児童総合相談事業を川越市内に拠点を置く CU に業務委託している。仕様書によると委託業務の内容は下記の 2 点である。

(1)家庭児童福祉に関する相談指導に関すること

本事業のために設置した専用電話を使用し、児童に関する各種の相談に応じるとともに、他機関との連携を図りながら、問題の解決に総合的に対応する。

(2)発注者及び関係機関の円滑な連携及び関係会議の出席に関すること

相談業務のサービス調整や関係機関との情報交換及び日常的な連絡調整を行う。

働いている保護者や日中時間が取れない保護者が、土日に気軽に電話相談できる専門相談窓口を児童養護施設等に配置し、安心して子育てを営めるよう支援するものである。契約期間は令和2年4月3日から令和3年3月31日までのおよそ1年間であり、業務委託料は消費税込みで896千円である。

本業務委託は1者随契となっているが、その理由について委託随意契約理由書には以下の記載がある。

選考理由

①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。

②市内の24時間体制で土日開設の児童養護施設や母子生活支援施設等で、相談業務を実施できる事業者が他にいないため。

なお、本事業のうち以下について、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画において目標事業量の設定がなされている。

<要保護児童対策地域協議会（基本目標5施策目標(3)事業1）>

目標事業量	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
実務者会議開催回数	6回	21回

<児童虐待防止の啓発活動（基本目標5施策目標(3)事業2）>

目標事業量	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
講座等への講師派遣回数	4回	4回

<養育支援訪問事業（基本目標5施策目標(3)事業4）>

目標事業量	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
家事育児援助利用人数	9人	13人

子ども・子育て支援法第59条で実施が定められている以下の事業について、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画において下記のとおり量の見込みと確保方策が記されている。

《(6)養育支援訪問事業》					
	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	16人	16人	16人	16人	16人
②確保量	16人	16人	16人	16人	16人
確保方策	専門相談及び家事育児援助を実施 専門相談の実施体制：保健師、家庭児童相談員 家事育児援助の実施体制：市内訪問介護事業所				
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
《(6)要保護児童等》					
	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	705人	750人	795人	795人	795人
②確保量	705人	750人	795人	795人	795人
確保方策	実施体制：社会福祉士、保健師、家庭児童相談員				
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

養育支援訪問事業については、実績に基づき算出した結果を量の見込みとしています。関係機関からの情報収集等により、養育支援が必要な家庭を把握し、専門相談員やヘルパー等の訪問による相談・指導や家事・育児支援を行っていきます。

また、要保護児童等については、児童福祉法第6条の3に規定する要保護児童のほか、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童、出産後の養育について出産前に支援することが必要と認められる特定妊婦などに対する支援を検討するもので、近年の増加傾向を考慮して算出した結果を量の見込みとしています。児童相談所、警察署等の関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会において適切に対応を検討していきます。

b)実施した手続

川越市児童総合相談事業の業務委託先の選定に関して、委託随意契約理由書では選考理由として「市内の24時間体制で土日開設の児童養護施設や母子生活支援施設等で、相談業務を実施できる事業者が他にいない」との記載がある。この点、電話相談であることから事業者を川越市内に限定する必要が薄いようにも思えたが、こども家庭課によれば子育てサービスの案内などの際に、よりきめ細やかな対応を取ることが可能になるためとのことであった。

つまり、児童虐待などの緊急・重要な案件の場合は、日頃の関係機関とのネットワークを活かして迅速かつ適切な判断・対応が期待できるとのことである。また、子育てに関する川越市のサービスを案内することに加え、子育てサービス以外にも地域の状況を熟知していることで川越市内の公園や図書館、小児科、小児歯科等についてより細やかな案内ができるとのことである。本説明を受けて当監査人に特段の疑義はない。

4) 子育て短期支援事業

a)概要

家庭における養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において一定期間養育を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図る事業である。当事業を行うことで、保護者が安心して就労及び子育てができる環境づくりを支援するとともに、児童の健全な育成及び子育て世帯の福祉の増進が図れる効果がある。

保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった際に、必要な養育を一定期間行うショートステイ事業、保護者が仕事等の理由により平日の夜間に不在となり、児童を養育することが困難となった際に必要な養育を行うトワイライトステイ事業を実施する。実施場所は母子生活支援施設であり、委託事業者は CU である。

<事業実績（令和2年度）>

事業名	実績
トワイライトステイ事業	利用世帯数：8世帯 利用児童数：11人 延利用人数：77人日
ショートステイ事業	利用世帯数：7世帯 利用児童数：8人 延利用人数：179人日

仕様書によると CU への委託業務の内容は下記の 5 点である。

- (1)食事の提供及び身の回りの世話
- (2)学習及び遊びの援助
- (3)実施施設への児童送迎援助
- (4)利用希望者からの問い合わせ、実施施設見学への対応
- (5)その他市長が必要と認める業務

契約期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間であり、業務委託料は8,013千円（消費税抜き）である。

本業務委託は1者随契となっているが、その理由について委託随意契約理由書には以下の記載がある。

- 選考理由（※下線部は当監査人が修正した。）
- ①地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。
 - ②市内事業者のうち、保護者が疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、当該児童に養育・保護を行うことが可能な施設を所有する業者は、当事業者のみであったため。

なお、本事業のうち以下について、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画において目標事業量の設定がなされている。

<子育て短期支援事業（基本目標2施策目標(2)事業8)>

目標事業量	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
延べ利用者数	512人	600人

子ども・子育て支援法第59条で実施が定められている以下の事業について、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画において下記のとおり量の見込みと確保方策が記されている。

《(4)トワイライトステイ事業》					
	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	500人日	505人日	510人日	515人日	520人日
②確保量	500人日	505人日	510人日	515人日	520人日
実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
《(4)ショートステイ事業》					
	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み	50人日	55人日	60人日	70人日	80人日
②確保量	50人日	55人日	60人日	70人日	80人日
実施箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

本事業については、近年利用が増加している傾向を考慮してニーズ量を見込んでおり、市内児童福祉施設1施設において提供体制を確保しています。

今後は、保護者の就労状況や家庭状況により本事業のサービスを必要とする世帯への周知を図りながら、利用者のニーズに合わせて事業の推進を図ります。

b)実施した手続

本業務委託を1者随契にした理由に関する委託随意契約理由書の記載に特段の疑義は見られなかった。その他、本事業に関する簿冊・関連資料の査閲及び担当者ヒアリングを実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(4) 「母子福祉施設費」関係事業

1) 母子生活支援施設等入所事業

a) 概要

配偶者のない女子またはそれに準ずる事情にある女子およびその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う母子生活支援施設に入所委託を行う。また、CUが運営する母子生活支援施設EAの整備・運営に対して、必要な措置を行うとともに、旧すみれ館の廃止関連事務を行う。

事業内容は、「母子生活支援施設への入所措置」「旧すみれ館の維持管理」「法人母子生活支援施設地代補助金の交付」「法人母子生活支援施設への新型コロナウイルス感染症対策補助金の交付」である。

<事業実績（令和2年度）>

- ・管内母子生活支援施設に5世帯を入所委託中（うち令和2年度新規2世帯）。
- ・旧すみれ館の維持管理
- ・法人母子生活支援施設地代補助金の交付
- ・法人母子生活支援施設への新型コロナウイルス感染症対策補助金の交付

旧すみれ館とは、平成27年度をもって閉鎖された母子生活支援施設すみれ館のことである。すみれ館は昭和46年6月に公設公営として設置し、広域入所の母子家庭の施設として運営してきたが、開設後40年超が経過し、老朽化やバリアフリー、人員配置の問題など継続に課題が生じた。耐震診断結果では、耐震基準を満たしておらず、また、耐震補強設計によれば、補強工事を施工した場合に、玄関の封鎖、窓の封鎖、母子室の狭隘化など、施設としての機能を維持することが困難となった。加えて、各戸が煙突を介して一体化しているなど、現行の建築基準法や消防法に不適合となる個所が複数存在している状況であった。

施設の安全性や現職員体制での支援の限界などから、母子生活支援施設としてあるべき機能を活かした運営をしていくことが困難となったため、すみれ館は平成27年度をもって閉鎖されるに至った。閉鎖後の旧すみれ館は現在のところ建物が解体されずに残っている。旧すみれ館の出入り口付近の橋がかなり古く、解体する重機の重量に耐えられるかが不明な状況のためである。橋が架かっている久保川の河川改修が数年後に計画されているとのことであり、この橋も建て替えが予定されているため、その建て替えを待って解体を行う予定である。現状は解体されるまでの旧すみれ館の警備や除草作業、火災報知機の設置維持といった事務を行っている。

b)実施した手続

本事業に関する簿冊・関連資料の査閲及び担当者ヒアリングを実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(5)「母子福祉費」関係事業

1) 児童扶養手当

a)概要

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給して、児童の福祉の増進を図ることを目的としている。

父母の離婚、死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童や、父又は母に一定の障害のある児童を育てている者に手当を支給する（児童が18歳になる年の年度末まで、一定の障害のある場合は20歳になるまで）。なお、父子家庭の父子については平成22年8月1日から支給対象となった。

【手当の金額】（令和2年4月以降）

全部支給	月額 43,160 円
一部支給	月額 43,150 円～10,180 円
加算額（2子加算）	月額 10,190 円～5,100 円
加算額（3子以降加算）	月額 6,110 円～3,060 円

※所得制限あり。施設入所者は除く。

【支給要件等】（児童扶養手当法第4条）

- ・ 父母が婚姻（事実婚を含む）を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻（事実婚を含む）によらないで懐胎した児童
- ・ 母が懐胎した当時の事情が不明な児童

【支給月】（令和元年 11 月以降）

- ・ 定期払：奇数月に 2 か月分を支給する。
- ・ 随時払：定期払以外の月に未支払い分が生じた場合支給する。
- ・ 毎回 11 日払いとする。

<令和 2 年度決算額>

	金額（千円）	延人数（人）
全部支給	577,853	13,393
一部支給	310,902	10,872
2 子加算	85,330	9,047
3 子加算	15,394	2,611
年金受給 ※1	7,784	284
就労等の未証明者 ※2	1,512	64

※1：児童扶養手当法第 13 条の 2 に該当。

※2：児童扶養手当法第 13 条の 3 に該当。

b)実施した手続

児童扶養手当について、「児童扶養手当請求書チェックリスト」「児童扶養手当認定請求書」「児童扶養手当認定通知書」「児童扶養手当支払明細書」等を閲覧するとともにヒアリングを実施し、業務フローの内容を確かめた。その結果、特段の疑義は見られなかった。

その他、本事業に関する簿冊・関連資料の査閲及び担当者ヒアリングを実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

2) 児童扶養手当事務

a)概要

事業内容は、次の費用・物品に関する事務である。

- ・ 出張旅費
- ・ 事業に必要な物品の購入
- ・ 各種通知発送時の郵便料（支払、認定、改定、消滅、現況届、督促等）
- ・ 障害者認定診断書審査手数料

令和元年度及び令和2年度の歳出（決算額）は以下のとおりであった。

（単位：千円）

	R1 年度	R2 年度
旅費	1	-
消耗品費	20	68
印刷製本費	59	23
通信運搬費	662	661
手数料	43	22
合計	787	775

b)実施した手続

本事業に関する簿冊・関連資料の査閲及び担当者ヒアリングを実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

（6）母子父子寡婦福祉資金貸付事務（繰出金・特別会計）

a)概要

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の生活の安定と自立を図ることを目的として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦家庭の生活の安定や経済的自立の助成、生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉増進のために必要な資金の貸し付けを行い、規定された期間経過後に、貸し付けた福祉資金の償還を行っている。

厚生労働省の資料「ひとり親家庭等の支援について（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 令和3年4月）」（<https://www.mhlw.go.jp/content/>）によれば、本制度の概要は以下のとおりである。

<目的>

- ・母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

<対象者>

- ①母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、
母子・父子福祉団体 等
- ②父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、

母子・父子福祉団体 等

③寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）等

<貸付金の種類（計 12 種類）>

資金種類	貸付対象	償還期限	利率
事業開始資金	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	7年以内	（保証人有）無利子、（保証人無）年1.0%
事業継続資金	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	7年以内	（保証人有）無利子、（保証人無）年1.0%
修学資金	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等（大学等に就学させる場合には、課外活動費、自宅外通学において掛かる経費、保健衛生費等を含む。）に必要な資金	20年以内、専修学校（一般課程）5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合、児童を連帯借受人とする（連帯保証人は不要）。 ※児童に貸付ける場合、親等を連帯保証人とする。
技能修得資金	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワープロ、パソコン、栄養士等）	20年以内	（保証人有）無利子、（保証人無）年1.0%
修業資金	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	20年以内	※修学資金と同様
就職支度資金	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	6年以内	※親に係る貸付けの場合（保証人有）無利子、（保証人無）年1.0% ※児童に係る貸付けの場合修学資金

			と同じ
医療介護資金	医療又は介護（当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	5年以内	（保証人有）無利子、（保証人無）年1.0%
生活資金	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者の生活を安定・継続する間（生活安定期間）又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	技能習得：20年以内、医療又は介護：5年以内、生活安定貸付：8年以内	（保証人有）無利子、（保証人無）年1.0%
住宅資金	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	6年以内（特別：7年以内）	（保証人有）無利子、（保証人無）年1.0%
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	3年以内	（保証人有）無利子、（保証人無）年1.0%
就学支度資金	就学、修業するために直接に必要な被服等の購入に必要な資金及び受験料	就学：20年以内、修業5年以内	※修学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童及び寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し必要な資金	5年以内	（保証人有）無利子、（保証人無）年1.0%

<貸付条件等>

- ・利子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- ・償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

<実施主体等>

- ・実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ・負担割合：国 2/3、都道府県・指定都市・中核市 1/3
- ・令和3年度予算：20.7億円

<貸付実績（令和元年度）>

- ①母子福祉資金：154億8,526万円（26,153件）
- ②父子福祉資金：7億5,440万円（1,351件）
- ③寡婦福祉資金：3億1,841万円（449件）

※貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

川越市における事業の実績は以下のとおりであった。

<事業実績（令和2年度）>

	貸付件数（件）	貸付金額（千円）	償還金額（千円）※
母子	77	45,652	74,283
父子	6	3,842	1,629
寡婦	2	1,020	1,362
合計	85	50,514	77,275

※元利息と違約金の合計額。

（注）表中の「母子」は母子福祉資金貸付金、「父子」とは父子福祉資金貸付金、「寡婦」とは寡婦福祉資金貸付金を表している。なお、以下の表においても同様である。

<貸付額推移（平成27年度～令和元年度）>

（単位：千円）

年度	H27	H28	H29	H30	R1
母子	91,716	83,215	76,405	73,924	68,563
父子	1,955	3,300	3,786	3,470	3,364
寡婦	648	-	860	1,642	1,380
合計	94,319	86,515	81,051	79,036	73,307

また、川越市が法令に基づいて年1回、母子父子寡婦福祉資金の貸付状況及び償還状況について、国指定様式を使用して厚生労働省向けに報告している貸付業務成績書（令和2年度）をもとにして、当監査人が作成した「①資金種別の回収期限到来債権の償還率（令和2年3月末時点）」と「②回収期限が到来した年度ごとの償還状況」（ここでは平成27年度以降とした）は以下のとおりである。

<①資金種別の回収期限到来債権の償還率（令和2年3月末時点）>

（単位：請求額・収入済額 千円、償還率 %）

	請求額	収入済額	償還率
事業開始資金	279	279	100.0%
修学資金	61,435	43,647	71.0%
技能修得資金	4,230	3,294	77.9%
修業資金	1,305	905	69.3%
就職支度資金	116	-	0.0%
生活資金	6,491	4,819	74.2%
住宅資金	130	27	20.6%

転宅資金	1,452	178	12.2%
就学支度資金	35,526	24,127	67.9%
合計	110,964	77,276	69.6%

<②回収期限が到来した年度ごとの償還状況（令和2年度末現在）>

（単位：請求額・償還額 千円、償還率 %）

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
母子	請求額	66,365	63,095	76,900	67,938	72,689	76,332	423,319
	償還額	63,971	60,303	72,755	63,149	66,836	71,021	398,035
	償還率	96.4%	95.6%	94.6%	93.0%	91.9%	93.0%	94.0%
父子	請求額	45	181	317	691	1,146	1,829	4,210
	償還額	45	131	197	571	986	1,610	3,540
	償還率	100.0%	72.4%	62.2%	82.7%	86.0%	88.0%	84.1%
寡婦	請求額	1,554	1,485	1,355	1,310	1,462	1,464	8,629
	償還額	1,452	1,384	1,253	1,209	1,360	1,362	8,021
	償還率	93.5%	93.2%	92.5%	92.3%	93.1%	93.1%	92.9%
合計	請求額	67,964	64,761	78,571	69,939	75,297	79,625	436,157
	償還額	65,468	61,817	74,205	64,929	69,182	73,993	409,595
	償還率	96.3%	95.5%	94.4%	92.8%	91.9%	92.9%	93.9%

なお、独立行政法人日本学生支援機構のホームページによると、同法人が実施する貸与奨学金の2019年度時点での延納率（要返済債権額に占める3ヶ月以上延滞債権額の割合）は3.2%とのことなので参考にされたい（「JASSO 概要 2021」より）。

令和3年1月に担当課が行った滞納者状況調査によると、滞納状況は以下のとおりであった。

○滞納件数：204件		
○滞納者数：145人		
○未納元利金額：33,569千円		
○令和元年度以降一度も納入がない者：40件・27人		
（内訳）		
資金種別	件数（件）	滞納元利金額（千円）
就学支度資金	18	3,795
修学資金	15	8,177

転宅資金	6	979
生活資金	1	154
合計	40	13,106

○前年度末時点（令和2年3月末）で5年以上納入がない者：4件・3人

資金種別	件数（件）	滞納元利金額（千円）
修学資金	2	2,773
就学支度資金	1	197
転宅資金	1	199
合計	4	3,171

業務人員について、本監査時点で母子父子寡婦福祉資金貸付の業務に従事している者は、正規職員（事務職）が2名、会計年度任用職員（母子・父子自立支援員）が3名の合計5名である。人事異動について正規職員は概ね3～5年程度、会計年度任用職員は1年ごとの任用であるも私的事情により辞めるまで継続することが一般的とのことであった。

b)実施した手続

母子父子寡婦福祉資金貸付事務について、「相談記録票」「貸付申請書」「貸付決定通知書」「借用書」「未納一覧表」「督促状」「滞納者状況調査」等を開覧するとともにヒアリングを実施し、業務フローの内容を確かめた。

令和3年1月にこども家庭課が行った滞納者状況調査によると、令和元年度以降一度も納入がない者は40件、27人で滞納元利金額は13,106千円であった。また、令和2年3月末時点で5年以上納入がない者は4件、3人で滞納元利金額は3,171千円であった。5年以上納入がない者について、こども家庭課が債務者ごとに管理している相談記録ファイルによれば、生活苦のケースや、債務者本人や保証人が亡くなっている（連帯借主が残っている）等のケースが見られた。担当者は電話や郵送物の送付だけでなく何回も訪問しているが、多くの場合不在あるいは反応が無く、債務者と直接会えるのは稀である。なお、本監査時点において不納欠損処理を行った債権は無いとのことであった。

【意見 27】 母子父子寡婦福祉資金貸付の延滞債権に係る手続について

福祉目的での貸付事業であるため、民間企業等が営利目的で行っている貸付とは性質を異にしている。そのため、独立行政法人日本学生支援機構の貸与奨学金や一般的な民間企業等の行う貸付事業よりも滞納割合が高い傾向にある現況について一定の理解はできる。しかし、回収資金を別の新たな貸付に充当していること等から回収事務は当然のことながら適切に執行する必要がある。この点、こども家庭課においては定期的な債権回収目的の会議を行って各債務者の対応を考慮するなどの事務執行を行っている。今後も引き続き適切な回収事務を執行する必要があると考える。

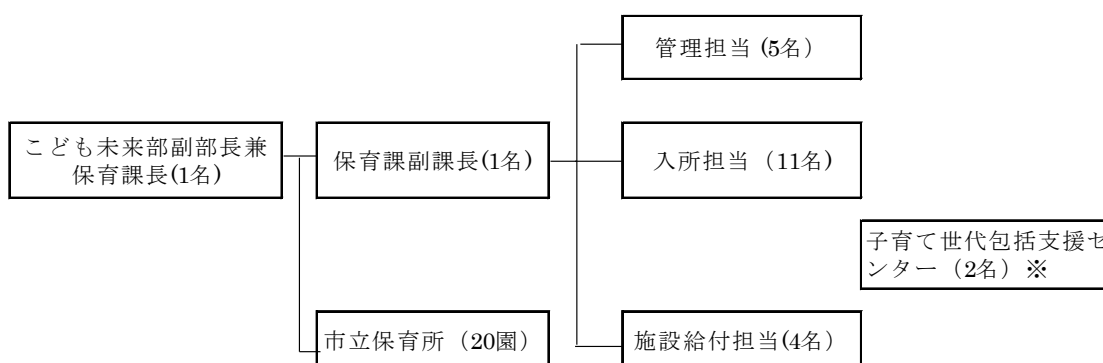
また、過去において不納欠損処理を行った債権は無いとのことであるが、明らかに回収不能な状況と認められた場合には、回収事務負担を考慮して不納欠損処理の検討を行うことが有用と考える。

5 こども未来部保育課の事業

(1) 組織及び業務概要

1) 組織及び業務概要

<組織図>



※ 子育て世代包括支援センターは、保健医療部健康づくり支援課の担当

<主な業務内容>

令和3年4月1日現在

担当	業務内容
管理担当	<ul style="list-style-type: none"> 市立保育所の管理及び整備に関すること 会計年度任用職員（保育園勤務）の管理に関すること
入所担当	<ul style="list-style-type: none"> 人権保育推進委員会事務 統合保育事業事務 保育所入所事務 保育料事務 延長保育事務 給食管理事務
施設給付担当	<ul style="list-style-type: none"> 一時的保育事業事務 民間保育所補助金事務 障害児保育補助金事務 保育所運営費関係事務 私立幼稚園等に対する補助等に関すること 幼稚園就園奨励費に関すること（令和元年9月まで）

2) 予算・決算（歳出・歳入）

<歳出>

（単位：千円）

科目	決算					予算
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度
民生費 児童福祉費	6,162,520	7,045,644	8,592,375	6,460,376	7,156,407	7,336,570
児童福祉総務費	1,849,006	1,840,441	1,964,783	1,271,644	1,590,237	1,676,727
家庭保育室等※1	72,960	47,329	19,502	18,998	0	0
民間保育所補助等	1,064,194	1,074,029	1,190,270	504,626	599,663	615,683
臨時職員賃金※2	705,722	713,264	747,376	740,491	0	0
保育課一般事務※3	6,130	5,819	7,634	7,529	22,397	24,583
会計年度任用職員人件費（保育所）※2	0	0	0	0	968,177	1,036,461
児童措置費	559,621	732,608	894,120	0	0	0
障害児通所支援※4	559,621	732,608	894,120	0	0	0
児童福祉施設費	3,589,721	4,194,044	4,695,177	5,188,732	5,566,170	5,659,843
保育所運営管理	330,938	335,773	335,296	328,721	338,642	366,694
保育所耐震化事業※5	0	9,461	60,498	0	0	0
保育所整備事業※6	18,098	16,577	0	34,048	0	0
施設型給付費等（保育所）	2,713,717	3,111,491	3,410,681	3,777,153	4,116,368	4,125,545
地域型保育給付費（小規模保育等）	526,968	720,742	888,701	1,021,110	1,057,381	1,109,754
施設等利用給付費等（認可外保育施設等）	0	0	0	27,700	53,779	57,850
保育ステーション事業	0	0	0	0	0	0
障害児通園合同施設費※7	164,173	162,151	92,477	0	0	0
あけぼの児童園運営管理	64,482	64,371	66,370	0	0	0

ひかり児童園運営管理	27,756	25,812	26,107	0	0	0
ひかり児童園整備推進	71,934	71,968	0	0	0	0
障害児通園施設建設費 ※8	0	116,400	945,818	0	0	0
障害児通園施設建設	0	116,400	771,122	0	0	0
障害児通園施設整備 推進	0	0	174,696	0	0	0
教育費 教育総務費	0	0	0	1,578,681	2,071,395	2,129,868
幼稚園費※9	0	0	0	1,578,681	2,071,395	2,129,868
私立幼稚園等助成	0	0	0	215,902	189,193	202,160
幼稚園就園奨励費※ 10	0	0	0	315,509	0	0
施設型給付費等（幼 稚園等）	0	0	0	228,506	352,668	379,976
子育てのための施設 等利用給付費等負担 金（幼稚園等）※11	0	0	0	818,764	0	0
施設等利用給付費等 負担金（幼稚園等） ※12	0	0	0	0	1,529,535	1,547,732
総計	6,162,520	7,045,644	8,592,375	8,039,057	9,227,802	9,466,438

<各科目の増減等理由について>

※1「家庭保育室等」は、令和2年度に事業が無くなったため、計上されていない。

※2 令和2年4月より地方公務員法第22条の2（会計年度任用職員制度）が新設されたことに伴い、「臨時職員賃金」は令和元年度まで使用され、令和2年度より「会計年度任用職員人件費（保育所）」が使用されている。なお、会計年度任用職員制度については、従前の臨時職員の給与と異なり、期末手当を支給すること、職務上の経験を踏まえた初任給格付けすることなどが盛り込まれているため、令和2年度の会計年度任用職員人件費（保育所）は、従前の臨時職員賃金より増加している。

※3 「保育課一般事務」の令和2年度の増加の理由は、国から新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、アルコール消毒液等の購入に充てる対策費が用意され、これを保育所運営管理とは別に管理するため、保育課一般事務に予算化し支出したためである。

※4 「障害児通所支援」は、令和元年度、保育課から療育支援課へ移管された。

※5 「保育所耐震化事業」は、平成30年度に南古谷保育園建替え工事が開始され、新築工事設計業務委託費 13,608 千円、仮園舎リース料 17,595 千円、南古谷保育園解体工事費 23,502 千円等が計上されている。

※6 「保育所整備事業」支出の主なものは、H28年度：神明町保育園工事請負費 15,098 千円、H29年度：新宿町保育園工事請負費 16,576 千円、R1年度：高階第三保育園工事請負費 24,571 千円である。

※7 令和元年度に児童発達支援センターが開所され、療育支援課が所管課となり、同センターに、あけぼの児童園及びひかり児童園が統合されたことで、令和元年度に「障害児通園合同施設費」が無くなり、療育支援課に「児童発達支援センター費」が新設された。

※8 「障害児通園施設建設費」は、児童発達支援センターの建設・整備費用である。（詳細は、療育支援課の項で検討している。）

※9 保育課は、令和元年度より「幼稚園費」をこども政策課から移管し、いわゆる「幼児教育・保育の無償化」事業を実施している。

※10 保育課では、令和元年度よりこども政策課から移管を受け、「幼児教育・保育の無償化」の開始に伴い、令和元年9月末で廃止された。

※11 令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が開始され、その事業費は「子育てのための施設等利用給付費等負担金」科目に計上された。

※12 「幼児教育・保育の無償化」事業予算・決算額は、令和2年度より「施設等利用給付費等負担金」科目で計上されている。

<歳入>

(単位：千円)

科目	決算					予算
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度
分担金及び負担金	683,119	759,660	797,382	673,212	475,405	521,452
負担金	683,119	759,660	797,382	673,212	475,405	521,452
民生費負担金	683,119	759,660	797,382	673,212	475,405	521,452
児童福祉費負担金	683,119	759,660	797,382	673,212	475,405	521,452
保育所運営費負担金	593,298	661,614	710,745	578,881	392,570	408,866
保育所運営費負担金滞 納繰越分	3,963	3,549	3,737	3,435	3,745	8,000
保育所運営費外受託分 負担金	48,638	54,168	49,024	49,590	47,290	47,770
鶴ヶ島市保育費負担金	36,770	39,883	33,440	40,871	31,383	56,360
日本スポーツ振興セン ター保護者負担金	450	445	436	434	418	456
使用料及び手数料	439,023	435,987	441,033	315,196	179,363	187,285
使用料	439,023	435,987	441,033	315,196	179,363	187,285
民生使用料	439,023	435,987	441,033	315,196	179,363	187,285
児童福祉使用料	439,023	435,987	441,033	315,196	179,363	187,285
公立保育所使用料	429,339	427,649	430,818	307,548	173,737	176,667
公立保育所（一時預か り保育）使用料	2,504	2,531	2,861	1,673	399	3,025
公立保育所（時間外保 育）使用料	5,857	4,998	5,013	4,691	3,617	5,520
公立保育所使用料（滞 納繰越分）	1,269	752	2,299	1,242	1,551	2,000
公立保育所（時間外保 育）使用料（滞納繰越 分）	27	30	14	12	28	44
行政財産使用料	29	29	30	30	30	29
国庫支出金	1,715,088	2,117,204	2,617,813	2,672,561	3,487,208	3,524,292
国庫負担金	1,326,787	1,747,375	2,058,265	2,509,506	3,381,112	3,423,667
民生費国庫負担金	1,326,787	1,747,375	2,058,265	2,033,437	2,502,312	2,536,758
児童福祉費負担金	1,326,787	1,747,375	2,058,265	2,033,437	2,502,312	2,536,758

	障害児通所給付費負担金	271,629	376,990	440,000	0	0	0
	施設型給付費等負担金 (保育所等)	1,055,158	1,370,385	1,618,265	2,020,266	2,475,856	2,507,834
	施設等利用給付費等負担金 (認可外保育施設等)	0	0	0	13,171	26,456	28,924
	教育費国庫負担金	0	0	0	476,069	878,800	886,909
	教育総務費負担金	0	0	0	476,069	878,800	886,909
	施設型給付費等負担金 (幼稚園等)	0	0	0	75,759	127,531	128,382
	施設等利用給付費等負担金 (幼稚園等)	0	0	0	400,310	751,269	758,527
	国庫補助金	388,289	369,821	559,518	163,031	106,086	100,595
	民生費国庫補助金	388,289	369,821	559,518	48,077	86,404	78,561
	児童福祉費補助金	388,289	369,821	559,518	48,077	86,404	78,561
	保育所等整備交付金	363,387	340,122	512,504	0	0	0
	防音事業関連維持費補助金	0	0	0	0	0	0
	子ども・子育て支援交付金	24,177	28,024	28,659	29,108	40,909	32,316
	保育対策総合支援事業費補助金	112	118	16,611	13,564	44,864	44,882
	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	316	1,557	1,478	1,449	10	759
	被災者支援総合交付金	297	0	266	446	621	604
	社会福祉施設等災害復旧費補助金	0	0	0	3,510	0	0
	教育費国庫補助金	0	0	0	114,954	19,682	22,034
	教育総務費補助金	0	0	0	114,954	19,682	22,034
	子どものための教育・保育給付費補助金	0	0	0	1,892	1,789	1,902

	子ども・子育て支援交付金	0	0	0	12,337	17,893	20,132
	幼稚園就園奨励費補助金	0	0	0	100,725	0	0
	委託費	13	8	30	24	10	30
	民生費委託金	13	8	30	24	10	30
	児童福祉費委託金	13	8	30	24	10	30
	厚生労働統計調査委託金	13	8	30	24	10	30
県支出金		868,766	1,055,168	1,026,190	1,219,942	1,667,719	1,757,853
県負担金		708,375	873,688	955,839	1,111,731	1,480,937	1,549,891
	民生費県負担金	708,375	873,688	955,839	873,696	1,042,066	1,106,437
	児童福祉費負担金	708,375	873,688	955,839	873,696	1,042,066	1,106,437
	障害児通所給付費負担金	135,814	188,495	220,000	0	0	0
	施設型給付費等負担金 (保育所等)	572,561	685,193	735,839	867,111	1,029,365	1,091,975
	施設等利用給付費等負担金 (認可外保育施設等)	0	0	0	6,585	12,702	14,462
	教育費県負担金	0	0	0	238,035	438,870	443,454
	教育総務費負担金	0	0	0	238,035	438,870	443,454
	施設型給付費等負担金 (幼稚園等)	0	0	0	37,880	63,696	64,191
	施設等利用給付費等負担金 (幼稚園分)	0	0	0	200,155	375,175	379,263
県補助金		160,390	181,480	70,351	108,211	186,782	207,962
	民生費県補助金	160,390	181,480	70,351	67,486	130,697	141,305
	児童福祉費補助金	160,390	181,480	70,351	67,486	130,697	141,305
	子ども・子育て支援交付金	22,356	24,346	24,998	26,697	34,243	32,316
	子育て支援対策臨時特例交付金	108,564	124,948	7,866	1,500	6,375	6,375

	保育対策総合支援事業 費補助金	0	0	0	0	0	0
	親支援推進事業導入補 助金	0	0	98	0	0	300
	多子世帯保育料軽減事 業費補助金	29,108	32,186	37,389	39,289	41,070	42,314
	親支援推進事業導入補 助金	362	0	0	0	0	0
	埼玉県新型コロナウイルス 感染症緊急包括支 援交付金	0	0	0	0	49,009	60,000
	教育費県補助金	0	0	0	40,725	56,085	66,657
	教育総務費補助金	0	0	0	40,725	56,085	66,657
	施設型給付費補助金 (幼稚園等)	0	0	0	32,176	43,171	46,525
	一時預かり事業（幼稚 園型）補助金	0	0	0	4,940	6,431	10,032
	実費徴収に係る補足給 付事業補助金	0	0	0	3,609	6,483	10,100
	長時間預かり保育事業 補助金	0	0	0	0	0	0
	寄附金	3,167	154	0	0	100	0
	寄附金	3,167	154	0	0	100	0
	民生費寄附金	3,167	154	0	0	100	0
	児童福祉費寄附金	3,167	154	0	0	100	0
	児童福祉費寄附	3,167	154	0	0	100	0
	諸収入	120,234	121,004	128,277	62,005	79,278	84,244
	延滞金、加算金及び過料	68	34	100	56	219	0
	延滞金	68	34	100	56	219	0
	延滞金	68	34	100	56	219	0
	税外諸収入金等延納延 滞金	68	34	100	56	219	0
	雑入	120,166	120,970	128,177	61,949	79,058	84,244
	雑入	120,166	120,970	128,177	61,949	79,058	84,244

保育園給食費	0	0	0	0	51,760	56,286
保育園給食費実費徴収金（現年度分）	0	0	0	0	51,571	55,864
保育園給食費実費徴収金（滞納繰越分）	0	0	0	0	189	422
保育園主食費	0	0	0	4,590	0	0
保育園主食費実費徴収金（現年度分）	0	0	0	4,565	0	0
保育園主食費実費徴収金（滞納繰越分）	0	0	0	25	0	0
障害児福祉サービス費収入	76,736	76,599	86,076	0	0	0
通所給付費収入（あけぼの児童園）	58,774	57,434	64,551	0	0	0
通所給付費収入（ひかり児童園）	17,963	19,165	21,525	0	0	0
民生費収入	43,429	44,371	42,101	28,600	27,298	27,958
施設職員給食費納付金	28,028	28,491	28,733	25,905	24,909	27,308
太陽光発電電力売払収入	56	21	9	6	3	25
一時預かり事業飲食物費	475	486	584	315	89	585
その他雑入	4,002	4,537	2,093	2,374	2,297	40
保育園主食費保護者負担金	9,377	9,438	9,189	0	0	0
保育園主食費保護者負担金（滞納繰越分）	101	91	31	0	0	0
あけぼの児童園園児給食費納付金	959	838	931	0	0	0
ひかり児童園園児給食費納付金	432	468	531	0	0	0
延長保育事業利用料（滞納繰越分）	0	0	0	0	0	0
保育園給食費	0	0	0	28,759	0	0

		保育園給食費実費徴収金（現年度）	0	0	0	28,759	0	0
市債			169,100	266,600	1,021,000	22,300	0	0
	市債		169,100	266,600	1,021,000	22,300	0	0
	民生債		169,100	266,600	1,021,000	22,300	0	0
	児童福祉債		169,100	266,600	1,021,000	22,300	0	0
		民間保育施設整備事業債	115,600	110,400	128,300	1,200	0	0
		公立保育施設整備事業債	0	0	9,700	21,100	0	0
		保育所解体事業債	0	0	21,100	0	0	0
		公立児童福祉施設整備事業債	53,500	156,200	861,900	0	0	0
総計			3,998,497	4,755,776	6,031,695	4,965,215	5,888,972	6,075,126

（２）第２期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係

保育課の第２期川越市子ども・子育て支援事業計画（令和２年度～令和６年度）の担当事業は以下のとおりである。

基本目標	施策目標	事業 No.	事業名	他の担当課
２ 幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援	（１）教育・保育の充実と質的向上	1	通常保育事業	こども政策課
		3	保育士研修	
		4	認定こども園の推進	こども政策課
		5	幼稚園事業の推進	こども政策課
		6	幼稚園の耐震化の推進	
		7	地域型保育事業	こども政策課
		8	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	こども政策課
		9	未就学児に対する食育の推進	
		10	人権保育の推進	

		12	認可外保育施設等への施設等 利用給付	
		13	幼稚園等への施設等利用給付	
	(2) 多様な保育 事業の推進	1	時間外保育事業（延長保育事 業）	
		2	産休明け保育事業	
		3	保育所等における一時預かり 事業	
		4	幼稚園等における一時預か り・預かり保育事業	
		5	統合保育事業	
		9	川越市保育ステーション事業	
		10	休日・夜間保育事業	こども政策課
	(3) 子育て支援 サービスの充実	1	利用者支援事業（基本型・特 定型）	こども育成課
3 心身の健や かな成長に資 する教育環境 の整備	(3) 家庭や地域 による教育力の向 上	2	社会体験学習及び交流活動	
5 すべての子 どもの未来を つくる取組の 推進	(2) 子どもの可 能性を支える取組 の推進	6	実費徴収に係る補足給付を行 う事業	

この計画は現在進行中である。令和 6 年度の計画終了時に達成状況が a 評価になることを期待している。

(3) 民間保育所補助等（「児童福祉総務費」）

1) 総論

民間保育所補助等の平成28年度から令和2年度までの5年間の歳出及び令和2年度歳出内訳については次のとおりである。

① 過去5年間の歳出

(単位：千円)

年度	決算					予算
	H28	H29	H30	R1	R2	R2
民間保育所補助等	1,064,194	1,074,029	1,190,270	504,626	599,663	615,683

② 令和2年度の歳出内訳

民間保育所補助等 内訳	金額 (円)
民間保育所補助金 (19 節)	588,265,295
令和元年度保育対策総合支援事業補助金の確定による返納金	9,506,000
令和元年度子ども・子育て支援交付金精算確定による返納金	1,892,000
合計	599,663,295

2) 民間保育所補助金事務

a) 目的

保育ニーズの多様化、保育の質の向上等の要望及び民間保育所の安定的・継続的な運営のために、事業の運営状況等に基づき補助金を交付する。

b)5 年間の支出

国庫補助・市単独補助の区分

(単位：円)

年度	事業実績		
	国庫補助事業等	市単独補助金	合計
H28	679,297,024	374,846,025	1,054,143,049
H29	672,864,548	398,248,363	1,071,112,911
H30	765,961,873	417,588,125	1,183,549,998
R1	75,588,114	418,163,121	493,751,235
R2	161,230,320	427,034,975	588,265,295

令和元年度に国庫補助事業等の金額が大幅に減少しているが、これは保育所整備費補助金が保育課からこども政策課へ移管されたためである。

c)令和 2 年度 補助金内訳

民間保育所補助等の内訳	金額 (円)	根拠法令等
< 国庫補助事業等 >		-
延長保育事業補助金	30,092,820	川越市民間保育所補助金交付要綱 (別表 1)
一時預かり事業 (実績分)	52,695,000	川越市民間保育所補助金交付要綱 (別表 14)
保育対策総合支援事業費補助金		-
認可外保育施設の衛生・安全対策事業補助金	181,000	川越市認可外保育施設の衛生・安全対策事業補助金交付要綱
川越市令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金	28,533,000	川越市令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱
賃貸借補助金	6,375,000	川越市民間保育所補助金交付要綱 (別表 6)
川越市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金	37,696,000	川越市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金交付要綱
小計(A)	155,572,820	-
< 市単独補助金 >		-
運営調整費補助金	145,093,350	川越市民間保育所補助金交付要綱 (別表 3)

地代補助金	63,471,000	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 4）
駐車場等補助金	11,466,200	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 5）
賃貸借補助金（市単分）	5,657,500	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 6）
保育士安定雇用人件費補助金	2,345,500	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 7）
障害児保育事業補助金	21,836,000	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 8）
特別給食提供事業補助金	12,300,000	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 9）
4 歳以上児担当保育士雇用費補助金	13,801,700	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 10）
1 歳児担当保育士雇用費補助金	120,740,000	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 11）
低年齢児途中入所促進事業補助金	6,571,278	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 12）
保育所地域活動事業補助金	2,600,967	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 2）
一時預かり事業補助金（市単分）	22,800,000	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 14）
一時預かり事業補助金（減免分）	398,500	川越市民間保育所補助金交付要綱（別表 14）
川越市私立保育園協会補助金	388,800	川越市私立保育園協会補助金交付要綱
認可外障害児保育補助金	2,777,200	川越市障害児保育補助金交付要綱
産休代替職員補助金	444,480	川越市産休等代替職員制度実施要綱
小計(B)	432,692,475	
合計(A)+(B)	588,265,295	

① 民間保育所補助金

民間保育所補助金は、社会福祉法人が児童福祉法第 35 条第 4 項の規定に基づき川越市に設置及び経営する保育所、つまり民間保育所の運営充実と振興を図るため、民間保育所に対し、補助金を交付するものである。

「川越市民間保育所補助金交付要綱」によれば、補助金の種類、補助対象保育所及び補助対象経費は次の表のように定められている（別表（第 2 条関係））。

	補助金の区分	補助対象保育所	補助対象経費
1	延長保育事業補助金	延長保育事業の実施について(平成 27 年 7 月 17 日付け雇児発 0717 第 10 号) の別紙延長保育事業実施要綱の対象となる民間保育所	補助対象保育所が延長保育事業を実施するために要する経費
2	保育所地域活動事業補助金	次のいずれかの事業を実施する民間保育所 ①世代間交流等事業 ②異年齢児交流等事業 ③育児講座・育児と仕事両立支援事業 ④小学校低学年児童の受入れ ⑤地域の特性に応じた保育需要への対応 ⑥食育等の推進 ⑦その他、保育に関する創意工夫のある取組をしている保育所について市長が特に必要と認めたもの。	保育所地域活動事業に必要な経費
3	運営調整費補助金	保育士の雇用、児童の給食等保育の充実に積極的な民間保育所	市立保育所との格差を是正し、民間保育所の保育の充実を図るための雇用、給食等に要する経費
4	地代補助金	保育の実施のために必要とする土地を賃借している民間保育所	補助対象保育所が保育の実施のために必要とする土地の賃借に要する経費(ただし、法人関係者との契約は除く)
5	駐車場等補助金	保育の実施のために必要とする土地(保護者の送迎用駐車場等)を賃借している民間保育所	補助対象保育所が保育の実施のために必要とする土地(保護者の送迎用駐車場等)の賃借に要する経費(ただし、法人関係者との契約は除く)

6	賃貸借補助金	<p>次のいずれかの交付対象となる民間保育所</p> <p>①埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱別添 2 の交付対象となる民間保育所</p> <p>②子ども・子育て支援法第 27 条の規定に基づく施設型給付又は同法第 65 条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において賃借料加算を適用することができない民間保育所</p>	<p>賃貸物件による対象経費</p> <p>①埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱別添 2 の対象経費</p> <p>②既存建物を借上げて保育所の本園・分園を設置し、保育を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く）にかかる費用</p>
7	保育士安定雇用人件費補助金	<p>各月の初日の定員に対する入所率が次に掲げる割合に該当する民間保育所</p> <p>1 50%未満</p> <p>2 50%以上 65%未満</p> <p>3 65%以上 80%未満</p>	補助対象保育所の保育士の雇用に要する経費
8	障害児保育事業補助金	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）もしくは次の項目のいずれかに該当する障害児の保育を実施し、対象障害児を保育するために障害児 2 人に対し 1 人以上の割合で担当保育士を配置している民間保育所</p> <p>1 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている児童</p> <p>2 療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に基づき、療育手帳の交付を受けている児童</p>	対象障害児を保育するため障害児保育担当保育士を雇用している場合でその雇用に要する経費

		<p>3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童</p> <p>4 その他前各号のいずれかと同程度の障害を有すると、市長が認めた児童</p>	
9	特別給食提供事業補助金	川越市民間保育所特別給食提供事業実施要綱(平成 18 年 2 月 17 日付け保健福祉部長決裁)の対象となる民間保育所	補助対象保育所が特別給食提供事業を実施するために要する人件費等の経費
10	4 歳以上児担当保育士雇用費補助金	4 歳以上児担当保育士の配置を公立保育所の基準(4 歳以上児 26 人に対し保育士 1 人)と同じにし、積極的に保育の充実を図る民間保育所	保育単価における人件費の額を超える 4 歳以上児担当保育士の雇用に必要な経費
11	1 歳児担当保育士雇用費補助金	1 歳児担当保育士の配置を公立保育所の基準(1 歳児 4 人に対し保育士 1 人)と同じにし、積極的に保育の充実を図る民間保育所	保育単価における人件費の額を超える 1 歳児担当保育士の雇用に必要な経費
12	低年齢児途中入所促進事業補助金	前年度 3 月 1 日現在に比して当該年度当初の低年齢児(乳児)が減少する保育所において、年度当初にあらかじめ保育士を確保し、年度途中入所の需要等に対応をする民間保育所	低年齢児(乳児)の担当保育士の雇用に要する経費のうち、未充足低年齢児数(前年度の 3 月 1 日に在籍していた低年齢児の数と当該年度 4 月、5 月又は 6 月の初日に在籍する低年齢児の数との差の人数)が生じることにより不足する経費
13	整備費補助金	保育室、調理室等の補修及び、園舎の耐震診断の安全に関する調査等を実施する民間保育所	補助対象保育所の保育室、調理室等の補修及び、園舎の耐震診断の安全に関する調査等に要する経費

14	一時預かり事業 補助金	一時預かり事業の実施について (平成 27 年 7 月 17 日付け雇児 発 0717 第 11 号) の一時預かり 事業実施要綱の対象となる民間 保育所	補助対象保育所が一時預かり 事業を実施するために要する 経費
15	親支援推進事業 導入補助金	親支援推進事業導入補助金交付 要綱(平成 27 年埼玉県少字第 320 号通知)の第 2 条に該当する 民間保育所	保育所での親支援の取り組み に係る経費

② 令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金

令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染症対策として保育環境改善等事業を行う保育施設等に対し補助金を交付するものである。

「川越市令和 2 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱」によれば、補助対象者、補助対象経費及び補助額は次の表のように定められている(別表(第 3 条、第 4 条関係))。

補助対象者	補助対象経費	補助額
保育環境改善等事業を実施する保育施設等	令和 2 年 4 月 1 日以降に発生した以下の経費を対象とする。 ①消耗品購入費用 ・マスク、消毒液など、新型コロナウイルス感染防止対策のために用いる消耗品の購入費 ②備品購入費用 ・空気清浄機、体温計など、新型コロナウイルス感染防止対策のために用いる備品の購入費 ③施設消毒費用	1 施設につき 500,000 円(税込)以内(令和元年度の補助金との合計)とする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染防止対策のために行う施設の消毒に要する役務費、委託料、リース料 	
--	---	--

③ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等に対し補助金を交付するものである。

「川越市新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金（児童福祉施設等分）交付要綱」によれば、補助対象者、補助対象経費及び補助額は次の表のように定められている（別表（第3条、第4条関係））。

補助対象者	補助対象経費	補助額
感染拡大防止対策事業を実施する保育施設等	<p>令和2年4月1日以降に発生した以下の経費を対象とする。</p> <p>1 衛生用品等購入費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒液、体温計、空気清浄機など、感染拡大防止のために使用する消耗品及び備品の購入費 <p>2 施設等消毒費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症感染防止対策のために行う施設の消毒に要する役務費、委託料、リース料 <p>3 感染症予防の広報・啓発等にかかる費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等資料の作成費、印刷製本費等 <p>4 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施する事業（研修受講、かかり増し経費等）</p>	<p>1施設につき38万円（税込）以内とする。ただし、市長が特別に認める場合は、50万円を上限として市長が定める額とする。</p>

	<p>ア 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規定等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金</p> <p>イ 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援（ハンドクリーム、マスク、ゴーグル、手袋、ガウン、タオルなど）</p>	
--	---	--

④ 認可外保育施設の衛生・安全対策事業補助金

認可外保育施設の衛生・安全対策事業補助金は、認可外保育施設に従事する職員に対して、健康診断の受診を推進することにより、施設を利用する児童の衛生・安全を確保し、児童の健全育成に資するため、施設の設置者に対し補助金を交付するものである。

「川越市認可外保育施設の衛生・安全対策事業補助金交付要綱」によれば、補助対象者、補助対象経費及び補助額は次の表のように定められている。

補助対象者	補助対象経費	補助額
<p>次の条件を満たす川越市内の施設設置者</p> <p>(1) 適切な事業運営がなされていること</p> <p>(2) 職員の勤務体制が適切に管理されていること</p> <p>(3) 補助金の交付を受けることにより、児童の衛生・安全対策事業の充実が図れるものであること</p>	<p>保育士等が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第44条に規定する定期健康診断の受診に要した経費（申請期間内1回を限度）</p>	<p>保育士等1人につき、年額7,100円か実際の健康診断に要した費用かいずれか少ない金額</p>

⑤ 川越市私立保育園協会補助金

川越市私立保育園協会補助金は、市内の私立保育園の保育の向上及び発展に資するため、各保育園間の連絡及び協調を行う川越地区私立保育園協会に対し、補助金を交付するものである。

「川越市私立保育園協会補助金交付要綱」によれば、補助対象事業、補助対象経費及び補助額は次のように定められている。

補助対象事業	補助対象経費	補助額
協会の運営に関する事業	協会の運営に要する経費	1園あたり 10,800 円以内

⑥ 障害児保育補助金

障害児保育補助金は、障害児の成長と発達を支援する場所を確保するため、障害児を受け入れている施設に対し、補助金を交付するものである。

「川越市障害児保育補助金交付要綱」によれば、補助対象施設及び補助額は次のように定められている。

補助対象施設	補助額
<p>次の要件を満たす施設</p> <p>(1) 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出がされた認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添）を満たし、小学校就学の始期に達するまでの児童の保育を実施している施設であること（居宅訪問型保育事業を行う施設及び事業所の従業員のために設置する施設を除く）。</p> <p>(2) 障害児を受け入れ、健常児との統合保育を行っていること（受け入れる障害児の人数は、統合保育が適切に実施できる範囲内の人数であること。）</p> <p>(3) 障害児の保育に関する知識等を有する保育士の配置、障害児の特性に応じた設備の整備等の障害児を受け入れる体制を整備していること。</p>	<p>次の（1）及び（2）の合計額とする</p> <p>(1) 障害児 1 人当たり月額 44,200 円</p> <p>(2) 1 園につき 427,500 円と 4,275 円に当該年度の 4 月 1 日現在の園児数を乗じて得た額。ただし、当該所要経費の額を超えないものとする。</p> <p>上記(2)の補助金は次の要件を満たす施設のみ補助する。</p> <p>1) 当該年度の 4 月 1 日現在で在園している障害児数が、在園児数の 1/4 を超えていること。</p> <p>2) 障害児保育行政の推進・継続に長く貢献していること。</p> <p>3) 障害児と健常児の統合保育を継ぎ目なく 3 年以上行っていること。</p>

⑦ 産休等代替職員費補助金

産休等代替職員費補助金は、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合において、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用する際、当該任用に要する経費について補助金を交付するものであり、もって児童福祉施設等の職員の母体の保護又は専心療養の保障及び児童福祉施設等における児童等の処遇の確保を図るものである。

「川越市産休等代替職員制度実施要綱」によれば、補助対象者、補助対象経費及び補助額はつぎのように定められている。

補助対象者	補助対象経費	補助額
児童福祉施設等の設置者	市長がその任用の承認を行った当該児童福祉施設等に係る産休等代替職員の任用に要する経費	埼玉県が社会福祉施設子育て支援事業交付要綱で定めるところにより産休等代替職員費補助事業の補助金の交付額として算定された額と同額とする。

d)実施した監査手続

令和 2 年度の民間保育所補助金のうち市単独補助金（運営調整費補助金、地代補助金、駐車場等補助金、保育士安定雇用人件費補助金、障害児保育事業補助金、特別給食提供事業補助金、4 歳以上児担当保育士雇用費補助金、1 歳児担当保育士雇用費補助金、低年齢児途中入所促進事業補助金及び保育所地域活動事業補助金）について、交付申請手続、交付決定手続、実施報告手続及び補助金確定手続が適正に実施されているかについて関係書類の閲覧、担当者へのヒアリングを実施した。

交付申請時の補助金交付決定額と実績報告による補助金確定額について差額が 50 万円以上の施設及びその内容を示すと次の表のようになる。

(単位：円)

施設	交付決定額	確定額	追加交付	返還額	摘要
CV 保育園	13,564,240	15,125,040	1,560,800	-	①
CW 保育園	11,105,120	11,697,100	591,980	-	②
AV 保育園	12,857,160	13,530,330	673,170	-	③
BA 保育園	12,191,310	11,479,570	-	711,740	④
CX 保育園	3,633,560	4,181,800	548,240	-	⑤

適用①から⑤の内容（追加・返還の主な理由）は次のとおりである。

摘要	追加・返還の主な理由	左記理由の概要
①	障害児保育事業補助金 1,272,000 円不足	4 月から受け入れている 0 歳 1 人に対して、令和 2 年 11 月 20 日に身体障害者手帳第 2 級を交付。交付申請は 9 月であり、新生児 1 名、実績報告では 2 名となり、1 人分の 1 年間分の補助金が追加交付された。本児童の加配の妥当性については、診断書を確認し、身体障害者手帳発効前から加配が必要だったと判断しており、妥当な処理と考える。
②	特別給食提供事業補助金 350,000 円不足	申請書では補助対象経費が 250,000 円と記載したが、実績報告書では 600,000 円と記載したため、350,000 円の追加交付となった。追加交付については、例年の収支計算書により人件費、給食費等において問題のない金額と判断している。
③	障害児保育事業補助金 636,000 円不足	9 月提出の申請書では、障害児は 3 人が 12 か月入所で記載されていたが、10 月に障害児 1 人（身体障害者手帳 3 級）が入所したため、6 か月分 636,000 円の追加交付となった。
④	保育士安定雇用人件費補助金 639,760 円超過	9 月提出の申請書では、入所率 65%以上 80%未満の月が 12 か月であり、補助金が 852,960 円と記載しているが、実績報告書では、5 月、6 月及び 7 月が

		入所率 79%で、他の月は 80%以上であったので、3 か月分 213,200 円を超過する 639,760 円が返還された。交付申請受付時の手続に確認不足があった。
⑤	運営調整費補助金 406,080 円不足	9 月の申請時は、2 歳未満児の保育数 108 人補助単価 4,590 円、2 歳児の保育数 84 人、補助単価 3,150 円で計算したが、実績報告では、2 歳未満児の保育数 134 人補助単価 5,940 円、2 歳児の保育数 84 人、補助単価 4,410 円で計算した。その差額分 406,080 円が追加交付された。補助単価の変更は、新設から 5 年経過したことによるものであり適正であったが、交付申請時に把握できるものであったので、確認不足であると認識している、とのことであった。

【意見 28】 補助金交付申請受付時の確認手続きを十分に行うべき

BA 保育園の補助金のうち、保育士安定雇用人件費補助金は、交付申請時の補助金交付決定額と実績報告による補助金確定額との差額が 639,760 円の超過となり、年度末で返還手続きが行われた。60 万円を超える超過となり返還となった理由は、9 月提出の申請書では、入所率 65%以上 80%未満の月が 12 か月であり、補助金が 852,960 円と記載しているが、実績報告書では、5 月、6 月及び 7 月が入所率 79%で、他の月は 80%以上であったので、3 か月分 213,200 円を超過する 639,760 円が返還された、というものである。

資金的には約 63 万円の無利息の短期貸付金となった。実際には 3 か月のみ該当するのに、申請時に 12 か月で申請することの妥当性は無い。9 月の交付申請の時点で、4 月から 9 月の状況は確定しているので、このような申請は問題であると考え。申請時に十分確認を行っていただきたい。また、このような場合には保育所に対して適正な申請事務を行うよう十分指導すべきである。

e) 近隣他市町の児童分の市単独補助金の取り扱いについて

川越市では、保育施設に対する市の単独補助金を交付する場合、川越市児童分のみを対象とし、他市の児童を受託している場合、その児童分の補助金は受託先自治体へ請求してもらって運用としている。

しかし、東松山市との間で調整ができていないという現状がある。東松山市は、東松山市内の保育園に在籍する児童分の補助金を負担するが、他市の保育施設へ委託している児童分の補助金は負担しない方針である。その結果、東松山市に在籍する児童で川越市の保育施設に在籍する児童に対する補助金は、東松山市で負担せず、その結果、川越市で負担することとなっている（「他市の児童分の市単独補助金の取り扱いについて（伺い）」令和3年2月2日起案、同月4日決裁）

この件に関してまとめると、次の表になる。なお、この表の本市とは川越市のケースと東松山市のケースを各々示している。

本市	他市の児童の保育を本市内の保育所に受託する場合	本市の児童の保育を他市の保育所に委託する場合
川越市の場合	原則、補助金は他市負担 例外：東松山市については川越市負担	補助金は川越市負担
東松山市の場合	補助金は東松山市負担	補助金は他市負担

東松山市以外の川越市近隣の市町との間では、補助金負担について問題無く手続きが行われているか、また文書による取り決めがあるのかについて質問したところ、手続きは特段問題無く行われており、文書による取り決めは特に無いが、市町間でお互いの補助金要綱の確認等は適宜行っているということであった。

(4) 私立幼稚園等助成（「幼稚園費」）

a) 令和2年度の支出内訳

令和2年度の私立幼稚園等助成（「幼稚園費」）の内訳は次のとおりである。

私立幼稚園運営補助金 内訳	金額（円）	根拠法令等
幼稚園預かり保育事業補助金	119,414,222	川越市私立幼稚園預かり保育補助金交付要綱
私立幼稚園運営補助金	63,244,350	川越市私立幼稚園運営補助金交付要綱
私立幼稚園児健康診断補助金	2,380,133	川越市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱
川越市私立幼稚園協会事業補助金	576,000	川越市私立幼稚園協会事業補助金交付要綱
私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金	3,578,000	川越市私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金交付要綱
合計	189,192,705	

① 幼稚園預かり保育事業補助金

幼稚園預かり保育事業補助金は、保育所の入所を待っている状況を解消し、及び多様な保育の需要に対処するため、預かり保育を実施する幼稚園に対し補助金を交付するものである。

「川越市私立幼稚園預かり保育補助金交付要綱」によれば、補助対象施設、補助対象経費、補助金の種類及び補助額は次の表のように定められている。

補助対象施設	補助対象経費	補助金の種類及び補助額
次の要件を満たす幼稚園とする。 （1）教育を行う日において、保育時間（幼稚園の教育時間を含む。）は、11時間を確保できること。ただし、必要に応じ9時間から	預かり保育を実施するにあたって要した年間の支出のうち人件費、消耗品費、光熱水費、食料品費、保険料とし、利用者負担額、県費補助金等の収入を除いたものとする。	（1）人数割 1歳に満たない者、1歳及び2歳の者又は3歳以上の者の年齢の区分に応じ、4月から翌年3月の期間の1日における預かり保育に係る人数を合計した数をその期間の当該保育に係る総日数で除した数（小数点第1位四捨五入）に当該年齢の区分に応じた次に

<p>11 時間未満とすることもできる。</p> <p>(2) 預かり保育に係る職員の人員を次のとおり確保できること。この場合において当該職員の2分の1以上の者は、幼稚園及び小学校の教員の免許状並びに養護教諭の免許状を有する者、保育士、保健師、看護師又は助産師とする。</p> <p>ア 園児及び3歳以上の弟妹等に対して10人に対して1人</p> <p>イ 3歳未満の弟妹等に対しては児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令63号)第33条第2項で定める基準による人員</p> <p>(3) 預かり保育に係る定員を20人確保できること</p> <p>※補助対象となった幼稚園は、休業日(園則に規定する教育を行わない日)においても、預かり保育が実施できるよう努めなければならない。</p>	<p>定める額を乗じて得た額を合計した額</p> <p>ア 1歳に満たない者 480,000円</p> <p>イ 1歳及び2歳の者 300,000円</p> <p>ウ 3歳以上の者 170,000円</p> <p>・園児及び弟妹等の年齢は4月1日現在の年齢とする。</p> <p>・保育に係る総日数には、次に掲げる日を含まないとする。</p> <p>ア 日曜日及び土曜日</p> <p>イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>エ 埼玉県民の日</p> <p>オ 幼稚園の開園記念日</p> <p>(2) 長期休業期間保育実施加算</p> <p>1施設当たり年額 300,000円</p> <p>春季、夏季、冬季及び学年末の長期の休業日において、預かり保育を実施する幼稚園に支給する。</p> <p>(3) 経費補助</p> <p>補助対象経費のうち消耗品費、光熱水費、食料品費、保険料の合計を補助する。但し1施設当たりの補助額は400,000円を上限とする。</p>
--	--

② 私立幼稚園運営補助金

私立幼稚園運営補助金は、幼児教育の振興、私立幼稚園の教員の育成及び施設等の充実並びに保護者の負担軽減を図るため、川越市内に存する私立幼稚園に対し、補助金を交付するものである。

「川越市私立幼稚園運営補助金交付要綱」によれば、補助対象者、補助対象事業、補助対象経費は次の表のように定められている。

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費
学校教育法第4条第1項の認可を受けて設置された市内に所在する私立幼稚園の設置者（ただし、子ども・子育て支援法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く。）	1 教育・研修事業：教職員の資質向上及び幼児教育の向上に資するために行う事業	研修受講料（テキスト等教材費含む。）及び各私立幼稚園又は各学校法人が外部講師を招くなどして開催する研修会に係る報酬費等及び図書購入費等。
	2 処遇改善事業：教職員の確保・定着を促進するとともに、幼児教育の質の向上を図るために行う事業	教職員の安定的な処遇改善を図る目的で、教職員の賃金改善に充てるために必要な経費。
	3 整備等事業 （1）教材教具の整備事業：幼児教育の振興のために各私立幼稚園の園児又は教職員が使う教材教具の整備事業 （2）環境整備事業：私立幼稚園の施設、整備の充実を図るために行う事業	消耗品費（食材除く。）、備品購入費、図書購入費等。 保育材料費（遊具、運動用具等）、修繕費（軽微なもので、車両は除く。）
	4 地域活動事業 （1）世代間交流事業：地域の文化を伝える活動や、地域に住む方々や世代の違う方々との交流を図るために行う事業	高齢者施設等への訪問、または地域の方やお年寄りの方を招待しての発表会、季節行事、伝承遊び等を行うために必要な経費。

	<p>(2) 園外活動事業：児童の自主性や創造性、豊かな感性、協調性をはぐくむ目的で、園外で行う事業</p> <p>(3) 食育推進事業：食を通じ、園児の食への興味をはぐくむとともに、園児の健全育成の促進を目的として行う事業</p>	<p>園外での遠足や職業体験、観劇・鑑賞等を行うために必要な経費。</p> <p>園児の食育を目的とした園内、園外での畑づくりや調理体験等を行うために必要な経費。</p>
	<p>5 安全・防犯対策事業：警備システムの配備や防犯カメラの設置など、園児の安全な環境を確保するために行う事業</p>	<p>防犯システムを設置及び維持するために必要な経費。</p>
	<p>6 小規模運営事業：当該年度の5月1日現在で在籍児童数が50人以下の幼稚園が、幼児教育の維持、向上を図る目的で、子ども一人一人の成長や保護者の要望に合わせた幼児教育を提供するために行う事業</p>	<p>人員配置の充実、異年齢児混合の活動の実施等、市長が認める小規模幼稚園ならではの創意工夫のある取り組みを行うために必要な経費。</p>

③ 私立幼稚園児健康診断補助金

私立幼稚園児健康診断補助金は、園児の健康増進及び疾病の早期発見を図るため、私立幼稚園の設置者に対し、補助金を交付するものである。

「川越市私立幼稚園児健康診断補助金交付要綱」によれば、補助対象事業、補助対象経費及び補助額は次のように定められている。

補助対象事業	補助対象経費	補助額
学校保健安全法第13条に規定する健康診断	左記の補助事業に要する経費	550 円に園児数を乗じた額。 但し、補助対象経費の3分の2を上限とする。

④ 川越市私立幼稚園協会事業補助金

川越市私立幼稚園協会事業補助金は、川越市内に存する私立幼稚園及び認定こども園の振興と教育内容の充実を図るため、川越地区私立幼稚園協会に対し、補助金を交付するものである。

「川越市私立幼稚園協会事業補助金交付要綱」によれば、補助対象事業、補助対象経費及び補助額は次のように定められている。

補助対象事業	補助対象経費	補助額
協会が行う次の事業 （1）教職員の資質の向上に関する事業 （2）幼児教育の振興に関する事業 （3）幼稚園等の活動の支援に関する事業 （4）その他市長が認める事業	次に掲げる経費 （1）研修費（親睦又は慰労に関する経費、及び飲食費を除く。） （2）委託費 （3）講師等謝礼金 （4）印刷製本費 （5）通信運搬費 （6）使用料及び賃借料	当該所要金額の3分の2以内において市長が定める額とする。

⑤ 私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金

私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金は、保育所と同様に11時間の開園を行う私立幼稚園の預かり保育等に対し、補助金を交付するものである。

「川越市私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金交付要綱」によれば、補助対象施設、補助対象事業及び補助対象経費は次のように定められている。

補助対象施設	補助対象事業	補助対象経費
<p>学校教育法第 1 条に規定する幼稚園であって、「認定こども園化移行等計画」を策定している私立幼稚園</p>	<p>次の要件を満たした上で実施する長時間預かり保育事業（長時間預かり保育事業とは、園則で定める教育時間の前後、土曜日又は長期休業期間中において、園児のうち希望者を対象に行う長時間の教育活動及び 3 歳未満児の保育をいう。）</p> <p>（1）川越市の住民基本台帳に記録され、かつ保育の必要性のある園児又は 3 歳未満児（2 歳のみを対象とすることも可能）が長時間預かり保育事業を利用していること</p> <p>（2）市長の定める日までに次に掲げる書類を川越市に提出すること</p> <p>ア 川越市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施計画書</p> <p>イ 認定こども園化移行計画</p> <p>ウ その他市長が必要と認める書類</p> <p>（3）「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業実施要綱」4(3)設備基準、(4)職員の配置、(5)開園日、(6)開園時間及び(7)その他に規定する実施要件を全て満たすこと。</p>	<p>長時間預かり保育事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの</p> <p>（1）人件費（職員の給与、福利厚生費をいう。）</p> <p>（2）事業費（給食費、被服費、手数料、使用料、賃借料等をいう。）</p> <p>（3）事務費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料等をいう。）</p>

b)実施した監査手続

令和2年度の幼稚園預かり保育事業補助金について、交付対象24施設の交付申請受付、実績報告書入手及び補助金確定手続が適正に実施されているかについて関係書類の閲覧を実施した。特に問題となるものは無かった。

(5) 保育課一般事務（「児童福祉総務費」）

保育課の令和2年度の一般事務支出は次のとおりである。

保育課一般事務 内訳	金額（円）
消耗品（一般事務用品、図書、機器消耗品）	16,885,323
通信運搬費（電話、切手、郵送料等）	2,070,761
手数料（保育料等口座振替手数料）	465,832
業務委託料（光学文字読取等収納業務、ポスター作成）	236,569
備品購入費（市立保育所幼児用機の購入）	1,829,133
人権保育推進事業（補助金）	450,000
入園事務（会場使用料）	10,100
保育所入所選考審査会事務（委員報酬）	35,600
保育園児等災害補償（保険料）	413,290
合計	22,396,608

消耗品費の支出が大きいが、これは、令和2年度の補正予算として、国及び県から新型コロナウイルス感染症対策として、アルコール消毒液等の購入に充てる対策費が用意され、この予算の大部分を通常の保育所運営管理（費）とは別に管理するため、保育課一般事務（費）に予算化し支出したため、多額となった（補正予算で支出したコロナ対策費は15,586,285円）。特に問題は無い。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策費（公立保育所分）の補助金

	補助金	内容	確定額（円）
国	保育対策総合支援事業費補助金	保育環境改善等事業（公立保育所分）	9,139,000
県	緊急包括支援事業	感染拡大防止のための備品購入・研修受講等支援事業（公立保育所等分）	9,999,000
		感染拡大防止のための備品購入・研修受講等支援事業（放課後児童健全育成事業分：公立分）	1,314,000
合計			20,452,000

(6) 市立保育所事業

1) 市立保育所の固定資産の管理状況

a) 土地建物

保育所ごとの所有する土地及び建物の面積及び取得価格は次のとおりである。土地については、大部分の保育所が土地を所有しているが、中央保育園、名細保育園、今成保育園及び神明町保育園は土地を所有せず、地代を支払って賃借している。川鶴保育園は、土地を所有せず、無償により使用している。小室保育園は、土地を所有しているが、一部土地を賃借している。

番号	施設名称	土地				建物	
		地積(㎡)	総借地面積(㎡)	市所有地面積(㎡)	総土地取得価格(千円)	総床面積(㎡)	総建物取得価格(千円)
1	中央保育園	1,438	1,438	0	0	750	161,173
2	仙波町保育園	1,500	0	1,500	285,024	733	144,410
3	小室保育園	1,966	1,636	330	27,851	660	147,053
4	霞ヶ関保育園	1,761	0	1,761	159,854	653	228,446
5	名細保育園	3,382	3,382	0	0	924	210,063
6	大東保育園	2,362	0	2,362	67,789	869	273,504
7	古谷保育園	936	0	936	0	277	8,200
8	脇田新町保育園	2,086	0	2,086	0	867	272,694
9	今成保育園	1,915	1,915	0	0	866	245,984
10	高階保育園	1,213	0	1,213	169,820	759	278,584
11	新宿町保育園	1,390	0	1,390	70,425	773	92,200
12	霞ヶ関第二保育園	1,719	0	1,719	9,514	619	54,328
13	南古谷保育園	908	0	908	27,000	539	269,662
14	名細第二保育園	2,014	0	2,014	0	635	70,415
15	高階第二保育園	1,451	0	1,451	309,570	761	95,176
16	神明町保育園	1,324	1,324	0	0	751	102,030
17	高階第三保育園	1,589	0	1,589	467,476	623	91,150
18	南古谷第二保育園	1,622	0	1,622	102,823	613	111,827
19	古谷第二保育園	884	0	884	0	364	54,669
20	川鶴保育園	1,489	1,489	0	0	788	116,800
合計		32,949	11,184	21,765	1,697,148	13,824	3,028,368

なお、令和2年に南古谷保育園の建替え工事が実施されているが、この工事契約については、前述の「2 こども未来部こども政策課の事業」の中で検討されている。

b) 駐車場

保育所ごとの所有駐車場の明細は次のとおりである。

中央保育園、脇田新町保育園、名細第二保育園及び川鶴保育園については、固定資産台帳上、保護者利用のための駐車場施設の登録は無いが、他の川越市施設の一部を借り受けること等により、駐車場を確保している状況である。

駐車場はほとんどが民間からの賃借であるが、仙波町保育園、名細保育園及び高階保育園は土地を所有している。仙波町保育園と名細保育園の駐車場用所有地は、川越市の他部署の所管からの所管替えによるものであり、取得価格がゼロとなっている。

番号	施設名称	土地			
		地積 (㎡)	総借地面積 (㎡)	市所有地積 (㎡)	総土地取得価格 (千円)
1	-	-	-	-	-
2	仙波町保育園駐車場	347	113	234	0
3	小室保育園駐車場	120	120	0	0
4	霞ヶ関保育園駐車場	262	262	0	0
5	名細保育園駐車場	200	0	200	0
6	大東保育園駐車場	278	278	0	0
7	古谷保育園駐車場	197	197	0	0
8	-	-	-	-	-
9	今成保育園駐車場	528	528	0	0
10	高階保育園駐車場	986	0	986	138,040
11	新宿町保育園駐車場	684	684	0	0
12	霞ヶ関第二保育園職員用駐車場	1,270	1,270	0	0
13	南古谷保育園駐車場	326	326	0	0
14	-	-	-	-	-
15	高階第二保育園駐車場	690	690	0	0
16	神明町保育園駐車場	335	335	0	0
16	神明町保育園児送迎用駐車場	175	175	0	0
17	高階第三保育園職員駐車場	50	50	0	0

18	南古谷第二保育園駐車場	799	799	0	0
19	古谷第二保育園駐車場	139	139	0	0
20	-	-	-	-	-
合計		7,386	5,966	1,420	138,040

c) 建物等の付保状況について

川越市では、市所有の建物・設備等に対して、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入（共済委託）しており、市立保育所の建物及び物置、倉庫、太陽光発電設備等についても個々に共済に加入している。災害共済の契約等事務は、財政部管財課財産管理担当で行っている。

建物総合損害共済では、共済対象物件について、火災、落雷、破裂・爆発、物体の落下・飛来、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、風災・水災、雪災、土砂崩れによる損害が発生したときに災害共済金（保険金）を支払う。地震は共済金支払い原因となっていないが、別途、地震災害見舞金制度がある。

（参考）地震災害見舞金制度

地震災害見舞金制度は、建物総合損害共済および自動車損害共済で免責となっている地震災害による損害に対し、共済委託団体が共済会に共済委託してある物件について、地震災害により損害を受けた場合に見舞金を交付し、その災害復旧等に役立てることを目的として創設されたものである。

見舞金は、共済目的の共済責任額の 100 分の 15 に相当する額に再調達価格に対する復旧費の割合を乗じて得た額となる。この計算式により算定した対象物件ごとの合計額（10,000 円未満の端数切捨て）を市単位に交付するが、この合計額が 100,000 円以上でなければ見舞金の交付の対象とならない。

財政部管財課財産管理担当から入手した「建物総合損害共済委託申込承認明細書（承認年月日令和 3 年 5 月 13 日）」に基づき、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日の共済契約上の、保育所建物の再調達価格、実損割合、共済責任額及び共済基金分担金についてまとめたものが次の表である。

番号	施設名称	総床面積(m ²)	総建物取得価格(万円)	再調達価格(万円)	実損割合(%)	共済責任額(万円)	共済基金分担金(円)
1	中央保育園	750	16,117	20,698	50%	10,349	5,453
2	仙波町保育園	733	14,441	20,939	50%	10,469	5,517
3	小室保育園	660	14,705	18,483	50%	9,241	4,870
4	霞ヶ関保育園	653	22,845	19,950	50%	9,975	5,256
5	名細保育園	924	21,006	23,017	100%	23,017	25,548
6	大東保育園	869	27,350	31,417	50%	15,708	8,278
7	古谷保育園	277	820	3,419	100%	3,419	10,564
8	脇田新町保育園	867	27,269	32,999	50%	16,499	8,694
9	今成保育園	866	24,598	30,747	50%	15,373	8,101
10	高階保育園	759	27,858	32,036	50%	16,018	8,441
11	新宿町保育園	773	9,220	17,794	50%	8,897	4,688
12	霞ヶ関第二保育園	619	5,433	10,813	50%	5,406	2,848
13	南古谷保育園	539	26,966	26,966	100%	26,966	8,359
14	名細第二保育園	635	7,042	13,448	50%	6,724	3,543
15	高階第二保育園	761	9,518	17,891	50%	8,945	4,714
16	神明町保育園	751	10,203	18,059	50%	9,029	4,758
17	高階第三保育園	623	9,115	14,766	50%	7,383	3,890
18	南古谷第二保育園	613	11,183	15,766	50%	7,883	4,154
19	古谷第二保育園	364	5,467	7,761	50%	3,880	2,044
20	川鶴保育園	788	11,680	21,997	50%	10,998	5,795
合計		13,824	302,837	398,966		226,174	135,515

上記表に見られるように、ほとんどの物件が、実損割合 50%で契約が行われている。従って、共済責任額 (=支払われる災害共済金 (保険金) の最高限度額) は再調達価格の半分ということになる。100%実損割合は、木造で築年数が最も長い (築 52 年) 古谷保育園、新築の南古谷保育園及び築年数が 2 番目に短い (築 17 年) 名細保育園の建物のみである。このため、ほとんどの建物に対して一部共済委託ではないかと判断されるので、この点について担当課に問い合わせたところ、川越市の共済契約は、一部共済委託ではなく全て全部共済委託であり、実損割合を適用するのは、「委託割合条件付実損てん補特約」によるものである、ということであった。

「委託割合条件付実損てん補特約」は、再調達価格に対して実損割合をかけたものを約定再調達価格とし、その同額を共済責任額とするものである。これは、一部共済

委託のように比例てん補せず、共済責任額を限度として損害額の全額が支払われる特約となっている。このため、限度額の上限が変わるだけであり、その上限の範囲内であれば損害額の全額が支払われることとなっている。

この特約は、構造級が1級と認められる建物に適用することができる。1級構造の建物とは、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、耐火被覆済み鉄筋造等が該当する。1級構造の建物は全損となることが少ないので、これを全部共済委託としてしまうと分担額が高額となる。そこで、1級構造物建物については、特約により、委託物件の価格の一定割合で共済責任額を設定しても、損害額の全額が支払われる制度となっている。

各保育園の建物に対しては、次のような方針で共済委託している。

- ・古谷保育園、南古谷保育園及び名細保育園以外の実損割合が50%となっているのは、構造級が1級の建物であり、上記特約を適用しているからである。
- ・古谷保育園は、木造建物であり、構造級3級となるため特約が適用できない。
- ・名細保育園は、軽量鉄骨造建物であり、構造級2級となるため特約が適用できない。
- ・南古谷保育園は、耐火被覆済み鉄骨造の構造級1級の建物ではあるが、令和2年の建築で新しく、また、起債が充当されているため、災害等発生時に全損となった場合に再建築可能とするため、実損割合100%としている。

以上市立保育所の建物に対しては、費用対効果を含め適正な方法で建物総合損害共済に加入しており、災害リスク管理上望ましい措置と言える。

d) 備品

保育所別の備品の帳簿残高は次の表のとおりである。この表は令和2年度備品出納簿より作成したものであり、分類コードは以下のとおりである。保育所毎の金額は屋内及び屋外の合計金額である。

001: 机・テーブル・ロッカー・棚・キャビネット等

002: コピー機・複写機

004: 電話機・ファックス

006: 楽器

007: 遊具

008: マット・鉄棒・プール

009: 運搬車

010: 医療・保健衛生機器

011: 空調器具・冷暖房機器・洗濯機・乾燥機

012: 冷蔵庫・レンジ・厨房器具

014: ベビーベッド

015: 暗幕

016: 調理用具

017: 物置

(単位：万円)

保育 所名	001	002	004	006	007	008	009	010	011	012	014	015	016	017	合計
中央	249	4	17	19	24	93	44	11	428	353	-	7	4	13	1,266
仙波 町	140	0	12	45	15	76	60		382	299	-	-	45		1,073
小室	137	-	22	49	15	104	37	14	420	305	-	7	-	28	1,137
霞ヶ 関	159	0	14	19	24	81	35	18	381	266	-	5	-	24	1,024
名細	223	-	12	50	116	195	60	15	22	122	-	5	-	68	888
大東	157	13	11	84	124	201	69	16	17	191	-	70	-	33	986
古谷	56	0	25	22	8	123	-	13	339	308	-	0	-	26	920
脇田 新町	269	6	18	58	130	230	53	25	293	280	-	9	-	35	1,406
今成	121	19	15	38	142	216	48	29	19	177	-	7	-	46	877
高階	134	15	20	19	50	158	55	18	385	360	-	20	-	29	1,264
新宿 町	116	-	27	28	39	105	91	23	496	414	-	10	24	19	1,393
霞ヶ 関第 二	163	18	15	50	4	88	46	17	382	300	-	-	5	16	1,103
南古 谷	286	15	21	69	24	86	184	0	48	10	-	-	-	5	748
名細 第二	138	3	24	48	27	205	58	15	337	343	-	4	-	52	1,253
高階 第二	111	0	23	47	8	220	70	14	396	329	-	-	-	25	1,244
神明 町	121	0	23	26	22	134	72	19	486	308	-	5	-	32	1,249

高階 第三	108	3	16	25		127	52	15	400	360	-	3	-	13	1,122
南古 谷第 二	152	0	22	66	48	139	51	15	346	274	-	7	42	34	1,196
古谷 第二	93	0	10	3	39	109	29	17	400	302	-	7	42	33	1,084
川鶴	97	6	24	50	14	174	49	6	451	257	5	6	-	63	1,203
合計	3,030	102	371	812	870	2,865	1,163	301	6,428	5,558	5	172	162	597	22,435

備品類は、空調・冷暖房機器、厨房機器、机・棚類、運動用具の順で金額が大きくなっている。備品出納簿の保育所ごとの各項目をチェックしたが、問題となるものは無かった。

2) 事故防止、非常災害等のリスク管理について

先に建物の付保状況について検討したが、後述するように、民間の保育施設の指導監査で度々指摘されている内容の一つに、「事故防止対策の不備」「非常災害に対する対策の不備」「消火訓練・避難訓練の未実施」がある。

市立保育所では、こうした事故防止、防犯、非常災害対策について、どのようなリスク管理を行っているか、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症についても、どのように対策しているか、について質問したところ、次のような回答を得ている。

- ・事故防止対策については、「川越市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第32条及び保育所保育指針第3章に基づき、「保育園危機管理マニュアル」「保育マニュアル」という名称で定めている。

- ・非常災害に対するものとしては、消防計画を作成し、毎年、管轄の消防署あてに提出し、また、水防法の適用される河川の氾濫区域に該当する園については、避難確保計画も作成している。

- ・消火器等については、消防設備点検を毎年度業務委託により各園実施し、消火器の使用期限に従い、適切に対応している。

- ・避難訓練については、毎月実施している。

- ・感染症については、保育所保育指針及び保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省平成30年3月）及び国通知等に基づき、適切に対応している。園独自で定めているものは無い。

3) 市立保育所の保育料等収入状況

a)市立保育所の保育料及び法人保育所の利用者負担金収入

市立保育所の保育料及び法人保育所の利用者負担金収入の過去 5 年間の収入決算額は次のとおりである。

過去 5 年間の収入決算額

(単位：千円)

科目	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
保育所運営費負担金	593,298	661,614	710,745	578,881	392,570
保育所運営費負担金滞納繰越分	3,963	3,549	3,737	3,435	3,745
公立保育所使用料	429,339	427,649	430,818	307,548	173,737
公立保育所使用料（滞納繰越分）	1,269	752	2,299	1,242	1,551
合計	1,027,868	1,093,564	1,147,599	891,107	571,603

公立保育所使用料は、市立保育所の利用者負担額（保育料）であり、保育所運営費負担金は法人保育所の利用者負担額である。

利用者負担額は、保育所の入所に要する費用、保育の実施に要する費用及び保育所の維持管理費等について本人又は扶養義務者が負担すべき金額であり、一般的に保育料として徴収されるものである。その金額は市民税額等に基づき、入所担当で算定している。3 歳以上児は無償化により無料となっている。

保育所での保育は市町村が実施することとされていることから、「川越市保育料等に関する条例」に基づき、公立保育所及び私立（法人）保育所の利用者負担額の徴収も市が直接行っている。

(単位：円)

年度	調定額 (a)	収入済額 (b)	収入率(%) (b)/(a)	収入未済額 (a)-(b)-(c)	不能欠損額 (c)
H28 年度	1,036,660,645	1,027,868,045	99.15%	8,792,600	0
内訳	現年度	1,027,085,610	99.57%	4,449,090	0
	過年度	9,575,035	54.64%	4,343,510	0
H29 年度	1,103,782,220	1,093,563,721	99.07%	10,151,899	66,600
内訳	現年度	1,094,998,420	99.48%	5,735,482	0
	過年度	8,783,800	48.96%	4,416,417	66,600

H30 年度		1,155,973,009	1,147,598,710	99.28%	8,369,499	4,800
内訳	現年度	1,145,847,710	1,141,562,970	99.63%	4,284,740	0
	過年度	10,125,299	6,035,740	59.61%	4,084,759	4,800
R1 年度		898,835,519	891,107,312	99.14%	7,728,207	0
内訳	現年度	890,466,020	886,429,740	99.55%	4,036,280	0
	過年度	8,369,499	4,677,572	55.89%	3,691,927	0
R2 年度		575,691,887	571,602,997	99.29%	4,088,890	0
内訳	現年度	567,963,680	566,306,980	99.71%	1,656,700	0
	過年度	7,728,207	5,296,017	68.53%	2,432,190	0

調定額に対する収入率は、各年度 99%を超えており、収入状況は良好である。

滞納金については、平成 29 年度末は 1 千万円を超過していたが、令和元年 10 月に幼児教育の無償化が開始され 3 歳以上児は保育料が無料になった結果、調定額が少額になっており、滞納金も令和 2 年度末では 4 百万円まで減少している。過年度未収入金の回収率は、平成 29 年度は 49%程度であったが、令和 2 年度では 68%となっている。

滞納金に対する利用者への対応については、①利用者に対して督促状・催告・滞納処分執行予告の送付、架電、臨宅等、②分納や児童手当での充当などの申出があった場合は、個別で対応、③預金や給与照会で差押可能であれば差押の執行、ということである。

滞納金の管理は、未収金管理システムで管理し、滞納者とのやりとりについては、エクセルによる表に記載して管理しているということであった。

不能欠損処理に関しては、平成 29 年度に保育所運営管理負担金 66,600 円、平成 30 年度に保育所運営費負担金 4,800 円の不能欠損処理を行っている。不能欠損処理の根拠は、「川越市歳入債権滞納整理マニュアル」において、不能欠損処理の対象として、「滞納者が生活保護法により保護となり徴収不能のもの」等と規定されており、このマニュアルに従って欠損処理したものであり、監査上問題となるものはなかった。

b)市立保育所の時間外保育料収入

市立保育所の時間外保育料収入の過去 5 年間の収入決算額は次のとおりである。

過去5年間の収入決算額

(単位：千円)

科目	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公立保育所（時間外保育）使用料	5,857	4,998	5,013	4,691	3,617
公立保育所（時間外保育）使用料 （滞納繰越分）	27	30	14	12	28
合計	5,884	5,027	5,026	4,703	3,645

時間外保育事業は、保育時間を延長して保育するために必要な保育の実施を講ずることにより、多様化する就労形態への対応及び児童の福祉の増進を図るものであり、「川越市延長保育事業実施要綱」に基づき実施されている。

利用料は、登録利用者は1月に3,000円、日割利用者は1日150円であるが、非課税所得者等に対しては利用料は無料となっている。

収入未済額は、令和2年度で5,100円と僅少である。

年度		収入額		収入未済額	
		登録者	日割利用者	登録者	日割利用者
H28	延べ件数（件）	1,728	9,319	32	16
	金額（円）	4,677,000	1,180,050	48,000	2,400
	利用料合計（円）	5,857,050		50,400	
H29	延べ件数（件）	1,397	8,918	2	21
	金額（円）	3,858,000	1,139,550	6,000	3,150
	利用料合計（円）	4,997,550		9,150	
H30	延べ件数（件）	1,440	7,536	3	16
	金額（円）	3,987,000	1,025,550	9,000	2,400
	利用料合計（円）	5,012,550		11,400	
R1	延べ件数（件）	1,362	7,148	8	7
	金額（円）	3,726,000	965,100	24,000	3,750
	利用料合計（円）	4,691,100		27,750	
R2	延べ件数（件）	1,111	4,525	1	6
	金額（円）	3,018,000	599,100	3,000	2,100
	利用料合計（円）	3,617,100		5,100	

c)給食費実費徴収金

給食費実費徴収金の過去5年間の収入決算額は次のとおりである。

過去5年間の収入決算額

(単位：千円)

科目		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
民生費収入	保育園主食費保護者負担金	9,377	9,438	9,189	0	0
保育園給食費	保育園給食費実費徴収金(現年度分)	0	0	0	28,759	51,571
保育園主食費	保育園主食費実費徴収金(現年度分)	0	0	0	4,565	0
	小計	9,377	9,438	9,189	33,323	51,571
保育園給食費	保育園給食費実費徴収金(滞納繰越分)	0	0	0	0	189
保育園主食費	保育園主食費実費徴収金(滞納繰越分)	101	91	31	25	0
	小計	101	91	31	25	189
	合計	9,478	9,529	9,220	33,349	51,760

川越市では、公立保育園における給食内容の充実を図るため、平成12年9月から完全給食を実施している。完全給食の実施にあたり、3歳以上児の昼食は副食給食と位置付けられており、保育料に主食費が含まれていないため、保護者から主食費の徴収を開始した。

また、令和元年10月から保育無償化となったが、副食費については無償化の対象とならず、保護者からの実費徴収となった。

徴収金額(単価)

1か月の喫食回数	主食費(円)	副食費(円)
1食~9食	350	2,250
10食以上	700	4,500

(単位：金額：円、件数：件)

年度	1 か月の 喫食回数	主食費			副食費			合計
		単価	延べ件数	収入済額	単価	延べ件数	収入済額	収入済額
H28	1食～9食	350	182	63,700				9,376,500
	10食以上	700	13,304	9,312,800				
	合計		9,376,500					
H29	1食～9食	350	211	73,850				9,438,450
	10食以上	700	13,378	9,364,600				
	合計		9,438,450					
H30	1食～9食	350	195	68,250				9,188,550
	10食以上	700	13,029	9,120,300				
	合計		9,188,550					
R1	1食～9食	350	261	91,350	2,250	91	206,730	33,323,480
	10食以上	700	12,857	8,999,900	4,500	5,339	24,025,500	
	合計		9,091,250		合計		24,232,230	
R2	1食～9食	350	1,044	365,400	2,250	815	1,833,750	51,571,450
	10食以上	700	10,984	7,688,800	4,500	9,263	41,683,500	
	合計		8,054,200		合計		43,517,250	

(単位：金額：円、件数：件)

年度	1 か月の 喫食回数	主食費			副食費			合計
		単価	延べ件数	未済額	単価	延べ件数	未済額	未済額
H28	1食～9食	350	0	0				56,700
	10食以上	700	81	56,700				
	合計		56,700					
H29	1食～9食	350	4	1,400				35,000
	10食以上	700	48	33,600				
	合計		35,000					
H30	1食～9食	350	1	350				21,350
	10食以上	700	30	21,000				
	合計		21,350					
R1	1食～9食	350	7	2,450	2,250	5	13,770	120,920
	10食以上	700	21	14,700	4,500	20	90,000	
	合計		17,150		合計		103,770	

R2	1食～9食	350	6	2,100	2,250	8	18,000	127,900
	10食以上	700	19	13,300	4,500	21	94,500	
	合計		15,400		合計		112,500	

完全給食を実施することは、家庭から主食を持参する必要が無い場合、保護者の負担が軽減されるとともに、保育所において一括して衛生管理及び品質管理ができるという効果があると同時に、米飯給食を中心とした食育の推進を図ることもできるとのことである。

令和元年10月から収入未済額が若干増加してきており、油断なく回収業務を行っていただきたい。

4) 市立保育所5年間支出状況

(単位:千円)

項目(節・細節)	主な内容	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
会計年度任用職員人件費	非常勤職員の賃金	-	-	-	-	968,177
臨時職員賃金	非常勤職員の賃金	705,722	713,264	747,376	740,491	-
賃金/作業員賃金	樹木剪定、除草作業	1,098	-	-	-	-
報償費	巡回指導・健康診断嘱託医謝金	5,592	5,904	5,807	5,629	5,491
旅費	職員の出張、研修等にかかる旅費	3,160	3,256	3,049	2,706	893
需用費/消耗品費	保育園の運営に要する各種消耗品購入費	14,026	13,968	13,740	11,700	13,024
需用費/燃料費	園で使用するプロパンガス等	3,023	3,077	2,846	2,406	2,215
需用費/食糧費	地域交流で利用したサツマイモ代	26	58	79	76	56

需用費/印刷製本費	卒園証書、卒園写真等	400	428	355	432	303
需用費/光熱水費	電気、水道料金等	45,357	48,091	49,931	48,249	46,389
需用費/修繕費	窓ガラス、洗濯機、設備など工事に至らない程度の修繕	16,992	16,642	15,872	17,884	16,527
その他需用費	給食の材料、調理職員の被服、備品薬品など	173,507	176,440	176,563	173,507	164,244
役務費	電話料金、保菌検査料、樹木剪定、家電リサイクル、清掃等各種手数料	4,814	6,383	6,063	5,083	6,383
委託料/業務委託料 (指定管理料を除く)	マイクロバス借上、職員採用時健康診断	3,931	3,323	4,020	3,684	1,149
委託料/業務委託料 (指定管理料)	-	0	0	0	0	0
委託料/設計監理委託料	-	0	0	0	0	0
委託料/施設・備品管理委託料	警備、リフト等各種保守点検業務委託等	9,801	9,309	8,719	8,600	7,570
使用料及び賃借料	園舎、送迎用駐車場賃借料、タクシー借上げなど	38,626	38,858	38,941	39,046	38,507
工事請負費	外壁等改修工事	15,098	16,577	0	24,572	0
工事請負費(修繕)	床修繕、駐車場修繕など	2,999	0	0	0	2,954
原材料費	園庭用等の砂、石、土	1,137	339	392	310	208
備品購入費	空調機器、冷蔵庫、洗濯乾燥機等	7,726	7,623	7,125	7,832	31,240

負担金、補助及び交付金	スポーツ保険、社協、保育士会、保育協議会等負担金	1,551	1,515	1,623	1,443	1,301
その他支出（扶助費 他）	実費徴収に伴う補足給付等	170	559	171	134	188
合計		1,054,758	1,065,614	1,082,672	1,093,784	1,306,819

上記科目を、人件費、保育所運営管理、保育所整備事業の3つにまとめると、次のようになる。

(単位：千円)

項目（節・細節）	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
人件費	705,722	713,264	747,376	740,491	968,177
保育所運営管理（費）	330,938	335,773	335,296	328,721	338,642
保育所整備事業（費）	18,098	16,577	0	24,572	0
合計	1,054,758	1,065,614	1,082,672	1,093,784	1,306,819

5) 市立保育所令和2年度支出状況

項目（節・細節）	主な内容	予算（円）	決算（円）
会計年度任用職員人件費	非常勤職員の賃金	1,036,461,000	968,176,879
報償費	巡回指導・健康診断嘱託医謝金	6,596,000	5,491,092
旅費	職員の出張、研修等にかかる旅費	1,276,000	892,560
需用費/消耗品費	保育園の運営に要する各種消耗品 購入費	13,231,000	13,023,953
需用費/燃料費	園で使用するプロパンガス等	3,171,000	2,215,155
需用費/食糧費	地域交流で使用したサツマイモ代	80,000	55,980
需用費/印刷製本費	卒園証書、卒園写真等	500,000	302,508
需用費/光熱水費	電気、水道料金等	48,000,000	46,389,072
需用費/修繕費	窓ガラス、洗濯機、設備など工事に 至らない程度の修繕	16,566,000	16,526,750
その他需用費	給食の材料、調理職員の被服、備品 薬品など	166,350,000	164,244,412

役務費	電話料金、保菌検査料、樹木剪定、家電リサイクル、清掃等各種手数料	6,930,000	6,383,352
委託料/業務委託料（指定管理料を除く）	マイクロバス借上、職員採用時健康診断	2,156,000	1,149,346
委託料/業務委託料（指定管理料）	—	0	0
委託料/設計監理委託料	—	0	0
委託料/施設・備品管理委託料	警備、リフト等各種保守点検業務委託等	9,234,000	7,570,200
使用料及び賃借料	園舎、送迎用駐車場賃借料、タクシー借上げなど	39,235,000	38,506,507
工事請負費	—	0	0
工事請負費（修繕）	仙波町保育園職員用駐車場舗装工事	2,954,000	2,953,500
原材料費	園庭用等の砂、石、土	340,000	207,900
備品購入費	空調機器、冷蔵庫、洗濯乾燥機等	47,000,000	31,240,472
負担金、補助及び交付金	スポーツ保険、社協、保育士会、保育協議会等負担金	1,550,000	1,301,415
その他支出（扶助費 他）	実費徴収に伴う補足給付等	1,525,000	187,903
合計		1,403,155,000	1,306,818,956

上記支出額を人件費と保育所運営管理とに分類すると、次の金額となる。

（単位：円）

会計年度任用職員人件費（保育所）	968,176,879
保育所運営管理（費）	338,642,077
合計	1,306,818,956

6) 会計年度任用職員採用等事務（保育所）（「児童福祉総務費」）

a) 令和2年度会計年度任用職員人件費（保育所）の金額

会計年度任用職員人件費（保育所）内訳	金額（円）
給与等（フルタイム）	537,867,026
報酬等（パートタイム）	326,228,027
共済組合等負担金（事業主負担分）	104,081,826
合計	968,176,879

b) 職員の種類

勤務形態	内容	根拠	給与等	職種
フルタイム	週38時間45分勤務するなど正規職員と同様の勤務	地方公務員法第22条の2第1項第2号	給与、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当	保育士、用務員、看護師、調理員
パートタイム	週38時間45分未満の勤務形態	地方公務員法第22条の2第1項第1号	報酬（本体、地域手当、時間外手当）、費用弁償（通勤手当）、期末手当（※週15.5時間以上の者のみ）	保育士、保育支援員、調理補助員、看護師

※会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2）

令和2年4月1日から導入された一般職の非常勤職員で、一会計年度を超えない範囲内で任用され、標準的な業務の量に応じてフルタイムの職とパートタイムの職に区分される。常時勤務を要する職とは職務の内容や性質が異なるが、服務及び懲戒、給付、勤務時間及び休暇など、常勤職員と同様に地方公務員法が適用される。

（参考）

地方公務員法第22条の2（令和2年4月1日改正施行）

（会計年度任用職員の採用の方法等）

第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。

一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員で

あって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

二 会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たっては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。

7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

c)業務内容

勤務形態	職種	業務内容
フルタイム	保育士	・配置基準に応じて正規職員を配置する事が困難なため会計年度任用職員（フルタイム）を採用し円滑な保育事業を行う。
		・一時的保育事業（公立5箇所）
		・統合保育（健全な児童と障害をもった児童を同じ環境のもとで保育する）の実施に伴う職員の配置
	用務員	・各園に1名の配置基準に応じて正規職員を配置する事が困難なため会計年度任用職員（フルタイム）を採用し円滑な用務業務を行う。
	看護師	・医療的ケアを要する児童の保育及び市立保育所全体の児童の健康・身体の発達に関する業務を行う。
	調理員	・正規職員が病気休暇等の長期の欠員となる場合に調理業務を行う。
パートタイム	保育士	・フルタイムの保育士だけでは、保育に支障が生じる時間帯、又は、朝夕の特例時間帯に保育業務を行う。
	保育支援員	・朝夕の特例時間帯に、保育士の資格は無いが、子育て支援員の資格を有し、保育業務を行う。

調理補助員	・8:30~13:00のうち、4.5時間又は4時間の調理・用務の補助業務を行う。
看護師	パートタイムで、医療的ケアを要する児童の保育及び市立保育所全体の児童の健康・身体の発達に関する業務を行う。

d) 支払い実績

① 給与等（フルタイム）

職種	延べ人数(人)	月平均人数(人)	給料(円)	地域手当(円)	時間外手当(円)	通勤手当(円)	期末手当(円)	合計(円)
保育士	1,861	155	380,826,158	23,038,704	6,343,656	5,806,452	85,224,498	501,239,468
看護師	12	1	2,911,200	0	0	60,500	618,630	3,590,330
用務員	155	13	22,951,168	1,371,216	763,749	390,700	4,790,690	30,267,523
調理員	16	1	2,226,000	133,560	63,570	48,500	298,075	2,769,705
合計	2,044	170	408,914,526	24,543,480	7,170,975	6,306,152	90,931,893	537,867,026

② 報酬等（パートタイム）

職種	延べ人数(人)	月平均人数(人)	報酬(本体)(円)	報酬(地域手当)円)	報酬(時間外手当)(円)	費用弁償(通勤手当)(円)	期末手当(円)	合計(円)
保育士	1,336	111	147,137,168	8,808,037	2,447,301	2,051,067	19,809,559	180,253,132
看護師	12	1	1,036,049	0	0	0	0	1,036,049
保育支援員	1,041	87	78,824,215	4,720,980	3,563,436	756,270	8,467,692	96,332,593
調理補助員	475	40	36,761,711	2,202,396	2,208,173	972,220	5,447,592	47,592,092
調理員	6	1	856,642	51,359	34,822	24,544	46,794	1,014,161
合計	2,870	239	264,615,785	15,782,772	8,253,732	3,804,101	33,771,637	326,228,027

③ 共済組合等負担金（事業主負担分）

納付月	社会保険額（円）	社保人数(人)	共済額（円）	共済人数(人)	金額合計（円）	人数合計（人）
5月	6,519,685	242	-	-	6,519,685	242
6月	6,511,852	242	-	-	6,511,852	242
7月	14,168,114	241	-	-	14,168,114	241
8月	6,501,315	242	-	-	6,501,315	242
9月	6,771,783	240	-	-	6,771,783	240
10月	7,064,222	241	-	-	7,064,222	241
11月	7,192,731	247	-	-	7,192,731	247
12月	7,177,024	247	-	-	7,177,024	247
1月	15,923,909	246	6,392,328	148	22,316,237	394
2月	2,351,353	101	6,439,159	149	8,790,512	250
3月	2,314,609	100	6,437,344	149	8,751,953	249
4月	2,316,398	100	-	-	2,316,398	100
合計	84,812,995	2,489	19,268,831	446	104,081,826	2,935

e) 会計年度任用職員の管理について

会計年度任用職員の出勤状況、勤務時間、時間外勤務の管理について担当者に質問したところ、出勤状況、勤務時間については、出勤簿により管理し、時間外勤務については、時間外勤務命令簿により管理しているという回答であった。出勤簿も時間外勤務命令簿も紙ベースによる管理となっているようである。

会計年度任用職員の給与・報酬等の計算システムについて担当者に質問したところ、会計年度任用職員の給与計算は、正規職員と同じシステムの別バージョンとして運用しているとの回答を得た。給与計算システムは、(株)ジーシーシー（前橋市所在）の e-suite という人事給与システムを使用しているとのことである。

7) 保育所運営管理（「児童福祉施設費」）

a) 保育所運営管理の5年間歳出額

保育所運営管理費の5年間推移は次のとおりである。

(単位：千円)

事業名	決算					予算
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度
保育所運営管理	330,938	335,773	335,296	328,721	338,642	366,694

b) 令和2年度の歳出について

令和2年度の保育所運営管理費の歳出内訳は次のとおりである。

項目(節・細節)	主な内容	予算(円)	決算(円)
報償費(①)	巡回指導・健康診断嘱託医謝金	6,596,000	5,491,092
旅費	職員の出張、研修等にかかる旅費	1,276,000	892,560
需用費/消耗品費(②)	保育園の運営に要する各種消耗品購入費	13,231,000	13,023,953
需用費/燃料費(③)	園で使用するプロパンガス等	3,171,000	2,215,155
需用費/食糧費	地域交流で使用したサツマイモ代	80,000	55,980
需用費/印刷製本費	卒園証書、卒園写真等	500,000	302,508
需用費/光熱水費(④)	電気、水道料金等	48,000,000	46,389,072
需用費/修繕費(⑤)	窓ガラス、洗濯機、設備など工事に至らない程度の修繕	16,566,000	16,526,750
その他需用費(⑥)	給食の材料、調理職員の被服、備品薬品など	166,350,000	164,244,412
役務費(⑦)	電話料金、保菌検査料、樹木剪定、家電リサイクル、清掃等各種手数料	6,930,000	6,383,352
委託料/業務委託料(指定管理料を除く)(⑧)	マイクロバス借上、職員採用時健康診断	2,156,000	1,149,346
委託料/施設・備品管理委託料(⑨)	警備、リフト等各種保守点検業務委託等	9,234,000	7,570,200

使用料及び賃借料 (⑩)	園舎、送迎用駐車場賃借料、タクシー 借上げなど	39,235,000	38,506,507
工事請負費（修繕）	仙波町保育園職員用駐車場舗装工事	2,954,000	2,953,500
原材料費	園庭用等の砂、石、土	340,000	207,900
備品購入費(⑪)	空調機器、冷蔵庫、洗濯乾燥機等	47,000,000	31,240,472
負担金、補助及び交付 金(⑫)	スポーツ保険、社協、保育士会、保育 協議会等負担金	1,550,000	1,301,415
その他支出（扶助費 他）	実費徴収に伴う補足給付等	1,525,000	187,903
合計		366,694,000	338,642,077

上記、令和2年度の歳出額の主な科目のうち、主として保育所ごとにどのような費用が計上されているかについて調査した。その内訳は以下のとおりであり、その中で監査人が注目した支出について、関連書類等の閲覧・担当課への質問等を実施した。

①) 報償費

報償費の支出は次のとおりである。特に問題となる支出は無い。

日付	内容	金額（円）
R2.8.28	総合保育巡回指導謝金	905,796
R2.10.5	市立保育所囑託医 園児健康診断謝金（眼科・歯科）	1,522,500
R2.10.5	市立保育所囑託医 園児健康診断謝金（内科前期）	826,500
R2.10.30	総合保育巡回指導等報償費	168,000
R2.11.2	総合保育巡回指導等報償費	112,000
R2.12.1	総合保育巡回指導等報償費	112,000
R2.12.14	総合保育巡回指導等報償費	112,000
R3.1.19	総合保育巡回指導謝金	905,796
R3.3.26	市立保育所囑託医 園児健康診断謝金（内科後期）	826,500
	合計	5,491,092

②) 需用費/消耗品費

保育所ごとの消耗品費は次のとおりである。20園の平均が65万円程度であり、各保育所に著しい支出の格差も無い。

保育所名	金額 (円)
中央保育園	702,849
仙波町保育園	635,671
神明町保育園	662,616
小室保育園	668,304
霞ヶ関保育園	511,572
名細保育園	703,092
大東保育園	700,486
古谷保育園	437,301
脇田新町保育園	679,405
今成保育園	681,381
高階保育園	804,351
新宿町保育園	780,689
霞ヶ関第二保育園	579,511
南古谷保育園	441,508
名細第二保育園	598,561
高階第二保育園	850,659
高階第三保育園	635,459
南古谷第二保育園	691,469
古谷第二保育園	389,389
川鶴保育園	869,680
合計	13,023,953

③) 需用費/燃料費

燃料費を計上している保育所は6園である。

保育所名	プロパンガス代 (円)
中央保育園	510,981
古谷保育園	343,739
名細第二保育園	364,796
高階第二保育園	411,273
古谷第二保育園	349,745
川鶴保育園	234,621
合計	2,215,155

④) 需用費/光熱水費

保育所ごとの光熱水費はつぎのとおりである。

(単位：円)

保育所名	都市ガス	上水道	下水道	電気	合計
中央保育園	0	1,107,150	628,429	1,290,761	3,026,340
仙波町保育園	346,660	471,218	292,875	1,174,376	2,285,129
神明町保育園	269,246	504,680	311,299	1,131,097	2,216,322
小室保育園	292,759	520,927	317,762	1,120,900	2,252,348
霞ヶ関保育園	312,750	476,630	0	1,100,491	1,889,871
名細保育園	1,673,173	606,419	366,272	1,223,683	3,869,547
大東保育園	804,509	579,953	0	1,233,687	2,618,149
古谷保育園	0	268,004	0	623,470	891,474
脇田新町保育園	1,084,646	610,126	366,355	1,381,572	3,442,699
今成保育園	836,474	430,430	270,105	1,165,861	2,702,870
高階保育園	308,015	493,493	304,562	1,508,434	2,614,504
新宿町保育園	310,215	551,881	336,957	1,381,504	2,580,557
霞ヶ関第二保育園	290,764	466,114	283,882	941,170	1,981,930
南古谷保育園	706,068	347,523	176,880	968,091	2,198,562
名細第二保育園	0	430,694	268,730	1,045,242	1,744,666
高階第二保育園	0	492,998	306,047	1,202,807	2,001,852
高階第三保育園	289,213	887,425	516,394	858,771	2,551,803
南古谷第二保育園	0	601,645	0	960,970	1,562,615
古谷第二保育園	0	275,110	0	881,950	1,157,060
川鶴保育園	340,103	824,065	476,712	1,159,894	2,800,774
合計	7,864,595	10,946,485	5,223,261	22,354,731	46,389,072

⑤) 需用費/修繕費

保育所ごとの修繕費はつぎのとおりである。

保育所名	使用額 (円)
中央保育園	841,698
仙波町保育園	591,910

神明町保育園	933,163
小室保育園	495,000
霞ヶ関保育園	641,355
名細保育園	556,050
大東保育園	3,159,310
古谷保育園	72,578
脇田新町保育園	1,671,800
今成保育園	704,000
高階保育園	743,160
新宿町保育園	163,977
霞ヶ関第二保育園	2,058,980
南古谷保育園	51,150
名細第二保育園	1,113,750
高階第二保育園	671,770
高階第三保育園	311,850
南古谷第二保育園	866,415
古谷第二保育園	109,934
川鶴保育園	768,900
合計	16,526,750

修繕費のうち、200万円を超過している大東保育園及び霞ヶ関第二保育園について、その内訳を調査したが、以下のとおりである。

A 大東保育園

修繕費内訳	金額(円)
調理室入口引戸修理	76,010
厨房室・休憩室空調機修繕	2,970,000
トイレ修繕	14,300
ガスヒートポンプエアコン内機修繕	92,400
ピアノ修繕	6,600
合計	3,159,310

厨房室・休憩室空調機修繕契約 2,970,000 円の事業者は、CC であり、調理済みの給食の腐敗防止、及び調理員の熱中症防止のため至急修繕を行うという理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約となっている。特に問題無し。

B 霞ヶ関第二保育園

修繕費内訳	金額(円)
門扉・スロープ修繕	462,000
調理室戸棚修理	17,600
厨房用エアコン修繕	1,517,780
外水道桝修繕	24,200
棚修繕	28,600
厨房室照明修繕	8,800
合計	2,058,980

厨房用エアコン修繕 1,517,780 円の事業者も、CC であり、調理室で作業をする職員が熱中症になる危険があるため、至急修繕を行うものであるという理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約となっている。特に問題無し。

⑥)その他需用費

その他需用費の大部分は、給食食材費である。給食食材費と医薬品購入費については、保育所ごとに把握しているが、被服費については 20 園全体での購入となっており保育所ごとの金額は不明である。

(単位：円)

保育所等	賄材料費（給食食材費）	被服費（夏）	被服費（冬・その他）	医薬品購入	合計
中央保育園	8,618,627			19,029	
仙波町保育園	7,988,619			18,774	
神明町保育園	9,957,495			25,075	
小室保育園	7,614,299			16,824	
霞ヶ関保育園	6,821,975			16,712	
名細保育園	8,440,427			19,367	
大東保育園	8,942,155			19,575	
古谷保育園	3,878,000			12,782	
脇田新町保育園	10,554,593			21,482	
今成保育園	7,605,842			19,250	

高階保育園	8,740,685			18,388	
新宿町保育園	9,940,787			25,591	
霞ヶ関第二保育園	7,477,003			18,264	
南古谷保育園	5,723,269			14,672	
名細第二保育園	7,982,963			18,589	
高階第二保育園	8,442,531			18,133	
高階第三保育園	8,308,678			19,305	
南古谷第二保育園	7,610,393			18,599	
古谷第二保育園	4,460,536			12,862	
川鶴保育園	9,257,593			25,947	
保育課	-			2,696	
合計	158,366,470	3,004,152	2,491,874	381,916	164,244,412

⑦) 役務費

役務費は、電話料と手数料が主な費用であり、保育所ごとに計上されているが、保菌検査料は、20園全体での契約となっている。

(単位：円)

保育所等	電話料	手数料	保菌検査料	合計
中央保育園	86,693	139,590		
仙波町保育園	67,404	129,360		
神明町保育園	74,249	211,970		
小室保育園	87,067	209,770		
霞ヶ関保育園	58,979	136,910		
名細保育園	67,853	639,070		
大東保育園	81,551	96,870		
古谷保育園	69,943	65,360		
脇田新町保育園	70,761	159,040		
今成保育園	65,729	292,490		
高階保育園	78,057	191,660		
新宿町保育園	84,126	316,360		
霞ヶ関第二保育園	69,679	135,590		

南古谷保育園	80,320	21,860		
名細第二保育園	73,898	400,810		
高階第二保育園	77,018	48,590		
高階第三保育園	72,445	41,110		
南古谷第二保育園	86,152	144,260		
古谷第二保育園	68,646	27,140		
川鶴保育園	83,579	636,980		
保育課	56,866	-		
名細通報	35,006	-		
南古谷通報	33,481	-		
合計	1,629,502	4,044,790	709,060	6,383,352

⑧)委託料/業務委託料

業務委託料は、園外保育バス送迎業務委託であるが、コロナウイルス感染症拡大防止対策により、ほとんど業務委託がされなかったようである。

日付	内容	金額（円）
R2.11.10	園外保育バス送迎業務委託（単価契約）10月分	51,040
R2.12.9	園外保育バス送迎業務委託（単価契約）11月分	1,008,810
-	職員採用時健康診断	89,496
合計		1,149,346

⑨)委託料/施設・備品管理委託料

施設・備品管理委託料は、20園全体での契約であり、業務委託は次のとおりである。

番号	内容	金額（円）	契約方法	契約受託者
①	浄化槽保守管理業務委託	379,500	随意契約	CY
②	警備保障業務委託	488,400	一般競争入札・長期継続契約	CZ
③	給食用リフト保守点検業務委託	299,200	随意契約	DA
④	暖房設備保守点検業務委託	177,100	随意契約	DB
⑤	消防設備保守点検業務委託	862,400	一般競争入札	DC
⑥	清掃業務委託	1,215,500	一般競争入札	DD

⑦	警備保障業務委託	488,400	一般競争入札・長期継続契約	DE
⑧	給水施設清掃業務委託	529,100	一般競争入札	DF
⑨	建築設備等定期点検業務委託	3,130,600	一般競争入札	DG
	合計	7,570,200		

契約対象の保育所は次のとおりである。下の①から⑨の番号は、上記表の①から⑨に対応している。

保育所名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
中央保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○
仙波町保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○
神明町保育園	-	○	○	○	○	○	○	○	○
小室保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○
霞ヶ関保育園	○	○	○	-	○	○	○	○	○
名細保育園	-	○	-	-	○	○	○	○	○
大東保育園	○	○	○	-	○	○	○	○	○
古谷保育園	○	○	-	-	○	○	○	-	○
脇田新町保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○
今成保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○
高階保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○
新宿町保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○
霞ヶ関第二保育園	-	○	○	-	○	○	○	-	○
南古谷保育園	-	○	○	-	○	○	○	-	○
名細第二保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○
高階第二保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○
高階第三保育園	-	○	○	○	○	○	○	○	○
南古谷第二保育園	-	○	○	○	○	○	○	○	○
古谷第二保育園	○	○	-	-	○	○	○	-	○
川鶴保育園	-	○	○	-	○	○	○	○	○

上記、業務委託契約のうち、金額の比較的大きい、「建築設備等定期点検業務委託」について、関係書類を閲覧し、手続が適正に行われているか監査した。

<建築設備等定期点検業務委託>

契約方法：制限付一般競争入札

入札参加条件・・・業種：建築設計

地域要件：市内本店、対象業者 14 者

その他：一級建築士事務所若しくは二級建築士事務所の登録を受けている者、又は、「特定建築物調査員資格者証」及び「建築設備検査員資格者証」の交付を受けている者、対象者 12 者

入札結果：9 者入札、3 者が最低価格で重複したため、電子くじより落札候補者 1 者を選定し、入札参加資格の事後審査を行って落札者を決定。最低制限価格で落札している。

落札者：DG

	税込（円）	税抜（円）
予定価格	3,914,064	3,558,240
最低制限価格	3,130,600	2,846,000
落札価格	3,130,600	2,846,000

特に問題無かった。

⑩) 使用料及び賃借料

使用料及び賃借料は、主として敷地の地代および駐車場の使用料である。

(単位：円)

保育所名	敷地	敷地	駐車場 (共通)	駐車場 (送迎 用)	駐車場 (送迎 用)	駐車場 (職員)	更新料	合計
中央保育園	4,883,448	-	-	-	-	-	-	4,883,448
仙波町保育園	-	-	-	1,296,000	-	-	108,000	1,404,000
神明町保育園	3,328,212	-	-	216,000	840,000	713,724	18,000	5,115,936
小室保育園	3,533,676	315,060	-	-	-	236,748	-	4,085,484
霞ヶ関保育園	-	-	-	144,000	-	177,396	-	321,396
名細保育園	4,870,680	-	-	-	-	513,792	-	5,384,472

大東保育園	-	-	-	125,532	-	-	-	125,532
古谷保育園	-	-	-	240,000	-	109,123	-	349,123
脇田新町保育園	-	-	-	-	-	-	-	0
今成保育園	5,563,680	-	-	1,380,744	-	-	-	6,944,424
高階保育園	-	-	-	-	-	-	-	0
新宿町保育園	-	-	3,455,568	-	-	-	-	3,455,568
霞ヶ関第二保育園	-	-	-	-	-	1,320,000	-	1,320,000
南古谷保育園	-	-	-	540,000	-	792,480	-	1,332,480
名細第二保育園	-	-	-	-	-	-	-	0
高階第二保育園	-	-	-	831,864	707,256	960,528	-	2,499,648
高階第三保育園	-	-	-	-	-	311,040	-	311,040
南古谷第二保育園	-	-	683,064	-	-	-	-	683,064
古谷第二保育園	-	-	-	-	-	121,046	-	121,046
川鶴保育園	-	-	-	-	-	-	-	0
合計	22,179,696	315,060	4,138,632	4,774,140	1,547,256	5,255,877	126,000	38,336,661
					タクシー借上げ料（10保育園）			113,210
					園外保育における保育士の公園入園料			54,200
					南古谷保育園のガス警報器リース代			2,436
					総計			38,506,507

①) 備品購入費

備品購入費の保育所ごとの内訳は次のとおりである。

保育所名	備品購入額 (円)
中央保育園	2,119,271
仙波町保育園	1,774,016
神明町保育園	528,000
小室保育園	1,641,934
霞ヶ関保育園	1,800,036
名細保育園	0
大東保育園	505,340
古谷保育園	1,272,632
脇田新町保育園	1,052,370
今成保育園	0
高階保育園	2,950,750
新宿町保育園	3,453,419
霞ヶ関第二保育園	23,100
南古谷保育園	28,280
名細第二保育園	1,488,773
高階第二保育園	0
高階第三保育園	3,144,542
南古谷第二保育園	2,513,624
古谷第二保育園	3,527,281
川鶴保育園	3,417,104
合計	31,240,472

備品購入額約 3 千万円のうち、約 2 千万円は、空調機の購入である。空調機の設置（納入）状況及び支出金額は以下のとおりである。

空調機の設置状況

納入場所（保育所）	台数
中央保育園	3
仙波町保育園	1
小室保育園	1

霞ヶ関保育園	3
古谷保育園	1
高階保育園	5
新宿町保育園	8
名細第二保育園	1
高階第三保育園	4
南古谷第二保育園	4
古谷第二保育園	6
川鶴保育園	8
合計	45

空調機購入に係る支出

受託者	金額(円)
DB	3,300,000
DB	2,645,500
DB	2,233,000
DB	3,355,000
DH	1,760,000
DI	2,418,900
CC	737,440
CC	755,282
CC	794,860
CC	642,840
CC	746,240
合計	19,389,062

上記支出については事務手続が適正に行われていた。

⑫)負担金、補助及び交付金

保育所ごとに把握できるのはスポーツ振興センター支出金額であり、会費は20園全体の支出である。

保育所名	スポーツ振興センター 支出済額（円）	金額(円)
中央保育園	31,445	
仙波町保育園	32,540	
神明町保育園	39,055	
小室保育園	27,395	
霞ヶ関保育園	27,375	
名細保育園	30,715	
大東保育園	32,850	
古谷保育園	16,845	
脇田新町保育園	33,580	
今成保育園	32,850	
高階保育園	32,285	
新宿町保育園	39,420	
霞ヶ関第二保育園	28,470	
南古谷保育園	21,955	
名細第二保育園	30,150	
高階第二保育園	36,975	
高階第三保育園	32,120	
南古谷第二保育園	29,200	
古谷第二保育園	17,885	
川鶴保育園	37,705	
合計	610,815	610,815
埼玉県保育士会会費のうち市負担分 (1/2)(2000 円×251 人 ×1/2)		251,000
埼玉県社会福祉協議会会費（公立保育所分）		114,600
埼玉県保育協議会会費（12,000 円×公立保育所数 20 園）		240,000
浄化施設管理費（古谷第二保育園）		72,000
埼玉県人権保育研究会 分担金		5,000
埼玉県保育所栄養士研究会会費		8,000
合計		1,301,415

8) 保育所耐震化及び保育所整備事業（「児童福祉施設費」）

a) 5年間の支出について

過去5年間の保育所耐震化事業及び保育所整備事業の支出は次のとおりである。

(単位：千円)

科目	決算					予算
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度
保育所耐震化事業	0	9,461	60,498	0	0	0
保育所整備事業	18,098	16,577	0	34,048	0	0

b) 南古谷保育園の保育所耐震化事業支出について

南古谷保育園について耐震診断の結果、補強設計の基準を満たさないため、仮園舎の整備・移転を行い、現在の園舎の場所に新園舎を建て替え、令和2年4月開園に向け、準備を進めたものである。

事業実績

年度	事業内容	決算額（円）
H26	耐震診断実施	1,544,400
H27	耐震診断追加調査実施	571,320
H28	施設整備方針検討	0
H29	施設整備方針策定、地質調査等	9,461,046
H30	仮園舎へ移転、旧園舎解体工事	60,498,479

平成30年度の支出が多額となったので、支出の内訳を確認したところ、次の表のようになった。

平成30年度支出内訳

科目	内容	金額（円）
需用費	消耗品費	271,597
委託料	南古谷保育園新築工事設計業務委託(A)	13,608,000
	保育園配食サービス業務委託	259,815

使用料及び賃借料	仮園舎用地賃借料	3,575,292
	仮園舎駐車場賃借料	1,120,854
	仮園舎リース料(B)	17,595,852
工事請負費	南古谷保育園解体工事(C)	23,502,960
	仮園舎アコーディオンカーテン取付工事	345,600
庁用器具費	スチールラック(仮園舎)他	218,509
合計		60,498,479

以下、A、B及びCについて内容をチェックした。

A 南古谷保育園新築工事設計業務委託

契約方法：制限付一般競争入札

入札参加条件・・・業種：建築設計

地域要件：市内本店、対象業者 12 者

入札結果：11 者入札、第一回で落札。

落札者：DJ

価格	税込（円）	税抜（円）
予定価格	14,806,800	13,710,000
最低制限価格	11,543,040	10,688,000
落札価格	13,608,000	12,600,000

【意見 29】支出命令に係る事務手続きは迅速に行うべき

南古谷保育園新築工事設計業務委託については、平成 30 年 10 月 31 日に委託業務検査報告が提出され、川越市として同日、検査完了を確認した（合格通知）が、支出命令書は平成 31 年 2 月 18 日に作成され、2 月 22 日に決裁されており、支払いが平成 31 年 3 月 1 日に行われている。委託先の請求書の発行日が 2 月 18 日となっており、請求書の発行が遅れたため、支出命令書の手続きも遅れたものと推察される。検査終了後、遅滞なく請求書の受領が行われ、支出命令書の手続きが実施されるように、委託先に対して請求書の発行事務が遅延しないように十分指導していただきたい。

B 仮園舎リース料

契約方法：制限付一般競争入札

期間：平成30年10月1日から令和2年3月31日まで（18か月）

入札参加条件・・・業種：賃貸業務（リース含む）

地域要件：市内本店、市内営業所、県内業者

対象業者115者、業者選考により3者

入札結果：3者入札、第1回で落札。

落札者：DK

価格	税込（円）	税抜（円）
予定価格（月額）	6,111,111	5,658,437
最低制限価格	-	-
落札価格（月額）	2,932,642	2,715,410

契約価額：月額2,932,642円×18か月＝52,787,556円

平成30年度：月額2,932,642円×6か月＝17,595,852円（平成30年10月～平成31年3月）

C 南古谷保育園解体工事

契約方法：制限付一般競争入札

入札参加条件・・・業種：解体、とび・土工

地域要件：市内本店、対象業者45者

入札結果：3者入札、1者無効、第一回で落札。

落札者：DL

価格	税込（円）	税抜（円）
予定価格	25,812,000	23,900,000
最低制限価格	23,230,800	21,510,000
落札価格	23,230,800	21,510,000

DLは、最低制限価格と同一価格で落札している。

入札事務及び最低制限価格の計算は適正に行われていた。

なお、工事の進行中に、アスファルト防水撤去の追加工事により、適切に272,160円増額変更がなされ、最終支出は23,502,960円となっている。

c) 保育所の耐震補強について

保育所耐震化は、建築基準法の昭和 57 年改正以前の建物が、耐震診断、耐震補強の対象施設と考えられるため、対象の施設には、診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事等を行っている。

南古谷保育園が令和 2 年度に新築工事を実施した結果、耐震化が必要な保育所の全ての耐震化が終了している。

No.	保育所名	定員 (人)	設置年月 日(A)	建築年月 日(B)	構造	R3 年 度まで の経過 年数	耐震 診断 実施 年度	耐震補 強実施 年度
1	古谷保育園	60	S44.5.1	S44.5.1	W	52	—	H21
2	霞ヶ関第二保育園	90	S49.4.1	S49.4.1	RC	47	H21	H25
3	新宿町保育園	120	S48.4.1	S50.4.1	RC	46	H21	—
4	名細第二保育園	90	S51.4.1	S51.4.1	RC	45	H21	H23
5	高階第二保育園	120	S52.4.1	S52.4.1	RC	44	H21	H24
6	神明町保育園	120	S27.7.1	S53.4.1	RC	43	H21	—
7	高階第三保育園	90	S54.4.1	S54.4.1	RC	42	H22	—
8	南古谷第二保育園	90	S56.4.1	S56.4.1	RC	40	H22	—
9	古谷第二保育園	60	S58.4.1	S58.4.1	RC	38	—	—
10	川鶴保育園	120	S60.4.1	S60.4.1	RC	36	—	—
11	仙波町保育園	90	S25.6.1	S61.10.1	RC	35	—	—
12	中央保育園	90	S35.4.1	S63.4.1	RC	33	—	—
13	小室保育園	80	S32.4.1	H3.4.1	RC	30	—	—
14	霞ヶ関保育園	80	S39.5.1	H5.4.1	RC	28	—	—
15	高階保育園	90	S46.4.1	H8.4.1	RC	25	—	—
16	脇田新町保育園	100	S44.4.1	H11.4.1	RC	22	—	—
17	今成保育園	90	S46.4.1	H13.4.1	S	20	—	—
18	大東保育園	90	S43.4.1	H14.4.1	S	19	—	—
19	名細保育園	90	S42.4.1	H16.4.1	S	17	—	—
20	南古谷保育園	70	S49.6.10	R2.3.16	RC	1	H26	R2

この表で、構造を表すアルファベットは以下の意味である。

W : 木造

RC : 鉄筋コンクリート造

S : 鉄骨造

市立保育所耐震診断結果 一覧

No.	保育所名	構造	面積(㎡)	耐震診断結果 (最低 Is 値)	対応状況
1	神明町保育園	鉄筋コンクリート造	751.41	0.731	耐震性が確保されている
2	新宿町保育園	鉄筋コンクリート造	763.16	0.633	耐震性が確保されている
3	霞ヶ関第二保育園	鉄筋コンクリート造	590.00	0.476	H25 年度補強工事を実施、Is0.6 以上が確保されている
4	名細第二保育園	鉄筋コンクリート造	614.73	0.433	H23 年度補強工事を実施、Is0.6 以上が確保されている
5	高階第二保育園	鉄筋コンクリート造	761.11	0.452	H24 年度補強工事を実施、Is0.6 以上が確保されている
6	高階第三保育園	鉄筋コンクリート造	614.87	0.651	耐震性が確保されている
7	南古谷第二保育園	鉄筋コンクリート造	829.56	0.843	耐震性が確保されている

<耐震診断の対象園について>

建築物の耐震改修の促進に関する法律第 6 条に基づき、昭和 56 年 6 月に適用された「新耐震設計基準」以前に設計・建築された建築物で、2 階建てかつ延べ面積 500 ㎡以上の保育園は耐震診断及び耐震補強を行うよう努めなければならない(同法第 14 条、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第 6 条第 2 項)とあり、川越市では 7 園が対象となった。

<耐震診断結果 (Is 値) について>

Is 値とは耐震診断の結果、建物の粘り強さに形状や経年を考慮して算出される構造耐震指標で、その最小値を表記している。なお、国の基準では Is 値の目安を次のように定めており、川越市の方針としては、「川越市建築物耐震改修促進計画」において示されている Is 値 0.6 以上を目標に耐震化を進めている。

(国の基準)

Is 値 0.3 未満	大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い
Is 値 0.3 以上 0.6 未満	大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性がある
Is 値 0.6 以上	大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い

霞ヶ関第二保育園、名細第二保育園及び高階第二保育園については、Is 値 0.6 以上となる工事仕様書に基づいて工事を実施しており、工事完了報告を実施した結果、仕様書内容をクリアし、検査に合格していることから、構造上 Is 値 0.6 以上となる補強工事を実施したことになる。

しかし、耐震診断の委託先は次の 2 者であり、Is 値の判定指標がそれぞれ異なっている。

委託先	合格の判定指標
A 社団法人埼玉建築設計監理協会	Is 値 0.6
B 社団法人建築研究振興協会	Is 値 0.75

社団法人建築研究振興協会では 0.75 未満の構造では「耐震性能を満足しない」という結論となっている。また、文部科学省では学校施設耐震性能として、Is 値 0.7 以上の安全性を求めており、耐震性能条件は次のとおりとなる（「学校施設耐震化推進指針」）。

Is 値 0.3 未満	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い
Is 値 0.3 以上 0.7 未満	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある
Is 値 0.7 以上	地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い

川越市では、「川越市建築物耐震改修促進計画」において示されている Is 値 0.6 以上を目標に耐震化を進めており、市立保育所については耐震診断結果、耐震補強が必要な全ての施設について耐震補強を実施しており、Is 値 0.6 以上が確保されている。しかし文部科学省では学校施設について Is 値 0.7 以上という安全性を求めている。これについては、学校などの施設では災害時等に避難所として利用されることを鑑み、より安全性の高い Is 値 0.7 以上という目標を求めていると考えられる。学校施設と保育施設とは所管が違うということもあるが、施設としては同じような耐震に対する安全性を考えていくことも必要ではないかと考える。

【意見 30】古谷保育園の建替えの検討も必要

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表一」によれば、住宅・学校・寄宿舎等で木造建築の耐用年数は 22 年、鉄骨鉄筋又は鉄筋コンクリート造の耐用年数は 47 年となっている。この省令は、あくまで減価償却の際に使用する耐用年数を定めており、資産の経済的耐用年数を示したものではないが、参考にはなる。この耐用年数からする

と、木造建築の古谷保育園は建物の経過年数が52年となっており、耐用年数から30年も経過していることになり、また木造建築ということで、特約が適用できず実損割合100%の建物総合損害共済に加入し、分担額がその分高額となっていることから、建替えの検討も必要と考えられる。

d) 保育所整備事業について

過去5年間において次の支出が行われている。

(単位：円)

年度	工事請負費	修繕費	合計
H28	15,098,400	2,999,160	18,097,560
H29	16,576,715	0	16,576,715
H30	0	0	0
R1	24,571,800	9,476,350	34,048,150
R2	0	0	0

工事請負費について

年度	工事名	金額(円)
H28	川越市立神明町保育園外壁等改修工事(A)	15,098,400
H29	川越市立新宿町保育園外壁等改修工事(B)	16,576,715
R1	川越市立高階第三保育園外壁等改修工事(C)	24,571,800

以下、A、B及びCについて内容をチェックした。

A 川越市立神明町保育園外壁等改修工事(平成28年度)

契約方法：制限付一般競争入札

入札参加条件・・・業種：建築、格付C

地域要件：市内本店、対象業者36者

入札結果：7者入札、最低制限価格未満で1者無効、第一回で落札。

落札者：DM

価格	税込(円)	税抜(円)
予定価格	16,632,000	15,400,000
最低制限価格 ※	14,624,280	13,541,000
落札価格	14,636,160	13,552,000

外壁等調査の結果により、補修箇所が増加等で、462,240 円の増加変更手続が行われ、最終的には 15,098,400 円の支出となった。

※最低制限価格の計算について

平成 28 年度の建設工事の最低制限価格の計算方法は以下のとおりである。

(平成 25 年 7 月～平成 29 年 3 月)

①直接工事費×95%

②共通仮設費×90%

③現場管理費×80%

④一般管理費等×55%

上記合計額 (①+②+③+④) に調整額を加算した率 99% を乗じて算出。

但し、上限=予定価格×90%、下限=予定価格×70% の範囲内

この基準に基づいた計算結果は以下のとおりである。

科目	①金額 (税抜：円)	②比率	③金額 (税抜：円) (①×②)	
直接工事費	11,218,477	0.95	10,657,553	
共通仮設費	507,458	0.90	456,712	
現場管理費	2,174,478	0.80	1,739,582	
一般管理費等	1,499,587	0.55	824,773	
合計	15,400,000		13,678,621	a
調整率		99%	13,541,834	
	a を「千円未満切り捨て」にする		13,541,000	X

	①金額 (税抜：円)	②比率	③金額 (税抜：円) (①×②)	
予定価格	15,400,000	0.9	13,860,000	Y
予定価格	15,400,000	0.7	10,780,000	Z

Z < X < Y

最低制限価格の計算は適正に行われていた。

B 川越市立新宿町保育園外壁等改修工事（平成 29 年度）

契約方法：制限付一般競争入札

入札参加条件・・・業種：建築、格付 C

地域要件：市内本店、対象業者 32 者

入札結果：辞退 1 者、最低制限価格を下回ったため無効 5 者、第一回入札で落札。

落札者：DN

価格	税込（円）	税抜（円）
予定価格	16,988,400	15,730,000
最低制限価格※	15,289,560	14,157,000
落札価格	15,595,200	14,440,000

落札手続等は適正に実施されていた。後日、外壁調査の結果、補修箇所が増加・外装仕上げの変更により、契約の内容変更（税込 981,515 円増額変更）が行われ、最終価格は 16,576,715 円となった。

※平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月の最低制限価格の計算方式は、調整額廃止により、上記平成 28 年度の計算方式から 99%を乗じない計算となっている。最低制限価格の計算は適正に行われていた。

C 川越市立高階第三保育園外壁等改修工事（令和元年度）

契約方法：制限付一般競争入札

入札参加条件・・・業種：建築、格付 B

地域要件：市内本店、対象業者 19 者

入札結果：第 1 回入札は 4 者入札、3 者同額で電子くじにより決定。

落札者：DO

価格	税込（円）	税抜（円）
予定価格	26,026,000	23,660,000
最低制限価格 ※	23,403,600	21,276,000
落札価格	23,423,400	21,294,000

外壁等調査、試験施工の結果により、改修工事の追加、仕様塗料の変更等により、1,148,400 円増加の変更手続が適正に行われ、最終的に 24,571,800 円となった。

※最低制限価格の計算について

「川越市建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準 3 設定基準 (1) 工事の請負契約」に基づいて当該工事の最低制限価格を計算すると次のようになる。

科目	①金額 (税抜：円)	②比率	③金額 (税抜：円) (①×②)	
直接工事費	15,479,188	0.97	15,014,812	
共通仮設費	2,439,599	0.90	2,195,639	
現場管理費	2,594,530	0.90	2,335,077	
一般管理費等	3,146,683	0.55	1,730,676	
合計	23,660,000		21,276,204	a
	a を「千円未満切り捨て」にする		21,276,000	X

	①金額 (税抜：円)	②比率	③金額 (税抜：円) (①×②)	
予定価格	23,660,000	0.92	21,767,200	Y
予定価格	23,660,000	0.75	17,745,000	Z

Z < X < Y

最低制限価格の計算は適正に行われていた。

(参考) 川越市建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準 (令和元年 9 月 18 日 決裁)

3 設定基準

(1) 工事の請負契約

ア 最低制限価格は、次の(ア)から(エ)までに掲げる額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。

(ア) 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

(イ) 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(ウ) 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

(エ) 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

イ アにより算定した額が次のいずれかに該当する場合には、アに関わらず、それぞれに定める額を最低制限価格とする。

(ア) 予定価格(税込)に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合 予定価格(税抜)に10分の9.2を乗じ、千円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額

(イ) 予定価格(税込)に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合 予定価格(税抜)に10分の7.5を乗じ、千円未満の端数を切り上げた額に100分の110を乗じて得た額

ウ 特に必要があると認められる場合においては、ア又はイにかかわらず、規則第10条第3項第1号に規定する範囲内において別に定める額を最低制限価格とすることができる。

川越市契約規則

(最低制限価格)

第十条 令第六十七条の十第二項の規定により最低制限価格を設けるときは、前条第二項及び第三項の例によりその価格を定め、これを封書にして、開札の際、これを開札の場所に置くものとする。ただし、予定価格に併記した場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、市長が特に必要と認めるときは、最低制限価格を封書にし、開札の際、これを開札場所に置くことを要しない。

3 最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める基準によるものとする。

一 工事又は製造の請負の契約 予定価格の十分の七・五から十分の九・二までの範囲内において市長が定める額

二 測量業務に係る請負の契約 予定価格の十分の六から十分の八・二までの範囲内において市長が定める額

三 建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務に係る請負の契約 予定価格の十分の六から十分の八までの範囲内において市長が定める額

四 地質調査業務に係る請負の契約 予定価格の三分の二から十分の八・五までの範囲内において市長が定める額

五 前各号に掲げる契約以外の請負の契約 予定価格の十分の七の額

(7) 施設型給付費等の支給

1) 総論

平成 27 年 4 月より始まった子ども・子育て支援制度では、認定こども園や、新制度に移行した幼稚園、保育所、小規模保育所等について、国で定めた公定価格（子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定され、「認定区分」「保育必要量」「施設の所在する地域」等を勘案して算定されている）から市町村が定めた額（利用者負担額）を控除した額を施設型給付費又は委託費（保育所のみ）として、市が施設に対して支払いを行う。

保育施設ごとの認定及び給付費等の支給に関しては、次の表のようにまとめられる。○を付した部分が支給対象である。

施設名		子ども・子育て支援法 給付費等の支給		
		施設型給付費 (第 27 条)	地域型保育給付 費 (第 29 条)	施設等利用費(第 30 条の 11)
教育・保育 施設	新制度私立幼稚園	○	-	○※
	公立保育所	○	-	-
	法人保育所	○	-	-
	認定こども園	○	-	○※
地域型保 育施設	小規模保育施設	-	○	-
	事業所内保育施設	-	○	-
認可外保 育施設	病院内保育施設	-	-	○
	事業所内保育施設・企 業主導型保育事業			
	ベビーホテル			
	その他の保育施設			
	居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)			

※ 預かり保育のみ

2) 施設型給付費等（保育所等）

いわゆる「子どものための教育・保育給付」であり、教育・保育給付認定を受けた子どもが、認可保育施設を利用した場合に、その費用を支給するものである。

① 目的及び内容

保育所等における円滑な保育の実施を行うために、児童福祉法第 24 条に基づき市内の法人保育所及び市外の公立・法人保育所等に保育を委託し、その保育所等に対して、子ども・子育て支援法第 27 条の規定により施設型給付費を、同法附則第 6 条により委託費を支払う。また、川越市内の市立保育所で保育を受託した他市区町村に対して施設型給付費を請求する。

② 費用負担

国が特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定する「公定価格」から、市町村が国の基準を限度として、保護者世帯の所得状況等を勘案して定める「利用者負担額」を控除した額を「施設型給付費」として事業者へ支給する。

「公定価格」－「利用者負担額」＝「施設型給付費」

公定価格	施設類型ごとに単価表があり、定員、利用児童の年齢、保育の利用量及び施設の加算適用状況等によって児童一人当たりの単価が決まる。単価にはどの施設にも変わらず適用される「基本分単価」と施設の状況に応じて適用内容が変わる「加算部分」がある。
	公定価格＝児童一人当たりの単価×利用児童数
	単価表は毎年度改定されるほか、人事院勧告を受けて年度末ごろにも改定がある。通常は人事院勧告がプラスの改定であれば、4月に遡及適用し、マイナスの改定であれば、遡及が無い。
	加算状況の変更や単価表の改正、請求誤りなどは全て年度内に精算する必要がある。
利用者負担額	利用者負担額は一般的に保育料として徴収されるもので、本人が負担すべき金額である。金額は市民税額等に基づき、入所担当で算定している。教育認定児童及び3歳以上児は無償化により無料。

この場合、支給対象は利用者となるが、利用者の一時的な負担を減じるため、事業者が代理として支給を受けることとなる（法定代理受領）。

しかし、保育所での保育は市町村が実施することとされていることから、公立保育所及び私立保育所の利用者負担額の徴収も市が直接行っているため、実際には、事業者に対して公定価格の満額を給付している。

なお、私立保育所への給付は委託費として位置づけられており、法定代理受領の扱いとなっていない。

負担割合

	国	県	市
施設型給付費等の負担割合	2	1	1

③ 5年間の支出額

(単位：千円)

科目	決算					予算
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度
施設型給付費等（保育所）	2,713,717	3,111,491	3,410,681	3,777,153	4,116,368	4,125,545

④ 施設型給付費等の5年間支給額の内訳

(単位：千円)

川越市管内かの別	施設	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
管内	私立保育所	2,618,103	2,967,976	3,133,373	3,346,682	3,619,518
	認定こども園	39,561	74,921	218,044	339,988	443,204
管外	私立保育所	38,280	53,344	46,500	31,284	33,214
	公立保育所	16,023	10,328	10,146	8,055	11,389
	認定こども園	1,750	4,922	2,618	5,557	9,043
合計		2,713,717	3,111,491	3,410,681	3,731,566	4,116,368

※令和元年度は、施設型給付費 3,731,566 千円以外に子どものための教育保育給付費負担金の償還金 45,586 千円の支出があり、合計で 3,777,153 千円となっている。

⑤ 施設型給付費等の支給施設数

(単位：園)

川越市管内かの別	施設	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
管内	私立保育所	28	30	31	33	36
	認定こども園	1	2	4	6	7
管外	私立保育所	51	43	49	44	39
	公立保育所	16	16	20	9	12
	認定こども園	6	8	5	6	8
合計		102	99	109	98	102

⑥ 管内施設の1園当たりの施設給付費等

(単位：千円)

	施設	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
管内	私立保育所	93,504	98,933	101,077	101,415	100,542
	認定こども園	39,561	37,461	54,511	56,665	63,315

3) 地域型保育給付費（小規模保育等）

① 目的及び内容

地域型保育事業における円滑な保育の実施を行うため、特定地域型保育事業者に対して子ども・子育て支援法第29条の規定による地域型保育給付費を支払う。

② 費用負担

国が特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定する「公定価格」から、市町村が国の基準を限度として、保護者世帯の所得状況等を勘案して定める「利用者負担額」を控除した額を「地域型給付費」として事業者を支給する。

「公定価格」－「利用者負担額」＝「地域型給付費」

この場合、支給対象は利用者となるが、利用者の一時的な負担を減じるため、事業者が代理として支給を受けることとなる（法定代理受領）。

③ 5年間の支出額

(単位：千円)

科目	決算					予算
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R2年度
地域型保育給付費（小規模保育等）	526,968	720,742	888,701	1,021,110	1,057,381	1,109,754

④ 地域型保育給付費の5年間の支給金額内訳

(単位：千円)

川越市管内かの別	施設	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
管内	小規模保育	509,237	647,869	713,998	739,208	708,087
	事業所内保育	0	46,501	144,415	257,007	326,864
管外	小規模保育	11,681	17,265	11,979	14,618	12,904
	事業所内保育	6,050	9,108	18,309	10,277	9,525
合計		526,968	720,742	888,701	1,021,110	1,057,381

⑤ 地域型保育給付費の支給施設数

(単位：園)

川越市管内かの別	施設	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
管内	小規模保育	15	18	19	19	19
	事業所内保育	0	2	6	9	10
管外	小規模保育	6	13	11	10	9
	事業所内保育	3	7	8	7	5
合計		24	40	44	45	43

⑥ 管内施設の1園当たりの地域型保育給付費

(単位：千円)

	施設	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
管内	小規模保育	33,949	35,993	37,579	38,906	37,268
	事業所内保育	0	23,250	24,069	28,556	32,686

4) 施設等利用給付費等（認可外保育施設等）

① 目的及び内容

少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の負担軽減を図るため、認可外保育施設等（児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項）を利用する保護者に対して、子ども・子育て支援法第 30 条の 11（施設等利用費）の規定により施設利用料の一部を支給する。

支給金額は 3 歳から 5 歳までの子どもを持つ保護者に対し、月額 37,000 円までを上限とし、0 歳から 2 歳までの子どもを持つ、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の保護者に対しては、月額 42,000 円を上限とする。

② 5 年間の支出額

（単位：千円）

科目	決算					予算
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R2 年度
施設等利用給付費等（認可外保育施設等）	0	0	0	27,700	53,779	57,850

5) 施設型給付費等（幼稚園等）

a) 令和 2 年度の支出内訳

施設型給付費等（幼稚園等）内訳	金額（円）
施設型給付費	329,548,736
一時預かり事業	19,295,820
実費徴収に係る補足給付事業	0
令和元年度子どものための教育・保育給付費県費負担金の償還	19,544
令和元年度埼玉県教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金の償還	15,740
令和元年度子ども・子育て支援交付金の確定による返納金	3,788,000
合計	352,667,840

b) 施設型給付費

① 目的及び内容

認定こども園又は新制度に移行している幼稚園に通う教育認定（1号）の子どもに対しての施設型給付費（子ども・子育て支援法第27条）である。

川越市の幼稚園は全て未移行の幼稚園であり、この支出に含まれるのは、認定こども園の教育認定（1号認定）の給付費と市外の新制度幼稚園の給付費の合計である。

② 費用負担

国が特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して設定する「公定価格」から、市町村が国の基準を限度として、保護者世帯の所得状況等を勘案して定める「利用者負担額」を控除した額を「施設型給付費」として事業者に支給する。

「公定価格」－「利用者負担額」＝「施設型給付費」

この場合、支給対象は利用者となるが、利用者の一時的な負担を減じるため、事業者が代理として支給を受けることとなる（法定代理受領）。

教育認定子どもに係る施設型給付費は、私立幼稚園に係る従来为国・地方の費用負担状況等を踏まえ、当分の間、「全国统一費用部分」と「地方単独費用部分」を組み合わせ、一体的に支給する。

i 全国统一費用部分（令和元年度：公定価格の73.8%）：公定価格から地方単独費用部分を控除した残額

ii 地方単独費用部分（令和元年度：公定価格の26.2%）：公定価格と国庫補助対象額の差額

③ 負担割合

	国	県	市
全国统一費用部分（負担金）	2	1	1
地方単独費用部分（補助金）	-	1	1

c) 川越市一時預かり事業（幼稚園型）補助金

① 目的及び内容

川越市一時預かり事業（幼稚園型）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、一時預かり事業（幼稚園型）を行う実施施設に対し、補助金を交付するものである。

補助対施設	補助対象事業	補助対象経費
ア 幼稚園であって、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に基づく施設型給付費の支給に係る施設として市長が確認したもの	一時預かり事業（幼稚園型）（=子ども・子育て支援法第 59 条第 1 項第 10 号に規定する一時預かり事業のうち、幼稚園型Ⅰ及び幼稚園型Ⅱにより児童を預かり、必要な保護を行う事業）	事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの （１）人件費（職員の給与、福利厚生費をいう。） （２）事業費（給食費、被服費、手数料、使用料、賃借料等をいう。） （３）事務費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、保険料等をいう。）
イ 認定こども園であって、子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に基づく施設型給付費の支給に係る施設として市長が確認したもの	幼稚園型Ⅰ：認定こども園等において、園則で定める教育時間の前後、休日又は長期休業日に児童を一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう（幼稚園型Ⅱを除く）。	
ウ 幼稚園であって、一時預かり事業（幼稚園）を実施する施設	幼稚園型Ⅱ：幼稚園において、保育を必要とする 2 歳児を定期的に預かり、必要な保護を行う事業をいう（幼稚園型Ⅰを除く）。	

なお、川越市では、幼稚園型Ⅱの対象施設は無い。

補助金額は、各補助単価に一時預かり事業を利用した園児の年間延べ人数を乗じて算出した金額に一定の加算額の合計額とする。

園児 1 人当たりの補助単価は以下のとおりである。

（平日）

預かり時間（教育時間を除く）	～4 時間	5 時間	6 時間	7 時間～
基本分	400 円※			
長時間加算	-	150 円	300 円	450 円

※年間延べ利用児童数 2,000 人以下の場合 160 万円÷平日の年間延べ利用児童数-400 円

（休日・非在園児）

預かり時間（教育時間を除く）	～8 時間	9 時間	10 時間	11 時間～
基本分	800 円			
長時間加算	-	150 円	300 円	450 円

(長期休業日)

預かり時間	～4 時間	5 時間	6 時間	7 時間	8 時間	9 時間	10 時間	11 時間～
基本分	400 円				800 円			
長時間加算	-	100 円	200 円	300 円	-	150 円	300 円	450 円

加算額は次のとおりである。

補助単価の種類	補助単価 (日額) (円)
特別な支援を要する児童 (要綱第 4 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する児童)	4,000

加算の種類	加算単価 (年額) (円)
就労支援型施設加算 (配置月数※が 6 箇月以上)	1,383,200
就労支援型施設加算 (配置月数※が 6 箇月未満)	691,600
保育体制充実加算 I	2,892,400
保育体制充実加算 II	1,446,200

※「配置月数」とは要綱第 5 条第 1 項第 3 号における事務職員の当該年度の配置月数 (1 月に満たない端数が生じるときは 1 月とする) をいう。

6) 施設等利用給付費等 (幼稚園等)

a) 令和 2 年度の支出内訳

施設等利用給付費等負担金 (幼稚園等) 内訳	金額 (円)
新制度未移行幼稚園保育料	1,460,764,900
新制度未移行幼稚園預かり保育料 認定こども園一時預かり事業 (幼稚園型)	49,500,611
新制度未移行幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業	19,269,104
合計	1,529,534,615

b) 新制度未移行幼稚園保育料

(子ども・子育て支援法第 30 条の 11 (施設等利用費))

① 目的及び内容

少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の負担軽減を図るため、幼稚園等を利用する保護者に対して、子ども・子育て支援法第 30 条の 11 (施設等利用費の支給) の規定により、施設利用料の一部を支給する。対象施設は、子どものための教育・保育給付の対象外である新制度未移行幼稚園である。

② 支給金額

・入園料、保育料については、月額 25,700 円を上限とする。

c) 新制度未移行幼稚園預かり保育料及び認定こども園一時預かり事業幼稚園型

① 目的及び内容

川越市私立幼稚園預かり保育補助金交付要綱に基づき預かり保育事業を行う未移行幼稚園および川越市一時預かり事業 (幼稚園型) 実施要綱に基づき、一時預かり事業を行う認定こども園の利用者に対して、支出した負担金の額である。

なお、川越市一時預かり事業 (幼稚園型) 補助金については、「5) 施設型給付費等 (幼稚園等) 」にて前述している。

② 支給金額

預かり保育料等については、保育の必要性の認定を受けた場合のみ、「450 円×利用日数」とし、月額 11,300 円を上限とする。

d) 新制度未移行幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業

① 目的及び内容

子ども・子育て支援法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定保護者及び第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用 (以下「実費徴収額」という。) の一

部を補助することにより、当該子どもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用を図り、その健やかな成長を支援することを目的とする。

② 支給金額

「川越市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」に基づき、事業の種類、対象者及び給付額をまとめると、次の表のようになる。

事業	対象者	給付額
教育・保育給付認定保護者が日用品、文房具その他の特定教育・保育等に必要な物品の購入に要する費用（食材費を除く。）又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用として支払うべき実費徴収額に対して、その一部を補助するもの	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留法人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者とする。	子ども子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども1人当たり月額2,500円（実費徴収額が2,500円を下回る場合は、当該実費徴収額）
施設等利用給付認定保護者が副食材費に要する費用として支払うべき実費徴収額に対して、その一部を補助するもの	子ども・子育て支援法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援（特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が提供するものに限り、子ども・子育て支援法第7条第10項第5号の事実該当するものを除く。）を受ける施設等利用給付認定子ども（子ども・子育て支援法第30条の8第1項に規定する施設利用給付認定子ども。ただし、満3歳以上のものに限る。）に係る施設等利用給付認定保護者であって、次の（1）から（3）のいずれかに該当するものとする。 （1）施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民	施設等利用給付認定子ども1人当たり月額4,500円（実費徴収額が4,500円を下回る場合は、当該実費徴収額）

税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満であるもの。なお、特定子ども・子育て支援を受けた月が属する年度の市町村民税所得割合算額により判定するものとする。

（2）子ども・子育て支援法施行令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子どもが同一の世帯に三人以上いる場合の負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども（最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）がいる者。

（3）子ども・子育て支援法施行令第15の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。なお、特定子ども・子育て支援を受けた月が属する年度の市町村民税により判定するものとする。

7) 施設型給付費等のチェックについて

「川越市施設型給付・地域型保育給付事務取扱要綱」(以下「事務取扱要綱」という。)によれば、施設型給付費等に関する請求・支払等事務手続の流れは次のとおりである。

<施設型給付費等の請求・支払等の手続>

① 施設型給付費等の加算又は調整の認定の申請

・施設型給付費等の請求に関し、算定に関する基準等の規定による加算又は調整を受けたいとき又は申請した内容に変更のあるときは、特定教育・保育施設公定価格加算・調整項目(変更)申請書を、認定事由を証明する書類を添付して提出する。

・「事務取扱要綱」別表第1に掲げる加算については、12月末までに申請する。

・処遇改善加算の認定を受けるための手続きは、別途「川越市施設型給付費等に係る処遇改善等加算事務処理要領」に定めている。

別表第1

施設・事業区分	加算内容
認定こども園	施設関係者評価加算 高齢者等活躍促進加算 施設機能強化推進費加算 第三者評価受審加算
幼稚園	施設関係者評価加算 施設機能強化推進費加算 第三者評価受審加算
保育所	高齢者等活躍促進加算 施設機能強化推進費加算 第三者評価受審加算
小規模保育事業及び事業所内保育事業	施設機能強化推進費加算 第三者評価受審加算

② 申請内容の審査(後述)

③ 加算又は調整の認定

公定価格加算・調整項目(変更)決定通知書により通知する。認定の期間は年度末までとする。

④ 施設型給付費等の請求

- ・特定教育・保育施設の設置者は毎月の認定こどもに係る施設型給付費等について、当月 15 日までに施設型給付費等請求書により市に請求する。
- ・月の途中で利用を開始又は終了した認定こどもに係る施設型給付費等は翌月の請求に併せて請求する。
- ・月の途中で認定区分の変更があった場合、変更があった翌月から変更後の認定区分により算定金額を適用する。
- ・算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）別表第 2 又は第 3 に規定する各項目の金額を記載した明細書、及び在籍する認定子どもの氏名、生年月日、在籍日数、利用者負担額を記載した明細書を添付する。
- ・施設型給付費等の加算又は調整の認定を受けたときは、当該加算又は調整も併せて請求する。但し「事務取扱要綱」別表第 2 に掲げる加算については、3 月分の施設型給付費等の請求と併せて請求する。
- ・「事務取扱要綱」別表第 3 に掲げる加算については、認定事由を証明する書類を添付する。

別表第 2

施設・事業区分	加算内容
認定こども園	施設関係者評価加算 高齢者等活躍促進加算 施設機能強化推進費加算 第三者評価受審加算 外部監査費加算 小学校接続加算
幼稚園	施設関係者評価加算 施設機能強化推進費加算 第三者評価受審加算 外部監査費加算 小学校接続加算
保育所	高齢者等活躍促進加算 施設機能強化推進費加算 第三者評価受審加算 小学校接続加算
小規模保育事業及び事業所内保育事業	施設機能強化推進費加算 第三者評価受審加算

別表第 3

施設・事業区分	加算内容	必要書類
認定こども園	副園長・教頭配置加算 学級編制調整加配加算 3歳児配置改善加算 満3歳児対応加配加算 講師配置加算 チーム保育加配加算 副食費徴収免除加算 療育支援加算 事務職員配置加算 指導充実加配加算 事務負担対応加配加算 栄養管理加算	教員配置に係る加算等認定（変更）申請書（様式第2号の1の2）、雇用状況表（様式第2号の1の3）及び、副食費徴収免除加算申請書（様式第2号の1の6）
幼稚園	副園長・教頭配置加算 3歳児配置改善加算 満3歳児対応加配加算 講師配置加算 チーム保育加配加算 副食費徴収免除加算 主幹教諭等専任加算 療育支援加算 事務職員配置加算 指導充実加配加算 事務負担対応加配加算 栄養管理加算	教員配置に係る加算等認定（変更）申請書（様式第2号の2の2）、雇用状況表（様式第2号の2の3）及び、副食費徴収免除加算申請書（様式第2号の2の6）
保育所	満3歳児対応加配加算 主任保育士専任加算 チーム保育加配加算 療育支援加算 事務職員配置加算 栄養管理加算	雇用状況表①（様式第2号の3の1）及び雇用状況表②（様式第2号の3の1②）

小規模保育事業及び事業所内保育事業	保育士比率向上加算 障害児保育加算 栄養管理加算	雇用状況表（様式第5号の1）及び職員体制一覧表（様式第5号の2）
-------------------	--------------------------------	----------------------------------

⑤ 請求内容の審査（後述）

⑥ 施設型給付費等の支払

市は、施設型給付費等を毎月月末までに支払わなければならない。

⑦ 実績報告

・特定教育・保育施設の設置者は、「事務取扱要綱」別表第4に掲げる加算を受けたときは、翌年度の4月末日までに実績報告を市に提出しなければならない。

・処遇改善加算の認定を受けたときの実績報告については、別途「川越市施設型給付費等に係る処遇改善等加算事務処理要領」に定めている。

別表第4

施設・事業区分	加算内容	必要書類
認定こども園	休日保育加算	休日保育加算認定報告書（様式第2号の1の8）
	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算申請・報告書（様式第2号の1の10）及び取り組みに要した経費に係る領収書（写）
	高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算費申請・報告書（様式第2号の1の12）
幼稚園	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算申請・報告書（様式第2号の2の7）及び取り組みに要した経費に係る領収書（写）

保育所	休日保育加算	休日保育加算認定報告書 (様式第 2 号の 3 の 3)
	高齢者等活躍促進加算	高齢者等活躍促進加算費 申請・報告書 (様式第 2 号の 3 の 4)
	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算 申請・報告書 (様式第 2 号の 3 の 5) 及び取り組 みに要した経費に係る領 収書 (写)
小規模保育事業及び事 業所内保育事業	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算 申請・報告書 (様式第 2 号の 3 の 5) 及び取り組 みに要した経費に係る領 収書 (写)

⑧ 認定の取消

市は、特定教育・保育施設が加算又は調整の認定要件に適合しなくなった場合は、公定価格加算・調整認定取消通知書により通知する。

⑨ 返還

市は、特定教育・保育施設の設置者が法令等及び「事務取扱要綱」に定める規定に違反したときは、施設型給付費等の全部又は一部の返還を命ずる。

<地域型保育給付費等の請求・支払等の手続>

① 地域型保育給付費等の加算又は調整の認定の申請

・特定地域型保育施設事業者は、地域型保育給付費等の請求に関し、算定に関する基準等の規定による加算又は調整を受けたいとき又は申請した内容に変更のあるときは、特定地域型保育事業公定価格加算・調整項目（変更）申請書を、認定事由を証明する書類を添付して提出する。

・「事務取扱要綱」別表第 1 に掲げる加算については、12 月末までに申請する。

・処遇改善加算の認定を受けるための手続については、別途「川越市施設型給付費等に係る処遇改善等加算事務処理要領」に定めている。

② 申請内容の審査（後述）

③ 加算又は調整の認定

公定価格加算・調整項目（変更）決定通知書により通知する。認定の期間は年度末までとする。

④ 地域型保育給付費等の請求

・特定地域型保育施設事業者は毎月の認定こどもに係る地域型保育給付費等について、当月 15 日までに地域型保育給付費請求書により市に請求する。

・月の途中で利用を開始又は終了した認定こどもに係る地域型保育給付費等は翌月の請求に併せて請求する。

・月の途中で認定区分の変更があった場合、変更があった翌月から変更後の認定区分により算定金額を適用する。

・算定に関する基準等（平成 27 年内閣府告示第 49 号）別表第 2 又は第 3 に規定する各項目の金額を記載した明細書、及び在籍する認定子どもの氏名、生年月日、在籍日数、利用者負担額を記載した明細書を添付する。

・地域型保育給付費等の加算又は調整の認定を受けたときは、当該加算又は調整も併せて請求する。但し「事務取扱要綱」別表第 2 に掲げる加算については、3 月分の施設型給付費等の請求と併せて請求する。

・「事務取扱要綱」別表第 3 に掲げる加算については、認定事由を証明する書類を添付する。

⑤ 請求内容の審査（後述）

⑥ 地域型保育給付費等の支払

市は、地域型保育給付費等を毎月月末までに支払わなければならない。

⑦ 実績報告

・特定地域型保育施設事業者は、「事務取扱要綱」別表 4 に掲げる加算を受けたときは、翌年度の 4 月末日までに実績報告を市に提出しなければならない。

・処遇改善加算の認定を受けたときの実績報告については、別途「川越市施設型給付費等に係る処遇改善等加算事務処理要領」に定めている。

⑧ 認定の取消

市は、特定地域型保育施設事業者が加算又は調整の認定要件に適合しなくなった場合は、公定価格加算・調整認定取消通知書により通知する。

⑨ 返還

市は、特定教育・保育施設の設置者が法令等及び「事務取扱要綱」に定める規定に違反したときは、施設型給付費等の全部又は一部の返還を命ずる。

<請求内容等の審査について>

「事務取扱要綱」に基づき、保育課では、請求書の締切日を、保育所に対しては毎月10日、地域型保育施設及び認定こども園に対しては毎月15日と定めている。各施設からは、締日に間に合うように、施設給付費等又は地域型保育給付費等の請求書が市に送られてくる。保育課では、毎月送られてくる請求書について、児童の内容、基本分単価、施設の状況による加算部分及び利用児童数等についてその正確性・網羅性をチェックし、公定価格の計算が正しく行われていることを確認する。

請求内容のチェック担当者は3名であり、主にエクセルの表計算により管理を行っている。そのうえで、市で導入しているシステムによる確認を適宜行っている。毎月エラーが1割から2割程度発生し、保育所等施設に問い合わせ、修正して正しい計算額を確定させる。

児童一人当たりの単価のチェック

- ・地域区分：市町村ごとに決まっており、川越市は100分の6地域である。
- ・施設類型：保育所や認定こども園などの施設類型で公定価格表が異なる。
- ・利用定員：定員が少ない方がベースの単価が上がる。
- ・加算適用状況：施設で異なり、加算の適用要件を把握し、適切に管理することが重要。

利用児童数のチェック

- ・入所担当が管理しており、施設給付担当がシステムから情報を取得、請求内容の確認に使用する。

<監査手続>

関係書類の閲覧及び関係者からヒアリングを実施したが、特に問題点は見当たらなかった。

6 保育所等の指導監督について

(1) 総論

保育所等の指導監査は、福祉部指導監査課が行っている。指導監査の手続きは、「川越市児童福祉施設等指導監査実施要綱」に基づき、次のように実施されている。

施設名		川越市児童福祉施設等指導監査実施要綱				
		施設監査 (第2章)	確認監査 (第3章)	指導監督 (第4章)	業務管理体制 に係る検査 (第5章)	内部施設 監査 (第6章)
教育・保 育施設	私立幼稚園	-	○	-	-	-
	公立保育所	-	-	-	-	○
	法人保育所	○	○	-	○	-
	認定こども園	○	○	-	○	-
地域型保 育施設	小規模保育施設	○	○	-	○	-
	事業所内保育施設	○	○	-	○	-
認可外保 育施設	病院内保育施設	-	○	○	-	-
	事業所内保育施設・ 企業主導型保育事業					
	ベビーホテル					
	その他の保育施設					
	居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター)					

※ ○が指導監査実施箇所

(2) 認可保育施設の指導監査について

川越市児童福祉施設等指導監査実施要綱によれば、認可保育施設に対する指導監査として、「施設監査」、「確認監査」及び「業務管理体制に関する検査」が行われている。各指導監査は以下のとおりである。

<施設監査>

対象施設	法人保育所	家庭的保育事業等＝地域型保育施設（小規模保育施設・事業所内保育施設）	幼保連携型認定こども園
目的	認可基準等の実施状況が関係法令に照らし適正に実施されているかどうかを確認し、必要な助言、勧告又は是正の措置を講ずることにより、適正な運営を確保することを目的とする。		認可基準等の遵守状況を定期的又は臨時の実地調査等により確認し、必要な助言、指導等の措置を講ずることにより、小学校就学前の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。
基本方針	利用者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営全般にわたって総合的に実施する。		教育・保育環境の整備に関する事項、教育・保育内容に関する事項、健康・安全・給食に関する事項等について定期的かつ計画的に実施する。
一般指導監査	年1回以上	年1回以上	年1回以上
特別指導監査	死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合に、随時実施する。		次の各号のいずれかに該当する場合に随時実施する。 (1)事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。 (2)基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。 (3)度重なる一般指導監査によっても是正の改善が見られないとき。 (4)正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。
方法	あらかじめ根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者等を文書により通知する。職員2名以上で指導班を編成し、そのうち1名は主査以上の職にある者		

	とする。事前に自主点検表及び関係資料の提出を求め、書類の説明を求める面談方式により行う。	
終了後の措置	施設の設置者に対して検査結果を講評する。	
行政上の措置	設備及び運営基準に違反する事実等が確認され、適切な是正改善がなされない場合は、行政上の措置（勧告、命令、事業の停止）を機動的に行う。なお、聴聞、弁明の機会を設ける。	認定基準に違反する事実等が確認され、適切な是正改善がなされない場合は、行政上の措置（勧告、改善命令、事業の停止）を機動的に行う。なお、聴聞、弁明の機会を設ける。

< 確認監査（指導） >

対象施設	法人保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等＝地域型保育施設（小規模保育施設・事業所内保育施設）
目的	特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。
方針	内閣府令等に定める特定教育・保育施設等又は特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び施設型給付費等請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。
集団指導	対象となる施設を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
実地指導	一般指導（市が単独で行うもの。）又は合同指導（市が厚生労働省や埼玉県と合同で行うもの。）の形態により、対象となる施設等において実地で行う。
集団指導の対象の選定基準	新たに特定教育・保育施設等又は特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設等については、概ね1年以内に実施する。以後は運営基準、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準及び過去の指導事例に応じて選定する。
実地指導の対象の選定基準	1)一般指導 ア) 特定教育・保育施設等：原則として年1回以上実施する。 イ) 特定子ども・子育て支援施設等：新たに特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けた施設等については、概ね1年以内に実施することとし、定期の一般指導については、原則として3年に1回以上実施する（但し合同指導により実施するものを除く）。 2)合同指導：一般指導の対象とした特定教育・保育施設等又は特定子ども・子育て支援施設等の中から選定する。

集団指導の方法	あらかじめ日時、場所、指導内容等を文書により施設等に通知する。
実地指導の方法	あらかじめ根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者等を文書により通知する。実施指導は職員 2 名以上で指導班を編成し、そのうち 1 名は主査以上の職にある者とする。一般指導に当たっては、指導監査事項を掲げた自主点検表及び関係資料の提出を事前に求め、その書類に基づき説明を求める面談方式で行う。
実地指導から監査への変更	実地指導中に次の状況を確認した場合には、実地指導を中止し、監査を実施する。 (1)著しい運営基準違反が確認され、当該施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合 (2)施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合
終了後の措置	施設の設置者に対して検査結果を講評する。

< 確認監査（監査） >

対象施設	法人保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等＝地域型保育施設（小規模保育施設・事業所内保育施設）
基本方針	子ども・子育て支援法に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに指導から監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを方針とする。
監査対象	監査は次の(1)～(4)の情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。 (1)要確認情報・・・通報・苦情・相談等に基づく情報、施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す施設等の設置者等に係る情報 (2)実地指導等において確認した情報 (3)重大事故に関する情報 (4)意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報
実施者	職員 2 名以上で指導班を編成し、そのうち 1 名は主査以上。
方法	事前に自主点検表及び関係資料の提出を求め、書類の説明を求める面談方式で行う。
終了後の措置	施設の設置者に対して検査結果を講評する。

行政上の措置	違反疑義等が認められた場合には、子ども・子育て支援法の規定に基づき行政上の措置（勧告、命令、確認の取り消し等）を機動的に行う。
不正利得の徴収	行政上の措置を行った場合において、その基礎となった事実が子ども・子育て支援法 12 条又は第 30 条の 3 に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同法第 12 条第 1 項の規定に基づく不正利得の徴収として徴収を行う（徴収には 40%の加算徴収ができる。）

<業務管理体制に係る検査>

対象施設	法人保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等＝地域型保育施設（小規模保育施設・事業所内保育施設）
目的	子ども・子育て支援法第 55 条第 1 項に規定する特定教育・保育提供者が法令等の遵守が求められていることを認識するとともに、事業運営の一層の適正化を図ることを目的とする。
基本方針	特定教育・保育提供者が自ら業務管理体制の問題点について検証し、改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けすることを目的とする。
一般検査	業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に検査を実施する。
特別検査	次のいずれかに該当する場合に随時実施する。 ア 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。 イ 度重なる指導によっても改善が見られないとき。 ウ 正当な理由がなく、一般検査を拒絶したとき。
方法	一般検査の実施に当たっては、書類の提示又は施設等での面談により報告を求めることとし、確認監査の一般指導に併せて実施する。立入検査を決定したときは、あらかじめ根拠規定、目的、場所、検査担当者等を文書で通知する。職員 2 名以上で指導班を編成し、そのうち 1 名は主査以上の職にある者とする。
終了後の措置	施設の設置者に対して検査結果を講評する。
行政上の措置	指導した事項について、適切な改善がなされない場合は、子ども・子育て支援法に規定する行政上の措置（勧告、命令）を機動的に行う。

自主点検表の内容は次のとおりである。

保育所・幼保認定こども園・地域型保育 共通
(運営管理)
1 施設運営全般の状況
(1) 組織運営
2 人事管理の状況
(1) 就業規則の整備状況
(2) 勤務時間
(3) 休暇
(4) その他休暇等
(5) 労使協定
(6) 給与の支給
(7) 時間外勤務の管理
(8) 非常勤職員等（嘱託医を除く。）の状況
(9) 最低賃金
(10) 職員の健康管理
(11) 職員研修
(12) 苦情解決体制
(13) 個人情報保護と秘密保持
3 施設管理の状況
(1) 整備状況
(2) 設備の状況
(3) 非常災害・危険防止
(4) 消火・避難訓練の実施
(5) 消防用設備等の整備・点検
4 運営管理体制【特定地域型保育事業所及び母子生活支援施設のみ回答】
(1) 経理事務【特定地域型保育事業所のみ】
(2) 経営状況の把握【母子生活支援施設のみ】

保育所	幼保認定こども園	地域型保育
(処遇)	(処遇)	(処遇)
1 入所者の状況	1 入所者の状況	1 入所者の状況
2 保育の計画及び評価	2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画	2 保育の計画及び評価
3 保護者に対する支援	3 運営状況の評価等	3 保護者に対する支援
4 児童の記録	4 教育時間・保育時間等	4 児童の記録
5 小学校との連携	5 小学校との連携	5 特定教育・保育施設（保育所等）との連携
6 保育時間等の状況	6 指導要録	6 保育時間等の状況
7 給食の状況	7 帳簿	7 給食の状況
8 調理の衛生管理	8 環境衛生	8 調理の衛生管理
9 調理業務委託（外部委託の場合のみ記入）	9 保健衛生・健康支援	9 調理業務委託（外部委託の場合のみ記入）
10 食事の搬入（搬入施設のみ記入）	10 安全管理	10 食事の搬入（搬入施設のみ記入）
11 入所児の健康管理	11 虐待防止	11 入所児の健康管理
12 虐待の防止等	12 給食の状況	12 虐待の防止等
13 保育環境、安全管理の状況	13 調理の衛生管理	13 保育環境、安全管理の状況
14 施設長の責務	14 調理業務委託（外部委託の場合のみ記入）	14 施設長の責務
15 職員配置の状況	15 食事の搬入（搬入施設のみ記入）	15 職員配置の状況等
—	16 子育て支援	—
—	17 登園バスの状況	—
—	18 職員配置の状況	—
—	19 加算等の状況	—

さらに、社会福祉法人に対しては、会計、帳簿、決算書、契約等、財務・会計面に関する自主点検表の作成を要請し、チェックしている。

(3) 認可外保育施設の指導監査について

川越市児童福祉施設等指導監査実施要綱によれば、認可外保育施設に対する指導監査として、次に示す「指導監査」が実施されている。

<指導監査>

対象施設	認可外保育施設
目的	設備及び運営基準等の実施状況が関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを確認し、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることにより、適正な運営を確保することを目的とする。
基本方針	利用者の処遇、設備、会計管理等施設の運営全般にわたって総合的に実施する。
形態等	3年に1回以上実地において行う。事業の運営上問題があると認められた場合には、必要に応じて施設の立入検査を行う。さらに必要な場合には当該施設の設置者の事務所に対し立入検査を行う。
方法	あらかじめ根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者等を文書により通知する。職員2名以上で指導班を編成し、そのうち1名は主査以上の職にある者とする。事前に自主点検表及び関係資料の提出を求め、書類の説明を求める面談方式により行う。
終了後の措置	施設の設置者に対して検査結果を講評する。
行政上の措置	設備及び運営基準に違反する事実等が確認され、適切な是正改善がなされない場合は、行政上の措置（勧告、命令、事業の制限等（事停止又は施設閉鎖））を機動的に行う。なお、聴聞、弁明の機会を設ける。

自主点検表の内容は次のとおりである。

認可外保育施設
(運営管理)
1 保育室等の構造、設備及び面積
(1) 保育室の面積
(2) 調理室
(3) 1歳未満児とその他の幼児の区画
(4) 保育室の採光、換気、安全性の確保
(5) 便所

2 非常災害に対する措置
(1)消火用具の設置
(2)非常口の設置
(3)非常災害に対する具体的計画（消防計画）の策定
(4)消火・避難訓練の実施
(5)防災上の必要な措置
3 保育室を2階以上に設ける場合の条件
(1)共通：乳幼児の転落事故を防止する設備の備え
(2)保育室が2階の場合の条件：耐火建築物若しくは準耐火建築物又は乳幼児の避難に適した構造の施設若しくは設備
(3)保育室が3階以上の場合の条件：耐火建築物及び乳幼児の避難に適した構造の施設又は設備 等
4 利用者への情報提供
(1)サービス内容を掲示
(2)契約内容を書面等により交付
(3)十分な説明
(4)職員及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備
5 備える帳簿等
(1)職員及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備 (処遇)
1 保育に従事する者の数及び資格
2 保育内容
3 給食
4 健康管理・安全確保

(4) 市立保育所の指導監査について

市立保育所の指導監査については、従来、実施主体が県であると厚生労働省から示されていたため川越市で実施していなかったが、令和2年10月に厚生労働省から実施主体に対する解釈の変更があり、令和3年度から川越市が指導監査を行うこととなった。

令和2年10月30日に厚生労働省子ども家庭局から「指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体について（周知）」及び「指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施に関する直近の対応について」が通知され、「指定都市等（監査人注：指定都市、中核市及び児童相談所設置市を「指定都市等」という。）が設置者である公立の保育所の監査権限等については、指定都市等に移譲されておらず、都道府県が指導監査を行う仕組みとなっている」という従来の取り扱いから、「指定都市等が設置する保育所については、当該指定都市等の長が指導監査を行うことが適当であり、都道府県が設置する児童自立支援施設に対する指導監査を都道府県知事が行うのと同様、指定都市等の長が、自らの団体に対する内部管理権限に基づき行うものである」と整理し、令和3年度から中核市である川越市の市立保育所の指導監査は川越市で実施することとなった。

「川越市児童福祉施設等指導監査実施要綱」が令和3年3月31日に改正され、「第6章 内部施設監査」が新設されている。

(5) 指導監査の結果

令和2年度の認可保育施設の監査指導対象施設は次のとおりであり、合計73施設である。

- ・小規模保育事業 19 施設
- ・事業所内保育事業 11 施設
- ・保育所 36 施設
- ・認定こども園 7 施設

その結果として指摘した項目及び件数は、次のようにまとめられる。

全体的には、運営管理面では、運営規程（又は園則）の不備、重要事項説明書の記載漏れが多く、処遇面では、自己評価の未実施、保育計画の不備のような総論的なものや、

事故防止の指針・事故防止のための委員会未設置、食品の安全確保に係る不備のような安全対策に係るもの、などが多く指摘されている。

また、保育所は不適正な会計処理や賞与引当金の未計上など経理関係の問題が多く指摘されている。

さらに、就業規則の不備、労働条件の明示不足や労働条件の内容不備、給与・賃金支払いの不適切な処理、職員の健康診断の未実施、年次有給休暇の不提供など人事面での問題も指摘されている。

運営管理項目	処遇項目	不備・未実施・不十分・不適正項目	小規模保育事業 19 施設の指摘数	事業所内保育事業 11 施設の指摘数	保育所 36 施設の指摘数	認定こども園 7 施設の指摘数	合計 73 施設の指摘数
1		運営規程（園則）の不備	8	2	4	4	18
2		施設長の要件の不備	0	1	0	0	1
3		重要事項の揭示（重要事項説明書）	6	2	2	0	10
4		就業規則の不備	5	0	1	1	7
5		労働条件の明示不備	0	0	1	2	3
6		労働時間の適正な把握の不備	0	0	0	1	1
7		年次有給休暇の不提供	1	1	0	0	2
8		給与・賃金支払いの不適切処理	2	4	1	0	7
9		割増賃金の計算の不適正	0	0	0	1	1
10		非常勤職員等の労働条件の通知の内容不備	3	1	1	1	6
11		職員の健康診断の未実施	3	2	0	1	6
12		従業者の研修の未実施	0	0	1	0	1

13		秘密保持に対する措置の不備	1	0	0	0	1
14		非常災害に対する計画・対策の不備	3	1	1	0	5
15		消火訓練・避難訓練の未実施	0	0	3	0	3
16		消防用設備 点検・消防署への報告の未実施	2	1	2	0	5
17		財産目録の未作成	0	0	1	0	1
18		会計帳簿の不備	0	0	1	0	1
19		事業所の会計が他の会計と独立した区分経理となっていない	1	0	0	0	1
20		会計処理 経理規程に従わない処理	0	0	16	1	17
21		会計処理 会計省令に従わない処理	0	0	1	0	1
22		同一法人内の拠点区分への資金貸付について年度内に補填されず	0	0	2	0	2
23		個別会計処理の不適用	0	0	3	0	3
24		理事会承認の無い資金の繰り入れ、取崩し	0	0	3	0	3
25		経理規程の限度額を超える契約で競争入札に付していない事例	0	0	1	0	1
26		理事長専決事項の限度額を超える契約の理事会承認無し	0	0	1	0	1
27		賞与引当金の未計上	0	0	4	0	4

	1	保育計画の不備	3	0	4	1	8
	2	自己評価未実施	8	4	8	0	20
	3	保育所の開所（不適切な休所日あり）	0	0	1	0	1
	4	給食会議の出席者不足	0	0	0	1	1
	5	給食の提供不備（お盆の期間提供無し）	0	0	0	1	1
	6	食品の安全確保 検食・調理従事者の衛生管理等の不備	4	1	1	1	7
	7	虐待に関する研修の未実施	0	0	1	0	1
	8	指導要録の送付の未対応	0	0	0	1	1
	9	施設長の配置の不備	0	0	1	0	1
	10	施設長の運営管理業務の従事時間不足	0	1	0	0	1
	11	保育士の配置の不備	1	0	0	0	1
	12	保健師又は看護師の配置の不備	0	0	1	0	1
	13	事故防止の指針、委員会開催の不備	3	1	10	2	16
	14	睡眠中の安全確認の未実施	0	0	2	0	2
	15	学校安全計画の不備	0	0	0	1	1
	16	嘱託医との契約の不備	1	0	1	0	2
	17	施設型給付費等に係る処遇改善加算の基準との不整合	1	0	0	0	1
	18	管理者設置加算が不適正	0	1	0	0	1
	合計		56	23	80	20	179

指導監査課では、指摘事項について、概ね2か月間の改善報告期限を設定し文書により報告を求めており、令和2年度に改善報告を求めた39施設については一定の改善を確認しているとのことである。

なお、指摘事項が次のいずれにも該当しない場合については、文書による報告は求めず次回の実地指導等において改善状況を確認することとしているとのことである。

- ①前回の実地指導等において指摘を受けている場合
- ②著しく不適切な保育内容や保育環境である場合
- ③著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- ④その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

認可外保育施設についても指導監査が行われ、検出事項は全て改善されたと報告書に記載されていた。

認可保育施設及び認可外保育施設に対する指導監査業務については、適正に実施されていた。市立保育所の指導監査についても、十分な指導監査を行うことを期待する。

7 こども未来部療育支援課の事業

(1) 組織及び業務概要等

1) 組織及び業務概要

a) 組織

療育支援課は平成31年4月にこども未来部に新設された課である。それまで保育課が所管していた障害児通所給付費等に関する業務に加え、平成31年度に埼玉県から移譲された指定障害児通所支援事業者の指定等に関する業務を所管するとともに、平成31年4月1日に開所した川越市児童発達支援センターを所管している。

川越市児童発達支援センターは、あけぼの・ひかり児童園の老朽化・狭あい化に伴い、新たに児童発達支援センターとして旧寿町学校給食センター跡地に新築・移転した施設である。通所の定員は80名であり、発育・発達に不安や心配のある児童とその家族の支援を実施している。

b) 療育支援担当の業務概要

療育支援担当では、主に障害児通所給付費等の支給に関する事務や指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務を行っている。

障害児通所給付費等の支給に関する事務としては、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用に係る障害児通所給付費支給申請（新規、更新、変更など）について、審査のうえ支給決定を行うとともに、利用実績に応じて給付費を支払うなどの事務を行っている。

また、指定障害児通所支援事業者の指定等に関する事務としては、指定障害児通所支援事業者の指定、変更、更新等を行っている。

c) 川越市児童発達支援センターの業務概要

児童発達支援センターでは、発育・発達に不安や心配のある児童に対し、一人一人の特性に応じた支援計画を立て、計画に沿った日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を実施する通園機能に加え、相談支援機能や地域支援機能の充実を図っている。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士などの専門職による外来療育や、さまざまな遊びや活動を通じて、言葉や心身の発育を促す親子教室なども実施している。

2) 予算・決算額（歳入・歳出）

療育支援課の歳入・歳出の推移は以下のとおりであった。

<歳入>

(単位：千円)

科目	R1 年度決算	R2 年度決算	R2 年度予算
一般会計	895,412	1,011,652	1,018,392
分担金及び負担金	1,888	215	552
負担金	1,888	215	552
民生費負担金	1,888	215	552
使用料及び手数料	9	9	9
使用料	9	9	9
民生使用料	9	9	9
国庫支出金	537,350	612,044	613,420
国庫負担金	532,472	608,654	608,654
民生費国庫負担金	532,472	608,654	608,654
国庫補助金	4,878	3,390	4,766
民生費国庫補助金	4,878	3,390	4,766
県支出金	269,928	305,957	304,327
県負担金	266,235	304,327	304,327
民生費県負担金	266,235	304,327	304,327
県補助金	3,693	1,630	-
民生費県補助金	3,693	1,630	-
寄附金	300	-	-
寄附金	300	-	-
民生費寄附金	300	-	-
諸収入	85,936	93,426	100,084
雑入	85,936	93,426	100,084
雑入	85,936	93,426	100,084

<歳出>

(単位：千円)

科目	R1 年度決算	R2 年度決算	R2 年度予算
一般会計	1,157,939	1,369,818	1,422,729
民生費	1,157,939	1,369,818	1,422,729
児童福祉費	1,157,939	1,369,818	1,422,729

児童措置費	1,045,875	1,209,155	1,249,698
児童発達支援センター費	112,063	160,663	173,031

(2) 第2期川越市子ども・子育て支援事業計画との関係

第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）において療育支援課は、基本目標2「幼児期の教育・保育の充実と保護者への支援」施策目標1「教育・保育の充実と質的向上」において、発達障害等の専門的な知識を有する者が保育所等の求めに応じて巡回し、保育士等に対して必要な助言・指導を行う事業11「こどもの発達支援巡回事業」に取り組んでいる。

また、基本目標5「すべての子どもの未来をつくる取組の推進」施策目標4「障害児施策の充実と支援体制整備の推進」における重点事業である事業1「児童発達支援センターの運営」について、障害のある児童の特性に応じた訓練、指導等及び保護者への支援の実施、また、関係機関との連携を強化する等、地域における療育支援体制の充実に努めている。加えて、同じく重点事業である事業2「障害児通所支援事業の充実」について、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの障害児通所支援事業について、提供体制の確保及び安定に努めるとともに、その質の向上の促進に努めている。

(3) 障害児通所支援事業

a)概要

児童福祉法に基づく障害児通所支援の利用に対して給付費の一部を支給することにより、心身に障害又は発達の遅れがある児童やその家族が、地域で安心して生活できるよう支援することを目的としている。

事業内容は次のとおりである。

- ・ 障害児通所給付費の支給申請処理
- ・ 国保連伝送事務
- ・ 国保連審査事務
- ・ 国県負担金等経理事務
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 等

なお、国保連とは「埼玉県国民健康保険団体連合会」の略称として同課が用いている。

令和元年度及び令和2年度の歳出（決算額）は以下のとおりであった。

（単位：千円）

科目	R1 年度	R2 年度
普通旅費	1	-
消耗品費	4	196
印刷製本費	65	72
手数料	1,623	1,683
業務委託料	301	709
補助金	944	1,974
扶助費	1,038,978	1,182,212
償還金	3,957	22,307
合計	1,045,875	1,209,155

上表の「扶助費」が主に障害児通所給付費である。令和3年7月1日時点で支給対象となっている事業所数は51であり、詳細は下記のとおりである。

<川越市内障害児通所支援事業所一覧>

施設名	提供サービス		
	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス	保育所等 訪問支援
児童デイサービスともいき	—	○	—
こどもデイ ふわふわ	—	○	—
こどもデイサービスあおむしくらぶ	—	○	—
ハッピー川越第1教室	○	—	—
児童デイサービスびたみん	—	○	—
たまみずき川越	—	○	—
YMCA クローバークラブ川越	—	○	—
川越ゆめの園	○	○	—
ほのか	—	○	—
DEKITA 川越高階	—	○	—
放課後本舗六軒町	—	○	—
放課後等デイサービス ドリーム	—	○	—
こどもデイサービス こっこくらぶ	—	○	—
第二川越ゆめの園	○	○	—

びさい川越教室	○	○	—
こどもプラス川越 南大塚教室	○	○	—
こどもデイサービス あおむしぷちくらぶ	○	○	—
トイス	休止中	○	—
ハビー川越駅前教室	—	○	—
びさい川越教室 A	○	○	—
こどもサポート教室「きらり」新河岸校	○	○	—
コペルプラス 川越教室	○	—	—
児童デイドリーム 2nd	○	○	—
就労準備型放課後等デイサービス For happiness	—	○	—
こどもプラス川越 新河岸教室	○	○	—
ゆめキッズ	—	○	—
こばんはうすさくら 川越岸町教室	○	○	—
そらいろ ※	○	○	—
放課後等デイサービス なないろ club	—	○	—
はびねすくらぶ川越	—	○	—
第三川越ゆめの園	○	○	—
つみき ※	休止中	○	—
夢門塾本川越	—	○	—
川越市児童発達支援センター	○	—	○
FLOWERS 川越教室	○	○	○
かろーれキッズ川鶴	—	○	—
ハッピーテラス川越教室	—	○	—
第2 かろーれキッズ川鶴	○	○	—
アクアすまいる	—	○	—
マイスペクスパーク	○	○	—
コペルプラス南古谷教室	○	—	—
みらいスクール川越	—	○	—
音楽特化型療育支援 音のはびねす	○	○	—
児童デイサービスびたみん B	—	○	—
Kids Support Bee 川越教室	○	—	○
ゆめの園みらいず初雁 放課後等デイサービス	—	○	—
こばんはうすさくら川越中央教室	○	○	—
コペルプラス鶴ヶ島教室	○	—	—
ハビー川越第2教室	○	○	—

放課後等デイサービス のびのび広場エミタス	○	○	—
びさい川越教室 B	○	○	—

注：施設名欄に※が付してある施設は重症心身障害児を対象とする施設である。

障害児通所給付費等と支給決定者数の推移は以下のとおりである。毎年右肩上がりの増加傾向となっている。平成 24 年 4 月に施行された改正児童福祉法では、障害種別等で分かれていた障害児施設を通所・入所施設別に一元化するなど大きく再編強化され、幅広く、かつ各児童により適した細やかな支援を行う制度に変更された。国として発達支援への理解やサービスの拡充を進めてきた状況である。川越市においても国の方針に従ってきた経緯があり、その結果としてサービスを提供する事業所が増加するとともに、制度自体が広く普及してきて市民の利用が広がっている状況である。

<障害児通所給付費等（扶助費）の決算額の推移>

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
障害児通所給付費等額(千円)	541,435	730,039	874,723	1,038,978	1,182,212
対前年度比率	161.2%	134.8%	119.8%	118.8%	113.8%

<児童発達支援及び放課後等デイサービスの支給決定者数の推移>

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
児童発達支援（人）	133	143	166	197	226	225
放課後等デイサービス（人）	244	339	437	547	585	676
計（人）	377	482	603	744	811	901
対前年度比率	143.3%	127.9%	125.1%	123.4%	109.0%	111.1%

(注) 各年度 4 月 1 日時点

<取得手帳別支給決定人数（令和 2 年 4 月 1 日時点）>

(単位：人)

	手帳種別				
	身体障害者	療育	精神障害者 保健福祉	手帳なし	計
未就学手帳所持者数 (A)	46	85	6		
児童発達支援支給決定 (B)	25	75	2	124	226
支給決定/手帳所持者数 (B/A)	54.35%	88.24%	33.33%		
就学手帳所持者数 (C)	151	592	126		

放課後等デイサービス支給決定 (D)	47	329	47	162	585
支給決定/手帳所持者数 (D/C)	31.13%	55.57%	37.30%		
支給決定数計 (B+D)	72	404	49	286	811

(注) 2 以上の手帳を持っている場合は等級が高い手帳でカウントしている。

なお、本事業について、第 2 期川越市子ども・子育て支援事業計画において目標事業量の設定がなされている (基本目標 5 施策目標(4)事業 2)。

目標事業量	現状値 (平成 30 年度)	目標値 (令和 6 年度)
重症心身障害児を主たる対象とする事業所数	2 事業所	3 事業所

b)実施した手続

障害児通所給付費に関連する、支給決定から審査支払までの一連の事務執行について、「障害児通所給付費支給申請書」「障害児支援利用計画」「障害児通所給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書」「一次審査結果票 (埼玉県国民健康保険団体連合会)」「返戻 (予定) 一覧表」「警告一覧表」「支出負担行為兼支出命令書」等を閲覧するとともにヒアリングを実施し、業務フローの内容を確かめた。その結果、特段の疑義は見られなかった。

その他、本事業に関する簿冊・関連資料の査閲及び担当者ヒアリングを実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(4) 児童発達支援センター事業

1) 児童発達支援センター運営管理

a)概要

川越市児童発達支援センターは、老朽化・狭あい化が進んだあけぼの児童園及びひかり児童園を統合し、新たに児童発達支援センターとして整備し、平成 31 年 4 月 1 日に開所した施設である。

令和元年度及び令和 2 年度の歳出 (決算額) は以下のとおりであった。

(単位：千円)

科目	R1 年度	R2 年度
臨時職員賃金	50,225	0
非常勤職員報酬	0	360
報償金	13,721	190
普通旅費	78	4
消耗品費	2,318	1,495
食糧費	4	0
印刷製本費	23	9
光熱水費	4,373	4,447
修繕料	4	1,379
賄材料費	6,456	7,488
医薬材料費	17	17
被服費	526	594
通信運搬費	613	642
手数料	134	226
保険料	992	989
業務委託料	25,303	29,516
施設・備品管理委託料	2,689	3,118
使用料及び賃借料	1,180	3,423
庁用器具費	2,475	418
負担金	568	124
扶助費	0	0
補償金	354	0
合計	112,063	54,445

川越市児童発達支援センターのパンフレットでは同施設が以下のとおり記されている。

【川越市児童発達支援センターのパンフレットより】

所在地：川越市寿町 2 丁目 296 番地 1

交通アクセス：川越駅西口から西武バス「法務局」バス停下車徒歩約 4 分、本川越駅から西武バス「法務局」バス停下車徒歩約 4 分、駐車場 24 台（障害者等優先 2 台含む）、駐輪場 26 台

施設概要：（敷地面積）4470.39 m²、（延べ床面積）2367.29 m²、（構造）鉄骨造・2 階建、（開設）平成 31 年 4 月

事業案内：

<相談支援>

お子さんの発達や成長に関しての様々な相談を受け付けています。言葉・運動面・友だち関係・こだわり等、お子さんの生活全般に関しての悩みを共に考え、お子さんが健やかに成長していけるよう保護者の皆さんを支援します。

まずは、お話を伺い必要に応じて個別相談・外来療育・親子教室などをご案内させていただきます。

<通園（あけぼの・ひかり）>

お子さん一人ひとりの特性に応じた、適切かつ総合的な働きかけを早期から行うことにより成長発達を促す支援を行います。

お子さんの主体性を尊重し、お子さん一人ひとりの状況に応じた支援計画を立てて支援します。

（※利用にあたっては通所受給者証の申請が必要です。）

<外来療育>

発達に心配や不安のあるお子さんとその保護者の生活のしにくさに対し、障がいや遅れ、発達特性に応じて理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）・心理相談員が支援します。

<親子教室>

小集団での親子活動を楽しみながら、同年代の子どもと関わり、様々な遊びや活動を通して、ことばや心身の発達を促します。お子さんの喜ぶ遊びや、日々の生活に生かせるお子さんとの関わりを一緒に学びます。

また、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画では同施設が以下のとおり記されている。

【第2期川越市子ども・子育て支援事業計画（80ページ）より】

施設の老朽化・狭あい化が課題となっていたあけぼの・ひかり児童園は、平成31年4月に新築移転し、川越市児童発達支援センターとして新たにオープンしました。

児童発達支援センターは、障害のある子どもに対する支援のほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援や、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所、幼稚園、小学校等と連携を図りながら支援を行うとともに、専門的な知識・経験に基づき保育所等への支援を行うこととされています。

また、通所定員を60名から80名に拡充するとともに、親子教室や巡回相談などを実施し、地域の障害のある子どもやその家族への相談や支援、障害のある子どもが通う保育所等への相談や支援を行っています。

発育・発達に不安や心配のある未就学児に対して、日常生活や遊びの中で発達を促す支援を行っている。また、一人一人の発達状況や特性に応じた個別支援計画を作成し、

集団及び個別での支援を行っている。加えて、親子でいきいきとした毎日を送ることができるよう、家族へのサービスも大切にしている。通所機能に加え、相談支援機能や地域支援機能の充実も図っている。

なお、児童発達支援センターは児童福祉施設の1種であり、児童福祉法第43条に定めがある。

主な事業は以下のとおりである。

通所支援（通園）【法定事業】	定員 80 名 ・主に言葉や行動の発達面で支援が必要な「通園あけぼの」...6 クラス（単独クラス） ・主に身体的な面で支援が必要な「通園ひかり」...4 クラス（単独クラス 3、親子クラス 1）※親子クラスは 3 グループで編成
一般相談	子どもの心身の発達や障害に関する総合的な相談
障害児相談支援【法定事業】	「障害児支援利用計画」を作成。通所支援事業所との連絡調整や定期的なモニタリングの実施。
親子教室	小集団での親子活動を楽しみながら、ことばや心身の発達を促す。
地域支援事業	地域の子育て環境や支援体制の構築を図る。保育所や幼稚園、関係機関の職員等に対する研修会などを企画・実施。
専門相談（外来療育）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等による相談。運動発達やコミュニケーション能力、日常生活における基本的な動作習得のための支援を行う。
保育所等訪問支援【法定事業】	保育所や幼稚園等に通う子どもに対して、保護者との契約により、保育所や幼稚園等に出向き、集団生活の中で必要な支援を行う。
こどもの発達支援巡回相談	保育所や幼稚園に通う子どもに対して、園等からの依頼により、保育所や幼稚園等に出向き、集団生活の中で必要な支援を行う。なお、本事業は令和 3 年度から同課の療育支援担当が実施している。

川越市児童発達支援センターの本体の新築工事の業者選定については、総合評価方式による入札を行った。

<施設概要（「仮称川越市立あけぼの・ひかり児童園 設計概要」より）>

敷地面積	約 4,200 平方メートル
延床面積	約 2,390 平方メートル
構造	鉄骨造 地上 2 階
高さ	約 9.15 メートル（最高高さ）

2者による入札となったが、平成29年度に初雁・内田特定建設工事共同企業体が契約金額576,882千円（税込）にて落札した。なお、本体工事のほかにも一般競争入札にて、空調設備工事が99,338千円（税込）、電気設備工事が123,984千円（税込）、給排水その他設備工事が85,374千円（税込）にて落札された。

なお、本事業について、第2期川越市子ども・子育て支援事業計画において目標事業量の設定がなされている（基本目標5施策目標(4)事業1）。

目標事業量	現状値（平成30年度）	目標値（令和6年度）
一般相談件数	—	320件

b)実施した手続

川越市児童発達支援センターの現地視察を行った。平成31年4月1日に開所したばかりの新しい施設であるが、利用者数の増加等により、部屋数が不足している状況とのことであった。職員は部屋使用のローテーション等の工夫により業務を行っているとのことであった。

同センターの給食用物資の納入業者については、公募を行って川越市内に店舗又は営業所を有している業者と年度ごと又は半期ごとに給食用物資納入契約を締結している。複数の業者から申請があった場合には公開抽選により業者を決定している。これらの業者選定のルールは「川越市立保育園給食用物資納入要綱」とのことであった。

また、令和2年度の給食用物資の納入業者について、DPと給食用物資納入契約を締結したが、年度の途中で当該事業者からの廃業による解約願いがあり、期の途中で契約解除となった。そのため同年度後期からは別業者と契約を締結した。

【意見31】川越市児童発達支援センターの給食用物資の納入業者の業者選定ルールについて

川越市児童発達支援センターの給食用物資の納入業者の業者選定ルールを尋ねたところ「川越市立保育園給食用物資納入要綱」を用いているとのことであった。当センターの前身であるあけぼの・ひかり児童園の所属が平成30年度まで保育課であったため、保育園と同じ要綱を用いており、現在も同要綱に準じて納入業者を選定しているとのことであった。しかし、児童発達支援センターと保育園（保育所）は児童福祉法において別の機能・目的を有する児童福祉施設であるから、別の要綱を設けるなど適切な対応をすべきと考える。

2) 会計年度任用職員人件費（児童発達支援センター）

a)概要

事業の内容は、会計年度任用職員等に係る採用・契約更新、給与等支払事務、厚生関係事務である。会計年度任用職員等（保育士等）の採用・給与・厚生関係事務を行い、児童発達支援センターの円滑な運営を図ることを目的としている。発育・発達に不安や心配のある児童とその保護者に対し、保育士や専門職等が児童の発達特性に応じた適切な支援を行うことができる。

会計年度任用職員は令和2年4月1日時点で「保育士22名」「看護師1名」「専門職（作業療法士、言語聴覚士、心理職）8名」「補助調理員2名」である。

令和2年度の歳出（決算額）は以下のとおりであった。

（単位：千円）

科目	R2 年度
非常勤職員報酬	36,952
一般職給	40,998
地域手当	2,420
通勤手当	885
特殊勤務手当	520
時間外勤務手当	674
期末手当	11,729
共済組合等負担金	11,029
費用弁償	1,006
合計	106,218

b)実施した手続

本事業に関する簿冊・関連資料の査閲及び担当者ヒアリングを実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

